

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

案件名	第3次相模原市環境基本計画の中間改定について						
所管	環境経済	局区	部	ゼロカーボン推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	「第3次相模原市環境基本計画」について、策定以降の社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえた中間改定を行うことにより、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら」の実現に向けた施策の更なる推進を図るもの					
	効果測定指標	基本目標(1～5)の達成の目安となる指標(全14項目)			施策番号	33～41	
		R5	R6	R7	R9		
	事業効果 年度目標	中間目標年次			最終目標年次		

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次環境基本計画の中間改定について <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標の達成の目安となる指標の目標値の再設定 ・施策体系の見直し等 ○計画改定に向けたスケジュールについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

第3次相模原市環境基本計画(計画期間:令和2年度～令和9年度)について、策定以降の主な社会情勢の変化(地球温暖化対策の推進に関する法律の改正、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の策定、生物多様性国家戦略2023-2030の策定)及び成果指標の進捗状況等を踏まえ中間改定を行うもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁内調整						
	審議会意見聴取						
	庁議						
	市民環境経済部会						
	パブコメ						
	改定						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
									
		○	○	○					

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月～令和6年1月	議会への情報提供	部会 令和5年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
相模原市環境審議会	意見聴取(令和5年5月～令和5年10月)全3回
環境基本計画改定検討会議()	第3次相模原市環境基本計画の中間改定について(令和5年3月～令和5年9月)全4回
環境基本計画改定検討部会()	全体会議1回、構成各課と個別調整
地域経済政策課	事案及び庁議について

備考	構成課: 政策課、市民協働推進課、地域経済政策課、廃棄物政策課、水みどり環境課、環境保全課、学校教育課、ゼロカーボン推進課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (10/19)

【成果指標について】

(観光・シティプロモーション課長)既に中間目標を達成している成果指標について、改めて中間目標値を変える必要があるのか。

(ゼロカーボン推進課)再設定した令和5年度の中間目標値については、最終目標の達成を見据えた目安値として置き換えている。

(総務法制課担当課長)基本目標1の二酸化炭素排出量だけ、目標未達にもかかわらず、更に厳しい目標を設定しているが、どのような考えからか。

(ゼロカーボン推進課長)2050年のゼロカーボンを目指すことを宣言しており、2030年の50%削減についても、本年11月改定予定の地球温暖化対策計画で掲げている。そこからのバックキャストで本計画の目標値を設定している。

(総務法制課担当課長)更なる高い目標達成のため、何に取り組むのか。

(ゼロカーボン推進課長)まずは、市の率先行動として、公共施設への太陽光パネルの設置や、公用車の次世代自動車への更新等に取り組む。また、国の交付金を活用した5箇年の重点対策加速化事業を推進する。アクションプランとしては、個別計画である地球温暖化対策計画となる。

【行財政構造改革プランについて】

(経営監視課長)行財政構造改革プランにおいて、環境分野の個別計画である地球温暖化対策計画と水みどりの基本計画・生物多様性戦略の整理を指示されていたと思うが、今回の中間改定では整理しないのか。

(ゼロカーボン推進課長)今回は、中間改定のため議論していないが、令和9年度からの次期計画の策定に向け、議論する予定である。

【審議会意見について】

(アセットマネジメント推進課長)審議会からはどのような意見があったか。

(ゼロカーボン推進課長)「世界情勢をしっかりと捉えた改定をしてほしい。」、「SDGsのゴールとリンクさせてほしい。」などの意見があった。

【目指す姿について】

(政策課長)基本目標1の目指す姿に「炭素半減社会が実現しているまち」とあるが、成果指標の最終目標値が基準値から50%削減となっていないが、めざす姿の表現はこれで良いのか。

(ゼロカーボン推進課長)「炭素半減社会」は、具体的には2030年のことを指している。本計画は2027年度までの計画期間で3年のズレがあることから、個別計画である地球温暖化対策計画と整合を図った表現としている。計画書には、2030年度の「炭素半減社会」、2050年の「脱炭素社会」を目指す旨を記載している。

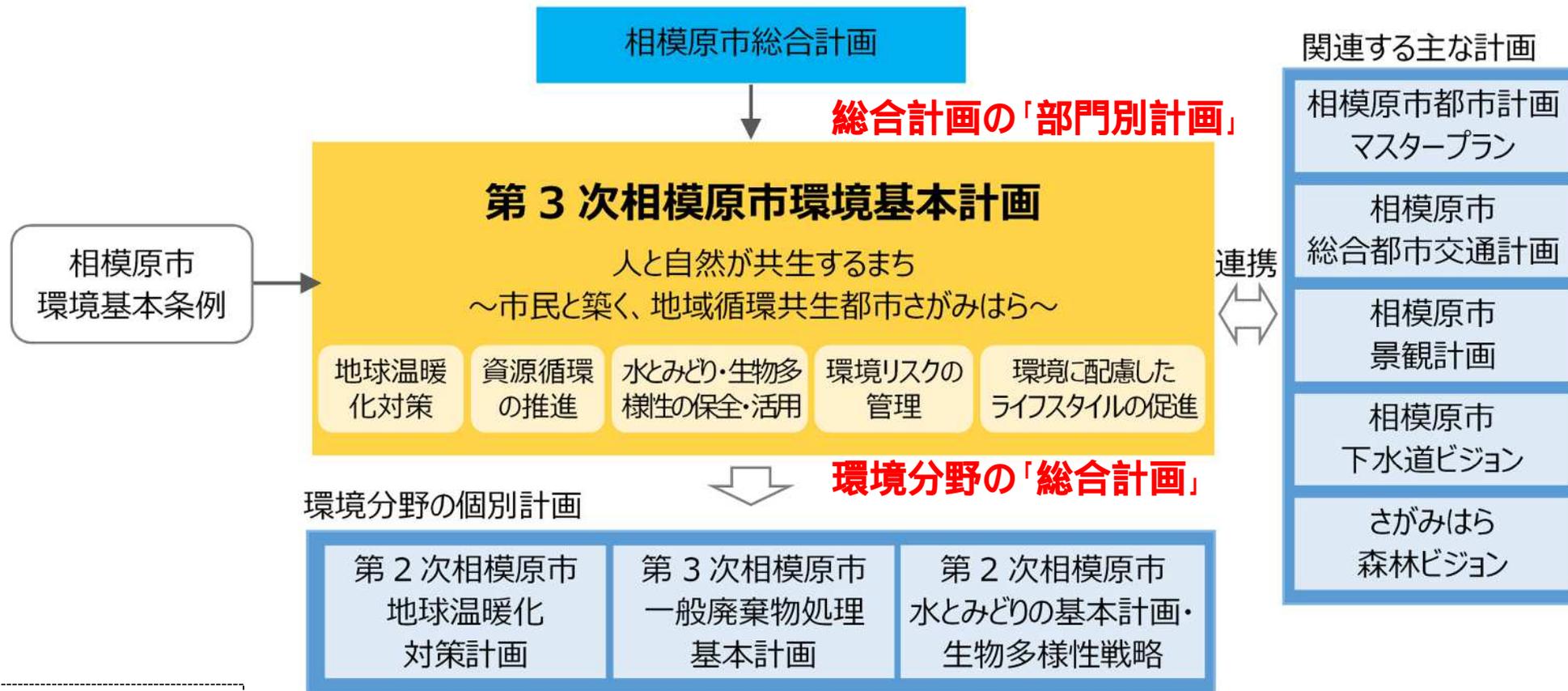
原案のとおり上部会議に付議する。

第3次相模原市環境基本計画の中間改定について



令和5年10月25日(水) 決定会議
ゼロカーボン推進課

1. 本計画の位置付け



環境基本条例
第8条

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2. 「望ましい環境像」と「5つの基本目標」

望ましい環境像

人と自然が共生するまち
～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～

5つの基本目標



望ましい環境像を実現するための
5分野の基本目標を設定

①地球温暖化対策

低炭素社会が
実現しているまち
気候変動に
適応しているまち

②資源循環の推進

ともに作る
資源循環都市

③水とみどり・生物多様性の保全・活用

水源を育み
恵み豊かな自然を次世代へ

④環境リスクの管理

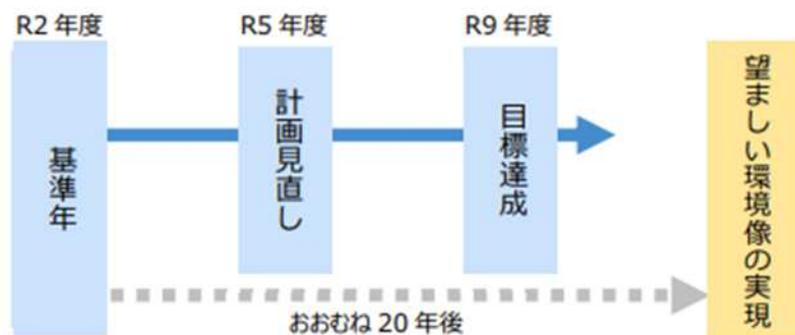
安全で快適な
生活環境の実現

⑤環境に配慮したライフスタイルの促進

環境保全の人づくり・仕組みづくり

基本目標それぞれに、「**基本目標の達成の目安となる指標**」を設定

3 . 計画の中間改定について



計画期間は総合計画に合わせ、令和2～9年度の8年間

「社会情勢の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応して、計画を見直すこととし、4年が経過した時点を目途に、評価・検証を行い、必要に応じて計画の変更」を行うこととしていることから、今年度、計画の見直しを行った。

見直しのポイント

計画策定時(R2.3)に掲げた「望ましい環境像」や「5つの基本目標」は据え置き

以下の社会情勢の変化に主な視点を置いて見直し

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正(R4.4.1)
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行(R4.4.1)
- ・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の策定(R2.3.31)
- ・「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定(R5.3.31)

「基本目標の達成の目安となる指標」に係る実績等を踏まえ、目標値の再設定について検討

4 . 計画の構成

第3次相模原市環境基本計画（中間改定版）

第1章 第3次相模原市環境基本計画の策定に当たって

1.計画策定の背景と目的、 2.計画を策定するに当たって、 3.計画の位置付けと関連計画の関係、 4.計画期間、 5.計画の対象範囲、 6.計画策定の視点、 7.市民・事業者等の意識調査、 **8.計画の中間改定について**

1～7は現計画のまま。8として、中間改定の概要について追加

第2章 相模原市の環境

1.相模原市を取り巻く社会情勢の変化、 2.相模原市の概況、 3.相模原市の現状と課題

社会情勢の変化や統計データ等について時点修正

第3章 相模原市が目指す環境像

1.望ましい環境像、 2.基本目標、 3.持続可能な開発目標、 4.環境基本計画の施策体系

骨子は現計画のまま（軽微な修正のみ）

第4章 施策内容

基本目標1.地球温暖化対策、 基本目標2.資源循環の推進、 基本目標3.水とみどり・生物多様性の保全・活用、 基本目標4.環境リスクの管理
基本目標5.環境に配慮したライフスタイルの促進

**社会情勢の変化に応じ、基本目標1, 2の施策体系を改定。
基本目標1～5に係る指標の目標値について見直し。 詳細は次ページ以降**

第5章 推進体制・進行管理

1.計画推進に向けた基本的な考え方及び方針、 2.計画の推進主体と役割、 3.進行管理と計画の見直し

骨子は現計画のまま（軽微な修正のみ）

5. 基本目標 1 「地球温暖化対策」の見直し状況（施策体系等）

(1) 計画における目指す姿と指標

P41 P42

- ・「目指す姿」について、「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」へ移行する旨を記載。
- ・「指標」について、「市域の二酸化炭素排出量」は、更なる施策推進のため目標値を再設定。

(2) これまでの取組と課題

P43～

現計画の記載及びR2年度以降の取組等を踏まえ、中間改定時の状況として改めて記載。

(3) 施策体系

P45

基本目標を「低炭素社会が実現しているまち」から「炭素半減社会が実現しているまち」に修正した。

「循環型社会の形成」が本目標の施策に位置付けられていることがわかるような体系とした。

「再生可能エネルギーの利用促進の仕組みづくり・体制づくり」を「取組方針」に位置付け、更に取組の強化を図る体系とした。

新施策として「市の率先行動」を位置付けた。

基本目標

炭素半減社会が実現しているまち

気候変動に適応しているまち

施策

再生可能エネルギーの利用促進

省エネルギー活動の促進

脱炭素型まちづくりの推進

循環型社会の形成

いきいきとした森林の再生

市の率先行動

気候変動適応策の推進

取組方針

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの利用促進の仕組みづくり・体制づくり

脱炭素ライフスタイルの推進

建築物や設備・機器の省エネルギー化の促進

脱炭素型の都市の形成

自動車交通の脱炭素化の促進

将来を見据えたまちづくり

水素エネルギーの利用促進

健全な森林の保全と育成

施設設備の対策等

気候変動に強いまちづくり

(4) 施策内容

P46～

「市の率先行動」に係る施策内容について追記するなど、加速化を図る取組を記載した。

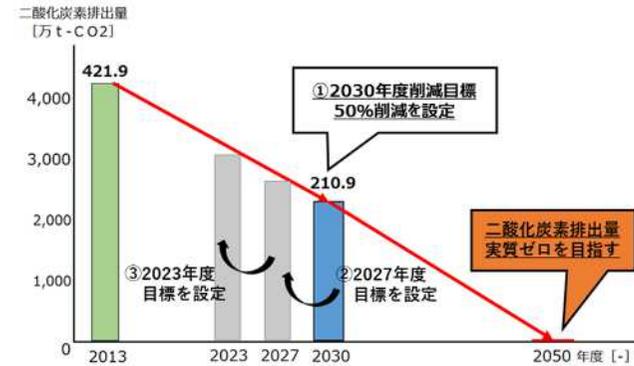
6. 基本目標 1 「地球温暖化対策」の見直し状況（指標等）

指標	基準値 (年度)	R1(2019) 実績	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
市域の二酸化炭素排出量(万t-CO ₂)	421.9 H25(2013)	369.4	371.2	-	-	357.4 297.8	331.6 248.2

各種統計の年報値から算出しており、年報値の公表時期の関係から R2(2020)実績が最新値となる。

「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」への移行に伴い、**目標値を再設定。**

2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す上での、2030年度目標「2013年度比で50%削減」から、バックカastingで目標値を再設定。



気候変動に伴う影響に備えている市民の割合 (%)	83.1 R1(2019)	/	74.3	76.2	78.2	89.1	95.1 変更なし
--------------------------	------------------	---	------	------	------	------	---------------------

目標値は再設定せず。

(R4年度実績において中間目標値未達成であり、引き続き、現目標の達成に向けた取組を進めていく。)

目標や施策体系は、個別計画「第2次相模原市地球温暖化対策計画」と整合を図っている。
 個別計画の改定については、令和5年9月に部会報告済み。
 パブリックコメント等を経て、【令和5年11月】に改定予定。

7. 基本目標 2 「資源循環の推進」に係る見直し状況（施策体系等）

<p>(1) 計画における目指す姿と指標 P53 P54</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「目指す姿」は現計画のまま。 ・「指標」について、設定している2つの指標（「ごみ総排出量」と「最終処分場量」）に関して、更なる施策推進のため目標値を再設定。
<p>(2) これまでの取組と課題 P55～</p>	<p>現計画の記載及びR2年度以降の取組等を踏まえ、中間改定時の状況として改めて記載。</p>
<p>(3) 施策体系 P57</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「家庭系ごみの減量化・資源化」と「事業系ごみの減量化・資源化」の中の取組のひとつであった、「生ごみ・食品ロス」に係る取組を、「取組方針」に位置付け、更に取組の強化を図る体系とした。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p>基本目標</p> <p>ともしつくる 資源循環都市</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみの更なる削減 <ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみの減量化・資源化 事業系ごみの減量化・資源化 生ごみ・食品ロスの削減と資源化 ごみの適正な処理 <ul style="list-style-type: none"> ごみ処理体制の整備 不適正処理防止対策 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>取組方針</p> </div>
<p>(4) 施策内容 P57～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチックごみ」の削減に係る取組を「家庭系ごみの減量化・資源化」に追記。 ・「生ごみ・食品ロスの削減と資源化」に係る施策内容について追記。

8 . 基本目標 2 「資源循環の推進」に係る見直し状況（指標等）

指標	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
ごみ総排出量 (t/年)	227,222 (H29(2017))	225,648	218,857	213,946	220,000以下 213,054以下	216,000以下 200,000以下
最終処分量 (t/年)	21,796 (H29(2017))	20,947	18,836	19,413	21,000 以下 19,224以下	20,000以下 18,000以下

R4年度の実績にて中間・最終目標を達成していることから、**目標値を再設定**。

過去の人口やごみ量、将来人口推計を基にした推計値に対して、中間改定による各種施策の削減効果を加味し、最終目標値を再設定。

（中間目標値については、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換え）

目標や施策体系は、個別計画「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」と整合を図っている。
個別計画の中間改定については、当計画と並行して検討を進めている。
庁議、部会説明、パブリックコメント等を経て、【令和6年3月】に改定予定。

9 . 基本目標 3 「水とみどり・生物多様性の保全・活用」に係る 見直し状況（施策体系等）

<p>(1) 計画における目指す姿と指標 P 61 P 62</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「目指す姿」は現計画のまま。 ・ 「指標」については、設定している3つの指標について、目標を再設定せずに据え置く。
<p>(2) これまでの取組と課題 P 63</p>	<p>現計画の記載及びR2年度以降の取組等を踏まえ、中間改定時の状況として改めて記載。</p>
<p>(3) 施策体系 P 64</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">現計画の施策体系から変更なし。</p> <p style="text-align: center;">基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>水源を育み 恵み豊かな自然を 次世代へ</p> </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">施策</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【生物多様性の保全と活用】 生きもののつながりを知り、 守ります</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【みどりの保全と活用】 みどりを育み、 多様な機能を活かします</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【水辺環境の充実】 清らかな流れと水辺を 守ります</p> </div> </div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <div style="text-align: left; margin-bottom: 10px;">取組方針</div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">生物の保護と適正管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">緑地の保全</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">緑化の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">里地里山の保全と活用</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">持続可能な農林業の振興</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">公園の整備と適正管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">親水空間の充実</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">水循環機能の向上</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">水辺環境の保全と再生</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">親水空間の充実</div> </div> </div> </div>
<p>(4) 施策内容 P 65 ~</p>	<p>現計画のまま（現計画に記載されている施策内容にて、社会情勢の変化と整合が図られている）。</p>

10 . 基本目標 3 「水とみどり・生物多様性の保全・活用」に係る 見直し状況（指標等）¹⁰

指標	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
生物多様性の 認知度 (%)	67.4 (R1(2019))	65.8	72.1	69.3	71.0	75.0 変更なし
<p>目標値は再設定せず。 (R 4年度実績において中間目標値未達成であり、引き続き、現目標の達成に向けた取組を進めていく。)</p>						
緑地面積 (ha)	22,113 (H30(2018))	22,097	22,113	22,114	22,113	22,113 変更なし
<p>目標値を再設定せず。 (緑地の減少に歯止めをかけることを目指し、基準値からの状況を「維持」することを目標としているため。)</p>						
私有林の整備面積 (ha)	1,127 (H30(2018))	1,187	1,218	1,258	1,262	1,370 変更なし
<p>目標値は再設定せず。 (R 4年度実績において中間目標値未達成であり、引き続き、現目標の達成に向けた取組を進めていく。)</p>						

目標や施策体系は、個別計画「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」と整合を図っている。
個別計画については、中間改定は行わず、事務事業の見直しにより具体的な対応を図る整理としている。

11 . 基本目標 4「環境リスクの管理」に係る見直し状況（施策体系等） 11

(1) 計画における目指す姿と指標

P70 P71

- ・「目指す姿」は現計画のまま。
- ・「指標」について、「化管法に基づく化学物質の環境への排出量」と「事業所への立入検査の実施回数」に関して、更なる施策推進のため目標値を再設定。

(2) これまでの取組と課題

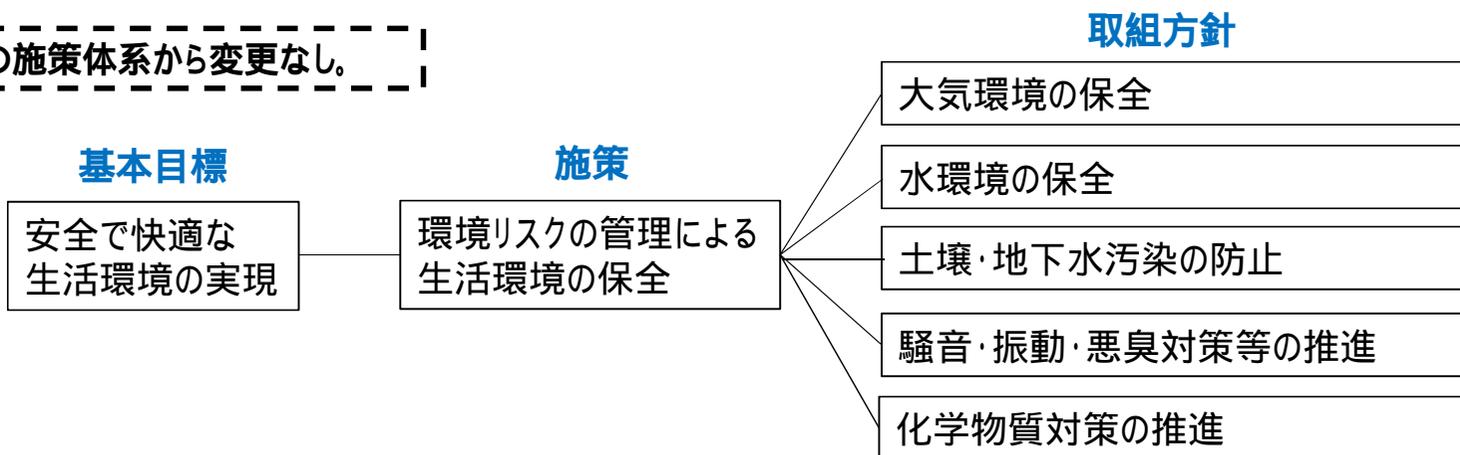
P72

現計画の記載及びR2年度以降の取組等を踏まえ、中間改定時の状況として改めて記載。

(3) 施策体系

P73

現計画の施策体系から変更なし。



(4) 施策内容

P73～

- ・取組を完了した施策内容（空間放射線量に係るモニタリングポストでの測定）に関する本文記載を削除。

12 . 基本目標 4 「環境リスクの管理」に係る見直し状況（指標1/2）

指標	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
大気環境基準を達成した地点の割合（％）	86 H30(2018)	86	86	86	86	86 変更なし
<p>目標値は再設定せず。 （環境基準を達成していない項目は光化学オキシダントであり、これについては広域的かつ継続的な課題として引き続き長期的に取り組む必要があるため、R2～R4年度の3年間の実績値は目標値と同値となっているものの、「現状維持」という目標値を据え置く。</p>						
公共用水域及び地下水の環境基準を達成した地点の割合（％）	87 H30(2018)	74	75	81	88	89 変更なし
<p>目標値は再設定せず。 （R4年度実績において中間目標値未達成であり、引き続き、現目標の達成に向けた取組を進めていく。）</p>						
騒音の環境基準を達成した地点の割合（％）	89 H30(2018)	93	91	91	89	89 変更なし
<p>目標値は再設定せず。 （実績を算出する際に使用している「自動車騒音」の常時監視は、市内の39路線、総延長276.8kmについて、計画に基づいて5年で一巡する調査である。R2～R4年度の3年間の実績値は目標値を上回っているものの、今回の一連の調査はR8年度にて完了となるため、現時点では目標値は据え置く。</p>						

13 . 基本目標 4 「環境リスクの管理」に係る見直し状況 (指標2/2)

指標	基準値 (年度)	H30(2018) 実績	H31(2019) 実績	R2(2020) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
化管法に基づく化学物質 の環境への排出量 (t)	284 H29(2017)	249	220	205	275 242	267 234

実績にて中間・最終目標を達成していることから、**目標値を再設定**。

現計画の中間目標値は、「基準値」に対して3%減、最終目標値は「基準値」に対して6%減に設定している。

新たな最終目標値は、H30年度実績を元に、目標設定時と同様の考え方にて算出した。

(中間目標については、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換え)

H31年度、R2年度はコロナ禍における事業者の経済活動の縮小による影響が懸念されるため、再設定時の基準となる年度には適さないと判断。

指標	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)
事業所などへの立入検査 の実施回数 (回)	202 H30(2018)	194	199	308	204 229	205 230

法改正を踏まえ、**目標値を再設定**。

「アスベストに関する法令の改正による必然的増」分を考慮し、

現計画の最終目標値にR4年度実績値(25回)を加算した値を、新たな最終目標値として設定。

(中間目標については、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換え)

R4年度については、コロナ禍において停滞していた経済活動が回復傾向に転じたことに伴い一時的に増加したものと分析

14 . 基本目標 5 「環境に配慮したライフスタイルの促進」に係る 見直し状況（施策体系等）

<p>(1) 計画における目指す姿と指標 P76 P77</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「目指す姿」は現計画のまま。 ・ 「指標」について、「環境意識の醸成度」に関して、更なる施策推進のため目標値を再設定。
<p>(2) これまでの取組と課題 P78</p>	<p>現計画の記載及びR2年度以降の取組等を踏まえ、中間改定時の状況として改めて記載。</p>
<p>(3) 施策体系 P79</p> <p>現計画の施策体系から変更なし。</p> <p>基本目標 環境保全の人づくり・仕組みづくり</p>	<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境を守る担い手の育成 <ul style="list-style-type: none"> 取組方針 職場等における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の促進 人材育成及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供 体験の機会の場の認定・提供 各主体間の協働取組の在り方の検討（パートナーシップの活性化） 拠点機能整備及び情報の積極的公表 環境影響評価制度の充実 複雑・多様化する環境問題への体制整備 まちづくりにおける環境配慮の促進
<p>(4) 施策内容 P80～</p>	<p>計画本旨に影響しない程度の軽微な修正（事業名の修正）以外は現計画のまま。</p>

15 . 基本目標 5 「環境に配慮したライフスタイルの促進」に係る 見直し状況（指標）

指標	基準値 (年度)	R2(2020) 実績	R3(2021) 実績	R4(2022) 実績	中間目標 R5(2023)	最終目標 R9(2027)												
環境意識の醸成度 (%)	49.9% (R1(2019))	51.7%	54.2%	58.7%	53.9% 59.7%	57.9% 63.7%												
<p>実績にて中間・最終目標を達成していることから、目標値を再設定。 現計画の目標値は「基準値」に対して年1%増に設定している。 新たな最終目標値は、R4年度実績を元に、目標設定時と同様の考え方にて算出した。 (中間目標については、最終目標の達成を見据えた目安値に置き換え)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>R4【実績】</th> <th>R5(中間目安)</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9(最終目標)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58.7%</td> <td>59.7%</td> <td>60.7%</td> <td>61.7%</td> <td>62.7%</td> <td>63.7%</td> </tr> </tbody> </table>							R4【実績】	R5(中間目安)	R6	R7	R8	R9(最終目標)	58.7%	59.7%	60.7%	61.7%	62.7%	63.7%
R4【実績】	R5(中間目安)	R6	R7	R8	R9(最終目標)													
58.7%	59.7%	60.7%	61.7%	62.7%	63.7%													
環境学習講座の 参加人数(人)	3,788人 (H30(2018))	413人	1,333人	2,844人	4,070人	4,300人 変更なし												
<p>目標値は再設定せず。 (新型コロナウイルス感染症の影響により適切な評価ができないことから、目標値の再設定は行わず、引き続き、計画策定時に設定した目標の達成に向けて取組を進める。)</p>																		

16. 計画改定に係る検討経過及び今後の予定

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
庁内検討		4/24担当者会議、適宜、関係課との個別調整、照会等											
検討会議（課長）		5/16			8/1		9/20						
環境審議会		5/23			8/7		10/2（審議終了）				○		
アンケート				→									
調整会議		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (計画策定時からの経年変化を把握し、これまでの取組の評価等を行うことを目的とし、市民・事業者を対象としたアンケートを実施) </div>						10/19(調整会議)					
決定会議								10/25(決定会議)					
議会（部会）説明													
パブコメ									○	→			
改定												→	

：実施済み

：本日

○：今後のスケジュール想定

(パブコメ結果の報告等)

以上



事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

案件名	第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について						
所管	環境経済	局区	部	廃棄物政策	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」について、中間目標年度である令和5年度に数値目標の達成状況や施策の実施状況等を検証し、社会情勢の変化等を踏まえ、改定を行うこととなっており、基本理念である「ともにつくる 資源循環都市 さがみはら」の実現に向けた施策の更なる推進を図るもの					
	効果測定指標	数値目標(全3項目)及びサブ指標(全4項目)			施策番号	35~37	
		R5	R6	R7	R9		
	事業効果 年度目標	中間目標年次				最終 目標 年次	

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定 ・新たな数値目標について ・見直し後の施策体系等について ○計画改定スケジュールについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画について、中間目標年度である今年度に、これまでの数値目標の達成状況や施策の実施状況等を検証するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、計画を改定するもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施 内容	庁内調整						
	審議会意見聴取						
	庁議						
	市民 環境経済 部会						
	パブコメ						
	改定						

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財	国、県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 ²								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 再生可能エネルギー	8 働きがいのある経済を実現しよう	9 産業と雇用イノベーション
									○
	10 人や国ごとの格差をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぶやみなく資源を循環	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で包摂的な社会	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
		○	○						

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月～令和6年1月	議会への情報提供	部会	令和5年12月	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
相模原市廃棄物減量等推進審議会	意見聴取 全6回(令和4年11月～令和5年10月)
ごみ処理計画部会(1)	第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について 全9回 (令和4年11月～令和5年9月)
生活排水処理計画部会(2)	第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について 全7回 (令和4年11月～令和5年9月)
一般廃棄物処理基本計画策定会議	第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について 全4回 (令和5年5月～令和5年9月)
地域経済政策課	事案及び庁議について

備考	
	1 政策課、財政課、市民協働推進課、ゼロカーボン推進課、資源循環推進課、廃棄物指導課、清掃施設課、南清掃工場、北清掃工場、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、津久井クリーンセンター
	2 政策課、財政課、廃棄物指導課、清掃施設課、相模台収集事務所、津久井クリーンセンター、下水道経営課、下水道料金課、津久井下水道事務所

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(10/19)

【ごみの排出量の状況について】

(観光・シティプロモーション課長) 令和5年度上半期の実績はどうか。

(廃棄物政策課長) 家庭ごみについては、令和2年度はコロナ禍の影響でやや増加したものの、直近10年間は基本的には減少し続けている。9月までの家庭ごみの収集量の集計が整ったところだが、今年度に入ってからも、さらに減少が続いている状況である。

(総務法制課長) ごみの総排出量は令和2年度以前と比較して、令和3・4年度は急激に減少しているが、要因は把握しているか。

(廃棄物政策課長) コロナ禍において市民の生活様式が大きく変わったことが起因していると考えられているが、既存施策が浸透したことも考えられる。

【目標設定について】

(総務法制課長) ここ数年はコロナ禍や物価高騰などの不安定要素がある中で、現時点で目標を変更しても大丈夫か。

(廃棄物政策課長) 現在の不安定な社会情勢も加味した上で目標を再設定している。

(アセットマネジメント推進課長) 指標の見直しに当たっては、根拠に基づき施策を見直すべきではないか。

(廃棄物政策課長) 今回の改定において、事業者とのタイアップや食品ロスの取組、プラスチック削減への対応などに力を入れることとしており、それらを含めた全体的な施策の推進により、更なる資源化・減量化へ繋げていきたいと考えている。

(人事給与課長) 食品ロスの削減に関しては目標を達成できるのか。各目標は施策との因果関係を紐づけるものであると考えている。

(廃棄物政策課長) 食品ロスの削減の目標に関しては、平成28年度にごみの組成分析から数値を設定したが、厳しい目標設定となっている。目標と実績に乖離があるが、廃棄物減量等推進審議会において高い目標を掲げて施策を推進するよう意見をいただいた。食品ロス削減推進計画として位置付けることで、目標達成を目指したい。

(政策課長) ダム集水区域の生活排水処理率はこれまでの指標自体を変えるのか。

(地域経済政策課長) 公共下水道整備率を置いていたが、区域内での下水道整備には課題が多くあり、県の生活排水処理施設整備構想や市の下水道ビジョンとも整合を図った上で、関係部署とも調整し、生活排水処理率に変更したいと考えている。

(廃棄物政策課長) 当指標については、審議会から変更するように指摘を受け、関係部署と調整し指標を変更することとなった。

(政策課長) 事業系ごみの排出量の目標値を変更するが、どのように施策の推進を図るのか。

(廃棄物政策課長) 現施策を強化するなどして取組むことで、目標達成を目指したい。

原案のとおり上部会議に付議する。

第3次 相模原市一般廃棄物 処理基本計画の改定について

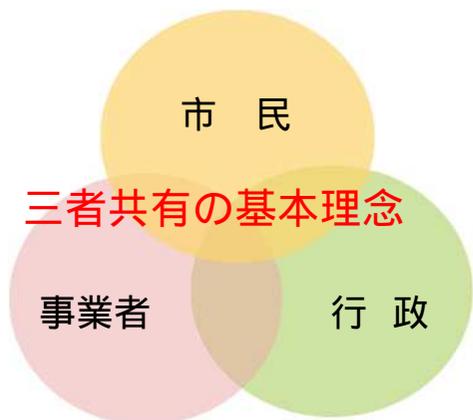
令和5年10月25日(水)
決定会議(一般廃棄物処理基本計画改定)



第3次基本計画(現計画)について

基本理念

ともにつくる 資源循環都市 さがみはら

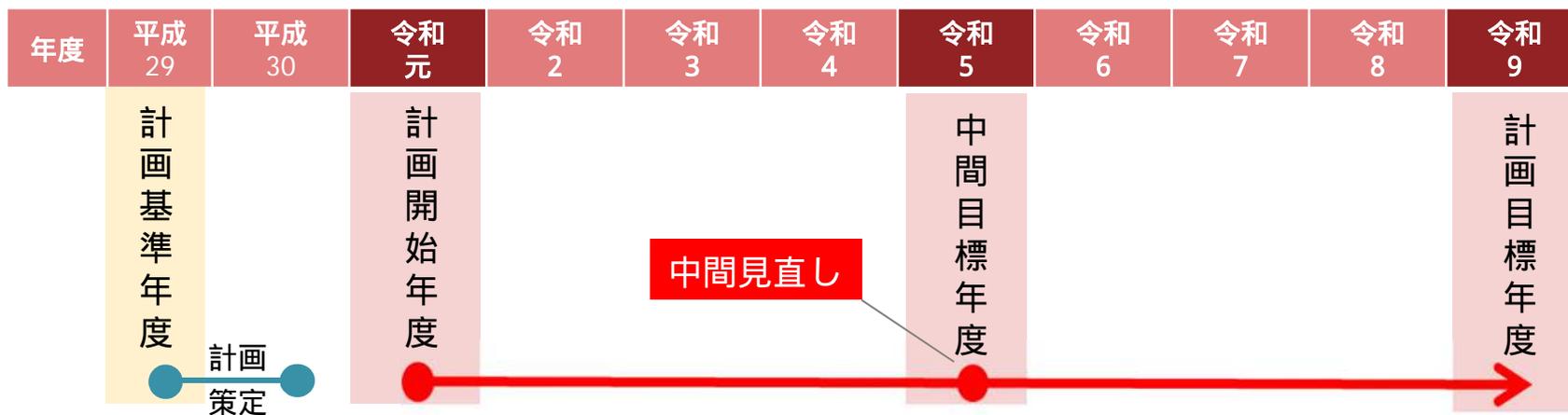


更なるごみの減量化・資源化や生活排水等の適正処理を進める

これまで以上に、市民・事業者・行政の連携・協力を深めていく

「ごみ処理基本計画策定指針」(環境省)により概ね5年ごとに改定することとされている。

計画期間と目標年次



改定の主なポイント

数値目標の達成状況

施策の実施状況及び課題

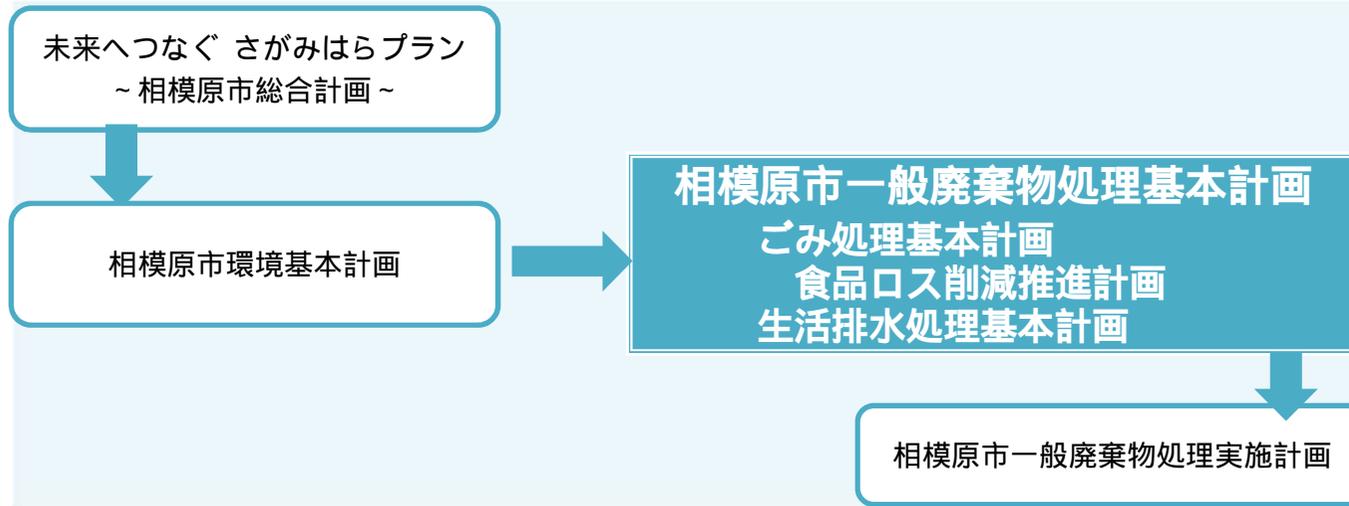
社会情勢の変化に伴う新たな課題

- ・プラスチックごみ対策
- ・食品ロス対策
- ・脱炭素社会の実現に向けた取組

課題等に対応する施策等の見直し



計画の位置付け



国・県の法制度・計画等		関連計画(市内)
【国:法】 > 環境基本法 > 循環型社会形成推進基本法 > 廃棄物処理法 > 資源有効利用促進法 > 食品ロス削減推進法 > プラスチック資源循環促進法 > 個別リサイクル法 等	【県:計画】 > 神奈川県循環型社会づくり計画 > 神奈川県生活排水処理施設整備構想 > 神奈川県食品ロス削減推進計画 > 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画 等	> 循環型社会形成推進地域計画 > 分別収集計画 > 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)長寿命化計画 > 地球温暖化対策計画 > 下水道ビジョン > 消費生活基本計画 > 食育推進計画 等
【国:計画】 > 環境基本計画 > 循環型社会形成推進基本計画		



計画(改定前)の評価と検証

計画目標年度における数値目標が

- ・達成する 新たな目標値を設定
 - ・達成しない 目標値を据え置き
- 施策等を見直し、目標達成を目指す

施策ごとの振り返り 計画書P12～P26
目指す姿 計画書P32～P37

廃棄物減量等推進審議会

- 社会経済活動の変化等を考慮するとともに、高い目標の設定を検討すべきであり、施策の徹底や市民・事業者・行政の3者がそれぞれ当事者意識を持ち、積極的に取り組みを展開することが必要である。



新たな数値目標について

【ごみ処理基本計画】

計画書P34～P37

項目	現計画基準年度	実績値	現計画目標	計画目標(案)	
	平成29年度	令和4年度	令和9年度		
数値目標1	ごみ総排出量	227,222t	213,946t	216,000t 以下	200,000t 以下
数値目標2	最終処分量	21,796t	19,413t	20,000t 以下	18,000t 以下
サブ指標1	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く)	494g	467g	465g 以下	440g 以下
サブ指標2	家庭からの食品ロス排出量	9,326t	11,364t	7,900t 以下	据え置き
サブ指標3	事業系ごみ排出量	56,491t	52,239t	54,000t 以下	51,000t 以下



【生活排水処理基本計画】

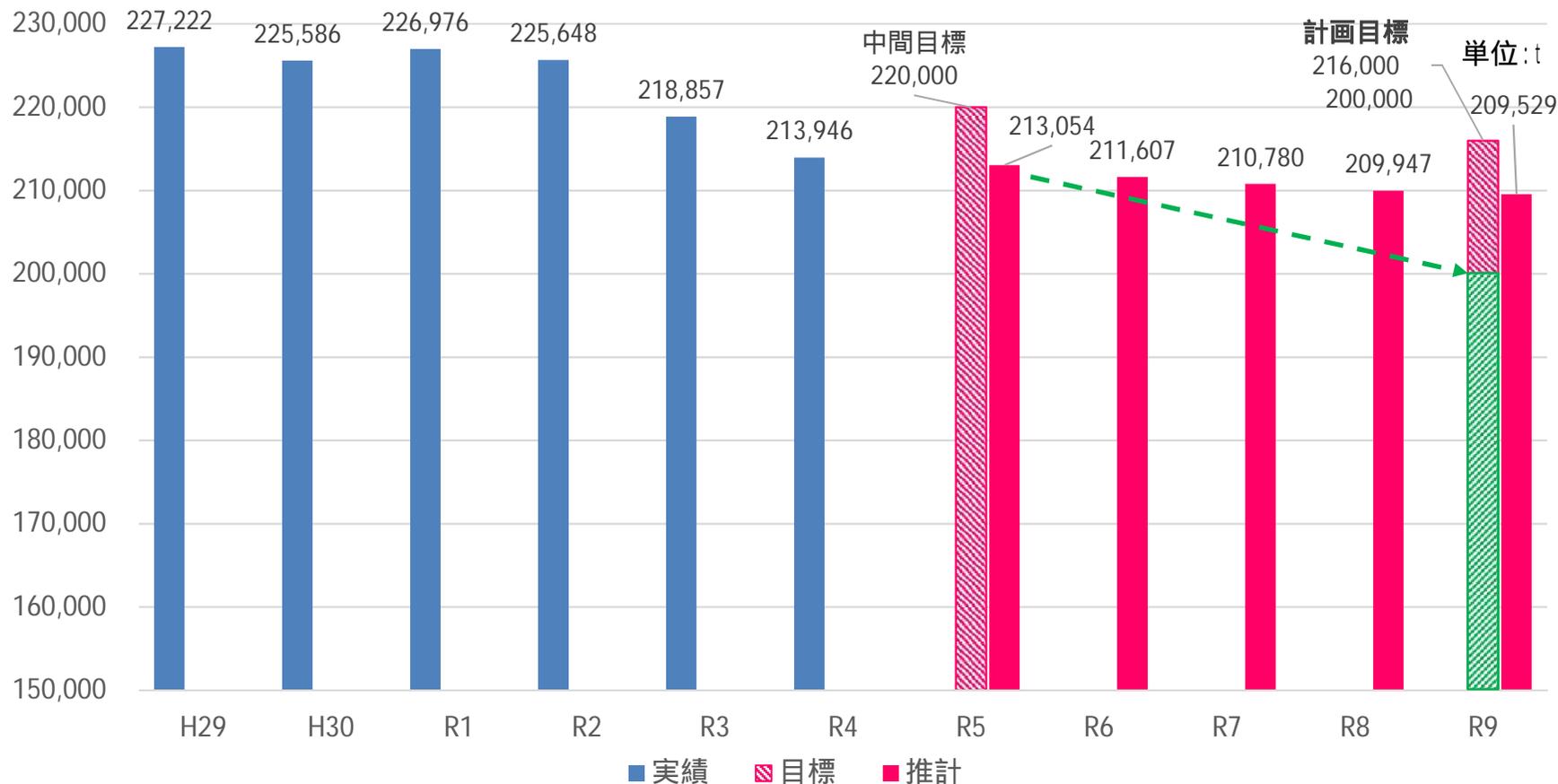
計画書P34～P37

項目		現計画基準年度	実績値	現計画目標	計画目標(案)
		平成29年度	令和4年度	令和9年度	
数値目標1	生活排水処理率	97.7%	98.6%	99.6%	据え置き
サブ指標1	ダム集水区域の公共下水道整備率	70.7%	75.0%	100%	指標変更
	ダム集水区域の生活排水処理率	-	75.3%	-	91.0%



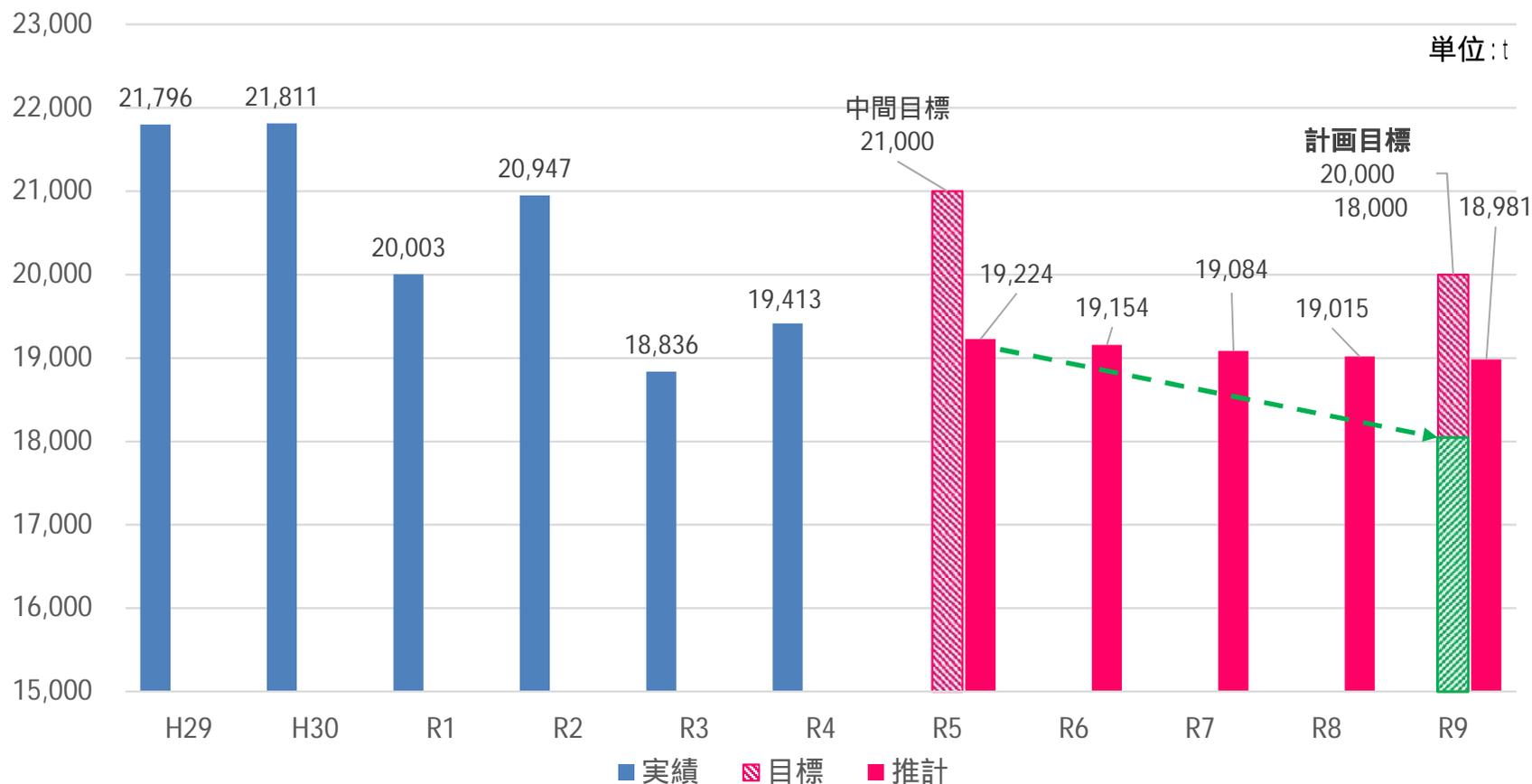
数値目標1：ごみ総排出量

- 現計画の中間目標（R5）は220,000トン、計画目標（R9）は216,000トン。
- 将来の推計結果（209,529トン）を踏まえ、計画目標を「200,000トン以下」と設定。



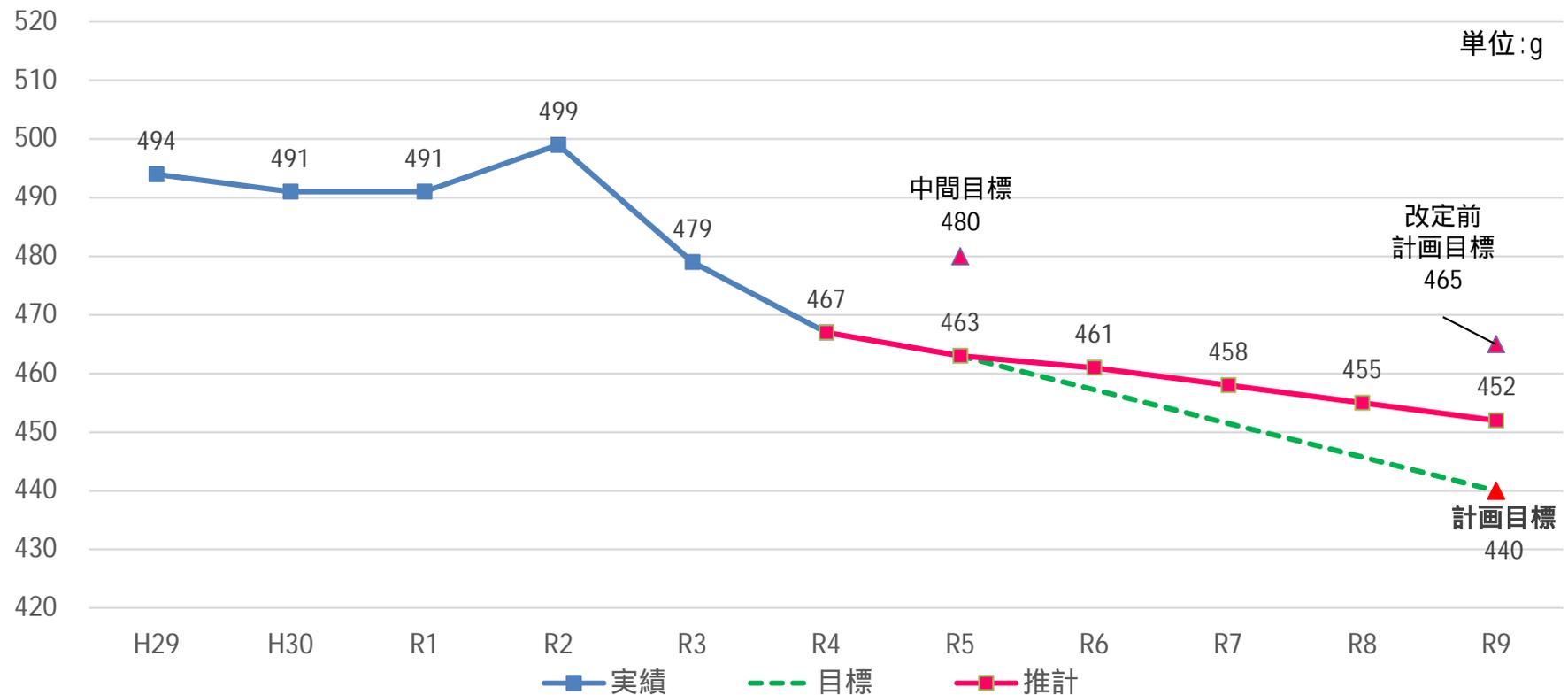
数値目標2：最終処分量

- 現計画の中間目標（R5）は21,000トン、計画目標（R9）は20,000トン。
- 将来の推計結果（18,981トン）を踏まえ、計画目標値を「18,000トン以下」と設定。



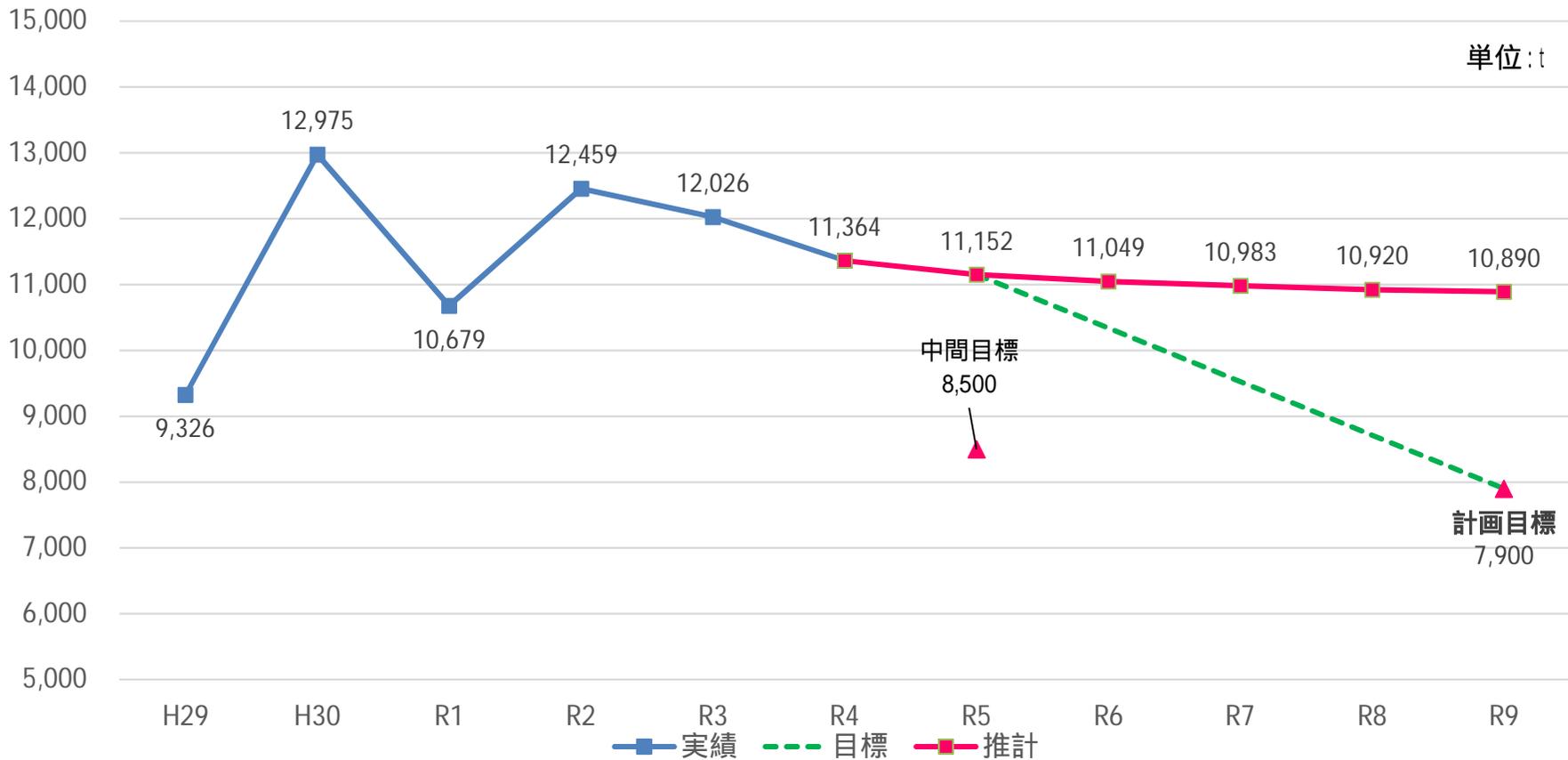
サブ指標1: 市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量(資源を除く)

- 現計画の中間目標(R5)は480グラム、計画目標(R9)は465グラム。
- 将来の推計結果(452グラム)を踏まえ、計画目標を「**440グラム以下**」と設定。



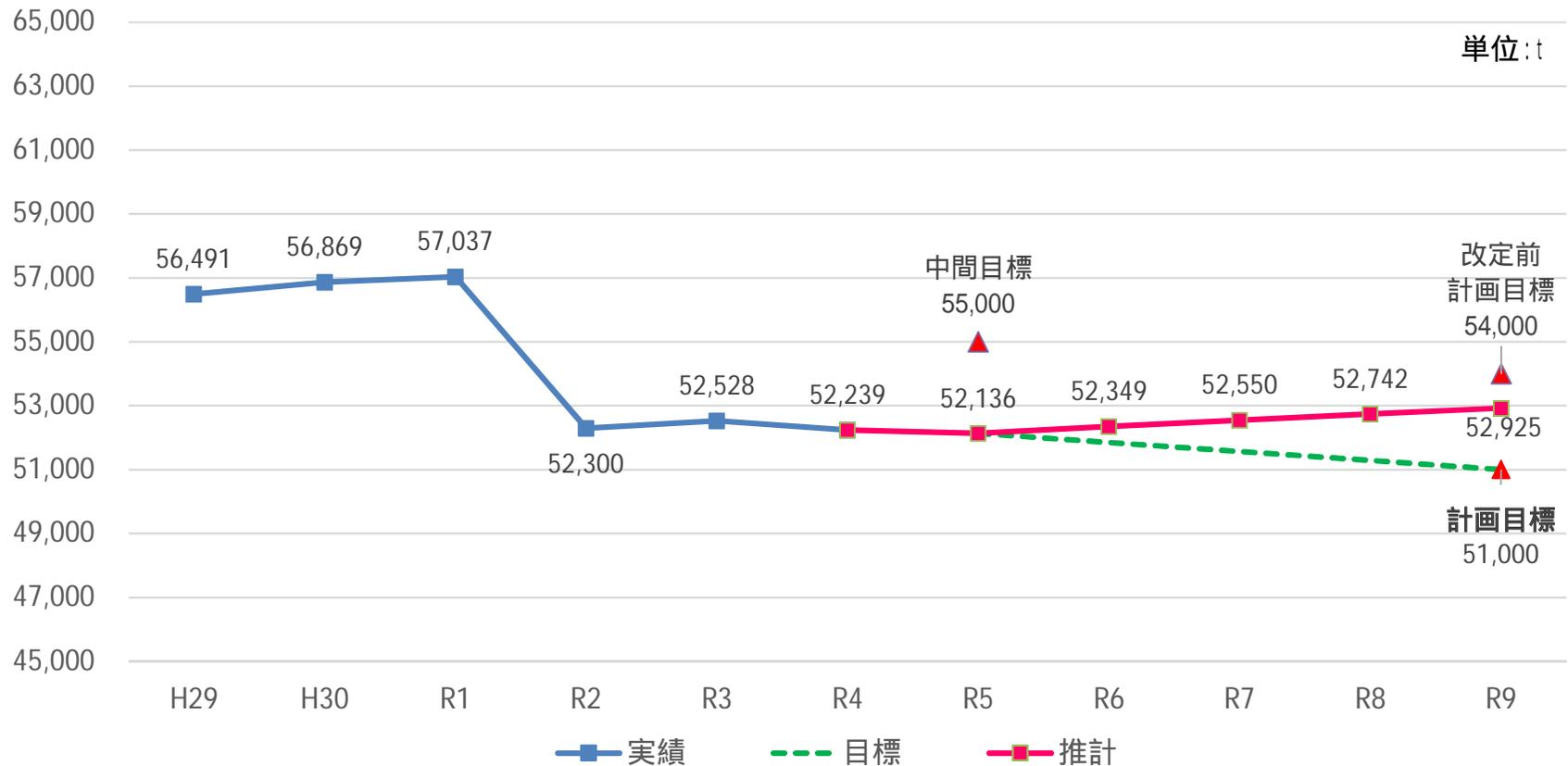
サブ指標2：家庭からの食品ロス排出量

- 現計画の中間目標（R5）は8,500トン、計画目標（R9）は7,900トン。
- 将来の推計結果（10,890トン）を踏まえ、**計画目標据え置き**と設定。



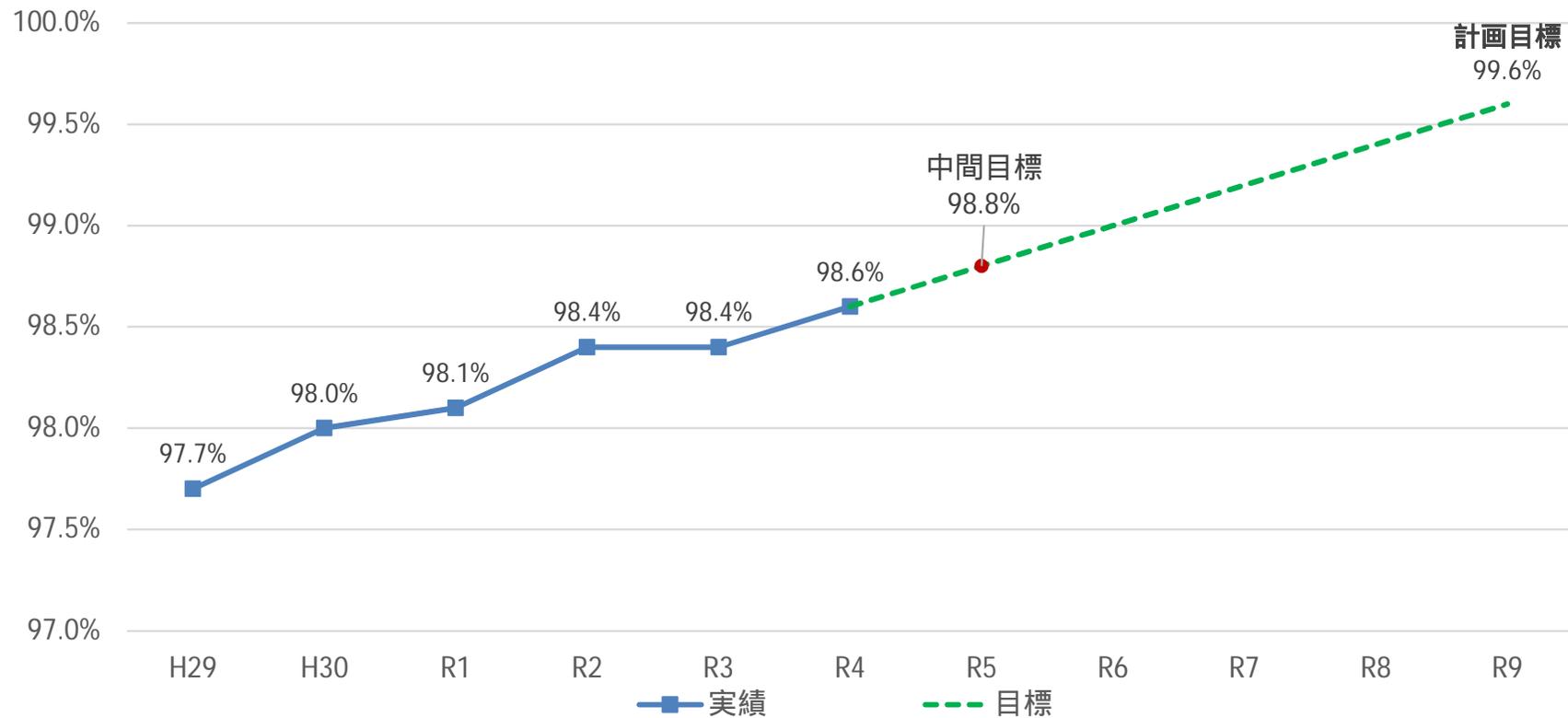
サブ指標3：事業系ごみ排出量

- 現計画の中間目標（R5）は55,000トン、計画目標（R9）は54,000トン。
- 将来の推計結果（52,925トン）を踏まえ、計画目標を「51,000トン以下」と設定。



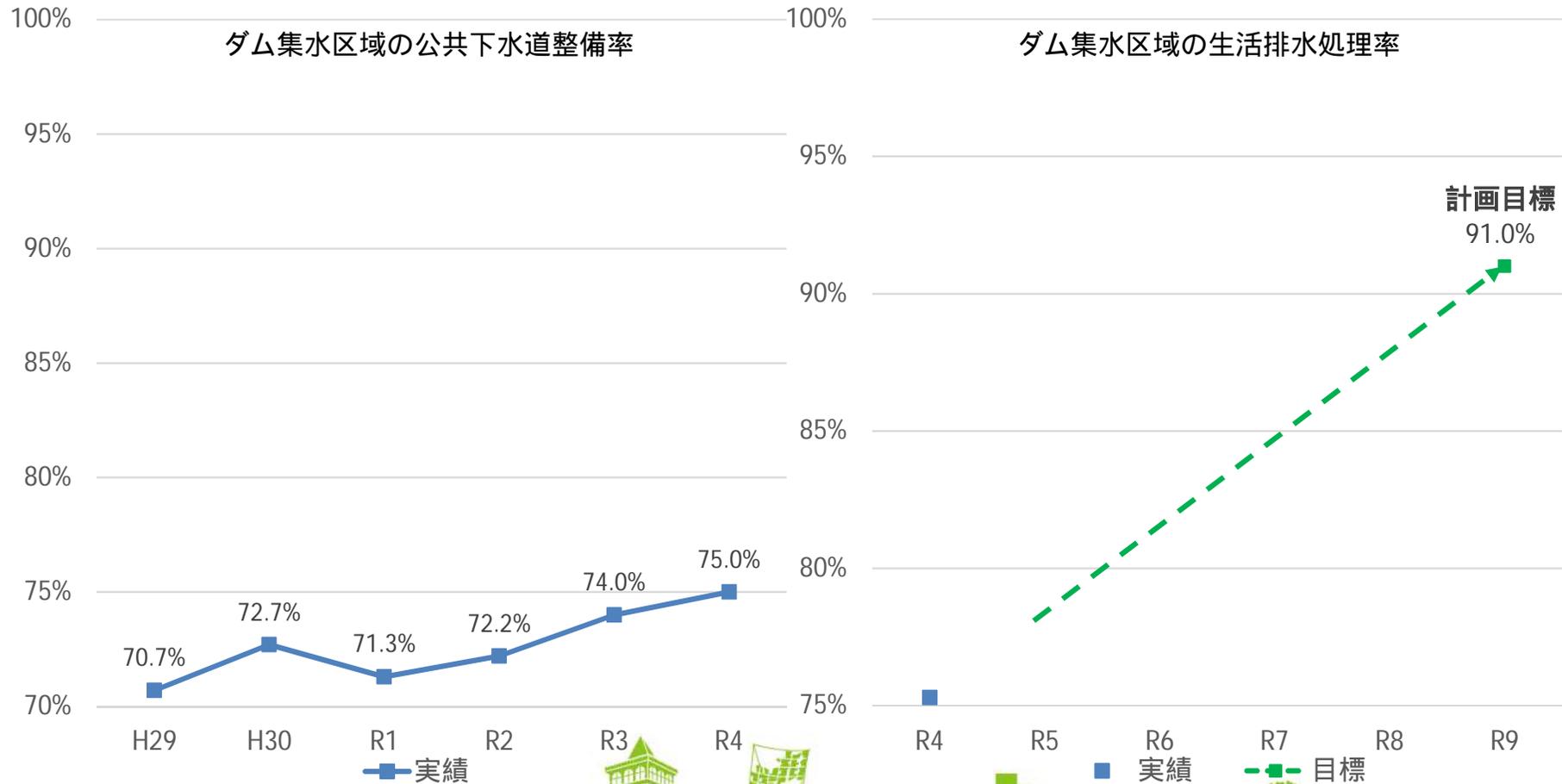
数値目標1：生活排水処理率

📌 現計画の中間目標（R5）は98.8%、計画目標（R9）は99.6%。



サブ指標1：ダム集水区域の生活排水処理率

📍 サブ指標を「ダム集水区域の生活排水処理率」に変更し、計画目標値（R9）を「91.0%」と設定。



見直し後の施策体系等について

基本理念 ともにつくる 資源循環都市 さがみはら		
取組の柱	基本施策	実施事業
I ごみの更なる削減	1 家庭系ごみの減量化・資源化	1 4Rに関する情報発信や環境教育の推進 2 プラスチックごみの削減 3 リユースの促進 4 資源化の推進
	2 事業系ごみの減量化・資源化	1 4Rに関する情報発信 2 適正排出の徹底 3 資源化の推進
	3 生ごみ・食品ロスの削減と資源化 【食品ロス削減推進計画】	1 情報の発信・教育の推進 2 生ごみ・食品ロスの削減 3 再利用・資源化の推進
II ごみの適正な処理	1 ごみ処理体制の整備	1 2工場処理体制の安定的な運営 2 最終処分場の整備と維持管理 3 収集運搬体制等の整備 4 ごみ処理手数料の在り方に関する検討 5 エネルギーや資源の有効活用 (工場等における脱炭素への取組)
	2 不適正処理防止対策	1 不法投棄防止対策の推進 2 持ち去り行為対策の推進 3 不用品の違法回収対策の推進
III ごみゼロに向けた協働の推進		1 きれいなまちづくりの推進 2 ごみ排出ルールへの遵守
IV 生活排水の適正な処理 【生活排水処理基本計画】		1 公共下水道の整備の推進 2 高度処理型合併浄化槽の設置の推進 3 個人設置浄化槽の適正な維持管理に関する周知・啓発及び合併処理浄化槽への転換の促進 4 し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理
V 大規模災害への備え	1 災害廃棄物等処理体制の整備	1 災害廃棄物等の処理への備え 2 「災害廃棄物等処理計画」及び「災害廃棄物等処理マニュアル」の改定
	2 応援・受援体制の整備	1 他自治体との相互支援体制の強化 2 民間事業者等との協力関係の強化



施策等の見直し

取組の柱 「ごみの更なる削減」

基本施策1「家庭系ごみの減量化・資源化」

実施事業1「4Rに関する情報発信や環境教育の推進」

- 地域や学校への出前講座の実施、イベント等における4Rの啓発活動の推進
- 清掃工場や最終処分場の見学会の実施

実施事業2「プラスチックごみの削減」

- マイバッグ、マイカトラリー、マイボトル等の更なる利用促進
- 製品プラスチックの分別収集及び再資源化の実施に向けた検討

基本施策3「生ごみ・食品ロスの削減と資源化」

実施事業1「情報の発信・教育の推進」

- 「てまえどり」等、食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発の推進

実施事業2「生ごみ・食品ロスの削減」

- 「水切り」、「使い切り」、「食べ切り」の促進

実施事業3「再利用・資源化の推進」

- 食品ロス削減に向けたフードドライブの推進

赤字は、
社会情勢の変化に伴う新たな
課題等に対応した施策等



施策等の見直し

取組の柱 「ごみの適正な処理」

基本施策1「ごみ処理体制の整備」

実施事業2「最終処分場の整備と維持管理」

- 最終処分場第2期整備地かさ上げ工事、次期最終処分場の計画的な整備の推進
- 最終処分場の残余容量等に関する市民への情報提供

実施事業3「収集運搬体制等の整備」

- 市民ニーズに対応したごみ収集の検討

実施事業4「ごみ処理手数料の在り方に関する検討」

- 家庭から排出される一般ごみの有料化の検討

実施事業5「エネルギーや資源の有効活用

(工場等における脱炭素への取組)」

- 清掃工場のごみ焼却により発生する熱エネルギーの有効活用の推進
- 南清掃工場基幹的設備改良事業の推進(発電効率の向上)
- 北清掃工場建替整備事業の推進(発電効率の向上)
- ごみ収集車等の脱炭素化の推進(EV導入等)

取組の柱 「ごみゼロに向けた協働の推進」

実施事業2「ごみ排出ルールの遵守」

- ごみ・資源集積場所の設置、維持及び管理についての検討

赤字は、
社会情勢の変化に伴う新たな
課題等に対応した施策等



計画改定スケジュールについて

	令和5年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
廃棄物減量等推進審議会			○		○		○	◎				○	
基本計画策定会議 (関係課長打合せ会議)	→												
ごみ処理計画部会	→												
生活排水処理計画部会	→												
調整会議							→						
決定会議							→						
議会(部会)説明									○				
パブリックコメント									→				
市民意見・市の考え方公表											→		
公表													→



事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

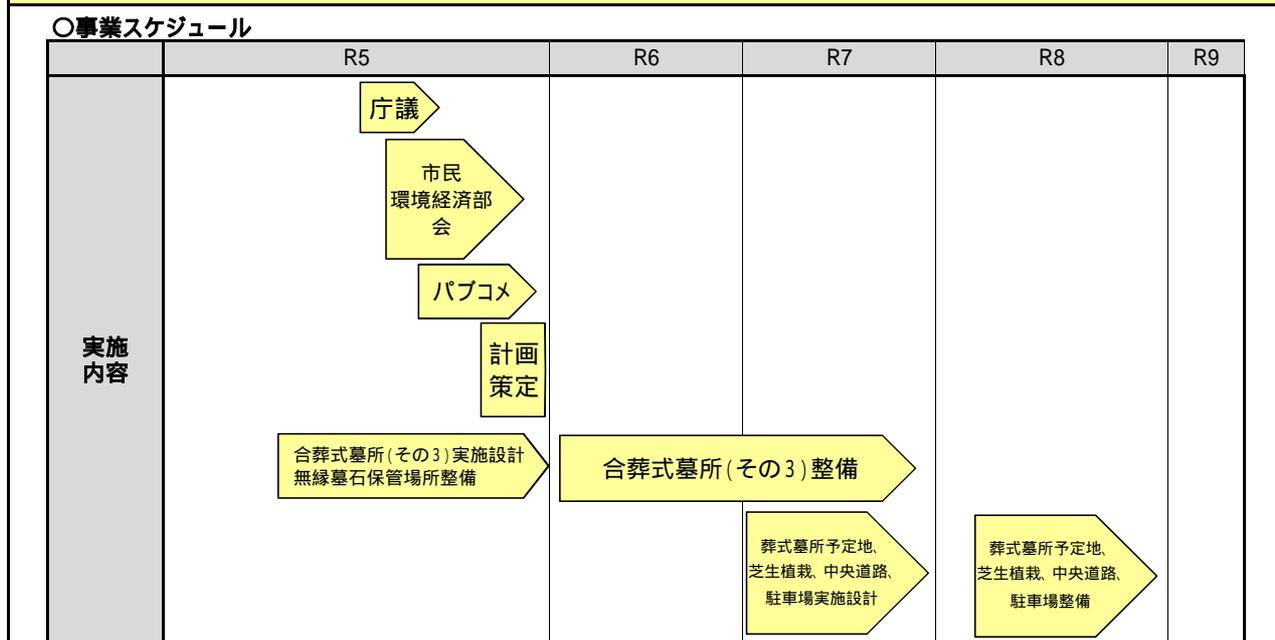
案件名	相模原市市営墓地基本計画の中間見直しについて					
所管	環境経済 局	区	部	公園課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	長期視点に立った計画的な相模原市営墓地の整備をするもの				
	効果測定指標	整備の進捗状況			施策番号	41
		R5	R6	R7	R8	
	事業効果 年度目標	・合葬式墓所(その3)実施設計 ・無縁墓石保管場所整備	・合葬式墓所(その3)整備	・合葬式墓所(その3)整備 ・合葬式墓所予定地、芝生植栽、中央道路、駐車場実施設計	・合葬式墓所予定地、芝生植栽、中央道路、駐車場整備	

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	中間見直しの内容について ・市営墓地の必要性と墓地需要 ・整備する墓地の形状と区画数 ・整備計画(整備箇所、具体的な整備内容)
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案を一部修正し、承認する。

事案概要

平成26年度に策定した当該計画について、策定当初から令和5年度に中間見直しを行うことと規定しており、市民の市営墓地に対するニーズや墓地需要の変化等を踏まえて見直しを行うもの

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(土木費)		11,000	87,000	87,000	33,125			
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債		8,250	65,250	65,250	24,844			
その他								
一般財源		2,750	21,750	21,750	8,281	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 ²								
一般財源拠出見込額		2,750	21,750	21,750	8,281	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
		○				○		○	

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、総務法制課、財政課、生活衛生課、地域経済政策課	10/11(水)関係課長打合せ会議

備考	

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (10/19)

【墓所の需要について】

(経営監理課長)墓所取得の必要性のアンケートに関して、「いいえ」を選択される方はどのような方なのか。

(公園課長)アンケートは50歳以上の世帯主3,000人に対して実施した。墓を所持されている方や、自宅に遺骨を保管される意向の方も一定数いると考えられる。

(経営監理課長)落選した方が市営墓地に当選できるまでに、概ねどのくらいの年数を要するのか。

(公園課長)合葬式墓所の公募倍率を踏まえると、3～4年は掛かると考えられる。

【使用料について】

(経営監理課長)使用料の設定については、どのような考え方に基づいて計算しているのか。

(公園課長)用地費、整備費、維持管理費及び物件費を合計し、総埋蔵体数で除した額としている。

【整備について】

(財政課総括副主幹)見直しによる整備費用の減少は評価できる。起債を活用しながら取組を進めていただきたい。

(総務法制課担当課長)今後の整備は、合葬式墓所に全て切り替えるとのことだが、一定数は一般墓所を整備しなくて良いのか。

(公園課長)既存の市営霊園の一般墓所については墓じまいされる方が増加傾向にあり、空いた区画を再募集することで一定数の公募は今後も継続できる。民間の墓地の活用も踏まえると、市の責務としては、低額で需要を満たせるよう合葬式墓所を充実させる必要があると考えている。また、敷地に余裕が無く、合葬式墓所にすることで持続性も保てる。

(政策課長)中間見直しの内容は良いが、将来に向けて、市営墓地内の区画などを見直し、新たなスペースを生み出す必要があると考える。他の土地を探すより市民の理解も得やすいと思われる。次期計画を策定する際には検討していただきたい。

原案のとおり上部会議に付議する

令和5年10月25日(水)
資料

相模原市市営墓地基本計画の 中間見直しについて

環境経済局 公園課



1	相模原市市営墓地基本計画の概要	P 3
	(1) 目的	
	(2) 計画の位置付け及び計画期間 合葬式墓所・一般墓所のイメージ	
	(3) 計画の全体	
2	中間見直しのポイント	P 6
3	墓所需要の調査	P 7
	(1) 墓所需要の変化	
	(2) 算定式を用いた見直し後の墓所需要	
4	整備する墓所の形状	P 9
	(1) 墓所の形状に対する市民意識の変化	
	(2) 合葬式墓所	
	(3) 一般墓所	
5	整備する墓所の区画数	P 1 2
6	整備計画	P 1 3
	(1) 整備する箇所とその他の整備	
	(2) 今後のスケジュールと見直し後の整備費用 (概算)	
7	中間見直しスケジュール	P 1 5

1 相模原市市営墓地基本計画の概要

(1) 目的

長期的視点に立った計画的な相模原市営墓地の整備をするもの

峰山霊園整備済区画数 一般墓所 7,548区画
合葬式墓所 5,000区画 10,000体

H14 「改定 市営峰山霊園整備計画 基本構想」

H25 相模原市営霊園整備調査による墓所需要

相模原市市営墓地の在り方検討委員会での提言

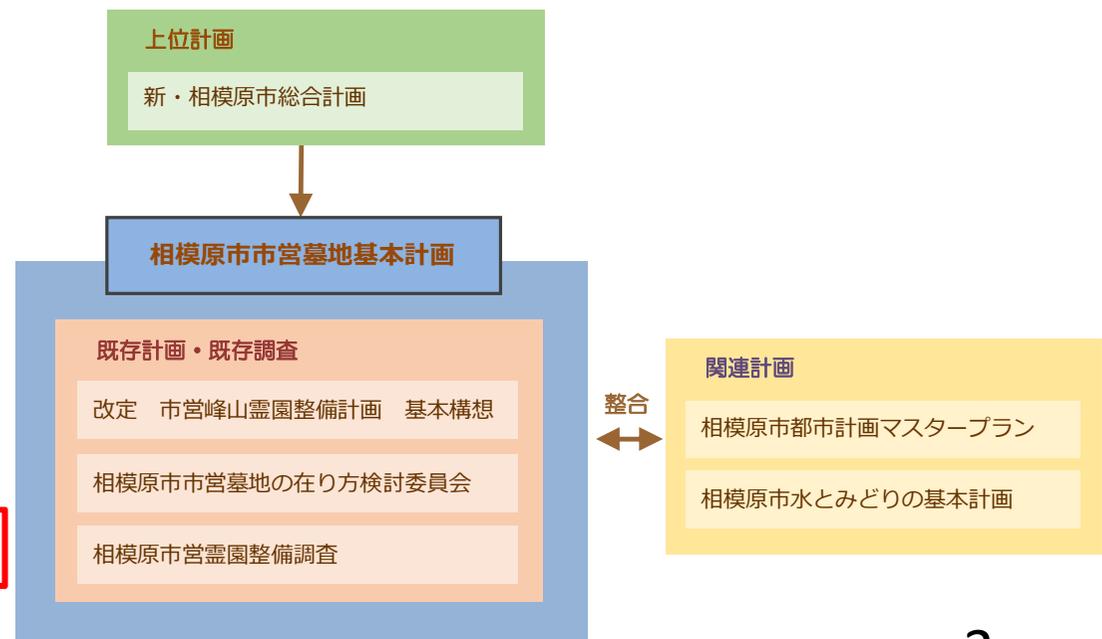
市営墓地の供給状況

(2) 計画の位置付け及び計画期間

・新 相模原市総合計画の
部門別計画に位置づけ

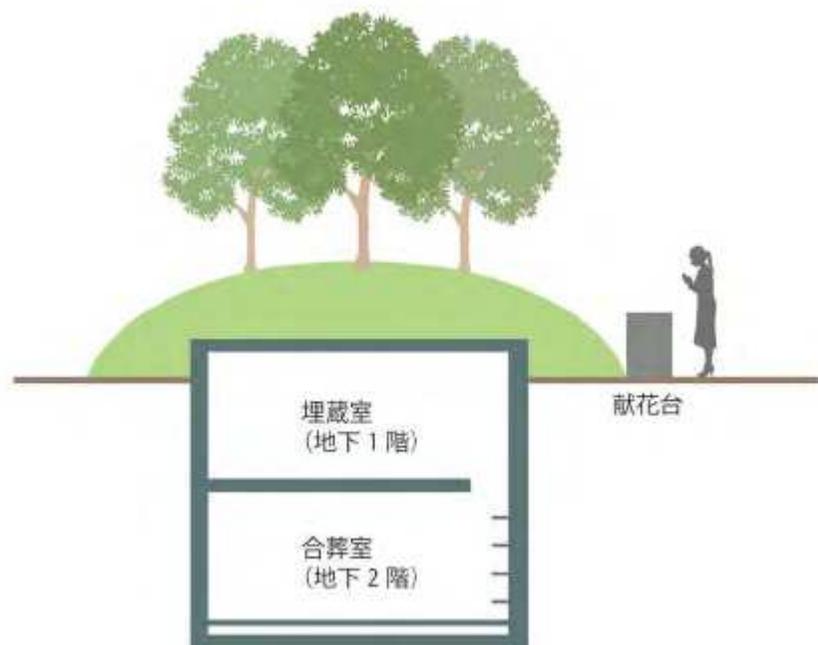
・計画期間：H27年度～
R11年度
(15年間)

・令和5年度に中間見直し



合葬式墓所・一般墓所のイメージ

○樹林型の合葬式墓所のイメージ



○一般墓所のイメージ



※合葬式墓所は1基あたり2,500区画5,000体収納可能です。

(3) 計画の全体

○第1章 計画策定の経緯と目的

経緯、目的、位置付け、期間

○第2章 市営墓地、民営霊園の現況

市営墓地（柴胡が原霊園、峰山霊園）の現況、民営霊園の状況

○第3章 墓地二一ズの調査・検討状況

市民アンケート調査結果、市営墓地の在り方検討委員会の報告、
民営霊園へのアンケート調査結果

○**第4章 市営墓地の必要性と墓所需要**

市営墓地の必要性、墓地の需要数、市営墓地の需要数

○第5章 市営墓地の基本方針

市営墓地の目指すべき方向性、果たすべき役割、基本方針

○**第6章 整備する墓所の形状と区画数**

整備する墓所の形状、区画数

○**第7章 整備計画**

整備する箇所、整備費と使用料、整備内容、スケジュール

○第8章 検討課題

期限付墓所の導入についての課題、柴胡が原霊園についての課題

今回再調査



←今回の見直し検討対象

←今回の見直し検討対象

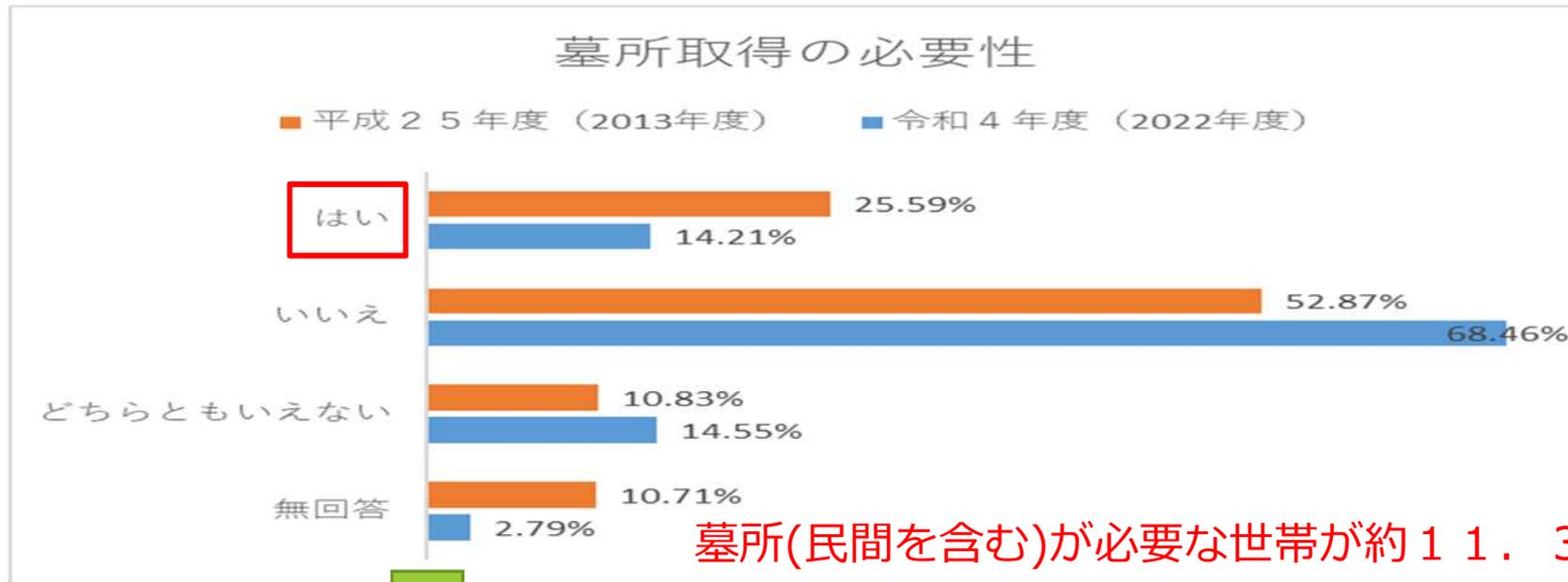
←今回の見直し検討対象

2 中間見直しのポイント

- 市民アンケート（市内50歳以上対象）、死亡者推計等から、**墓所需要数を修正する。**（第4章）
- 市民アンケート結果、墓所に対する意識の変化等から、**一般墓所の新たな整備を行わないこととする。**（第6章）
- 市が今後整備を行うのは、多数の遺骨を少ない面積で埋葬でき、無縁墓の課題が発生しない**合葬式墓所とする。**（第6章）
- 多額の費用が必要となる調整池上に設置する**駐車場の整備を中止とする。**（第7章）
- 需要が高まっている**合葬式墓所の整備を1年前倒しする。**（第7章）

3 墓所需要の調査（1）墓所需要の変化

民間を含む墓所の需要や希望する墓所の形状の変化等を把握するため、令和4年度とH25年度の調査結果と比較



「はい」の内、市営墓地を希望する人の割合は76%

希望運営形態	希望率
市営墓地	76.08%
寺院教会境内墓地	8.61%
民営（宗旨・宗派不問）墓地	7.66%
その他	2.39%
無回答	5.26%

※墓地運営形態の希望調査はR4に初めて実施

(2) 算定式を用いた見直し後の墓所需要

アンケート結果及び死亡者の推計から大阪府方式※を用いて墓所需要を推計

$$\begin{aligned} & \text{墓所需要の算定式（大阪府方式）} \\ & \text{死亡者数} \times \text{定着係数} \times \text{取得希望世帯率} \\ & = \text{取得希望世帯数（民間含む）} \end{aligned}$$

※大阪府方式：多くの地方公共団体における報告書、計画書において用いられてきた方式。

取得希望世帯数（民間含む）※今後7年間の希望世帯数の変化

年	H 2 5 推計	R 0 5 推計
R05(2023)	1397.00	757.20
R06(2024)	1397.00	784.49
R07(2025)	1622.00	425.80
R08(2026)	1622.00	439.63
R09(2027)	1622.00	453.13
R10(2028)	1622.00	466.00
R11(2029)	1622.00	478.92
合計	10904.00	3805.16

希望世帯数 = 必要な区画数

墓所（民間含む）を
希望する世帯数

※平成25年度は国勢調査を基本とした死亡者の推計算出

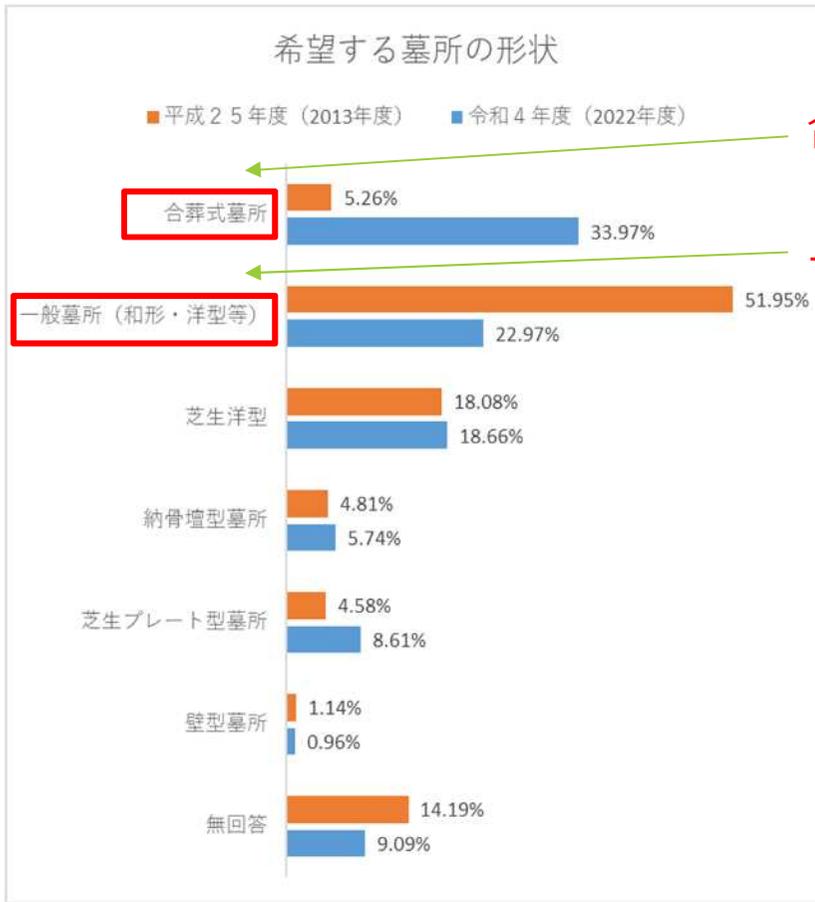
※令和4年度はより正確性を担保するため相模原市の将来人口推計とアンケート結果に基づいた結果から死亡者を算出

3, 805世帯（取得希望世帯数（民間含む）） × 76%（市営墓所希望世帯） ≒

2, 900世帯（市営墓所希望世帯数）

4 整備する墓所の形状（1）墓所の形状に対する市民意識の変化

※墓所取得の必要性に「はい」と応えた世帯が希望する墓所の形状



合葬式墓所の希望者は約6.5倍増加

一方、一般墓所の希望者は半減している



合葬式墓所の公募倍率

合葬式2体用 有骨募集区画	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
有骨募集区画	171	116	111	111	111	111	62	62
有骨応募数	98	121	169	175	271	268	213	233
有骨倍率	0.57	1.04	1.52	1.58	2.44	2.41	3.44	3.76

(2) 合葬式墓所

市民意識の変化や市として永続的な墓所の供給が可能となるなど多数の利点があることから、**今後市が整備を行うのは合葬式墓所とする。**

	合葬式墓所	一般墓所
用地	少ない土地で多数の遺骨を収納可能	遺骨の埋蔵数に対して土地が多く必要
管理料	永代使用料に管理料が含まれるため年間管理料が不要	毎年管理料が発生し、承継者不在などを理由に滞納が発生
無縁リスク	無縁リスクはなし	承継者不在の場合、親族調査、無縁改葬手続きに事務手続きに多くに時間を要し、墓が荒れるなどの課題が発生
維持	建造物が市の所有物であるためメンテナンスが必要	使用者が使用区画のメンテナンスを行う

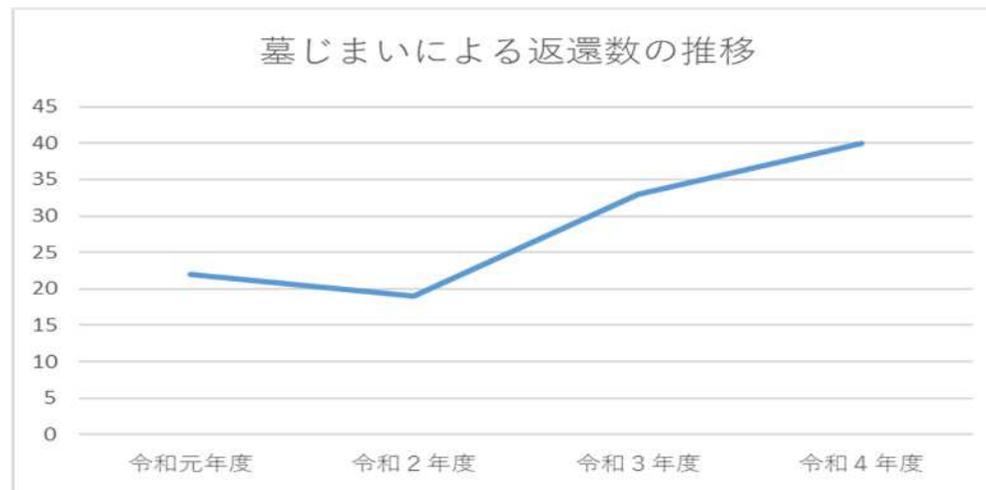
(3) 一般墓所

○一般墓所希望者の対応

墓じまいによる一般墓所の返還が令和4年度は40基あり、年々増加傾向にある。また、今後無縁墓所の整理にも力を入れていく予定である。



一般墓所は、新たな整備を行わず、現在と同様に墓じまいや無縁墓所の整理により発生した返還墓所の公募により対応を行う。



一般墓所の墓じまいによる返還数

墓所返還件数	R01(2019)	R02(2020)	R03(2021)	R04(2022)
一般墓所	22基	19基	33基	40基

5 整備する墓所の区画数

計画期間内の今後7年間で必要な合葬式墓所の区画数

市営墓所取得希望世帯数（P7参照）の内、合葬式墓所を希望する世帯の割合
 $2,900 \text{世帯} \times 34\% \div 1,000 \text{世帯 (区画)} = 2,000 \text{体}$

希望形状	希望率
合葬式墓所	33.97%
普通墓所（和形・洋型等）	22.97%
芝生洋型	18.66%
納骨壇型墓所	5.74%
芝生プレート型墓所	8.61%
壁型墓所	0.96%
無回答	9.09%

現在、供用開始している合葬式墓所（その2）が
 令和7年度に満量の見込み

※合葬式墓所（その1）はすでに満量

令和8年度には合葬式墓所（その3）の供用を開始が必要

計画に基づく整備数	当初計画	整備済数	現計画の未整備数	見直し
一般墓所	1,800区画	0区画	1,800区画	0区画
合葬式墓所	4,500区画 9,000体	2,500区画 5,000体	2,000区画 4,000体	5,000区画 10,000体

※需要を基に追加で合葬式墓所を整備する場合があります。

6 整備計画（1）整備する位置とその他の整備

○整備エリア（全体図）



◎ その他の整備

- ・ 駐車場
調整池の上の駐車場整備を中止し30台分を整備
- ・ 無縁墓石保管場所
引き取り手のない墓石の保管場所を整備



見直し



(2) 今後のスケジュールと見直し後の整備費用（概算）

種別/年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
合葬式墓所（その1）既設							
合葬式墓所（その2）既設	公募	公募	公募/満量				
合葬式墓所（その3）	実施設計	整備	整備	公募	公募	公募	公募
合葬式墓所予定地	需要を基に検討し整備する						
合葬式墓所予定地、芝生植栽、中央道路、駐車場整備			実施設計	整備			
無縁墓石保管場所	整備						
一般墓所（返還区画）	公募	公募	公募	公募	公募	公募	公募

予算比較表（概算）	当初計画整備費用	見直し後の整備費用
一般墓所整備費用	135,000,000	0
合葬式墓所	185,000,000	185,000,000
駐車場	696,900,000	6,825,000
中央道路	2,800,000	2,800,000
芝生植栽	0	23,500,000
合計	1,019,700,000	218,125,000

※▲8億

※整備費用は、墓所使用者からの使用料で負担（一般事業債75%）※物価高騰による費用増加の可能性あり

7 中間見直しスケジュール

月	内容
R 5 年 1 0 月	10/11 関係課長打合せ会議 10/19 調整会議
1 1 月	(調整会議の結果により庁議)
1 2 月	12月定例会議 市民環境経済部会にて説明 パブリックコメント実施
R 6 年 1 月	↓
2 月	パブリックコメント結果公表
3 月	見直し計画策定 配架

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

案件名	相模原市ICT総合戦略(第2期)(案)について						
所管	市長公室	局区	部	DX推進課	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	総合計画における部門別計画に位置付けられている「相模原市ICT総合戦略」が計画終期を迎えることから、「相模原市ICT総合戦略(第2期)」として改定し、課題解決や新たな価値の創出につながるデジタル化を迅速かつ着実に進める。					
	効果測定指標	本計画の施策単位で数値目標を設定			施策番号	44	
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標	-	-	-			

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<p>「相模原市ICT総合戦略」の改定(第2期計画)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画案 ・スケジュール(令和5年12月パブリックコメント、令和6年3月策定・公表)
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。

事案概要

令和元年度に策定した「相模原市ICT総合戦略」が本年度をもって計画期間の終期を迎えることから、その基本的な方向性を継承しつつ、必要な見直しを加えた「相模原市ICT総合戦略(第2期)」として改定するに当たり、その見直し内容やスケジュール等について協議するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	現行計画(R2~R5) 庁議(今回) 総務部会への説明 パブリックコメント 計画策定・公表		第2期計画(R6~R9)				
				(仮称)DX推進条例に基づく新たな計画をR7年度中を目標に策定予定。その際、第2期計画は条例に基づく新計画に一体化することを想定。			

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分		0	0	0	0	0	0	0
特財								
国、県支出金		0	0	0	0	0	0	0
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源 ²		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	0	0	0
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
					○			○	
									
								○	

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月	議会への情報提供	部会 令和5年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	計画改定の考え方や庁議スケジュール等について調整した。
ICT戦略調整会議	改定案の内容やスケジュール等について協議し、その方向性の承認を得た。
	令和5年 7月 令和5年第1回会議開催
	令和5年10月 令和5年第2回会議開催
	ICT戦略調整会議の構成員
	総合政策・少子化対策担当部長、政策課長、総務法制課長、財政課長、危機管理課長、 区政推進課長、健康福祉総務室長、子ども・若者政策課長、地域経済政策課長、 都市建設総務室長、議会総務課長、教育総務室長、消防総務課長、 緑区役所区政策課長、中央区役所区政策課長、南区役所区政策課長

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (10/18)

- (政策課長)日本電気株式会社との国産生成AIの共同検証は、本計画に影響するか。
- (DX推進課長)事業に大きく影響するわけではないが、行政事務の効率化を進める中の一つ施策として考えている。
- (政策課長)最新の事例にも対応できる計画になっているということか。
- (DX推進課長)第2章の社会環境の変化に記載している。
- (政策課長)(仮称)DX推進条例を制定した場合は、条例に基づく計画との統合など、見直しをするという理解で良いか。
- (DX推進課長)そのとおりである。

原案のとおり上部会議に付議する。

相模原市 I C T 総合戦略（第 2 期）(案)について

令和 5 年 1 0 月
市長公室 DX推進課

議 題

I 改定の方向性

- (1) 庁内検討組織での協議経過
- (2) 改定の方向性

II 改定の背景

- (1) 現行計画の振り返り
- (2) 策定後の環境変化

III 改定(案)の概要

- (1) 改定に当たってのポイント
- (2) 施策の見直し
- (3) 施策目標の見直し
- (4) 計画のつくりの見直し

IV 今後のスケジュール(予定)

I 改定の方角性

(1) 庁内検討組織での協議経過

(2) 改定の方角性

(1) 庁内検討組織^(※)での協議経過

※庁内検討組織（ICT戦略調整会議）

各局総務室長等で構成するICT総合戦略の策定や進行管理を所掌する組織

当初事務局提案

本年度で計画期間が終了する「相模原市ICT総合戦略」について、現在検討を進めている「(仮称)DX推進条例」の制定等を見据え、**現行計画の計画期間を1年延長し、来年度に新たな計画を策定すること**としたい。

構成員からの御意見

- 条例制定と同じタイミングで新計画をスタートさせる想定とされているが、通常、条例の制定後に推進計画を検討すべきである。
- 計画期間延長の背景としている条例の制定時期が未定な以上、必要な見直しを図った上で、改定すべきではないか。

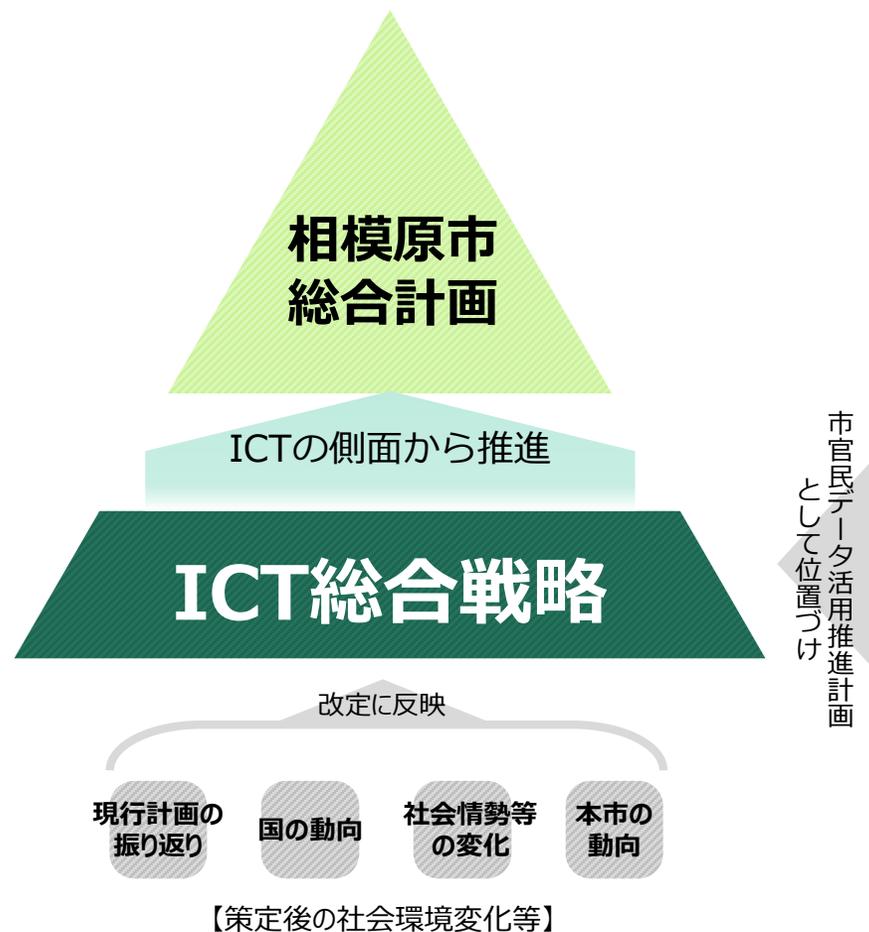
会議の結果



- 計画期間の延長ではなく、**「改定」**を行う方向で検討する。
- 改定に当たっては、デジタル田園都市国家構想との整合や必要な事業の入れ替え、計画期間等を検討することとする。
- DX推進条例に基づく新計画との整理は、策定段階で検討することとする。

(2) 改定の方角性 (①計画の基本的な位置づけ)

< 位置づけの概念図 >



《 国 》

官民データ活用
推進基本法

官民データ活用
推進基本計画

《 県 》

かながわICT・データ
利活用推進計画

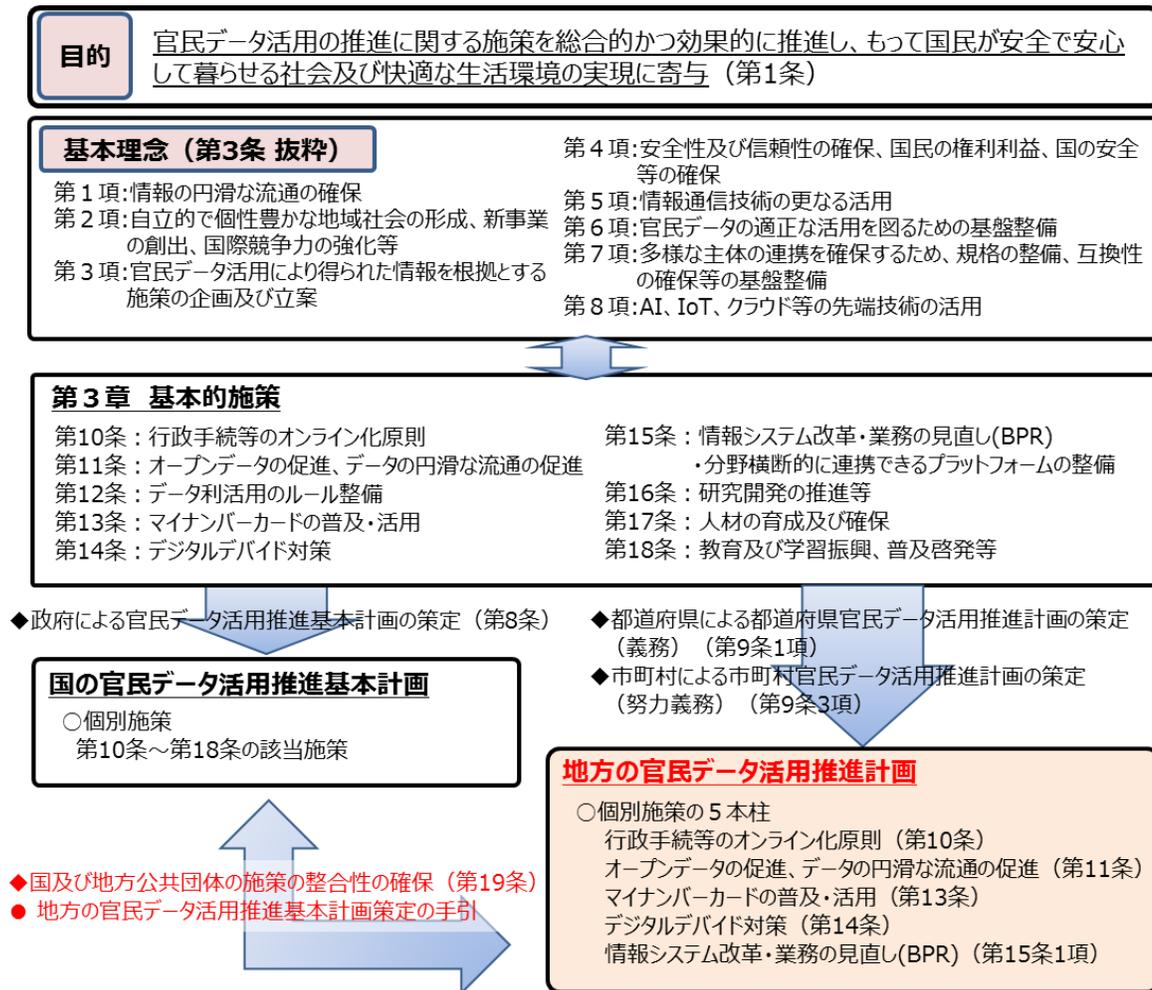
次期計画の基本的な位置づけは、
現行計画に引き続き、次のとおりと
します。

- 相模原市総合計画を上位計画とし、
本市の目指すまちづくりをICTの側面
から推進するもの
- 官民データ活用基本法第9条において、
策定が努力義務とされる市官民データ活
用推進計画として位置付ける

改定に当たっては、現行計画策定後
の社会環境変化等を踏まえた見直し
を行います。

【参考】市町村官民データ活用推進計画策定の手引

＜ 官民データ活用推進基本法と 市町村官民データ活用推進計画の関係イメージ ＞



- 国は、地方公共団体において官民データ活用推進計画を策定するための手引を公開しており、必要な構成要素やひな形等を示しています。
- 現行計画は同手引を踏まえ策定したものです。
- 現行計画の策定後、令和元年10月に手引の改定が行われましたが、大きな方向性に変更はありません。

(2) 改定の方角性 (②計画期間)



- 本計画の計画期間は、総合計画における基本計画と終期をあわせ、**令和6年度から令和9年度までの4年間**とします。
- なお、本市では現在、(仮称)DX推進条例の制定を検討しており、条例を制定した場合には、本市におけるDXの実現に向けた今後の方角性等が新たに定めることが見込まれます。
同条例の制定など、本市におけるICT・データ活用を取り巻く状況に大きな変化が生じた場合等においては、**計画期間中であっても必要に応じて見直し**を行います。

(2) 改定の方角性 (③基本理念等の方角性)

現行の基本理念

選ばれ・愛される さがみはら をかなえる
ICT・データの戦略的活用

基本目標1 利用者中心の行政サービス改革

□ ICT・データ × 行政サービス = 利用者満足度向上

基本目標2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

□ ICT・データ × 経営資源 = 都市経営力の強化

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

□ ICT・データ × 地域社会 = 持続的に発展するまち

- 現行の基本理念は、総合計画基本構想における「将来都市像」「実現に向けた基本姿勢」を念頭に設定しました。
- 改定計画は、総合計画基本計画の後半部分に当たることから、骨格となる方針部分（基本理念・基本目標等）は継続します。
- 基本目標を達成するための施策・事業等については、その後の社会環境変化等を踏まえ、必要な追加等の見直しを行います。

Ⅱ 改定の背景

(1) 現行計画の振り返り

(2) 策定後の環境変化

(1) 現行計画の振り返り

(令和4年度に実施した中間評価の結果)

基本目標1 利用者中心の行政サービス改革

施策1-1 利便性を高める行政サービスの推進



- (A)電子申請の利用促進
- (A)行政手続の検索サービスの導入
- (C)住民異動届の電子申請化及び住民記録システムの入力の自動化
- (C)公金収納における電子マネーの導入及び研究
- (C)介護ワンストップサービスの推進

施策1-2 誰一人取り残さない行政サービスの推進



- (A)多言語対応におけるICT活用
- (A)相模原市公式ホームページ管理システム更新
- (A)電子書籍の導入及び研究
- (A)図書館における公衆無線LANの導入

施策目標値

各種行政サービスの電子化を推進することにより、市民等が行政手続等にかかる時間6,700時間の削減を目指します。

多様性を考慮したコミュニケーションサービスを9種類増やします。

中間状況(R4)

本市で120
(R2:21+R3:17+
R4:82)の申請手続が電子化され、施策目標の達成が見込まれる。

各事業が着実に成果指標を達成しており、施策目標の達成が見込まれる。

(1) 現行計画の振り返り

(令和4年度に実施した中間評価の結果)

基本目標2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

施策2-1 行政事務における電子化の推進



- (A) RPAの全庁導入
- (A) 次期自治体クラウドの構築及びネットワーク更新
- (A) 市議会対応事務の電子化
- (C) AI-OCRの導入及び研究
- (C) 情報共有基盤システムの更新

施策2-2 デジタル・ワークスタイルへの転換



- (A) ICTを活用した多様なワークスタイルの創出
- (A) ペーパーレス会議の推進
- (A) プリンタと複合機の統合及び個人認証管理機能の導入
- (C) 働き方に合わせたファシリティの検討

施策2-3 業務継続性の確保



- (A) 消防情報管理システム更新
- (A) 基幹システムの機器更新
- (C) 住居表示台帳の電子化

施策目標値

行政事務の電子化により職員の簡易作業に係る時間11,600時間の削減を目指します。

職員アンケートにおいて業務生産性の向上を実感した職員の割合80%以上を目指します。

システムの停止を起因として業務が中断したことにより、市民に対して影響を与えた件数0件を目指します。

中間状況(R4)

RPA事業による時間削減効果は約12,000時間を超える見込みであり、各事業で更なる効率化を推進する。

本年度の職員アンケート結果59%の課題と対策を検討し、令和5年度の早い時期に再度調査を行う。

本年度R4でシステムの更新作業が完了。今後の安定運用により、施策目標実現を図る。

(1) 現行計画の振り返り

(令和4年度に実施した中間評価の結果)

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

施策3-1 データ利活用の促進

- (A)公共施設保全台帳の活用・公共施設情報の一元化等の推進
- (A)オープンデータの充実、活用の推進
- (A)統計データ利活用推進
- (C)「生活道路のエリア対策」のモデル実施

施策3-2 魅力的な地域づくりに向けた情報発信

- (A)緑区特設サイトの充実(区ビジョン推進事業)
- (C)さがみはら地域ポータルサイトの充実
- (C)SNS等を活用した文化事業及び文化資源に関する情報発信
- (C)自治体ポイントの活用推進
- (C)区における効果的な情報発信手法の研究(中央区)
- (C)区における効果的な情報発信手法の研究(南区)

施策3-3 ICT教育・人材育成の推進

- (A)ICTを活用した次世代の学校創造事業
- (A)職員のICTスキルの向上
- (A)公民館における無線LAN環境を活用した事業の実施

施策目標値

オープンデータカタログサイトへの年間アクセス数60,000件以上を目指します。

相模原市LINE公式アカウントのともだち登録数30,000件以上を目指します。

- ①重点事業の成果指標達成率80%以上を目指します。
- ②ICTを活用した行政サービスの利用率55%以上を目指します。

中間状況(R4)

本市オープンデータカタログサイトアクセス数67,988件(R4.4～R5.2)。更なる活用を促進する。

令和5年3月時点でともだち登録41,843人となり、更なる情報発信を推進する。

- ①令和4年度90%(重点事業指標達成率)
- ②についてR4の市政に関する世論調査結果が取れなかったため、R5で検証する。

(2) 策定後の環境変化 (① 国の動向)

デジタル改革関連法 (令和3年5月成立)

新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化したことを背景に、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に成立。

「デジタル社会形成基本法」では、基本理念や地方公共団体の責務、デジタル庁の設置等について規定。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」では、令和7年度までに、標準準拠システムへの円滑な移行を目指すことを規定。



自治体DX推進計画 【第2.0版】 (令和4年9月策定)

自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめた計画。

また、自治体DX全体手順書、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書等も示された。

重点取組事項

- ① 自治体情報システムの標準化・共通化
- ② マイナンバーカードの普及促進
- ③ 行政手続のオンライン化
- ④ AI・RPAの利用推進
- ⑤ テレワークの推進
- ⑥ セキュリティ対策の徹底

デジタル田園都市 国家構想総合戦略 (令和4年12月閣議決定)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を変更する形で策定。

デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方が抱える人口減少や少子高齢化、産業空洞化などの社会課題の解決、魅力向上のブレークスルーを実現し、地方活性化を加速することを目指す。

また、デジタル田園都市国家構想推進交付金を創設し、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を支援。



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

資料：内閣官房ホームページ

(2) 策定後の環境変化 (② 社会情勢等)



新型コロナウイルス感染症による行動様式の変化

- 新型コロナの感染拡大を機に、社会全体で急速なデジタル化が進められた一方で、国・自治体のデジタル化の遅れや人材不足、行政の非効率などの課題が顕在化。



モバイル端末によるインターネット利用の拡大

- スマートフォンの普及等を背景に、令和4年における情報通信機器の世帯保有率は、モバイル端末全体で97.5%まで上昇。(スマートフォン90.1%、パソコン69%)



マイナンバーカードの普及

- マイナポイント事業の実施等を背景に、令和5年3月末時点における国内人口に対する保有枚数の割合は67%まで上昇。



生成AIの急速な発展・普及

- 高度化・普及が進む一方で、要機密情報の取り扱いや個人情報・著作権保護、回答の正確性などの課題も。



サイバーセキュリティ上の脅威の増大

- サイバー攻撃の攻撃手法・対象の拡大など、近年、サイバーセキュリティ上の脅威が悪質化・巧妙化し、その被害が深刻化。

Ⅲ 改定(案)の概要

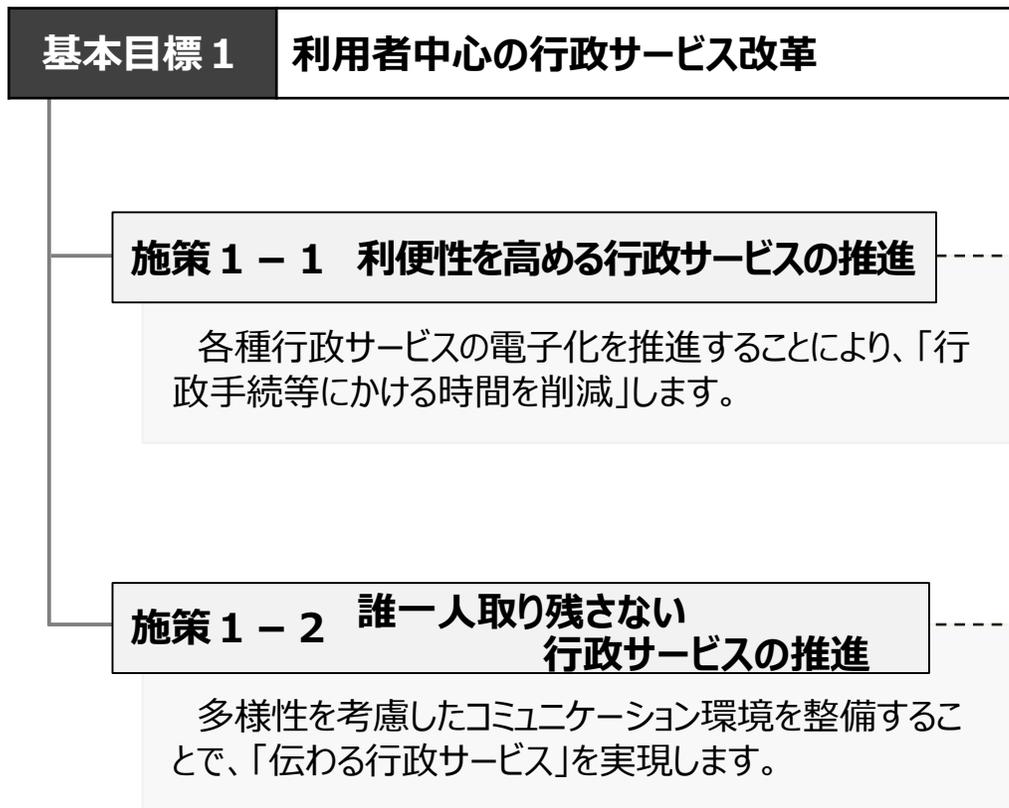
- (1) 改定に当たってのポイント
- (2) 施策の見直し
- (3) 施策目標の見直し
- (4) 計画のつくりの見直し

(1) 改定に当たってのポイント

- 社会環境変化を踏まえた **計画の背景部分の見直し**
- 現行計画の進捗を踏まえた **数値目標等の再設定**
- 新たな課題等に対応するための **新規事業の立案**

(2) 施策の見直し

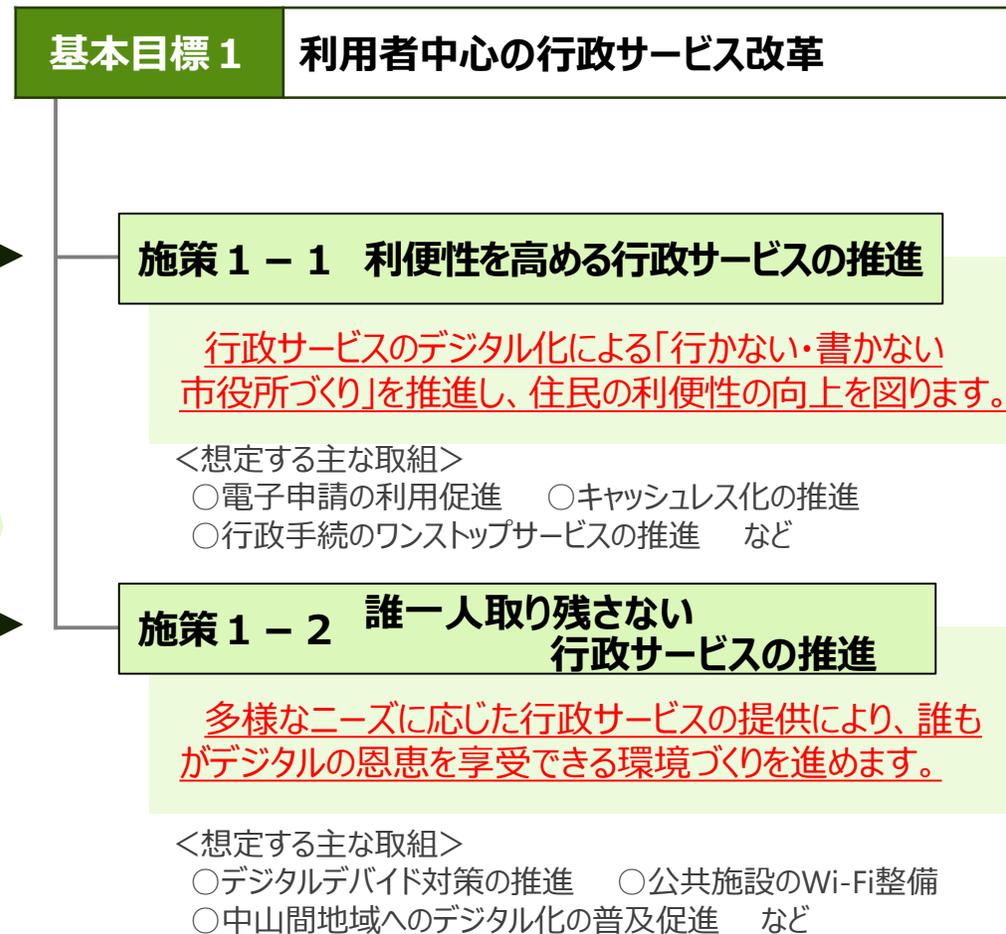
【 現 行 】



継 続

継 続

【 改 定 案 】



※施策を構成する事業については、今後、全庁に立案依頼を行う予定です。

(2) 施策の見直し

【 現行 】

基本目標 2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

施策 2 - 1 行政事務における電子化の推進

行政事務の電子化を推進することで「新たな経営資源」を生み出します。

施策 2 - 2 デジタル・ワークスタイルへの転換

デジタル・ワークスタイルへの転換を促すことで、職員の業務生産性の向上を実現します。

施策 2 - 3 業務継続性の確保

業務が中断するリスクを取り除くことで、「業務継続性」を確保します。

統合

行政事務改革という括りで一体的に推進

継続

対応が急務であることを踏まえ、新たに施策として位置づけ

【 改定案 】

基本目標 2 経営資源を最大限に活用した行財政改革

施策 2 - 1 **デジタル技術を生かした行政事務改革**

デジタル技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげます。

<想定する主な取組>

○RPAの全庁導入 ○生成AIの活用・研究 ○庁内事務におけるデジタル環境の整備 など

施策 2 - 2 業務継続性の確保

業務が中断するリスクを取り除くことで、「業務継続性」を確保します。

<想定する主な取組>

○基幹系システムの機器更新 など

施策 2 - 3 **情報システムの標準化・共通化の推進**

自治体情報システムの標準化・共通化に取り組むことで、人的・財政的な負担の軽減を図ります。

<想定する主な取組>

○業務プロセスの把握・見直し ○システムの全体最適化 など

(2) 施策の見直し

【 現行 】

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

施策3-1 データ利活用の促進

オープンデータ等の提供を推進することにより、市民、企業、行政等による自発的なデータの利活用を推進します。

継続

施策3-2 魅力的な地域づくり に向けた情報発信

より多くの人々に魅力的な「さがみはら」を伝える情報を積極的に発信します。

継続

施策3-3 ICT教育・人材育成の推進

情報リテラシーの向上を図ることで、各事業の成果指標を達成につなげます。

継続

【 改定案 】

基本目標3 将来にわたり発展し続けるまちづくり

施策3-1 データ利活用の促進

オープンデータ等の提供を推進することにより、市民、企業、行政等による自発的なデータの利活用を推進します。

<想定する主な取組>

- オープンデータの充実・活用
- 文化資料等のアーカイブ化 など

施策3-2 魅力的な地域づくり に向けた情報発信

より多くの人々に魅力的な「さがみはら」を伝える情報を積極的に発信します。

<想定する主な取組>

- ICT活用による情報発信の多様化 など

施策3-3 ICT教育・人材育成の推進

ICT教育・人材育成の推進により、情報リテラシーの向上を図ります。

<想定する主な取組>

- 職員のICTスキルの向上 など

(3) 施策目標の見直し

【 現行 】

施策1-1 利便性を高める行政サービスの推進

施策目標	市民等が行政手続等にかかる時間の削減	
当初値	→ 実績値 (R2-4)	目標値 (R5)
—	7,554時間削減 (参考値)	6,700時間削減
指標の定義	「現状の手続時間」と「事業実施後の手続時間」との差	

施策1-2 誰一人取り残さない行政サービスの推進

施策目標	該当事業（多言語翻訳システム）の行政サービス数	
当初値	→ 実績値 (R4)	目標値 (R5)
3種類	70種類	12種類
指標の定義	該当事業（多言語翻訳システム）の行政サービス数	

【 改定案 】

施策1-1 利便性を高める行政サービスの推進

施策目標	<u>行政サービスの利便性満足度</u>	
現状値(R4)	→	目標値 (R9)
61.3%		73.1%
指標の定義	必要な行政サービスを、身近で受けることができると感じている市民の割合	

目標値設定の考え方：総合計画の成果指標の目標値と整合を図り設定した。

施策1-2 誰一人取り残さない行政サービスの推進

施策目標	<u>普段、インターネットを使用している市民の割合</u>	
現状値(R5)	→	目標値 (R9)
89.6%		95%
指標の定義	市政に関する世論調査等の回答結果	

目標値設定の考え方：毎年度1%ずつ程度増加させることを目指し設定した。

(3) 施策目標の見直し

【 現行 】

施策2-1 行政事務における電子化の推進

施策目標	簡易作業に係る作業削減時間	
当初値	→ 実績値 (R2-4)	目標値 (R2-5)
—	13,245時間	11,600時間以上
指標の定義	行政事務の電子化により削減された簡易作業に係る時間	

施策2-2 デジタル・ワークスタイルへの転換

施策目標	業務生産性の向上を実感した職員の割合	
当初値	→ 実績値 (R4)	目標値 (R5)
—	59%	80%以上
指標の定義	職員アンケートにおいて業務生産性の向上を実感した職員の割合	

【 改定案 】

施策2-1 デジタル技術を生かした行政事務改革

施策目標	①簡易作業に係る作業削減時間 ②業務生産性の向上を実感した職員の割合	
現状値	→	目標値 (R9)
① 13,245時間(R2-4) ② 59%(R4)		① 17,600時間(R6-9) ② 80%
指標の定義	①行政事務の電子化により削減された簡易作業に係る時間 ②職員アンケートにおいて業務生産性の向上を実感した職員の割合	

目標値設定の考え方：①過去の実績値の推移を踏まえ設定した。
②第1期計画において目標値を未達成であることから、目標値を据え置くこととした。

(3) 施策目標の見直し

【 現行 】

施策2-3 業務継続性の確保

施策目標	市民に影響を与えた事例の件数	
当初値	実績値 (R4)	目標値 (R5)
0件	0件	0件
指標の定義	システムの停止を起因として業務が中断したことにより、市民に対して影響を与えた件数	



※ICT-BCP（情報システム業務継続計画）

大規模な災害等が発生した際にも、非常時優先業務を行うために必要不可欠な情報システムに関して、事前対策や災害時の体制・行動手順を定めるもの。

【 改定案 】

施策2-2 業務継続性の確保

施策目標	ICT-BCP(※)事業計画に基づく取組の実施率	
現状値(R4)	→	目標値 (毎年度)
87.5%		100%
指標の定義	毎年度策定するICT-BCP事業計画に基づく取組（電源状況調査や災害時対応手順の確認など）の実施率	

目標値設定の考え方：業務継続性の確保に向けた取組を毎年度着実に実施することを目指し設定した。

施策2-3 情報システムの標準化・共通化の推進

施策目標	標準化・共通化を完了した業務数	
現状値	→	目標値 (R7)
—		20業務
指標の定義	標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用する形態に移行した業務数	

目標値設定の考え方：国の基本方針等で示された目標に基づき設定した。

(3) 施策目標の見直し

【 現 行 】

施策3-1 データ利活用の促進

施策目標	オープンデータカタログサイトへの年間アクセス件数	
当初値	→ 実績値 (R4)	目標値 (R5)
45,570件	73,098件	60,000件以上
指標の定義	オープンデータカタログサイトへの年間アクセス件数	

施策3-2 魅力的な地域づくりに向けた情報発信

施策目標	相模原市LINE公式アカウントの友だち登録人数	
当初値	→ 実績値 (R4)	目標値 (R5)
—	41,843人 (R5.3時点)	30,000人以上
指標の定義	相模原市LINE公式アカウントの友だち登録人数	

【 改 定 案 】

施策3-1 データ利活用の促進

施策目標	オープンデータカタログサイトの ①データセット数及び②年間アクセス件数	
現状値(R4)	→	目標値 (R9)
①48件 ②73,098件		①100件 ②101,000件
指標の定義	オープンデータカタログサイトの ①データセット数及び②年間アクセス件数	

目標値設定の考え方：過去の実績値の推移等を踏まえ、更なる上積みを目指す数値を設定した。

施策3-2 魅力的な地域づくりに向けた情報発信

施策目標	相模原市の認知度 (市外に住む20歳代から30歳代)	
現状値(R3)	→	目標値 (R9)
90.1%		95%
指標の定義	相模原市イメージ調査の回答結果	

目標値設定の考え方：総合計画の成果指標の目標値と整合を図り設定した。

(3) 施策目標の見直し

【 現 行 】

施策3-3 ICT教育・人材育成の推進

施策目標	①重点事業の成果指標達成率 ②ICTを活用した行政サービスの利用率	
当初値	実績値 (R4)	目標値 (R5)
① - ②48%	①90% ②48.2%	①80%以上 ②55%以上
指標の定義	①重点事業の成果指標達成率 ②市政に関する世論調査等の回答結果	

【 改 定 案 】

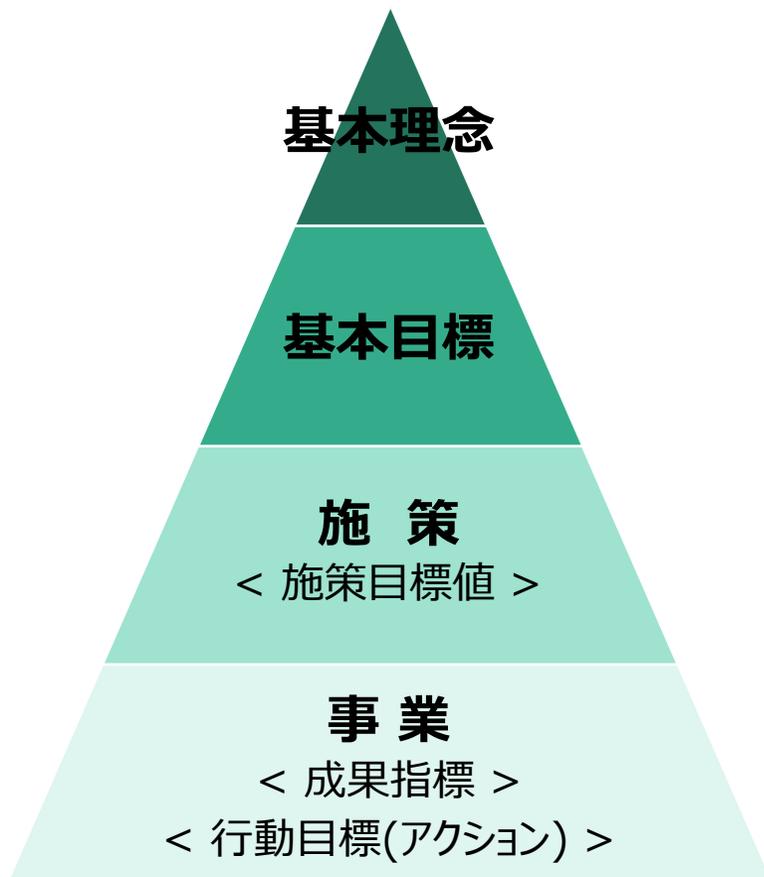
施策3-3 ICT教育・人材育成の推進

施策目標	デジタルに関する職員研修の受講者数	
現状値(R4)	→	目標値 (R6-9)
1,027人		約5,000人
指標の定義	デジタルの利活用や情報セキュリティ等に関する研修を受講した職員の延べ人数（累計）	

目標値設定の考え方：過去の実績値の推移等を踏まえ、更なる上積みを目指す数値を設定した。

(4) 計画のつくりの見直し

< 現行計画の体系図 >



【現状の運用】

- 「成果」重視の考えのもと、毎年度の計画の進行管理において、柔軟に計画を見直しています。

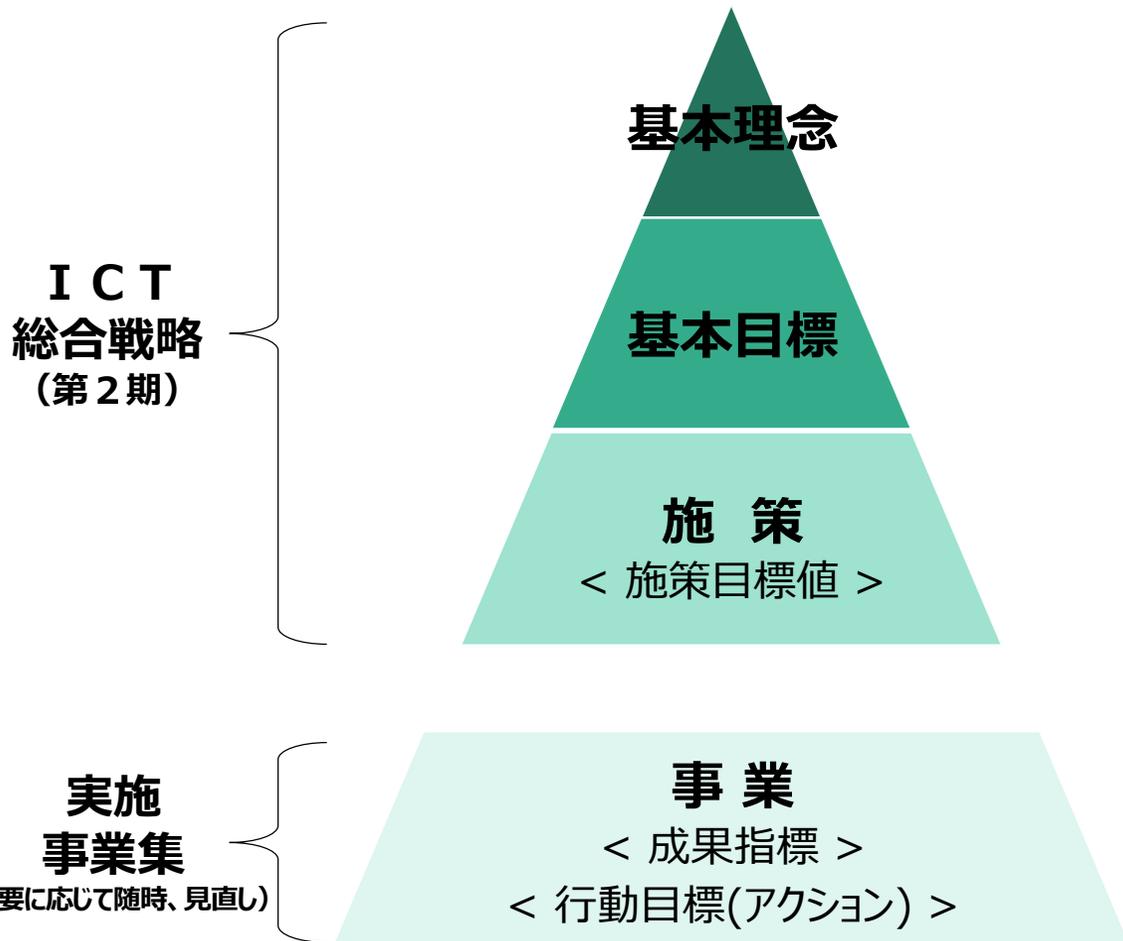
【課題】

- 策定後、毎年度改定を行っていますが、事業の見直し以外にも、施策目標値の見直しや計画の背景部分への追記等を行っており、**計画期間中の見直し範囲・基準が不明確**な部分があります。

(4) 計画のつくりの見直し

< 次期計画の体系図 >

【次期計画での改善案】



- 基本理念や取組方針を定めるICT総合戦略とは別に、個々の事業一覧や各事業の具体的な事業工程等を示す「実施事業集」を策定することとし、位置づけの明確化を図ります。
- ICT総合戦略は、大きな環境変化があった時にのみ改定します。その際には、パブリックコメントを行います。
- 実施事業集は、必要に応じて随時、見直すこととし、技術革新等の社会環境変化により機動的に対応していきます。

IV 今後のスケジュール（予定）

- 10月 ● 庁議（調整会議→決定会議）
- 12月 ● 議会説明（総務部会）
- 12月
～令和6年1月 ● パブリックコメントの実施
- 3月 ● 計画策定・公表



並行して、
全庁に事業立案
依頼を行い、
実施事業集の
調製を進めます

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

案件名	(仮称) 駐車場ビジョンにおける経営戦略部分の策定について							
所管	都市建設	局区	土木	部	路政	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	市営駐車場の経営状況を分析し、効率化・経営健全化のための取組方針や将来の方向性を示す						
	効果測定指標					施策番号	20	
		R4	R5	R6				
	事業効果 年度目標							

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(仮称) 駐車場ビジョンにおける経営戦略部分の策定について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

駐車場をとりまく周辺環境等が、近年大幅に変化しており、駐車場整備に関する市の基本的な方針や施策を見直し、市営自動車駐車場の今後の運営について見直す必要があることから、現在策定を検討している「(仮称)相模原市駐車場ビジョン」のうち、経営戦略部分の内容について諮るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
実施 内容	● 庁議 (スタートアップ)	● 庁議 (基本計画・整備計画)	● 庁議 (経営戦略)				
	基本計画・整備計画 部分検討		経営戦略部分 検討				
		● 建設部会説明 パブリックコメント(基本計画・整備計画部分)					
			● 駐車場ビジョン策定				
			都市計画変更手続 (相模大野・橋本)				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
事業費(駐車場事業費)		12,067	5,682					
うち任意分		0						
特財								
国、県支出金		0						
地方債		0						
その他		12,067	5,682					
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分		0						
捻出する財源 2		0						
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	・駐車場事業特別会計より捻出							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
			○				○		
									
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期	なし	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供 R5.10

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	内容の方向性について確認済(推進会議)
財政課	内容の方向性について確認済(推進会議用資料)
総務法制課	内容の方向性について確認済(推進会議用資料)
都市計画課	内容の方向性について確認済(推進会議)・策定後都市計画決定変更の手続きについて調整中
産業・雇用対策課、 都市整備課、道路計画課	内容の方向性について確認済(推進会議)
リニア駅周辺まちづくり課	内容の方向性について確認済(推進会議)
相模原駅周辺まちづくり課	内容の方向性について確認済(推進会議)

備考

駐車場ビジョンのうち、基本計画、整備計画部分については、令和4年度中に調整会議及び決定会議を経てパブリックコメントを実施済(意見等なし)。整備計画に基づき、今後都市計画の変更を行う。

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (9/28)</p>	<p>【パブリックコメントについて】 (総務法制課長)パブリックコメントを実施しないという整理でよろしいか。 (路政課長)駐車場基本計画及び駐車場整備計画部分について、パブリックコメントを実施しており、それを基に、今回の経営戦略部分を作成した。経営戦略部分について、市の内部経営に関する内容であることから、パブリックコメントは実施しない。</p> <p>【経営戦略について】 (財政課長)本件は、令和3年度の調整会議において継続審議となったものであるが、経営的に繰入金を減らすためにどうしていくのか。 (路政課長)償還金に充てる経費が大きく、駐車場収入を増やすという中では、指定管理者と協力した中で、なるべく駐車場の利用が増えるように制度の緩和等の取組を進めたいと考えているが、収入を増やすという部分では、具体的に表現できていない。 (財政課長)経営戦略の本編には、具体的に戦略を記載する必要があると考える。本来であれば、令和2年度に作成予定だったものが遅れているということもあり、このまま原案が承認されるとは思えない。 (都市建設総務室長)本編では、経営の基本方針ということで今回の戦略部分を示している。現状の赤字状態によって他会計から繰り入れている状況を、完全に改善できれば一番良いが、軽減する取組を進めていくということが戦略の一部と考えている。その中で、余剰空間の活用として、今後、相模大野立体駐車場を都市計画駐車場から外し、空間を丸々貸し出すことなど、現状とは異なる手法により、利用収入が得られるようにしたいと考えている。 (財政課長)昨年度、駐車場基本計画及び駐車場整備計画の会議において、民営化や貸付等について、経営戦略の中で触れるという議論があったと記憶している。今回、その部分の具体性があまり示されていないことから、新たな戦略と言い切れるのか。具体的に数字云々というよりも、何か方向性を示すことはできないのか。令和14年度までは、まだかなり年数がある。以前からは修正していると思うが、令和14年度までの公営企業としての戦略が必要である。 (路政課長)令和14年度までについては、市が直接運営をしていない中で、積極的な取組については、運営者である指定管理者との協議が必要であり、一方的に書くことができない中では、今ある環境で、いかに利用を増やし、収入を増やすかについて、余剰空間等を積極的に活用したいと考えている。市の収入は指定管理者からの基本納付金のほか、利益に応じて追加納付金を納めていただくことから、利用台数を増やす中で収入増を図り改善していきたい。 (政策課長)スケジュールについて、公表は11月1日を予定しているのか。 (都市建設総務室長)その予定で調整してきたが、そこはずれても問題ない。資料を修正し、改めて調整会議に諮りたい。</p> <p><継続審議とする。></p>
<p>調整会議の 主な議論 (10/18)</p>	<p>【資料の修正について】 (財政課長)利用料金制が導入されたことなど、繰入金額もある程度抑えられるということであり、前回の庁議では、指定管理者など民間頼みのような記載だった部分について、市の取組として民間活力を活用して具体的にどういうことをやっていきたいということも資料にしっかり載せられていることから、財政課からの意見は反映されたものと承知した。 (政策課長)説明資料で修正した取組は、全て本編に掲載されているのか。 (路政課長)掲載している。 (アセットマネジメント推進課長)説明資料の21ページにおいて、建設の償還完了が令和14年度以降ということであり、この中で「民間/ウハウ等を生かして、公営企業を廃止し、貸付等による運営も視野に入れる。」ということになっている。本来は、市一般公共建築物長寿命化計画において、相模大野立体駐車場は、令和15年度頃に長寿命化を行うというスキームだったものが、今回、改定によって後ろ倒しされたものと思われるが、それをやるかどうかというのは大きな話である。例えば、民間に貸付ける話や、廃止することになるのであれば、長寿命化を行う必要が無くなるため、公共建築課とはよく調整しながら進めてほしい。また、意見であるが、説明資料の16ページの一番下に経営上の課題が記載されているが、これは経営上の課題というよりは、経営改善策とした方が相応しいのではないかと。</p> <p><原案のとおり上部会議に付議する。></p>

(仮称) 駐車場ビジョンにおける 経営戦略部分の策定について

都市建設局 土木部 路政課

1 (仮称) 駐車場ビジョンの策定にあたって

1 策定の目的

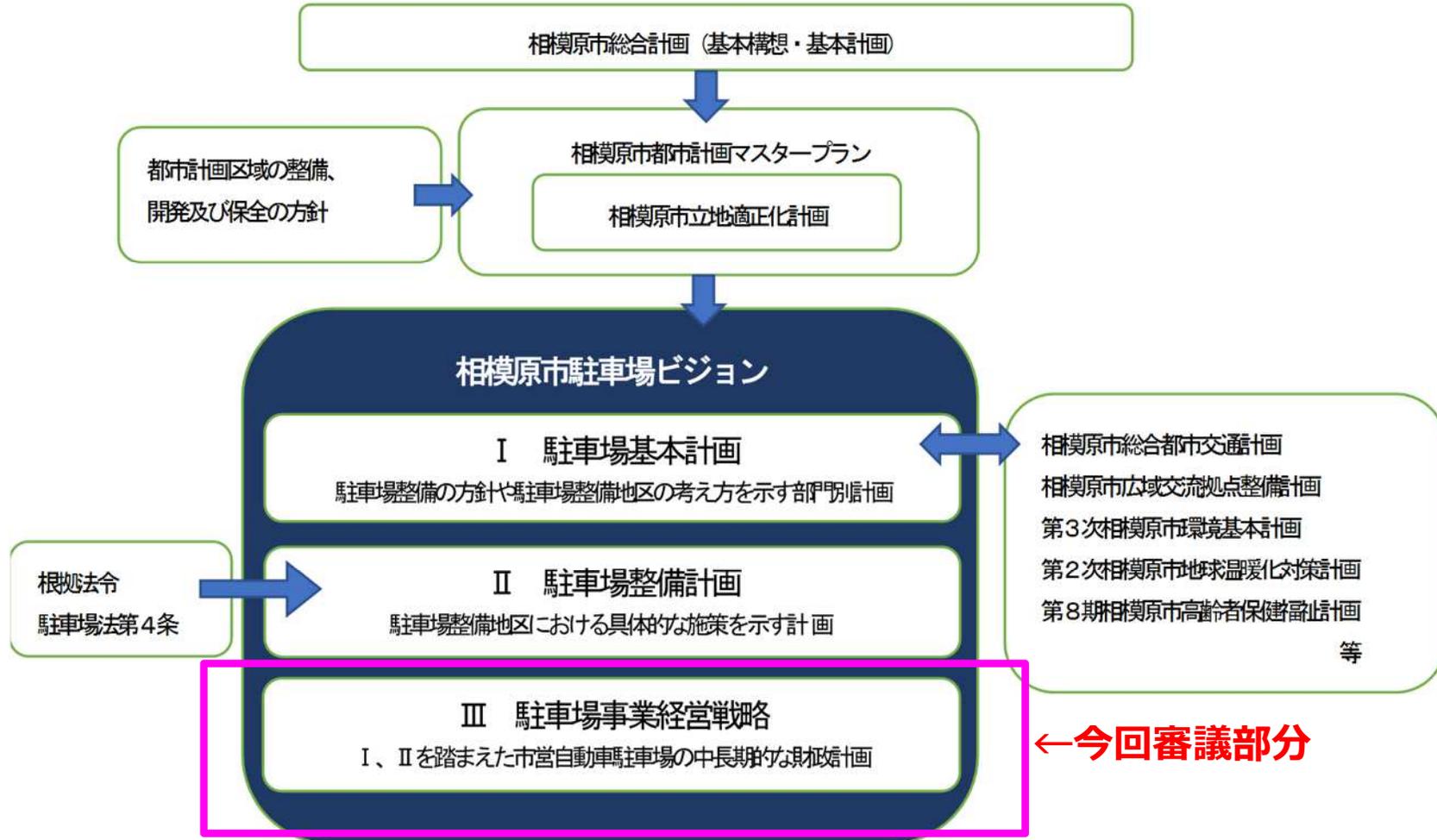
**市ではこれまで6施設の市営自動車駐車を
設置したが、近年駐車をとりまく周辺環境等
が大幅に変化**



- ・ 駐車場整備に関する市の基本的な方針や、
駐車場整備地区及び地区内の施策等を見直すこと
- ・ 基本的な方針や施策等を踏まえた市営自動車
駐車場の中長期的な運営を見通すこと

1 (仮称) 駐車場ビジョンの策定にあたって

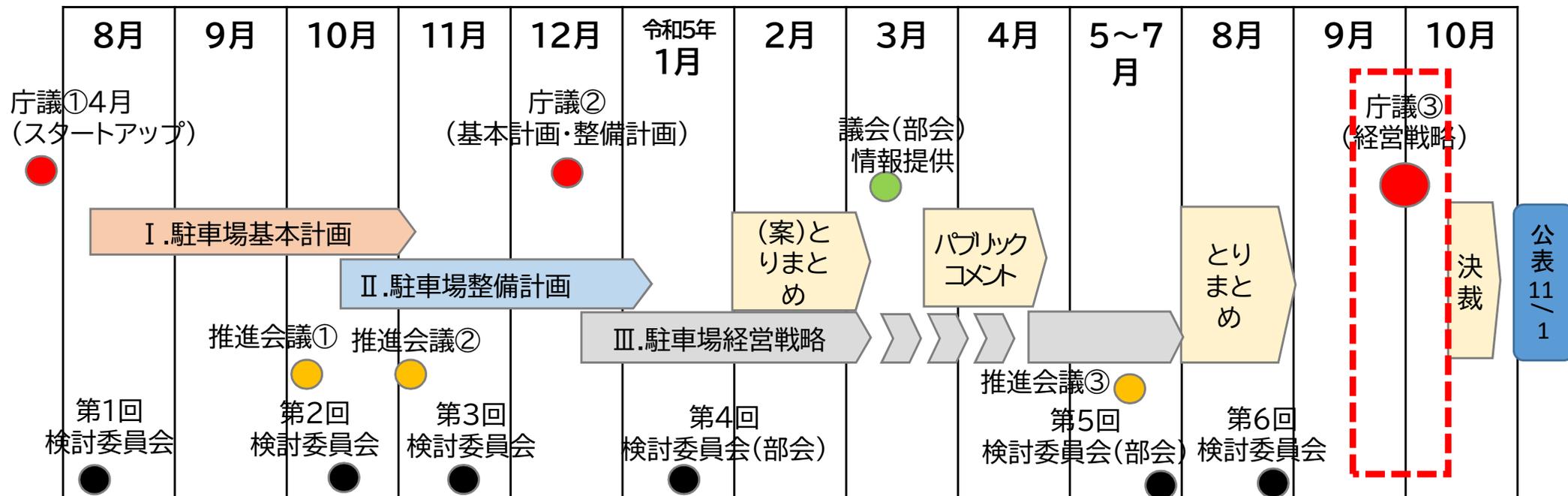
2 位置づけと計画期間



○ 計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間

1 (仮称) 駐車場ビジョンの策定にあたって

3 検討スケジュール



公表
11
/
1

4 駐車場ビジョン検討委員会構成員

- ・学識経験者2名
- ・道路管理者2名(国土交通省関東地方整備局、相模原市土木部長)
- ・公安関係者1名(神奈川県警察本部交通部)
- ・まちづくり関係者3名(まちづくり推進部長、市自治会連合会、相模原商工会議所)
- ・公募委員1名

2 (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

1 駐車問題に対するこれまでの取組み

○ 制度等の整備

- ・ 駐車場整備地区の指定(相模大野、橋本、相模原)
- ・ 相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例制定(昭和62年3月)

○ 駐車場の整備

- ・ 市営自動車駐車場の整備(6施設)
- ・ 民間自動車駐車場整備の促進



制度等の整備時は、路上駐車など道路機能の低下による渋滞の発生や、バスの定時性確保の阻害といった駐車問題があったが、ほぼ解消され、初期の目的は概ね達成

2 (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

冊子P9~20

2 駐車場整備に係る社会情勢の変化

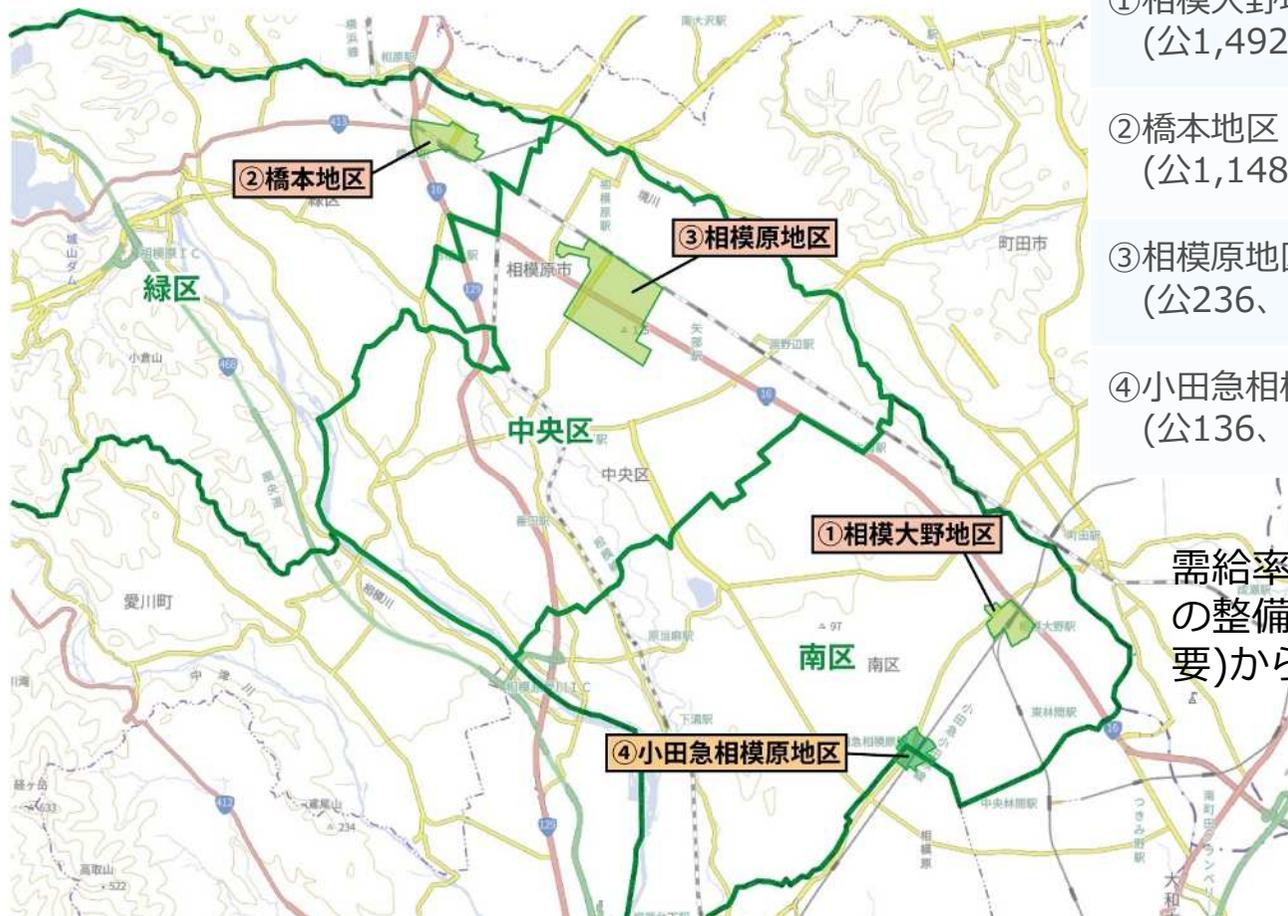
- ①高齢者人口増加、今後は総人口の減少が予測
- ②相模原市の自動車の発生集中量は平成10年以降、減少傾向
- ③自動車分担率は平成20年：36%⇒平成30年：32%に減少
- ④市内鉄道駅まで（から）の交通手段はバス・徒歩増加、自動車減少
- ⑤自動車の登録台数が平成23年頃から世帯数を下回るようになる
- ⑥令和元年以降、神奈川県における高齢者の免許返納者は年間4万人以上
- ⑦カーシェアリングのステーションの配置
- ⑧駐車場を備えた大型店舗の出店
- ⑨多くの時間貸駐車場(コインパーキング)整備
- ⑩市営自動車駐車場の利用者は減少傾向



駐車需要の減少

2 (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

3 検討対象地区の需給バランス



地区名	需給率 (需要/供給)
①相模大野地区 (公1,492、民602)	平日 : 46.1% 休日 : 41.7%
②橋本地区 (公1,148、民629)	平日 : 43.8% 休日 : 46.5%
③相模原地区 (公236、民432)	平日 : 60.3% 休日 : 45.8%
④小田急相模原地区 (公136、民544)	平日 : 45.2% 休日 : 42.5%

需給率は市営駐車場及び主要な時間貸駐車場の整備台数(供給)及びピーク時利用台数(需要)から算出

需給率が低く、今後も減少が見込まれることから、量的な目標を立てて整備を進めてきたこれまでの方針を見直し、需給バランスを改善していく必要がある。

2 | (仮称) 駐車場ビジョン(基本計画部分)

4 駐車場整備に関する基本方針と方策

基本方針	方策	SDGs
〈基本方針Ⅰ〉 駐車需要の変化への対応	方策Ⅰ：駐車場の需給バランスを適正化する ■ 既存駐車場の効率的な活用 ■ 将来の変化に対応する空間として有効活用	
〈基本方針Ⅱ〉 新たなまちづくりへの対応	方策Ⅱ：新たなまちづくりと連携し、まちの特色を捉えて駐車場を配置する ■ 駐車需要を踏まえた周辺のまちづくり ■ まちの特色を捉えた駐車場整備	
〈基本方針Ⅲ〉 政策の変化への対応	方策Ⅲ：SDGsを踏まえた施策を推進する ■ 脱炭素社会に向けた施策の推進 ■ バリアフリー施策の推進	  

- ・ 公共と民間が役割分担をしながら整備
- ・ 公共は駅周辺などにおいて用地や採算性の点で民間による整備が困難な駐車場の整備に取り組んできたが、今後は民間活力をさらに活用できる貸付等による運営も視野に入れる

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

1 整備目標量

○将来の需給予測・需給率

地区名	現況整備台数	将来整備台数	将来駐車需要	余剰台数	需給率
相模大野 駐車場整備地区	3, 146台	3, 173台	1, 454台	1, 719台	46%
橋本駅周辺 駐車場整備地区	2, 561台	3, 212台	2, 200台	1, 012台	68%
相模原 駐車場整備地区	3, 902台	3, 902台	2, 274台	1, 628台	58%
小田急相模原地区 (整備地区外)	832台	832台	364台	468台	44%

○整備目標量

各地区とも、現況整備台数が将来駐車需要を既に上回っている

→新たな整備目標量は定めず、各施策を推進しながら、将来駐車需要に整備台数を近づけていくことを目指す。

※ただし橋本地区や相模原地区の開発状況に伴い、駐車需要に大きな変動が生じる見込みが発生した場合は整備目標量を見直す。

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

2 駐車場整備に関する役割分担

民間と公共の役割分担の考え方

- ・ 駐車場は開発者（商業施設等）が整備することを原則とする
- ・ 公共はまち全体の駐車需要を受け持つ。
- ・ 公共は駐車施設の附置に関する条例制定等、駐車場施策等の仕組みづくりを行う

民間を中心とした役割

<附置義務条例等による整備>

相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例や大規模小売店舗立地法等に基づき、必要な台数を整備

公共を中心とした役割

<駐車場施策の仕組みづくり>

公共はまち全体に必要な駐車場のうち、民間が整備する駐車場で不足する部分を整備。駐車場整備地区の指定、都市計画駐車場の決定、駐車施設の附置に関する条例の制定等駐車場施策に関わる仕組みづくりを行う

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

3 駐車場整備に関する施策

基本方針 I	方策 I	SDGs
駐車需要の変化への対応	駐車場の需給バランスを適正化する	

<施策 1> 既存駐車場の効率的な活用

- ① 周辺住民が利用できる駐車場としての活用
- ② 自動二輪車の受け入れ
- ③ 駐車場情報の積極的な提供
- ④ 荷捌き駐車場としての活用

<施策 2> 将来の変化に対応する空間として有効活用

- ① 適切な維持修繕による建物の長寿命化
- ② 新たなモビリティの駐車スペース
- ③ 駐車場の柔軟な利用方法の検討

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

3 駐車場整備に関する施策

基本方針Ⅱ	方策Ⅱ	SDGs
新たなまちづくりへの対応	新たなまちづくりと連携し、まちの特色を捉えて駐車場を配置する	

<施策3> 駐車需要を踏まえた周辺のまちづくり

- ① 駐車場整備地区の指定
- ② 都市計画駐車場の見直し
- ③ 適切な土地利用の誘導

<施策4> まちの特色を捉えた駐車場整備

- ① 適切な駐車場台数を整備できるしくみの検討

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

3 駐車場整備に関する施策

基本方針Ⅲ	方策Ⅲ	SDGs
政策の変化への対応	SDGsを踏まえた施策を推進する	

<施策5>脱炭素社会に向けた施策の推進

- ①脱炭素社会の実現に向けた取組みの促進
- ②公共交通の利用促進

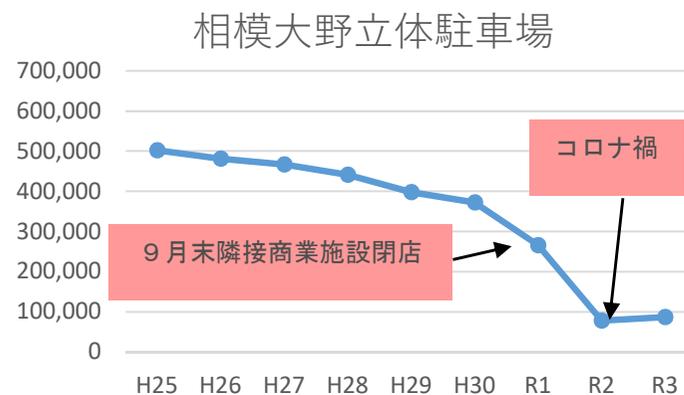
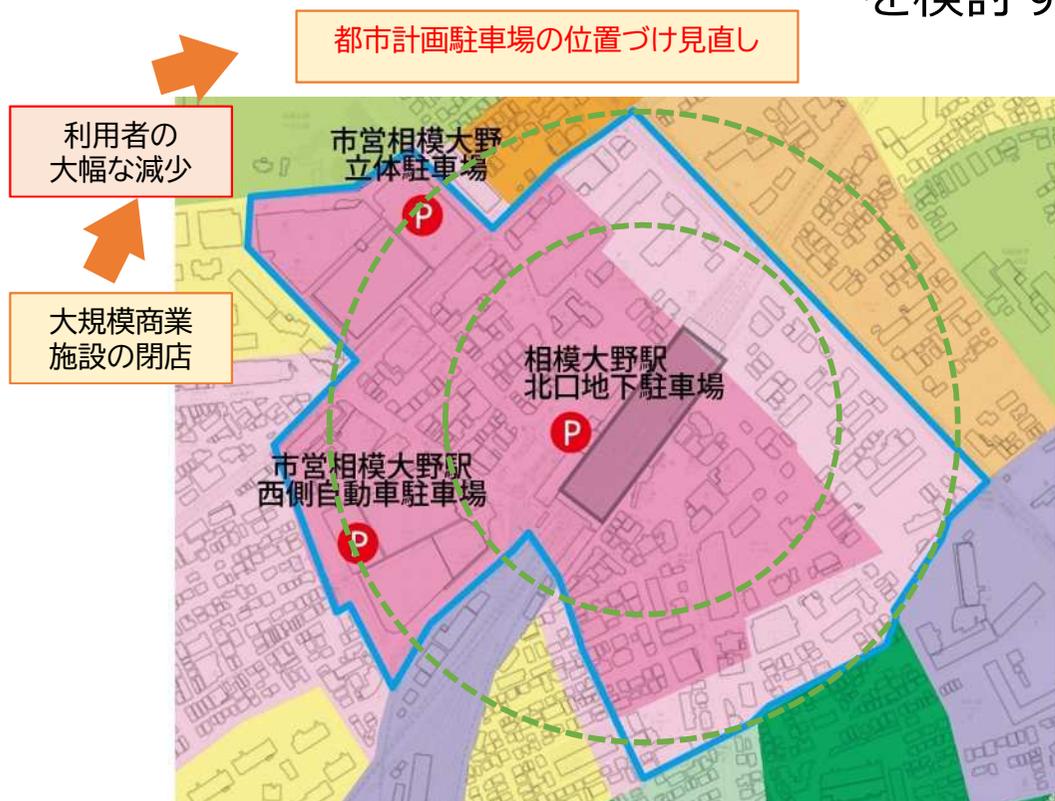
<施策6>バリアフリー施策の推進

- ①誰もが安心・安全に利用できる駐車場への更新

3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

相模大野地区の方向性

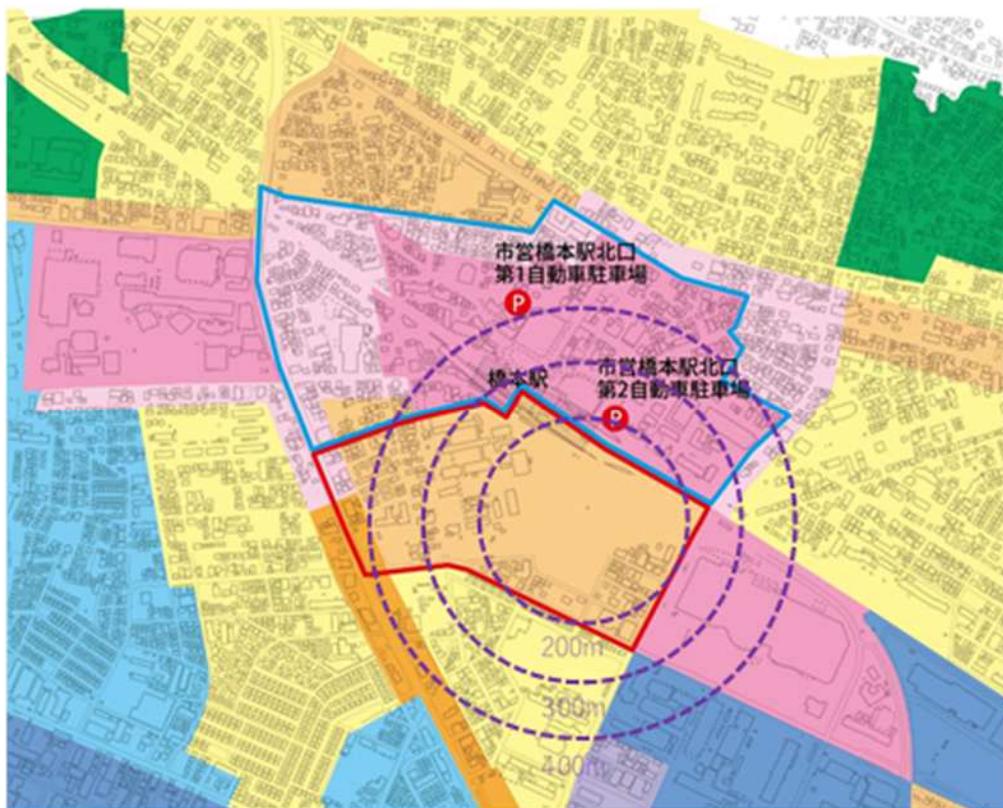
隣接の商業施設が閉店し利用者が減少している相模大野立体駐車場の都市計画駐車場（参考台数830台）としての位置付けの見直しを検討する



3 | (仮称) 駐車場ビジョン(整備計画部分)

冊子P53~55

橋本地区の方向性



土地区画整理事業が予定されている区域及び周辺区域について、自動車交通がふくそうし、円滑な交通を確保する必要のある区域を駐車場整備地区として拡大することについて、まちづくりの状況に応じて検討する。

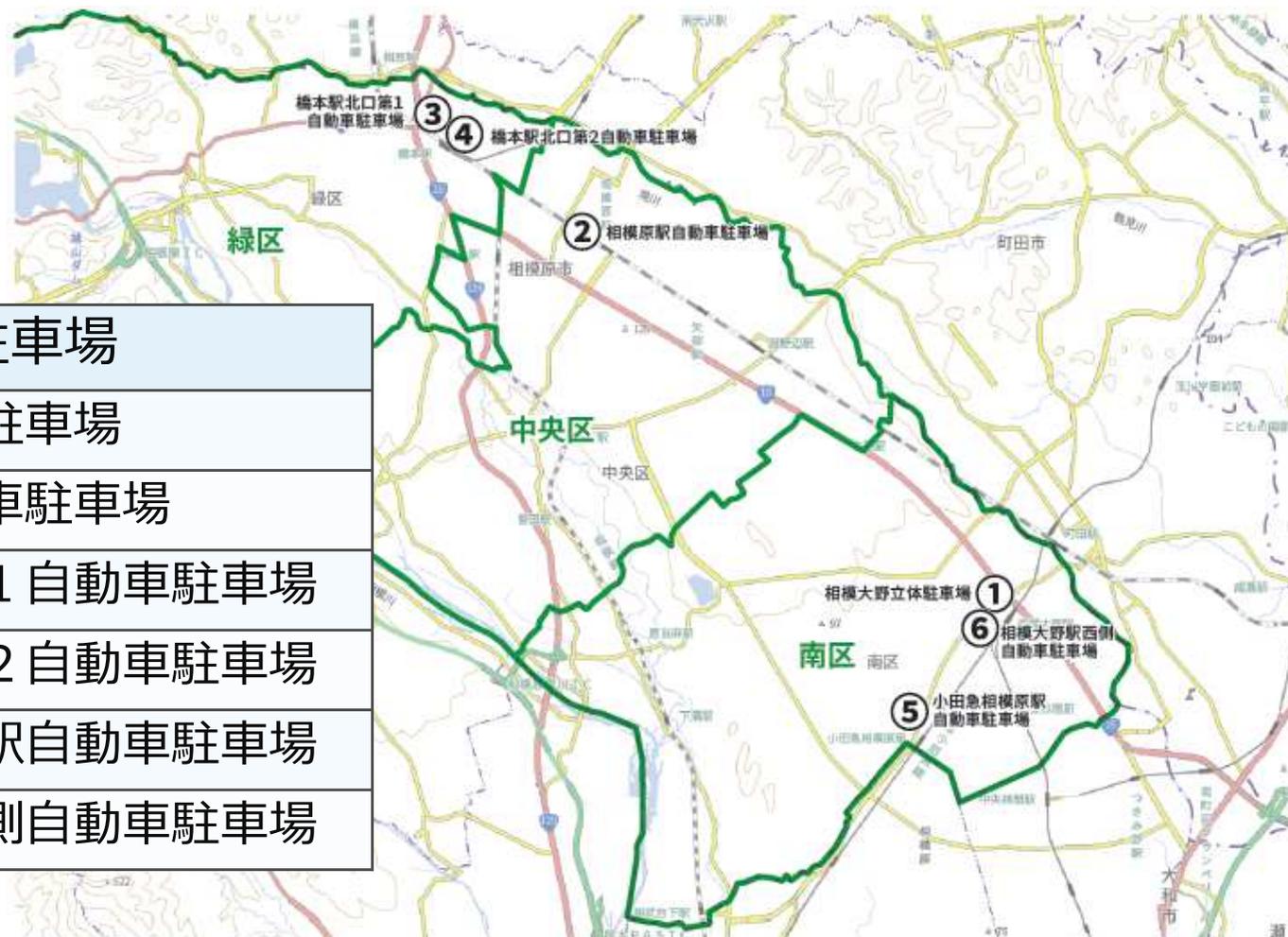
※相模原地区については、駅北口の相模総合補給廠一部返還地のまちづくりの内容により駐車需要に影響が見込まれる場合は、今後駐車場整備地区として指定する必要があるかどうか等、改めてその方向性を検討する。

4 (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

1 経営戦略について

計画的かつ合理的な経営を行うため、現在の経営状況を分析し、効率化・経営健全化のための取組方針や将来の方向性を示すもの

※総務省から全ての公営企業について策定を要請されており、様式が示されている。



対象駐車場	
①	相模大野立体駐車場
②	相模原駅自動車駐車場
③	橋本駅北口第1自動車駐車場
④	橋本駅北口第2自動車駐車場
⑤	小田急相模原駅自動車駐車場
⑥	相模大野駅西側自動車駐車場

4 | (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

冊子P61~74、80

2 事業概要

○駐車場の概要 (令和5年3月31日現在)

	①大野立駐	②相模原駅駐	③橋北第1	④橋北第2	⑤オダサガ	⑥大野西側
供用開始年月	S63.11	H9.4	H12.2	H13.9	H19.12	H25.3
経過年数	35年	26年	23年	22年	16年	10年
構造	立体自走式 (⑤のみ地下自走式)					
使用面積 (㎡)	31649.31	5696.90	28581.29	13924.97	7432.23	21861.79
収容台数 (四輪)	794台	236台	747台	401台	136台	698台
収容台数 (二輪)	62台	47台	-	58台	-	51台
営業時間/駐車料金	24時間/普通車30分/150円 二輪自動車3時間まで1時間/150円 24時間まで500円					
職員数	市営自動車駐車場管理運営に係る事務に携わる市職員は2人					
民間活用の状況	指定管理者制度 (代行制) ※令和5年4月から利用料金制で指定管理者が料金を提案					

○現在の経営状況

経営比較分析表 (冊子P62~68) を用いて分析し現状と経営上の課題を抽出

現状

- ・ 建設費を償還している駐車場等の赤字状態による他会計への依存
- ・ 稼働率の減少傾向
- ・ 不具合を生じた箇所の修繕

経営上の課題

- ・ 改修費用等のイニシャルコストも含めた経営の黒字化
- ・ 稼働率の増加
- ・ 施設設備等の計画的な更新

4 | (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

冊子P75~79

3 将来の事業環境

(1) 駐車需要の見通し

- ・ 駐車場整備計画で推計した各地区の将来需要を参考に試算
- ・ 緩やかに減少見込みだが橋本地区、相模大野地区は減少しないと想定。

(2) 料金収入の見通し

- ・ 令和5年度から利用台数の増減に関わらず、指定管理者から一定の基本納付金が納付される（利益に応じて追加納付の可能性も有り）

令和5～9年度（確定）	令和10～14年度（推計）
430,000,000円	430,000,000円

(3) 施設の見通し

設備の耐用年数等を踏まえ、エレベーター、消防設備、ITV等の主な修繕計画掲載

(4) 組織の見通し

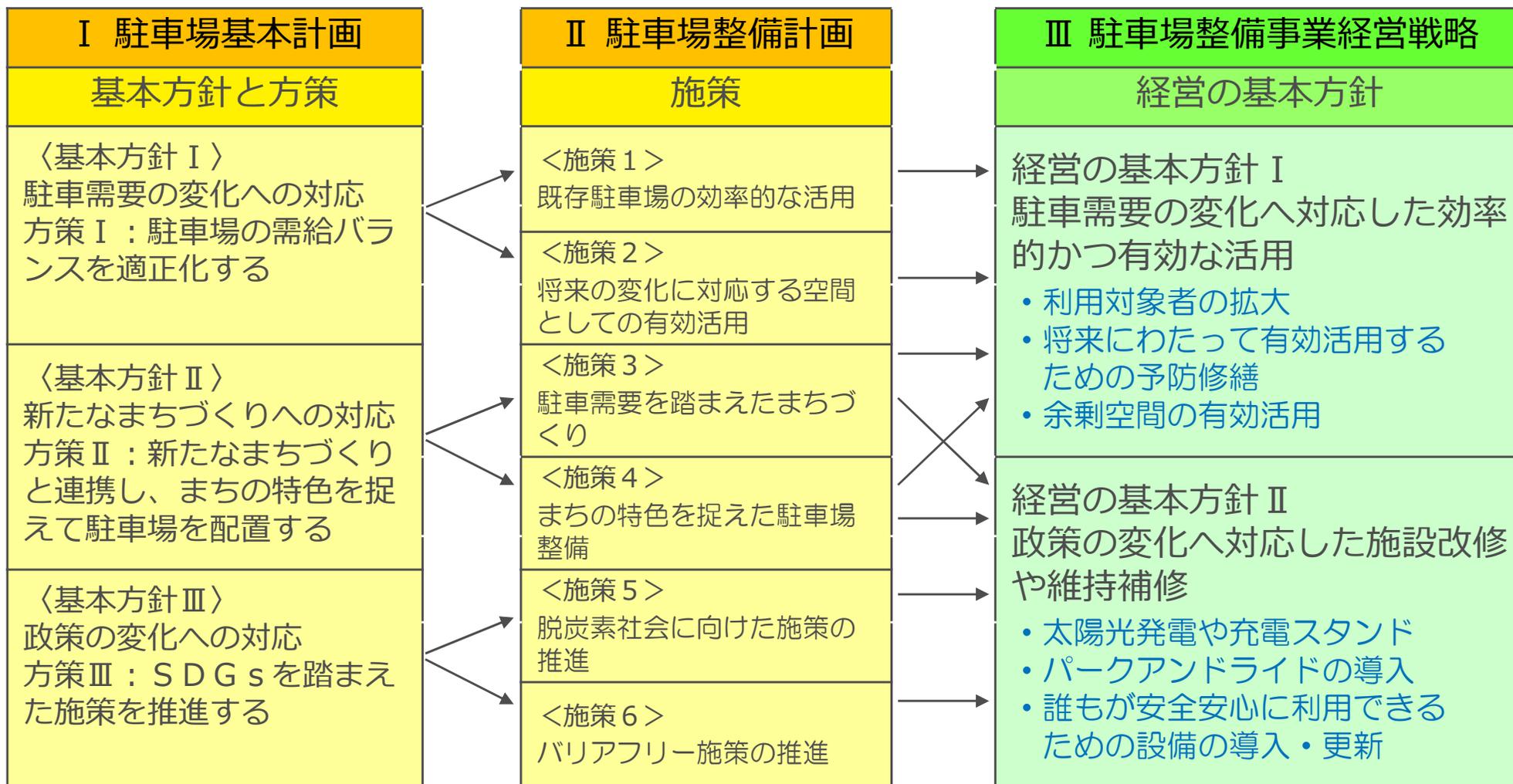
- ・ 本市に適した管理形態について今後検討
 - 指定管理者制度継続または市有財産の貸付
 - 特別会計から一般会計または公営企業会計への移行

※会計の移行は条例改正、会計システム、人事体制の変更等を必要とするため、別途庁議での決定を要する

4 (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

4 経営の基本方針

経営の基本方針 I 駐車需要の変化へ対応した効率的かつ有効な活用
 経営の基本方針 II 政策の変化へ対応した施設改修や維持補修



4 | (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

冊子P77、80補足

経営の黒字化を目指すための取組

⇒駐車場収入の増加が市の収入増加につながるため、最大限の利益が上げられるよう、民間活力を生かす制度や仕組みを整える

※令和5年度の指定管理期間から利用料金制に出来るよう、令和3年度に条例改正済

○経営の基本方針に示す取組例

- ・利用対象者の拡大
- ・余剰空間の有効活用
- ・パークアンドライドの導入
- ・充電スタンドの設置



- ・実現のために市が行うこと
- ・都市計画の変更
- ・条例の改正
- ・公募条件の整理

令和5年度からの市の収入内訳 (①、②は現在の指定管理者との協定による)

	収入の内容	金額
①	指定管理者からの基本納付金	4億3千万円 (使用料時より約1億の収入増)
②	指定管理者からの追加納付金	利益の80%
③	目的外使用許可による財産使用料	使用面積に応じて決定

- ・駐車料金については、条例で定めた金額を上限として、民間のノウハウを生かして最適な料金を提案、市が承認 (令和5年度から24時間料金やパークアンドライド導入)

4 | (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

冊子P81、84~90

5 投資・財政計画（収支計画）

○投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての考え方

(1) 投資について

目標：施設の安全やバリアフリーに係る設備は適宜更新し、誰もが安心して利用できる駐車場を維持

(2) 財源について

目標：駐車場収入で市及び指定管理者が駐車場の管理運営及び維持補修に係る費用の財源を全て充てる
※建設費及び部位別改修、大規模改修の償還にも可能な限り充てる

(3) 投資以外の経費について

管理組合費と消費税が大半を占めており、経営努力による経費とは異なるため目標は定めない

○今後検討予定の取組の概要

相模大野立体駐車場及び相模原駅自動車駐車場

→市一般公共建築物長寿命化計画の考え方を踏まえて今後の改修を検討

その他の駐車場

→商業施設等との複合型建築物のため、管理組合と調整

4 | (仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)

冊子P82

6 公営企業として実施する必要性

建設費の償還終了（令和14年度）まで

→公営企業債等を利用して整備したことから、
公営企業として実施する必要性が有る。

建設費の償還終了（令和14年度）以降

→必ずしも市営である必要は無く、民間のノウハウ等を生かして
効率的に運営が出来るよう、公営企業を廃止し、貸付等による
運営も視野に入れる。

※商業施設と連結している又は複合施設である駐車場については、
施設の附置義務駐車場部分も含めて一体的に市営駐車場として管理
しているため、今後も駐車場として維持する必要性が有る。

4 | **(仮称) 駐車場ビジョン(経営戦略部分)**

冊子P82

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

(1) 事後検証

- ・ 経営比較分析表を毎年作成し、各駐車場の収益・資産・利用状況等を分析
- ・ 別紙（冊子P84～90）の投資・財政計画（収支計画）について毎年時点修正

(2) 見直し及び改定

- ・ 駐車場基本計画、駐車場整備計画部分も含め、令和9年度に見直し、令和13年度から令和14年度にかけて改定作業

(3) その他

- ・ 関連計画の変更等により必要が生じた場合は適宜見直しを行う

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

案件名	相模原市自転車活用推進計画の中間見直しに伴う改定について						
所管	都市建設	局区	土木	部	道路計画	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	計画期間を前期・後期に区分した本計画の中間見直しにより、前期の進捗状況や法制度の改正等を反映した改定を行うことで、計画の適時性を確保するとともに、後期において施策を効率的かつ効果的に推進することができる。					
	効果測定指標	自転車道等の整備延長ほか			施策番号	10、17、22、28、31、33	
	事業効果年度目標	R8 自転車道等の整備延長 30km 放置自転車等の台数 90台 自転車の交通事故件数 643件 自転車損害賠償保険等への加入率 100% 市営自転車駐車場の一日平均利用者数 33,161人 入込観光客数(イベントを除く。) 12,000千人			R9 国際自転車ロードレース大会の観客数及びライブ配信視聴者数 34,000人		
審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	相模原市自転車活用推進計画の中間見直しに伴う改定について						
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。						

事案概要

令和2年3月に策定した相模原市自転車活用推進計画について、計画期間(令和2年度～令和9年度)の8年間のうち、前期の4年間(令和2年度～令和5年度)の最終年度である令和5年度に中間見直しを行い、時点修正等の所要の改定をするもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6 ~ R9	
実施内容	R5.5.26 関係課長 打合せ会議 R5.6.30 担当者 打合せ会議 改定内容調整	R5.9.13、9.19 学識経験者意見聴取 R5.10.2 関係課長 打合せ会議 庁議 12月定例会 建設部会 パブリック コメント 計画改定	計画推進

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	本計画の既存事業を継続するものであるため、改定による新たな事業経費は想定していない。							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
10	11	12	13	14	15	16	17		
	○		○						

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月 ～令和6年1月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係各課	改定版(素案)に対する意見照会を行い、内容を調整した。 まちづくりに伴う優先整備箇所の追加区間等を調整した。(リニア駅周辺まちづくり課)
関係課長打合せ会議	計画の改定について、資料を一部修正し、庁議に付議することとした。 (R5.5.26 第1回関係課長打合せ会議、 R5.10.2 第2回関係課長打合せ会議)

備考	関係課長打合せ会議構成課:政策課、観光・シティプロモーション課、財政課、危機管理課、交通・地域安全課、スポーツ推進課、健康増進課、ゼロカーボン推進課、都市建設総務室、都市計画課、交通政策課、路政課、緑区役所地域振興課、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、学務課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/18)</p>	<p>【計画の進捗状況について】 (総務法制課長) 前期における進捗状況について、3つの施策(施策2、12、15)「一部、遅延、変更あり」とあり、その対応としては、スケジュールの修正を行うこととしているが、それでは計画期間内に目標が達成できないのではないか。 (道路計画課長) 3つの施策であるが、施策2は危険箇所の対策ということであり、安全な通行環境を図るため、駐停車の取り締まりを警察に要請していくものである。前期に未実施だったことから、後期に向け今から準備していきたい。施策12は、相模線沿線に市営の無料自転車駐車場がある。例えば下溝駅や、相武台下駅などにあるが、整備して有料化するものである。ニーズを把握した中では、なかなか有料化が成り立たないという課題がある。 (路政課長) 相模線沿線の無料自転車駐車場の中で、直近では南橋本駅を有料化したことが、有料化したことにより、利用率が大幅に落ちてしまった事例が発生したことで、公益財団法人自転車駐車場整備センターが、今後の整備に慎重になっている。今後、下溝駅、原当麻駅、相武台下駅の有料化が候補となっているが、調整を要しているところである。 (道路計画課長) 施策15については、施設の計画的な修繕ということで、施設の長寿命化の話である。 (路政課長) 橋本駅は、リニア中央新幹線の関係で京王線の高架下にある自転車駐車場が無くなる見込みであることや、淵野辺駅南口の自転車駐車場は、今後のまちづくりの話が検討されている段階であることから、計画の策定が進んでいない状況である。令和9年度までの策定に向けて取り組んでまいりたい。 (総務法制課長) 施策2は、スケジュール変更で、後期は積極的に警察に働きかけるということであるが、施策12、15に関しては、スケジュールの変更よりも現実的な状況を記載した方が良いのではないか。下溝駅や原当麻駅における有料化は難しい状況であり、淵野辺駅についても、まちづくりを進めていく中で、自転車駐車場を単体で整備することは有り得ないのではないか。「有料化の検討・実施」という記載では、下溝駅も原当麻駅も有料化をするように見えるが、むしろ後期に関しては、先行した南橋本駅を踏まえた有料化の有無について検討することが妥当ではないか。施策15も、まちづくりに合わせた整備について検討するような形が良いのではないか。現状の資料では、実施が決まっているように見えるため、検討してほしい。</p> <p>【自転車通行環境ネットワークについて】 (観光・シティプロモーション課長) 自転車通行環境ネットワークの更新について、優先整備箇所は旧市域が中心となっているのは理由があるのか。 (道路計画課長) 自転車通行環境ネットワークは総合都市交通計画に定められており、基本的には鉄道主要駅周辺のネットワークとなっている。旧市域が中心であり、相模川から西側の区域には、自転車の通行ネットワークは位置付けていない。自転車と歩行者の事故が多いことから、本計画では、まず駅に近い方から順次整備を行っており、引き続き後期も行っていくものである。 (観光・シティプロモーション課長) 本市は自転車事故が多いと聞いており、優先的に駅周辺を整備することは理解できるが、一方、サイクルツーリズムとしては、緑区が中心となっており、多くのサイクリストが訪れている。観光・シティプロモーション課でもコースの開発等は今年度から進めていくが、路線が明確になれば、次の改定時は津久井エリアのコースも入ってくる可能性はあるか。 (道路計画課長) 総合都市交通計画の見直しによるものと考えているが、旧市域の整備はまだまだ続く見込みである。また、サイクリストのニーズ調査では、路面表示を整備したことにより、塗装で路面にわずかながらでこぼこができるなど、上級者は好まないという話も聞いている。サイクルツーリズム推進プランでは、令和8年度まではコースを検討することとなり、路面表示に関しては、その後のことであると聞いている。優先としては、駅タッチというところが基本である。 (観光・シティプロモーション課長) サイクルツーリズムに関しては、本市に大勢のサイクリストが訪れており、ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージの開催コースやオリンピック競技大会のコースなどがあるが、それらについても総合都市交通計画の見直し次第ということか。 (道路計画課長) サイクルツーリズムという別の観点からアプローチするという考えもあると思うが、基本的にはそのとおりである。 (観光・シティプロモーション課長) 本計画の施策の1つであることから、うまく整合を図ってほしいが、今回はそういう考えだということまで理解した。</p> <p>【その他について】 (財政課長) 今回の計画の中間見直しは財政面に直結することは無いが、行財政構造改革プランと同じ令和9年度までの計画である。行財政構造改革プランの内容としても、土木費や、投資的経費を確保していくことが最終的に出てくると考えている。そこは、調整させていただくが、維持補修といった形ではなくて、なるべく投資的な形でやれるように工夫していただきたい。 (政策課長) 南橋本駅の自転車駐車場を有料化したことにより利用率が下がったとのことであるが、路上駐車などへの影響はどうか。 (路政課長) 路上駐車への影響はない。南橋本駅は東西にそれぞれ自転車駐車場があり、東側の利用率は悪くないが、西側については、有料化になってから殆ど使われていない。利用者が橋本駅に流れたのではないかと推測している。お金を払って駐車するなら、1駅走って橋本駅の自転車駐車場を使おうと考えた利用者が多いのではないかと考えている。</p> <p>< 原案のとおり上部会議に付議する。 ></p>
---	--

相模原市自転車活用推進計画の 中間見直しに伴う改定について

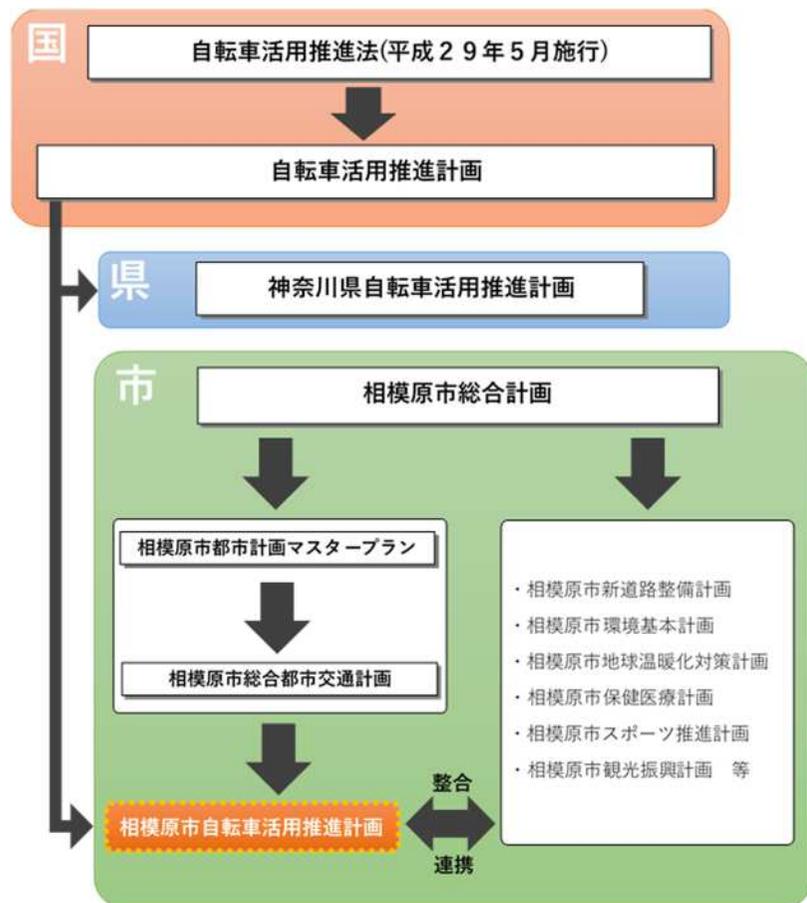
都市建設局 土木部 道路計画課



1. 計画の概要

- 平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」の趣旨を踏まえ、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として令和2年3月に策定。
- それまで取り組んできた自転車等の安全対策や駐車対策などに、スポーツや健康増進、観光などの新たな自転車の活用の観点と、それに伴うより一層の安全利用の観点を加えた施策を展開。

2. 計画の位置付け

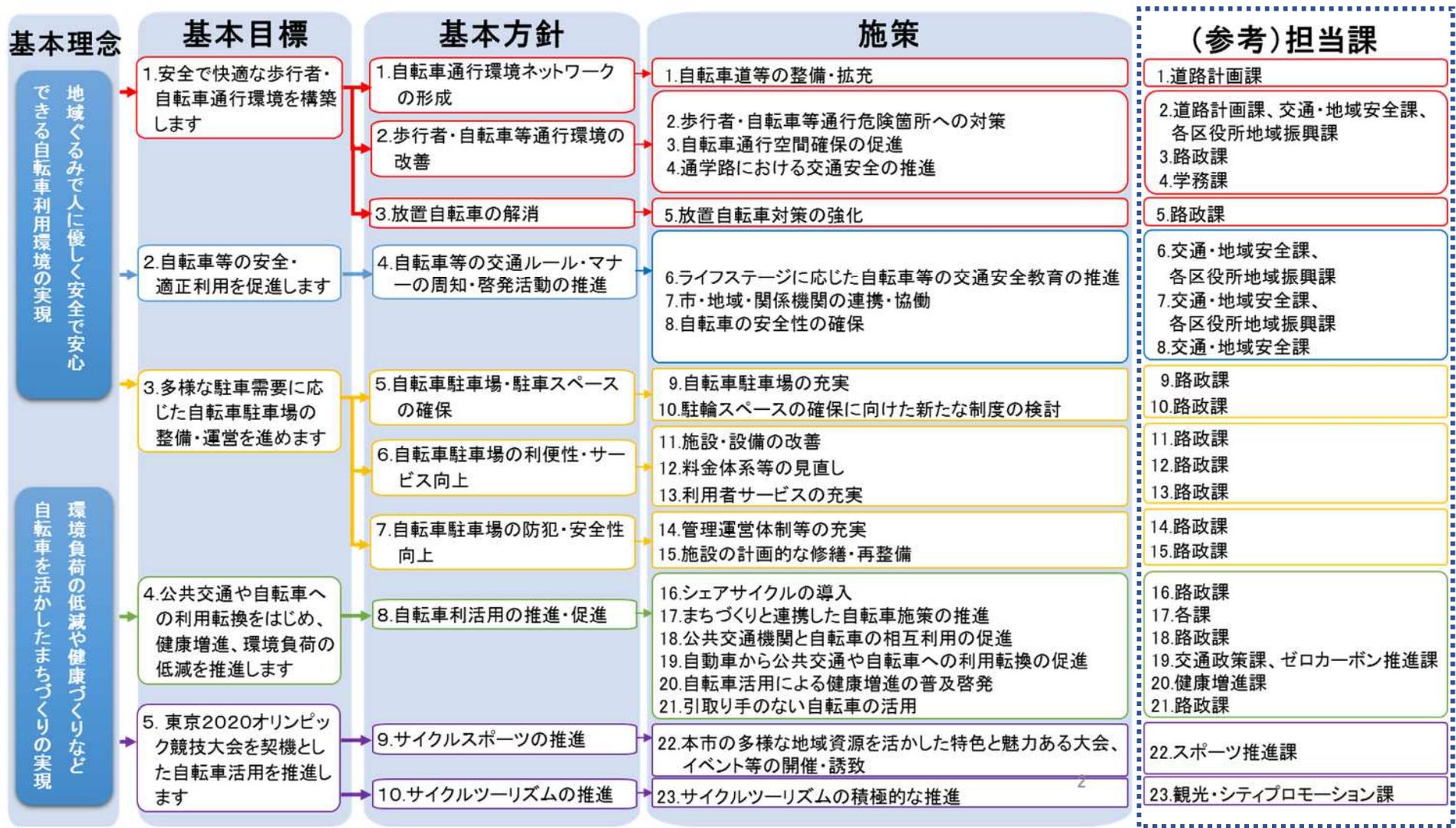


3. 計画の期間

- 令和2年度から令和9年度までの8年間。
- 計画期間を前期・後期に区分し、前期を令和2年度から令和5年度までの4年間、後期を令和6年度から令和9年度までの4年間とし、前期の最終年度に後期の実施に向けた中間見直しを行う。



4. 施策の体系



1. 期別計画の進捗状況

全23施策の前期における進捗状況の評価結果

評価結果	施策数	施策の内訳	遅延・変更のある取組内容	後期における対応
計画どおり実施 おおむね計画どおり実施	20 施策	下記以外の施策	—	—
一部、遅延・変更あり	3 施策	【施策2】歩行者・自転車等通行危険箇所への対策	● 駐(停)車規制の実施及び取締りを警察に要請	スケジュールを修正し、取組を推進する。
		【施策12】料金体系等の見直し	● 市営無料自転車駐車場における利用しやすい施設への改善と併せた有料化の検討・実施	有料化の結果、利用者数の大幅な減少等の課題が生じた事例を踏まえ、他の自転車駐車場の有料化については、慎重に検討を行う。
		【施策15】施設の計画的な修繕・再整備	● 市営有料自転車駐車場における施設の長寿命化に向けた修繕計画の策定 ● 修繕計画に基づく施設の長寿命化の推進	指定管理者による修繕範囲の拡大や、まちづくり事業に併せた再整備予定等の状況の変化を踏まえ、検討を行う。

2. 成果指標の進捗状況

令和4年度末現在

No.	指標名	目標値 設定	基準値 (基準年)	実績値 (令和4年度)	目標値 (基準年から 8年後)	進捗率
1	自転車道等の整備延長 (km)	増加	11	19.7	30	45.8%
2	放置自転車等の台数 (台)	減少	332	111	90	91.3%
3	自転車の交通事故件数 (件)	減少	771	627	643	112.5%
4	自転車損害賠償保険等への加入率 (%)	増加	43	72	100	50.9%
5	市営自転車駐車場の一日平均利用者数 (人)	維持	33,161	28,080	33,161	-
6	国際自転車ロードレース大会の誘致数 (大会)	増加	0	1	1	100.0%
7	入込観光客数 (イベントを除く。) (千人)	増加	8,897	6,218	12,000	-86.3%

指標6「国際自転車ロードレース大会の誘致数」については、目標値を達成しているため、指標の見直しを行う。

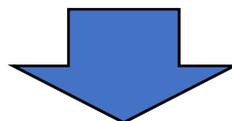
その他の成果指標については、引き続き目標値の達成を目指して施策を推進する。

なお、コロナ禍の影響等を受けていると思われるものなど、年によって実績値が大きく変動する可能性があるものについては、指標の見直しは行わない。

※基準年：No.1～5及び7は平成30年度、No.6は令和元年度としている。

1. 見直しの方針

- 前期における進捗状況の評価・検証の結果、一部、遅延や変更が生じているものについては、スケジュールの修正や課題の抽出を行い、後期の計画を推進する。
- 目標値を達成した一部の成果指標については、見直しにより、新たな指標を設定する。
- 法制度の改正や市の関連計画等との整合性の確保に留意し、施策内容の時点修正を行う。なお、基本理念や基本目標等の計画の大きな方向性については、変更を行わないものとする。



2. 今回の改定内容

1. 成果指標の変更
2. サイクルツーリズムの推進に係る取組内容の更新
3. 道路交通法の改正の反映
4. 自転車通行環境ネットワークの更新
5. その他所要の改定

改定内容①成果指標の変更

- 指標 6 の国際自転車ロードレース大会の誘致数について、「ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ」の誘致により目標値を達成した。後期は大会を継続して開催し、観客数等を増加させることを目標とし、指標を変更する。

変更前	指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (8年後)
	【指標 6】国際自転車ロードレース大会の誘致数 →国際的な自転車ロードレース大会の市内誘致数	大会	0 (令和元年)	1 (令和9年)
目標設定の考え方	本市の多様な地域資源を活かしたサイクルスポーツの推進に関する取組の効果を計るために、国際的な自転車ロードレース大会の市内誘致数を成果指標とします。 現在、国際自転車ロードレース大会の市内開催はありませんが、本計画の取組を進めることにより、国際大会を本市へ誘致することを目標とします。			
評価対象の基本方針	基本方針 9：サイクルスポーツの推進			
				
変更後	指標と説明	単位	基準値 (基準年)	目標値 (4年後)
	【指標 6】国際自転車ロードレース大会の観客数及びライブ配信視聴者数 →ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージの観客数及びライブ配信視聴者数	人	27,000 (令和5年)	34,000 (令和9年)
目標設定の考え方	本市の多様な地域資源を活かしたサイクルスポーツの推進に関する取組の効果を計るために、東京2020オリンピック競技大会のレガシーとして令和3年度から開催している国際自転車ロードレース大会「ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージ」の観客数及びインターネットでのライブ配信視聴者数を成果指標とします。 目標値については、大会の継続した開催による認知度の向上や魅力の発信により、観客数及びライブ配信視聴者数を基準値の27,000人から34,000人に増加させることを目標とします。			
評価対象の基本方針	基本方針 9：サイクルスポーツの推進			

- サイクルツーリズム推進プラン(令和4年11月)の策定に伴い取組内容を一部修正・追加。※赤字部分

【施策23】サイクルツーリズムの積極的な推進

①サイクリング環境の整備

◆本市を訪れるサイクリストへの利便性向上のため、令和4年11月に策定した「相模原市サイクルツーリズム推進プラン」に記載する下記の環境整備等を実施することで、首都圏サイクルツーリズムにおけるポジションの確立、オリンピックコースのブランド力を活かした施策展開を実施します。

- コース開発・発信事業
- サイクルステーション整備事業
- 立ち寄りスポット魅力創出事業
- サイクリスト誘客イベント事業

②サイクリスト向け観光PR

◆本市を訪れるサイクリストの周遊促進に向けて、サイクリングコースや周辺のおすすめスポット等についての効果的な情報発信を推進します。

※具体的な情報発信の方法は以下の内容を想定しています。

- エリアを熟知したサイクリストによるコース情報発信
- 人気コースをもとにしたコースMAPの作成
- インフルエンサーの起用、SNS広告等の配信など

- 道路交通法の改正によるヘルメットの着用努力義務化(令和5年4月1日施行)及び電動キックボードの新ルール適用(令和5年7月1日施行)を受けて取組内容を一部修正・追加。※赤字部分

【施策7】市・地域・関係機関の連携・協働

②自転車等の安全利用のための広報・啓発活動の推進

- ◆自転車事故において致命傷となることが多い頭部への受傷から身を守るため、**道路交通法が改正により、令和5年4月から全ての自転車利用者に対して自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、その周知と併せた自転車用ヘルメット着用の広報・啓発活動を推進します。**
- ◆**道路交通法の改正により、令和5年7月から電動キックボード等のうち一定の基準を満たすものについては、原動機付自転車の一類型である「特定小型原動機付自転車※」と位置付けられ、運転免許不要等の新たな交通ルールが適用されたことから、交通ルールの遵守についての広報・啓発活動を推進します。**



▲自転車用ヘルメット着用啓発チラシ

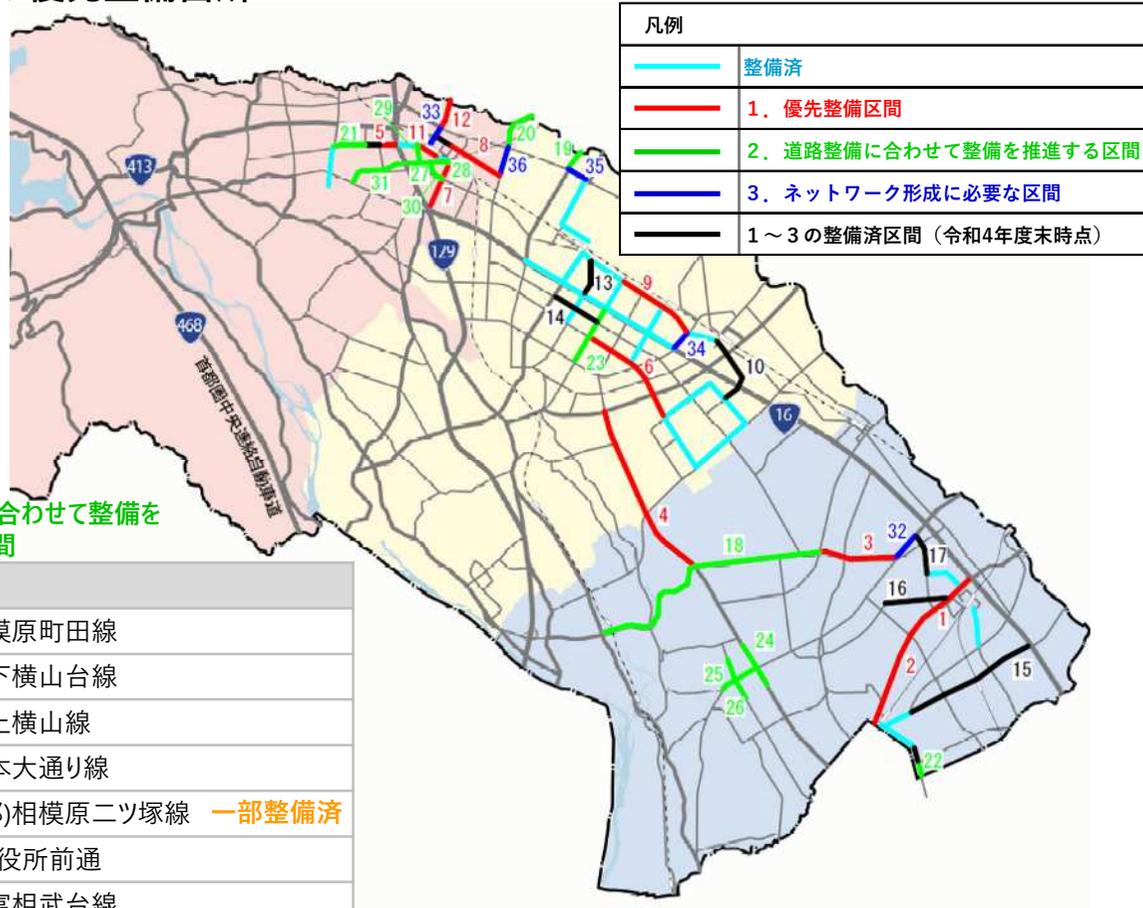


▲電動キックボード啓発チラシ

改定内容④ 自転車通行環境ネットワークの更新

- 優先整備箇所における整備済区間(令和4年度末時点)を記載。
- 「道路整備に合わせて整備を推進する区間」にリニア駅周辺まちづくり事業による整備路線を追加。

▼ 優先整備箇所



1. 優先整備区間

No	路線名	整備状況
1,2	県道51号町田厚木	
3	県道52号相模原町田	
4	県道507号相武台相模原	
5	市道橋本駅西口	一部整備済
6	市道南橋本青葉	
7	市道橋本石神	
8	市道橋本小山	一部整備済
9	市道相模淵野辺	
10	市道相模淵野辺	整備済
11	市道橋本駅西口	
12	市道寿橋通	
13	市道相模原横山	整備済
14	市道南橋本弥栄荘	整備済
15	市道東林間	整備済
16	市道磯部大野	整備済
17	市道鵜野森大野	整備済

2. 道路整備に合わせて整備を推進する区間

No	路線名	整備状況
18	(都)相模原町田線	
19	(都)宮下横山台線	
20	(都)宮上横山線	
21	(都)橋本大通り線	
22	座間(都)相模原二ツ塚線	一部整備済
23	市道市役所前通	
24	(都)村富相武台線	
25	(都)町田新磯線	
26	(都)麻溝台新磯野中通り線	
27	(都)橋本駅南口駅前通り線	
28	(都)橋本駅東通り線	
29	(都)橋本西通り線	
30	(都)橋本駅氷川線	
31	(都)大西大通り線	

3. ネットワークの形成に必要な区間

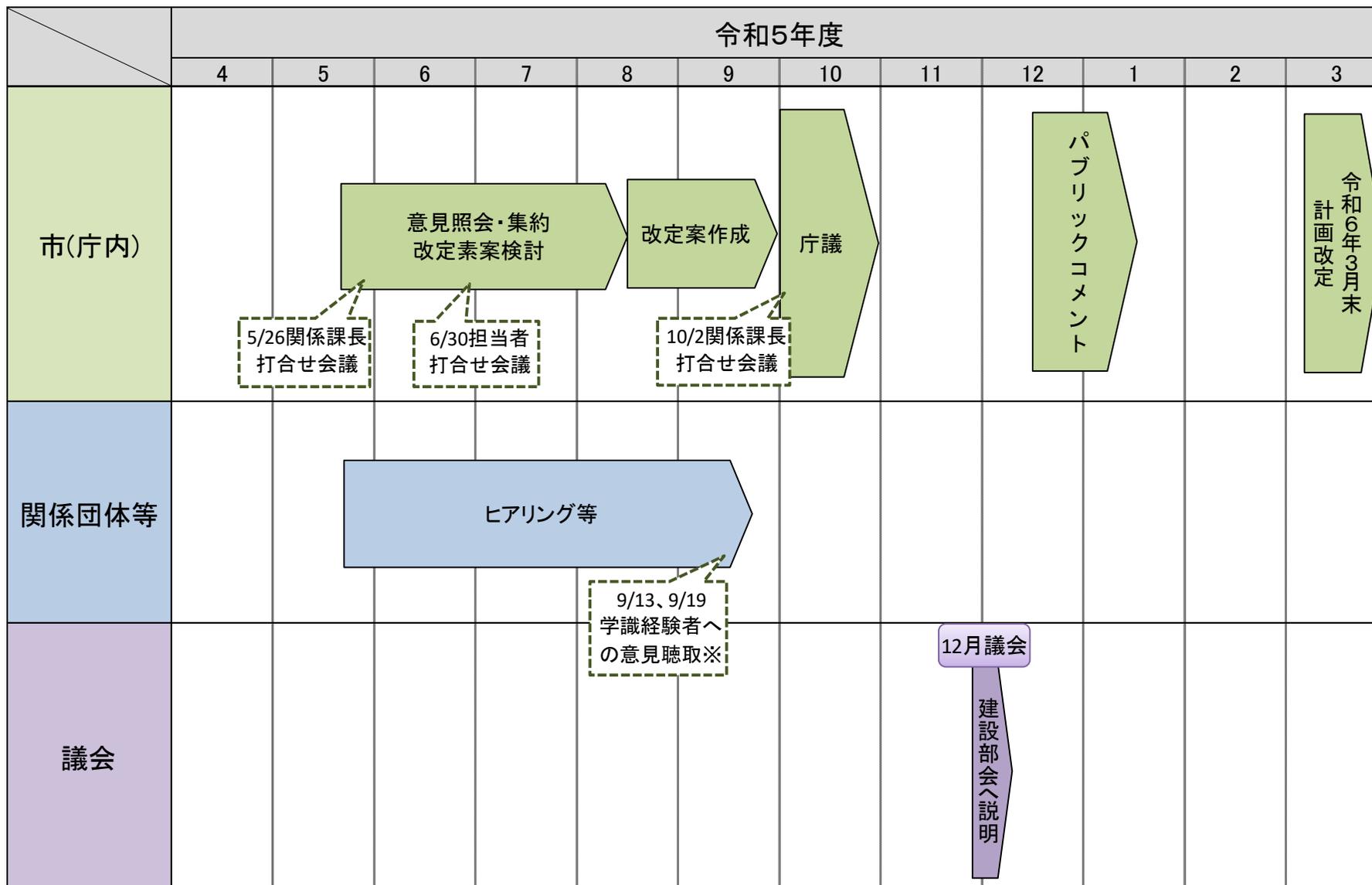
No	路線名
32	県道52号相模原町田
33	県道505号橋本停車場
34	市道下九沢淵野辺
35	県道503号相模原立川
36	市道宮上横山

追加

○ 全体の改定箇所は以下のとおり。●が改定内容①～④に係るものであり、●がその他の改定箇所となる。

項目	改定内容
第1章 計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● P.1 計画策定の趣旨に改定の趣旨を追加。 ● P.2 県の計画の策定状況、市の関連計画の統合・廃止等の状況を計画の位置付けに反映。
第2章 自転車利用の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● P.5~21 各種データの更新。
第3章 基本理念・基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ● P.23 基本目標5における「2020年東京オリンピック競技大会」→「東京2020オリンピック競技大会」の表記の変更。 ※その他の箇所についても計画全体をととして表記を統一。
第4章 基本方針・施策	<ul style="list-style-type: none"> ● P.26 相模原市総合都市交通計画(令和4年3月)の策定に伴う自転車通行環境ネットワーク図の変更。 ● P.27 自転車通行環境の優先整備箇所の整備状況を記載、「道路整備と合わせて整備を推進する区間」に路線を追加。 ● P.34~35 道路交通法の改正に伴うヘルメットの着用努力義務化及び電動キックボードの新ルール適用を反映。 ● P.41 自転車利用促進に関する普及啓発について、「COOL CHOICE」や「smart move」から「デコ活」へ変更。 ● P.43 サイクルツーリズム推進プラン(令和4年11月)の策定に伴う取組内容の更新。 ● その他各施策の取組状況に合わせた文言修正、写真の差替え。
第5章 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● P.44~47 前期の施策の進捗状況を踏まえ、期別計画を一部修正。 ● P.48 成果指標の達成状況を踏まえ、指標を一部変更。
資料1～資料7	<ul style="list-style-type: none"> ● P.69~70 自転車通行環境整備方針における「道路整備と合わせて整備を推進する区間」に路線を追加。 ● P.71~73 成果指標の変更に伴う、成果指標の考え方の更新。 ● P.74 前期における成果指標の進捗状況を追加。 ● P.76 国の第2次自転車活用推進計画の策定に伴う概要の差替え。 ● P.90~92 用語説明の更新。 ● その他文言修正、図の差替え。

スケジュール（予定）



※9月13日・19日、本計画の策定委員会の委員であった学識経験者2名へ意見聴取を行った。

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月25日

案件名	身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について						
所管	都市建設	局区	まちづくり推進	部	交通政策	課 担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	地域をつなぐ公共交通ネットワークの充実が図られる。					
	効果測定指標	公共交通のカバー率			施策番号	22	
		R5	R6	R7	R8	R9	
	事業効果 年度目標	90.60%	90.65%	90.70%	90.75%	90.80%	

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	次の2つの実証実験を実施すること。 中山間地域における「ドア・トゥ・ドア」輸送の有効性検討 旧市域への乗合タクシー等の導入検討
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案のとおり承認する。

事案概要

・交通不便地域(鉄道駅1km、バス停300m)の解消や今後増加が見込まれる移動制約者の移動手段の確保に向け、課題解決策を模索するため、実証実験を行うもの。
中山間地域における「ドア・トゥ・ドア」輸送の有効性検討
吉野・与瀬地区、内郷地区において、既存の乗合タクシーを応用し、自宅前での乗降(ドア・トゥ・ドア輸送)を可能とする実証を行う。
旧市域への乗合タクシー等の導入検討
南区相模台7丁目、麻溝台8丁目周辺において、本来、中山間地域に限り導入を行っている「区域運行型の乗合交通”(いわゆる乗合タクシー)の導入を実証する。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	事業者事前調						
	庁内調整						
実証実験	運行内容の詳細調整(事業者・地域等) 12月 法定協議会 2月 実証運行	運行内容の見直し 効果検証 10月 実証運行	実証運行 ~ 効果検証 ~ 運行内容の見直し		市総合都市交通計画の見直し		
実証実験		3月 法定協議会 5月 実証運行	運行内容の見直し 効果検証				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)			1,431					
うち任意分			1,431					
特財								
国、県支出金			0					
地方債			0					
その他			0					
一般財源		0	1,431	0	0	0	0	0
うち任意分			1,431					
捻出する財源 2								
一般財源抛出現込額		0	1,431	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	0					
局内で捻出する人工	B	0	0					
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント		なし	時期	-	議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
10/4 関係課長打ち合わせ会議()	事業内容などについて調整【済】

備考	政策課、財政課、健康福祉総務室、地域包括ケア推進課、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、医療政策課、緑区役所区政策課、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、南区役所区政策課、相模台まちづくりセンター、都市建設総務室、都市計画課、学務課
----	---

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(10/18)

【実証実験 について】

(総務法制課長)自宅前まで送迎するとのことだが、目的地はどう設定するのか。自宅前が他の利用者の目的地となりうるのか。

(交通政策課長)前提として既存の乗合タクシーの範囲内で運行する。現在も商業施設やバスターミナルに接続しており、自宅から当該地までの送迎を行うことが主眼であるため、自宅前が他の利用者の目的地となりうる運行は想定していない。

(財政課長)今年度を実施する実証実験については、現計予算内で対応可能とのことであるが、どの予算で対応するのか。

(交通政策課長)乗合タクシー運行に係る委託事業の範囲内で対応してまいりたい。

(財政課長)市の負担を増やすことなく、事業者から協力を得るとのことか。

(交通政策課)そのような想定である。なお、通常は運行経費から運賃収入を控除した上で、市負担額が確定するが、今回の実証実験に伴う収入分については、事業者収入とすることも検討している。

【実証実験 について】

(経営監理課長)将来的に横展開していくとなった場合、どれくらいの想定地区があるか。

(交通政策課)人口1,000人以上の交通不便地域が、10カ所存在している。まずは、そのような地域への展開を想定している。

(観光・シティプロモーション課長)当該想定エリアは、昨年度、陳情が提出されたとのことだが、他地域での要望状況はいかがか。

(交通政策課長)要望としては、上鶴間地区や東林間地区にてコミュニティバスの導入要望等が寄せられている。

(観光・シティプロモーション課長)そのような地域から、当該取組を実施して欲しいといった声が増えるのではないか。

(交通政策課長)今回の実証実験以外の手法についても検討の余地があると考えている。また、闇雲に導入をしていく仕組みではなく、導入条件・継続条件の設定もしっかり検証してまいりたい。

(財政課長)乗合タクシーについては、一人あたりの運行経費が高い。実証実験の実施にあたってはこれだけの単価を要するということか。

(交通政策課長)概算経費の積算上、タクシーの時間貸料金を根拠としているが、今後、タクシー事業者との調整により経費の効率化を検討してまいりたい。

(財政課長)コミュニティバスの運行が困難な地域での実証とのことであるが、一人あたりの運行経費はコミュニティバスの方が安価である。他地域への展開に際しては、コストを意識し、より効果的な手法を選択してほしい。

【共通事項について】

(人事・給与課総括副主幹)各実証実験の利用料金の設定の考え方の根拠は何か。また、実証実験ごとに実施期間が異なる理由を伺いたい。

(交通政策課長)料金設定は、バスやタクシーの初乗り運賃、既存乗合タクシーの料金を踏まえ設定している。実証期間について、実証実験は、既存制度の拡充であるため、早期に実証を開始し、令和6年度下半期から比較的長期の実証に移行できると考えている。

(人事・給与課総括副主幹)実証実験についても、令和7年度以降は通年実証を行う考えか。

(交通政策課長)その見込みである。

(総務法制課長)交通施策については、議会の関心も高いため、実証運行開始前に情報提供を行っていただきたい。

<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>

背景

- ◆ 本市では交通不便地域（鉄道駅1km、バス停300m）の解消のため、コミュニティ交通の導入を進めてきた。
- ◆ その結果、90%以上の人口を公共交通網によりカバーしているが、高齢化や地域特有の地理条件などから、身近な移動に困難さを抱える地域は依然として多い。
- ◆ こうした中、グリーンスローモビリティの実証運行や高齢者等移動サポート活動支援事業（健康福祉局所管）などにより、身近な交通手段の確保策に取り組んでいるところであるが、高齢化の進行や運転免許返納者数の増加に伴い、今後さらに増加が見込まれる移動制約者（※）の移動手段を確保するため、コミュニティ交通の利便性の向上及び身近な移動手段の確保のための取組を推進する必要がある。

※ 高齢者や自動車を利用できない方など、公共交通以外に移動手段がない方のこと

これまでの取組（コミュニティ交通の導入）

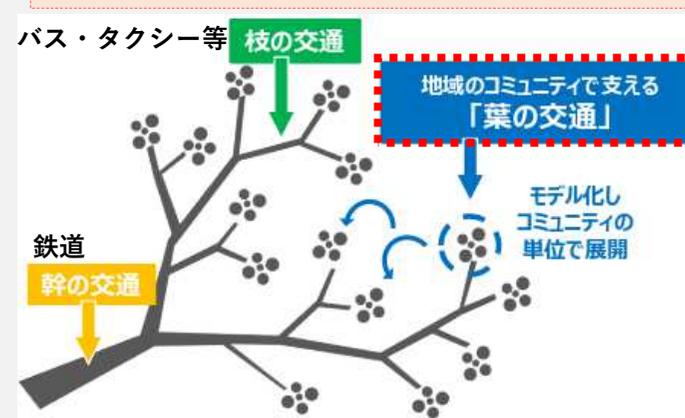
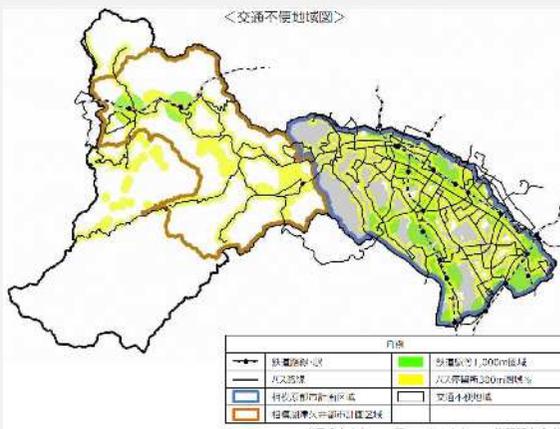
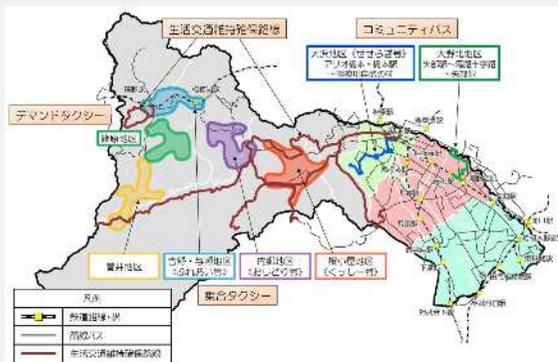
交通不便地域の解消に向け、地域の移動手段を確保するための取組を推進。

<コミュニティ交通> ・ 高齢化の進行や運転免許返納者の増加等に伴い、増加が見込まれる**移動制約者の日常生活に必要な移動手段**
 ・ **交通事業者によるバス路線網等を補完**し、地域住民、交通事業者、市の協働により維持確保を行う公共交通

- （高）
 交通需要
 （低）
- ①生活交通維持確保路線
 - ②コミュニティバス
 - ③乗合タクシー
 - ④デマンドタクシー

事業者による公共交通と合わせ、人口の約9割をカバー

残された交通不便地域の解消や地域特性に応じた交通環境整備等の取組を推進する必要



※乗合タクシー、デマンドタクシーの写留も含む。

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

課題認識①

中山間地域の地域特有の地理条件により、交通不便地域（駅から1 km、バス停から300m圏域外）ではなくとも、移動に困難を抱える方が存在する場合がある。

- 中山間地域では、乗合タクシー等の導入により、日常生活に必要な移動手段の確保を図っている。
⇒商店や病院、ターミナル等までアクセス可能な交通環境を整備（停留所は地域住民の需要に応じて設定）
- 乗合タクシー運行エリア内であっても、急な坂道、歩道の無い道路等が多く、移動に困難を抱える方がいる。
⇒自宅～停留所間の移動ができないと、乗合タクシー等を利用できない。
- そのような方が一定程度集中して居住している地域では、個人に対する福祉施策等を行うよりも、利用しやすい交通手段を提供した方が経済性が高い可能性がある。

➤中山間地域特有の地理条件を踏まえた上で、当該地域の移動制約者が求める利便性が高い移動手段を把握する必要。

（参考）乗合タクシーの運行内容

停留所と運行ダイヤのみを定め、路線（経路）は指定せず、需要に応じて運行する区域運行型の乗合交通で4地区で運行中

運行区域	内郷地区	根小屋地区	吉野・与瀬地区	菅井地区
停留所数	47箇所	64箇所	41箇所	16箇所
運行便数	平日のみ (12/29～1/3を除く) 11便	元日を除く毎日 16便	平日のみ (12/29～1/3を除く) 8便	①デマンド運行 平日 8時30分～18時30分 土休日 7時00分～18時00分 ②定時定路線 (スクールバス分) 平日 2便(混乗可)
使用車両	ワゴン型車両（乗客定員8人）			
運賃	1乗車あたり 大人 200円 小学生100円 障害のある方など（介助者1名まで）100円 往復利用の場合 400円 (往200円、復200円)	1乗車あたり 大人 300円 小学生100円 障害のある方など（介助者1名まで）100円 往復利用の場合 400円 (往300円、復100円)	1乗車あたり 大人 300円 小学生100円 障害のある方など（介助者1名まで）100円 往復利用の場合 400円 (往300円、復100円)	100円～300円 小学生、障害のある方など（介助者1名まで）は大人運賃の半額 スクールバス分は無料

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

【実証実験①】中山間地域における「ドア・トゥ・ドア」輸送の有効性検討

<取組概要>

中山間地域特有の地理条件を踏まえ、移動制約者に対して利便性が高く、市民ニーズに応じた最適な交通環境の検証を行う。

項目	概要	実施想定区域
運行概要	<p>現行の乗合タクシーを活用し、希望者の自宅前での乗降（ドア・トゥ・ドア輸送）を実施する。 ※乗降は運行ダイヤに影響を与えない範囲で対応</p>	
想定エリア	<p>内郷地区、吉野・与瀬地区乗合タクシー運行エリア ※現行車両で運行可能な場所に限る。</p>	
運行時間帯	乗合タクシー運行時間	
利用料金	通常運賃に利用料金として 100円を加算	
利用対象者	対象範囲に居住する乗合タクシー 利用登録者のうち希望する方	
利用方法	通常予約時と合わせた電話予約	
使用車両	現行の車両を使用（定員8名のワゴン車両）	
実証期間	<p>R5年度：2カ月（内郷地区） R6年度：6カ月（内郷地区及び吉野・与瀬地区）</p>	
運行事業者	既存の乗合タクシー運行事業受託事業者（一般乗合旅客自動車運送事業）	

- 令和5年2月に当該地域で事業を営んでいたタクシー事業者が廃業し、公共交通の利便性が低下している。
- タクシー事業者の営業所が存在しないため、特にドア・トゥ・ドアの移動ニーズへの対応が困難な地域である。
- ドア・トゥ・ドアの移動手段の有効性を確認、検討するには適地と判断。

<検証・確認する事項>

- ・交通需要等の実態（実際に移動ニーズがあるか、当該制度が需要への対応手段として妥当か）
- ・事業設計上の課題（料金設定の妥当性、費用対効果の検証）
- ・運行上の課題（予約、配車、運行管理などのオペレーション上の改善点の整理）

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

課題認識②

既存のコミュニティ交通の制度のみでは、旧市域の交通不便地域の解消が困難。

- ・交通不便地域は旧市域においても依然として点在している現状。
- ・旧市域にコミュニティバスを導入しようとしても、民間バス路線が一定程度網羅されており、大半の地区で競合が発生する。
- ・競合が発生しない場合においても、狭隘道路である等の道路環境上の課題から新たな地区へ導入をすることが困難。

➤交通不便地域解消に向け、**既存のコミュニティ交通の条件等にとらわれない新しい仕組みの検証が必要**

(参考) 市総合都市交通計画で定めたコミュニティ交通の導入条件等

交通モード	導入条件、運行基準など	課題など	R4決算額	市負担額/人 (輸送人員)
生活交通 維持確保路線	撤退申出のあった路線バスのうち、市域をまたがる路線や地域の唯一の移動手段である路線が検討対象。 ピーク時間帯の1便当たり利用者数が10人以上、収支比率27.5%以上。	交通不便地域の拡大抑制手段であり、 解消手段ではない。	110,583千円	281円 (392,870人)
コミュニティ バス	収支比率40% (中山間地域では30%)、 1便当たり利用者数10人以上。	バス車両が通行できない狭隘道路が 多い地域には導入不可 ⇔ 1便あたり 利用者数の確保に課題。	44,958千円	320円 (140,684人)
乗合タクシー	中山間地域への導入が前提。稼働率50%以上、稼働した便の1便当たり利用者数1.5人以上。	旧市域及び旧城山町への導入を想定 しておらず、中山間地域の交通不便 地域を経由する経路設定が必要。	53,582千円	4,385円 (12,218人)
デマンド タクシー	地域組織が交通事業者と運行契約を締結する。 市は1/2を補助し、残りを運賃収入で賄えない場合は地域で負担。 ※篠原地区デマンドタクシーはバス路線撤退に伴う導入であることから例外的な取扱い。	地域組織が交通事業者と締結する契約 に対して市が補助する制度であり、 地域が運行経費を賄う仕組みづくりに 課題。	841千円	1,488円 (565人)

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

【実証実験②】旧市域への乗合タクシー等の導入検討

<取組概要> 現行制度では、旧市域の交通不便地域の解消が実質的に困難であることから、既存のコミュニティ交通の条件等に囚われない新しい仕組みの検証を行う。

項目	概要
運行概要	特定のエリア内において、 停留所と運行ダイヤのみを定め 、路線（経路）は指定せず、 予約に応じて運行 。 （区域運行型の乗合交通）
想定エリア	南区相模台7丁目・麻溝台8丁目周辺 ※交通不便地域を含む概ね1キロ～2キロ圏域程度のエリア
停留所	地域の需要に合わせて設置 ※買い物施設、医療機関、公共施設、バス停等を想定。
運行時間帯	3日/週 （平日2日、土日いずれかで1日）、 6時間/日 （午前10時～16時頃）の運行を想定
利用料金	1乗車あたり 300円
利用対象者	運行エリア内の住民
利用方法	電話予約 ※運行事業者による受付
使用車両	ワゴンあるいはセダン車両での運行
実証期間	2カ月
運行事業者	タクシー事業者 （一般乗用旅客自動車運送事業者）

実施想定区域

(参考)
主な地域の人口構成等

相模台7丁目	人口 2,998人
	高齢化率 29.0%
麻溝台8丁目	人口 2,304人
	高齢化率 29.5%

> 当該地域からは、コミュニティバス導入要望が寄せられており、身近な交通に対する課題認識が強い。
 > 狭隘道路が多いなどの理由からコミュニティバスの導入は困難。
 > コミュニティバスや乗合タクシーの制度を応用した仕組みの検証を行うには適地と判断。

<検証・確認する事項>

- ・ 交通需要等の実態（実際に移動ニーズがあるか、当該制度が需要への対応手段として妥当か）
- ・ 事業設計上の課題（導入条件・継続条件の妥当性、料金設定の妥当性、費用対効果の検証）
- ・ 運行上の課題（予約、配車、運行管理などのオペレーション上の改善点の整理）
- ・ 既存の公共交通（路線バス、タクシー）への影響の確認

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

調整経過

【交通事業者など】

◇神奈川中央交通(株) <実証実験②について>

⇒ 想定エリア内に限定した区域運行であれば、バス利用者の増加に繋がる相乗効果も期待できる。

⇒ また、“駅まで直結”は競合になるため、エリアの見直しを求める。

◇神奈川県タクシー協会相模支部

実証実験① ⇒ 乗合タクシー運行事業者、地域の合意があれば、特段、問題ない。

実証実験② ⇒ 車両確保等の調整が調べば実現可能。試験的な運行は進めるべき。“駅まで直結”は競合になるため要再考。

◇乗合タクシー運行事業者

実証実験① ⇒ 一定の需要はある。実現できると良い。隘路通行やドライバー手配などの運行管理上の調整が必要。

実証実験② ⇒ タクシー事業者による請負可能性が高いのではないかと。自社ではドライバー確保の観点から対応不可。

【行政機関など】

◇関東運輸局神奈川支局 輸送担当

<実証実験①について>

⇒ 既に第4条に基づく許可を受けているため、停留所を追加する程度であれば、運行計画の変更届出の手続きで実施可能。

運賃を改定する場合は、活性化協議会での承認が必須。 停留所の追加に際しては、警察との協議を事前に進めたほうが良い。

<実証実験②について>

⇒ 道路運送法第21条に基づく許可により実証運行が可能。 将来的に本格運行を行う場合は、第4条の許可が必要。その際、活性化協議会の承認が必須。第21条許可に際しても予め活性化協議会で議論されていることが望ましい。

◇関東運輸局 交通政策部 交通企画課 <実証実験①について（国庫補助金対象地区への助言）>

⇒ 吉野・与瀬地区乗合タクシーについては、地域内フィーダー系統補助の事業計画の変更となる。

⇒ 実証運行については補助対象外。実証運行に要する経費と既存運行部分の経費を明確に切り分けることが可能であれば補助対象経費分の交付申請が可能と思われる。経費の切り分けが対応困難な場合は、実証運行期間の2か月分の経費を控除し、残りの運行期間分のみ交付申請することも考え得る。

⇒ 懸念点として、国庫補助認定期間内は継続運行の必要がある中、運行が途切れることで当該年度が交付不可となる可能性がある。

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

主なスケジュール（案）

時期	実証実験① (中山間地域におけるドア・トゥ・ドア輸送)	実証実験② (旧市域への乗合タクシー等の導入)
令和5年10月	庁内意思決定	
	交通事業者・地域調整(運行内容の詳細検討・調整)	交通事業者・地域調整(実施方針等の合意形成)
11月	法定協議会(地域交通活性化協議会)での協議(実施の決定)	法定協議会(地域交通活性化協議会)へ報告(方向性を議論)
令和6年 1月	実証運行の準備(認可等の手続き、事業者の体制整備等)	交通事業者・地域調整(運行内容の詳細検討・調整)
2月	既存乗合タクシー運行地区にて検証(内郷地区)	
3月		
4~5月	効果検証・運行内容の再検討 新規登録者受付及び停留所設置検討 地域調整・事業周知	実証運行の準備(認可等の手続き、事業者の体制整備等)
5~7月		実証運行の実施
8~9月		効果検証・運行内容の再検討
10月~12月		翌年度運行内容の意思決定、予算要求
令和7年1月~	通年実証・本格運行の実施(内郷、吉野・与瀬地区) 他地区への横展開の可能性検証 車両の見直しなど運行の適正化検討	翌年度の実証運行の準備 (事業者・地域との調整、法定協議会での協議など)
令和7年度~		運行内容等を見直し、実証運行を実施 (別の交通モードの導入可能性・効果検証)
令和9年度	(必要に応じて)実証運行を踏まえた上での市総合都市交通計画の中間見直し	

身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

概算費用

【実証運行①】中山間地域におけるドア・トゥ・ドア輸送
 @69,160円 + 175,344円 ÷ 245,000円

運行経費	地区	単価	運行回数	増加分
	吉野・与瀬地区	133円	520回	69,160円
	内郷地区	281円	624回	175,344円
				合計 244,504円

<積算条件>

※運行経費は、事業者との調整状況により変更となる可能性あり。
 ※既存の乗合タクシーを前提とし、平日のみの稼働と仮定。
 ※単価は令和5年度契約金額と仮定。
 ※運行回数は、現行の運行回数から6カ月で5割増えると仮定。
 ・吉野・与瀬：1,560回（1,040回×1.5）
 ・内郷：1,872回（1,248回×1.5）
 ※参考<R4年度1人乗車率吉野・与瀬：47.7%、内郷：67.3%>

【実証運行②】旧市域への乗合タクシー等の導入
 @953,280円 + 340,200円 - 108,000円 ÷ 1,186,000円

運行経費	単価	数量	数量内訳			合計
			時間	稼働日/週	実証期間	
	6,620円	144時間	6時間	3日	8週	953,280円

事務費	単価	数量	数量内訳			合計
			時間	受付日/週	実証期間	
	540円	630時間	9時間	7日	10週	340,200円

運賃収入	単価	数量	数量内訳			合計
			人数/便	便数/日	稼働日数	
	300円	360人	2.5人	6便	24日	108,000円

<積算条件>

※運行経費は、事業者との調整状況により変更となる可能性あり。
 ※タクシー事業者による運行を想定し、時間制運賃3,310円/30分（認可運賃）を基に算定。
 ※事務費は、人件費1,800円/時、うち業務負担率30%と仮定。
 ※予約受付は、運行の2週間前からの毎日（8時～17時まで）と仮定。
 ※運賃収入の積算に際し、稼働便数を1時間/便と仮定。
 ※利用者数は、定員8名のうち1/3程度と仮定。

経費総額 1,431,000円

※運行に係る経費分。

（参考）1年運行した場合の想定経費

【実証運行①】 245千円（6カ月分）× 2 = 490千円

【実証運行②】 1,186千円（2カ月分）× 6 = 7,116千円

【合計】 7,606千円

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月26日

案件名	地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)(案)、第9期高齢者保健福祉計画(案)及び第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン(案)について							
所管	健康福祉	局	地域包括ケア推進	部	地域包括ケア推進	課	担当者	内線
	健康福祉	局	地域包括ケア推進	部	高齢・障害者福祉課	課	担当者	内線
	健康福祉	局	生活福祉	部	生活福祉	課	担当者	内線
	都市建設	局	まちづくり推進	部	住宅	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	地域福祉の推進 高齢者福祉の推進 障害児者福祉の推進						
	効果測定指標	施策6~9の総合計画指標すべて				施策番号	6.7.8.9	
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7	R8	R9		
審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)の策定について 第9期相模原市高齢者保健福祉計画の策定について 第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランの策定について							
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。							

事案概要

【地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)】
令和6年度から令和11年までを計画期間とする地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)を市成年後見制度利用促進基本計画、市再犯防止推進計画と一体的に策定するもの。

【第9期相模原市高齢者保健福祉計画】
令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期相模原市高齢者保健福祉計画」として、老人福祉計画及び介護保険事業計画、高齢者居住安定確保計画、認知症施策推進計画を一体的に策定するもの。

【第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン】
令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランとして、障害福祉計画及び障害児福祉計画、障害者計画を一体的に策定するもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施内容	庁議(10月) 民生部会(12月)で説 (12月~1月) パブリックコメントの実施 (3月議会 (介護保険条例の改正、 障害者計画に係る報告)	地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画) 計画期間 令和6年度~令和11年度					
		第9期高齢者保健福祉計画 計画期間 令和6年度~令和8年度				第10期	
		第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン 計画期間 令和9年度~令和11年度 障害者計画、障害児福祉計画部分は3年ごとに改定					

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(介護特会)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源									
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額									
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
			○						○	
	10	11	12	13	14	15	16	17		
○										

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	あり		時期	令和5年12月~令和6年1月	議会への情報提供	部会	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
部内ワーキング	各計画に係る重点的な取組や方向性等の検討
担当者会議	各計画に係る重点的な取組や方向性等の検討
関係課長打合せ会議	各計画に係る重点的な取組や方向性等の検討
庁内照会	各計画素案の確認について
市地域福祉推進協議会	地域福祉計画の素案について諮問 答申
(社福)市社会福祉協議会	地域福祉計画の素案内容について
市地区社会福祉協議会	地域福祉計画素案に係る意見交換
市民生委員・児童委員協議会	地域福祉計画素案に係る意見交換
市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会	第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る意見交換
市再犯防止推進ネットワーク会議	地域福祉計画素案(市再犯防止推進計画)に係る意見交換
市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会	高齢者保健福祉計画計画の素案について諮問 答申
(一社)市高齢者福祉施設協議会	高齢者保健福祉計画素案に係る意見交換
市在宅医療・介護連携推進会議	高齢者保健福祉計画素案に係る意見交換
市障害者施策推進協議会	障害者プランの素案について諮問 答申
市障害者自立支援協議会	障害者プラン素案に係る意見交換

備考

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の</p>	<p>【計画全般について】</p> <p>○（総務法制課長）部会への説明順について、この3計画での包括的な支援体制の構築についての説明を行った上で、障害者施策の見直しでその具体策を説明する流れが良いと思う。</p> <p>○（人事・給与課長）それぞれの計画で、施策の方向性や個別の取組の記載があるが、今回の改定で、新しく盛り込んだものはあるか。もしあるのであれば、メリハリつけて説明を行った方がよいのではないか。</p> <p>（地域包括ケア推進課長）障害者プランについては、共にささえあい生きる社会を目指し、障害部門の三つの計画を一体的に構成して進めていくところに特徴があり、重点的な取組として記載している7つのうち、1から5までは継続、6と7が新しい取組である。6の包括的な支援体制の整備というところは、障害のある方たちが抱えている課題も複合化、複雑化しており、そういった観点では、地域共生社会推進計画、高齢者保健福祉計画にも共通で入れている。また、7の持続可能性の確保というところでは、今回の障害者施策の見直しを受けてのことである。</p> <p>【地域共生社会推進計画について】</p> <p>○（財政課長）地域共生社会推進計画は他の二つの計画と違い、法定計画ではないが、横串を刺すような形ということで、これを指針や方針でなく、あえて計画として策定したのはなぜか。</p> <p>（地域包括ケア推進課長）社会福祉法上の位置付けは義務ではないが、地域共生社会の実現に向けた社会福祉法の改正が2回に渡って行われてきており、今進めている包括的な支援体制の整備を執行するための手段として法に位置付けがされているものであり、法の規定としても、義務付けされていても良い計画だと感じている。社会福祉法という一番大きなところの法の中で位置付けがされているものであることから、こうした位置づけとしている。</p> <p>【高齢者保健福祉計画について】</p> <p>（総務法制課長）高齢者の居住安定確保計画について、高齢者の多様なニーズを踏まえて高齢者向け住まいの確保を行うとあるが、特出すべき取組があるのか。</p> <p>（住宅課長）特出したものはないが、高齢者人口が増えている中で、例えば、持ち家からバリアフリー化されているサービス付き高齢者向け住宅に移行していくといったところを踏まえ、8期と同様、継続的に取り組んでいくものである。</p> <p>（総務法制課長）市としてどういった取組を行うのか。</p> <p>（住宅課長）市の方でサービス付き高齢者向け住宅を作るといったことはしないが、事業所との連携を図りながら、立ち入り調査や、意見交換の場でニーズを把握し、高齢者の住まいへの考え方がどう変わっていくかといったことの状況把握、それに対する検討を進めていきたいと考えている。</p> <p>（総務法制課長）健康福祉局との連携はどのようなものがあるか。</p> <p>（住宅課長）高齢者に関する取組としては、今回の高齢者保健福祉計画の中に含まれている居住安定確保計画と、もう一つ賃貸住宅供給促進計画がある。高齢者や障害者は、賃貸住宅になかなか入れない、拒まれてしまうといった住宅確保要配慮者であり、健康福祉局と連携して、居住支援協議会において、取組を進めている。</p>
<p>主な議論</p>	<p>○（経営監理課長）今後の要支援、要介護者数の推計が出ているが、高齢者の増加に伴い増えていく一方で、介護予防を積極的に行うことで抑えていくことについて、数値の中に見込んでいたり、その考え方があったりするのか。</p> <p>（地域包括ケア推進課長）介護予防の取組に効果があることは従来から推定されているものであるが、明確にエビデンスが確立された数値はなく、例えば介護保険事業計画などで介護事業費を推計し、推計の段階よりも抑制されているところから、要因として、そういった取組による効果ではないかと推定しているレベルのものである。</p> <p>○（経営監理課長）介護保険事業計画について、介護サービスの提供見込量については、パブリックコメントを実施する段階では示さないのか。</p> <p>（介護保険課長）サービス見込量を見込むには、直近の9月までを見る必要があるが、結果が出るのがまだ先になるため、示さない中でパブリックコメントを実施する。</p>
<p>(10/18)</p>	<p>○（政策課長）介護施設等の整備目標数について、高齢者人口が増えていく中であって、令和6年度以降、現状維持としているが、施設に余裕があるということか。</p> <p>（地域包括ケア推進課長）特別養護老人ホームなどの空床状況については、選ばなければ待機がない状況であり、また、民間のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについてはどんどん増えている状況であるため、3年間は新たな公共投資はせず、現状維持で大丈夫であろうと判断している。</p> <p>○（政策課長）介護病院の病床数について、一般の病院や診療所においては、県で定められた病床数を超えられないものと認識をしているが、また別の考え方なのか。</p> <p>（地域包括ケア推進課長）全体の病床数を増やすのではなく、医療病床から介護病床に転換する形である。</p>

【障害者プランについて】

○（経営監理課長）障害者プランについて、市の事業は高校生ぐらいのところは抜けてしまふところがあるが、障害児から障害者への継続した支援の考え方は、このプランの中に組み込まれているか。今後、光が丘の再編を行う際に、陽光園の療育センター診療所と更生相談所と一緒に新しく整備するという考えには、障害児者の継続した支援という考え方が入っていたと認識している。

（地域包括ケア推進課長）基本目標の3はライフステージに応じた児童への支援体制の充実であり、乳幼児期や学齢期のところの支援体制、重症心身障害児に対応した生活介護事業所の整備といった、高校3年相当の方が卒業されて、障害児が障害者にサービスとともに切り替わっていくところの受け皿も用意したいという意味で目標を立てている。ライフステージに応じたとは、幼稚園から小学校、小学校から中学校だけでなく、障害児から障害者の切り換えも含んでいる。

原案のとおり上部会議に付議する。

地域共生社会推進計画（第5期地域福祉計画）（案）

第9期高齢者保健福祉計画（案）

第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン（案）

概要

- 1 計画の位置付け
- 2 計画期間
- 3 市民・団体等からの意見聴取と反映
- 4 策定経過
- 5 基本理念と基本目標
- 6 重点的な取組事項
- 7 新規・拡充の内容
- 8 指標の設定
- 9 施設等の整備目標
- 10 介護保険量及び介護保険料（第9期高齢者保健福祉計画第7章）
- 11 今後の予定

令和5年10月

1 計画の位置付け

〔地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)〕

計画名	根拠法令	必須/任意	法定の計画期間	該当部分
地域福祉計画	社会福祉法第107条	法定任意	規定なし	第3章、第4章
市町村成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項	法定任意	規定なし	第5章
地方再犯防止推進計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条	法定任意	規定なし	第6章

〔第9期相模原市高齢者保健福祉計画〕 認知症施策推進計画は第9期計画から新たに策定

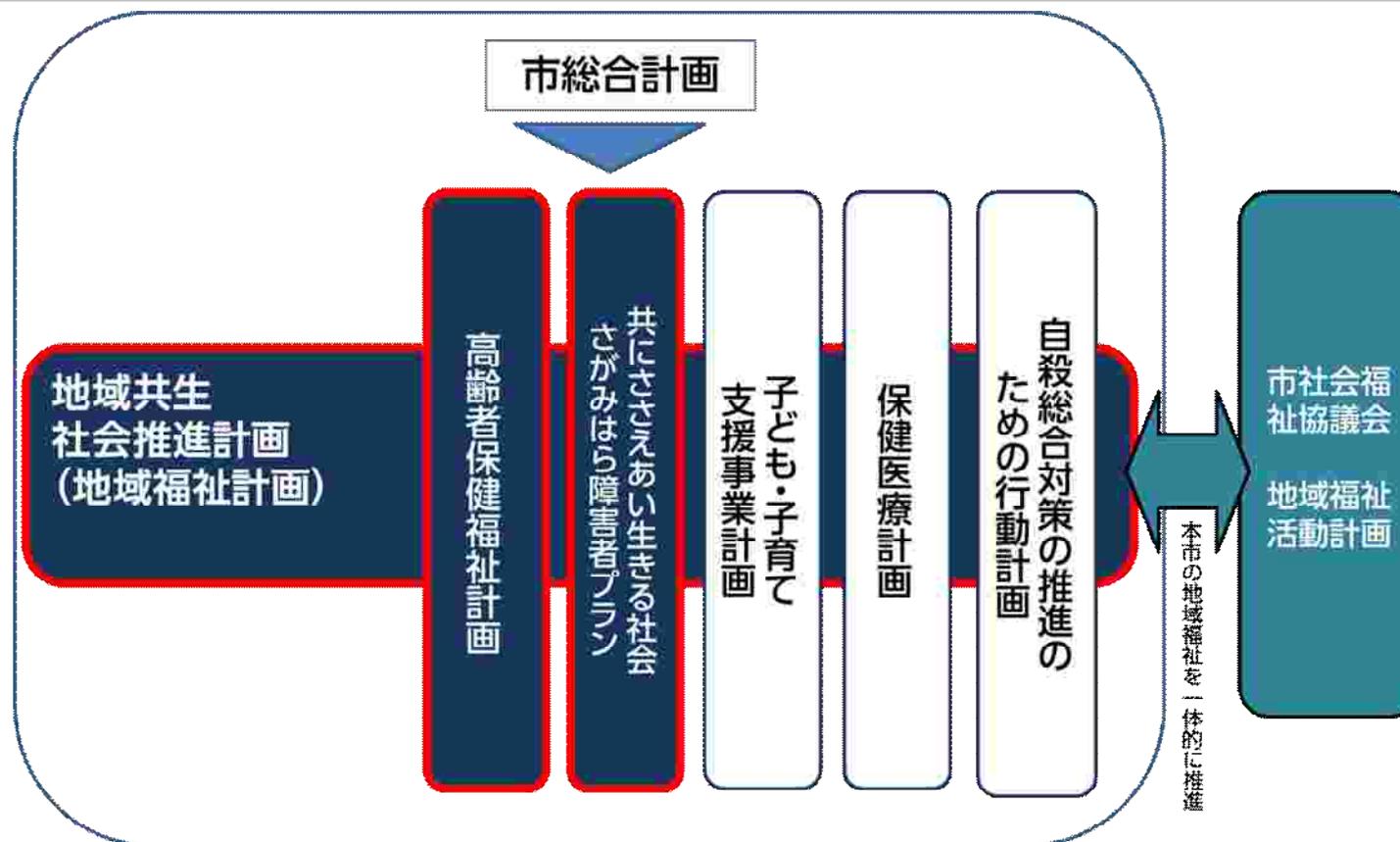
計画名	根拠法令	必須/任意	法定の計画期間	該当部分
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	法定必須	3年	第3～5章 第7章
介護保険事業計画	介護保険法第117条	法定必須	3年	
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2	法定任意	規定なし	
認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条	法定任意	規定なし	第6章

〔第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン〕

計画名	根拠法令	必須/任意	法定の計画期間	該当部分
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	法定必須	3年	第3章、第4章
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条	法定必須	3年	第5章
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20	法定必須	3年	

1 計画の位置付け

地域福祉計画を「地域共生社会推進計画」とし、権利擁護や包括的支援体制などについて、高齢・障害福祉等の分野横断的な取組の連携を図る。



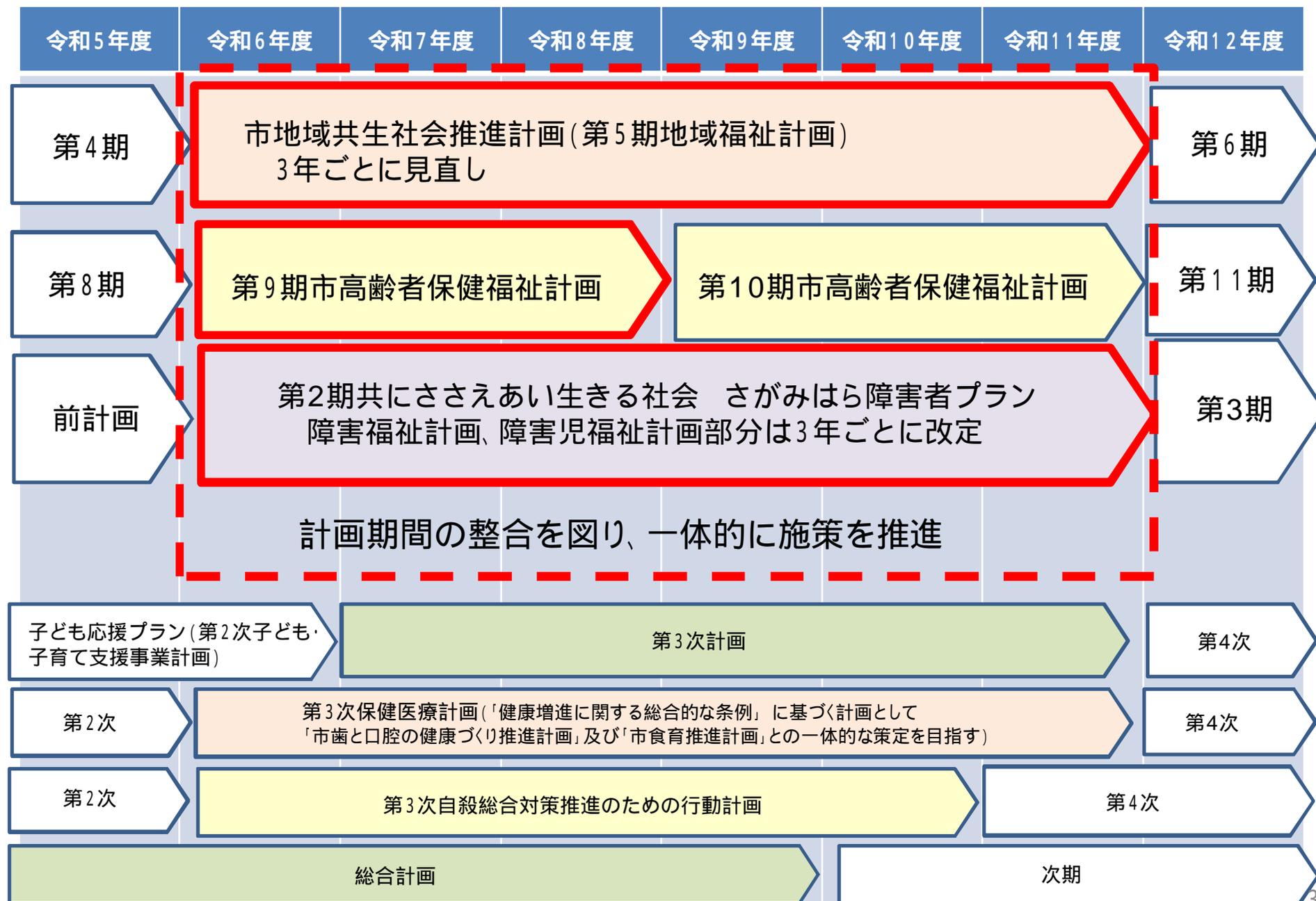
高齢者保健福祉計画

市総合計画の各部門別計画との連携、調和を図るとともに、県の計画のかながわ高齢者保健福祉計画、県高齢者居住安定確保計画、県保健医療計画との整合を図る。

共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン

市総合計画の各部門別計画との連携、調和を図るとともに、県の計画のかながわ障害者計画、神奈川県障がい福祉計画との整合を図る。

2 計画期間



3 市民・関係団体等からの意見聴取と反映

素案の検討に当たり、例年実施している市民アンケート等の基礎調査を実施。
今回の策定から、各計画の一体的な策定を行うため、保健・医療・福祉に関する施策について、オープンハウス型の意見聴取を行うとともに、関係団体の役員等に対し、所管以外の分野について幅広く意見聴取。

アンケート調査(令和4年度実施)

第5期地域福祉計画:市民アンケート調査(有効回答数:約1千5百件)

その他、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会へのアンケートを実施

第9期高齢者保健福祉計画:高齢者等実態調査(有効回答数:約1万4千件)

要介護・要支援認定を受けていない方、要支援認定を受けている方、在宅の要介護認定を受けている方を対象

第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン:障害福祉計画等策定基礎調査(有効回答数:約2千件)

当事者、当事者団体、支援学校、事業者を対象

オープンハウス型意見聴取(令和5年5月～6月実施)

中央区(若葉まつり会場)、緑区(橋本駅北口ペDESTリアンデッキ)、南区(相模大野駅北口ペDESTリアンデッキ)、津久井地区(ダイエー津久井店)の4会場で実施

- 地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て、保健・医療、市社会福祉協議会について、意見聴取
- 合計 **483名**の参加
- 17歳以下70名、18歳～39歳120名、40歳～59歳150名、60～74歳88名、75歳以上55名と**幅広い年齢層が参加**

関連団体以外への意見聴取(令和5年5月～8月実施)

- 関連団体や会議等での所管部分の意見に合わせて、所管以外の分野について、計画の概要を配布し、郵送で意見聴取
- 意見依頼団体等数 **26**(自治会連合会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、市社会福祉事業団、高齢者福祉施設協議会 等)
- 回答数 **126件**

3 市民・関係団体等からの意見聴取と反映

アンケート調査等による意見を反映し、計画素案を作成

アンケート調査(令和4年度実施)

地域福祉

相談支援体制を整備し、周知する必要

【日ごろの悩みを相談できる相手がいない場合の解決方法】

- 「趣味でストレスを解消する」35.4%
- 「インターネットで解決策を探す」34.3%
- 「本や雑誌を読んで解決策を探す」18.2%
- 「解決できていない」25.3%

「支え合い・助け合い」活動への参加意向について、「どちらとも言えない」という方を担い手として参加できるよう、取組を推進する必要

- 【地域の「支え合い・助け合い」活動に参加したいか】
- 「参加したい」22.2%
 - 「参加したくない」12.1%
 - 「どちらともいえない」64.0%

高齢者福祉

運動器の機能低下該当者が前回調査と比べ増加していることから、更なる介護予防の推進が必要

【機能別リスク該当者割合の分析(運動器)】

- 一般調査
H31調査8.3% R4調査10.7%(2.4%増)
介護予防調査
H31年度調査52.5% R4調査58.5%(6.0%増)

就業しながらの介護の継続が難しいと回答している方が一定数いることや、介護のストレスを感じている方の割合が高いことから、包括的相談支援体制の構築等による家族介護者に対する支援が必要

【介護者は、今後も働きながら介護を続けていけるか】

- 続けていくのはやや難しい17.9%
- 続けていくのはかなり難しい15.8%
- 問題はあるが、何とか続けていける51.7%
- 問題なく続けていける22.1%

【介護者は介護をするときについて、ストレスを感じるときがあるか】

- はい154.2%、いいえ18.1%

障害者福祉

障害等に関する理解促進は引き続き取り組んでいく必要

【障害のある人への対応や理解が足りているか】

- 足りていると思う(12.7%)
- 少し足りていないと思う(37.3%)
- 全然足りていないと思う(16.0%)
- わからない(29.0%)
- 無回答(4.7%)

障害のある人の地域での生活を支援していく必要

【これから先の希望する生活について】

- 自宅で親や親族などと生活したい(52.8%)
- 夫婦や恋人、パートナーなどと生活したい(26.6%)
- 二人で地域で生活したい(21.5%)
- グループホームで生活したい(8.0%)
- 入所施設で生活したい(6.3%)

3 市民・関係団体等からの意見聴取と反映

オープンハウス型意見聴取(令和5年5月～6月実施)

地域福祉

若い層の地域活動への参加意向を増加させていく必要がある。

【地域での支え合い活動に参加したいか】

各年代における【参加したいの割合】

～17歳	18～39歳	40～59歳	60～69歳	75歳～
24.6%	61.0%	69.9%	80.4%	80.3%

高齢者福祉

若い層の地域活動への参加意向を増加させていく必要がある。

【今後の高齢者に対する取組で優先すべきこと】

合計では、介護サービスの充実が最も多いが、

59歳以下の割合が多く、

75歳以上は生きがいや交流の場の充実の割合が多い

障害者福祉

若い層の合理的配慮等の普及啓発をしていく必要がある。

【合理的配慮という言葉聞いたことがあるか】

合計では、聞いたことがない割合が最も多く、特に17歳以下の聞いたことがない割合が多い。

	～17歳	18～39歳	40～59歳	60～69歳	75歳～	合計
言葉を聞いたことがあるし、その意味も分かる	15	41	59	29	13	157
言葉を聞いたことがあるが、意味までは分からない	16	46	45	24	10	141
聞いたことがない	42	41	45	37	22	187
合計	73	128	149	90	45	485

関連団体以外への意見聴取(令和5年5月～8月実施)

○高齢者に対する対応について、障害があり、困窮しているなど、分野をまたがる課題がある方がいるなど、包括的な支援、連携した支援の必要性に対する意見が多くあった。

○地域活動を行うにあたり、担い手の確保、住民同士の助け合いについての意見が多くあった。(学生や高齢者等の担い手の確保、多団体の連携など)

4 策定経過

各計画の策定に当たり、以下の審議会に諮問を行い、審議を経て、答申を受けたもの

第5期地域福祉計画：市地域福祉推進協議会
第9期高齢者保健福祉計画：市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会
共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン：市障害者施策推進協議会

会議	地域福祉	高齢者福祉	障害者福祉	主な審議内容
第1回	7/4	7/6	7/14	市民アンケート、策定等の方向性・策定体制など
第2回	8/22	8/24	8/16	体系案、重点的な取組、指標設定の考え方など
第3回	9/15	9/14	9/15	体系案、重点的な取組、指標、主な事業など
第4回	10/2	10/5	10/6	第3回の意見を踏まえた計画素案、答申(案)
答申		10/24		-

5 基本理念・基本目標

- ・基本理念の達成に向けて、それぞれ基本目標を設定
- ・基本目標に対し、施策の方向性を設定

地域共生社会推進計画 (第5期地域福祉計画)	第9期高齢者保健福祉計画	第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン
基本理念 みんなで支え合い 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら	基本理念 みんなで支え合い 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら	基本理念 「共にささえあい 生きる社会」の実現
基本目標1 体制づくり	基本目標1 生きがい・介護予防施策等の推進	基本目標1 障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持
基本目標2 人材づくり	基本目標2 在宅医療介護連携・認知症施策の推進	基本目標2 地域生活支援の充実
基本目標3 関係づくり	基本目標3 介護サービス基盤の充実	基本目標3 ライフステージに応じた児童への支援体制の充実
	基本目標4 地域のネットワークづくりの強化	基本目標4 障害のある人の就労環境の充実
	基本目標5 高齢者の多様な居住環境の実現	基本目標5 障害のある人の社会参加、いきがいづくりの推進

6 重点的な取組事項

- ・複合化・複雑化する課題への対応として、**包括的な支援体制の整備**を各計画の重点的な取組事項に位置付け
- ・**人材の確保**についても共通の課題であり、各計画に位置付けている。

地域共生社会推進計画 (第5期地域福祉計画)	第9期高齢者保健福祉計画	第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン
(1) 包括的な支援体制の整備	(1) 介護予防・健康づくりの取組	(1) 障害等に関する理解促進
(2) 人材づくり	○(2) 在宅医療・介護連携 と認知症施策の推進	(2) 重度の障害のある人の 地域生活支援の充実
○(3) 成年後見制度の利用促進	(3) 高齢者を支える 基盤の整備	(3) 福祉人材の確保 とサービスの 質の向上
○(4) 再犯防止の推進	(4) 包括的な支援体制の整備	(4) 障害のある児童への一貫した 支援
		(5) 障害のある人の就労環境の 充実
		○(6) 包括的な支援体制の整備
		○(7) 障害者施策の持続可能性等 の確保

○は新規の重点的な取組

7 各計画の新規・拡充の内容

- ・複合化・複雑化する課題への対応として、**包括的な支援体制の整備**を各計画の重点的取組事項に位置付け
- ・**人材の確保**についても共通の課題であり、各計画に位置付けている。

地域共生社会推進計画 (第5期地域福祉計画)	第9期高齢者保健福祉計画	第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン
<p>地域福祉計画の計画名称を「地域共生社会推進計画」とし、権利擁護や包括的支援体制整備など、各分野の横断的な取組の連携を図る。</p> <p>包括的な支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多機関の協働による相談支援体制の整備 ・地域のプラットフォームの形成による地域づくりの支援 ・就労等の参加支援の推進 等 	<p>生きがいをもって、希望する生活を継続することができるよう、介護予防・健康づくりの取組を充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・健康づくりの取組 <ul style="list-style-type: none"> ・短期集中予防サービスなどの再自立に向けた支援の充実 ○認知症施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・若年性認知症の人の相談・就労・社会参加、家族との交流会の推進 ・認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みづくりの推進 	<p>共にささえあい生きる社会を目指し、障害者福祉施策を更に推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害等に関する理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等への合理的配慮や差別解消の一層の周知・啓発 ○地域生活支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ○障害のある人の就労環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援体制の充実
<p>(参考) 新規事業等に係る庁議経過</p> <p>【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○包括的な支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援包括化推進員の配置 ・自立支援相談窓口の強化 ・中央障害者相談支援キーテーションの設置 <p>【R5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○包括的な支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・就労的活動支援コーディネーターの配置 	<p>【R5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後の介護予防の方向性と事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・短期集中予防サービスの拡充 ・シニアサポート活動の拡充 ・介護予防促進事業（高齢者補聴器購入費助成）の本実施 ○認知症施策等の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「チームオレンジ」の実施体制の整備 ・若年性認知症の相談窓口の設置 	<p>【R4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○包括的な支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・中央障害者相談支援キーテーションの設置 <p>【R5】 庁議実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者施策の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会推進サポーター認定事業 ・障害者の短時間雇用創出事業 等

8 指標の設定

- 各基本目標に基づき実施する施策の効果を測定するひとつとして、基準値や目標値を定めた指標を**基本目標に対して設定**し、毎年度、評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画への反映を行う。
- 指標の設定に当たっては、事業等の実施件数（アウトプット指標）とするのではなく、可能な限り、**事業等の効果を測定できる指標（アウトカム指標）**とした。

地域共生社会推進計画 (第5期地域福祉計画)

3つの基本目標に対し、「地域で互いに助け合い、支えあっていると感じる市民の割合」など、**13の指標**を設定

その他、成年後見制度利用促進基本計画で2、再犯防止推進計画で2の指標を設定



前計画指標の振り返り(抜粋)

「民生委員・児童委員が身近な地域の福祉関係者との連携がうまくいった割合」は増加しているが、「地域で支え合い・助け合いの活動に参加したいと思う市民の割合」は、減少しており、担い手の育成に課題がある。

第9期高齢者保健福祉計画

5つの基本目標に対し、「要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢の延伸」など、**14の指標**を設定

その他、認知症施策推進計画で4つの指標を設定



前計画指標の振り返り(抜粋)

「要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢」は延伸し、介護予防の取組の推進には一定の効果があつたが、コロナ禍の影響もあり、「社会参加を行う高齢者の割合」は減少しており、社会参加・生きがいつくりの推進を一層行っていく必要がある。

第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

5つの基本目標に対し、「相模原市内で障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見が「ほとんどない」と思う人の割合」など、**7の指標**を設定

その他、障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標を7つ設定



前計画指標の振り返り(抜粋)

「一般市民のうち、相模原市は障害のある人にとって暮らしやすいまちだと回答した割合」は減少しており、障害等に関する一層の理科促進、幼少期からの人権及び福祉に関する教育の促進等が必要である。

9 施設等の整備目標

第9期高齢者保健福祉計画

○住み慣れた場所で暮らし続けることができるよう、在宅での生活を支援する地域密着型サービスの整備を促進

第9期計画期間内の整備目標

認知症対応型共同生活介護	108床	小規模多機能型居宅介護	4箇所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2箇所	(看護)小規模多機能型居宅介護	3箇所

○次の点から、介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設）の整備は現状維持を基本とする。

- ・在宅での生活支援を促進（地域密着型サービスの充実）
- ・民間の有料老人ホーム等のサービス供給の増加傾向
- ・現在の特別養護老人ホーム等の待機者の状況（1年以内には、ほぼ入所できる状況）

第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン

○地域生活への移行を進める観点から、入所施設の整備促進は行わない。

○重症心身障害児者の支援のため、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、生活介護事業所の整備を促進する。

10 介護保険事業量及び介護保険料（第9期高齢者保健福祉計画第7章）

介護保険事業計画に盛り込む内容

各年度(令和6年度～8年度)の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量

各年度の地域支援事業の見込量

第9期における第1号被保険者の保険料

2040年度(令和22年度)の推計(見込量・保険料)

- 1 各サービスの実績
(利用者数・回数、給付費)
- 2 要介護認定者数の推計
- 3 施設・居住系サービスの推計
- 4 在宅サービスの推計
- 5 地域支援事業の推計
- 6 将来の保険料の推計

制度改正事項等を反映

予定される主な制度改正事項

- ・利用料の負担割合に係る判断基準の見直し
負担能力に応じた負担となるよう「一定以上所得」の判断基準の変更(2割負担者の増加)
- ・所得段階別保険料の見直し
国の標準段階の多段階化(9段階 13段階)、標準乗率の変更(高所得者引上げ、低所得者引き下げ)

介護報酬の改定案(令和6年1月頃公表)

令和6年3月定例会に提案(令和6年4月1日施行)

条例案等について、別途、令和6年1月下旬、庁議に諮る。

11 今後の予定

会議等	日程	主な内容
庁議	10月25日 (本日)	決定会議
12月議会 民生部会	12月上旬	計画案の報告
意見公募手続	12月-1月	パブリックコメント パブリックコメントに合わせたオープンハウス型の区別説明会、 こども基本法を踏まえた子どもへの意見聴取を検討
3月議会	3月	介護保険料に関する条例改正、障害者計画に係る議会報告
	3月	各計画の策定

地域共生社会推進計画（第5期地域福祉計画）（案） の概要

令和5年10月

計画の位置付け

第4期計画から「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、市町村成年後見制度利用促進基本計画と地方再犯防止計画を包含し、一体的に策定

第5期計画から「地域共生社会推進計画」として、各福祉関連計画の共通して取り組むべき事項を定め、連携を強化

地域福祉計画(社会福祉法第107条の規定に基づく任意計画)

次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
(市町村における包括的な支援体制の整備)

平成29年6月の社会福祉法の改正により、同法第107条第1項第1号、第5号が新たに追加 第4期計画から反映

市町村成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく任意計画)

国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定める。

(国)平成28年 法制定 平成29年 成年後見制度利用促進計画閣議決定 令和4年 第二期成年後見制度利用促進計画閣議決定

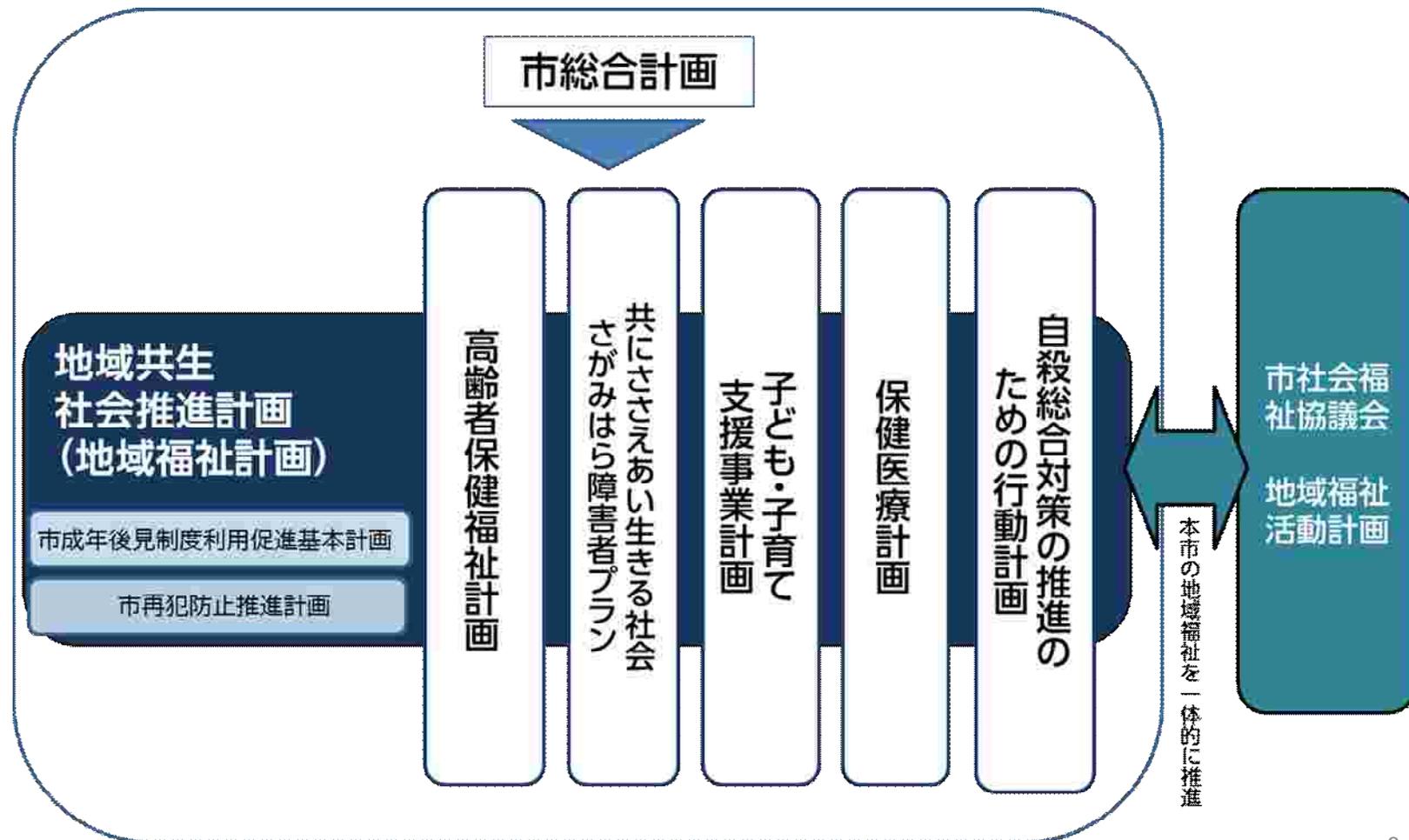
地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく任意計画)

○国が定める再犯防止推進計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定める。

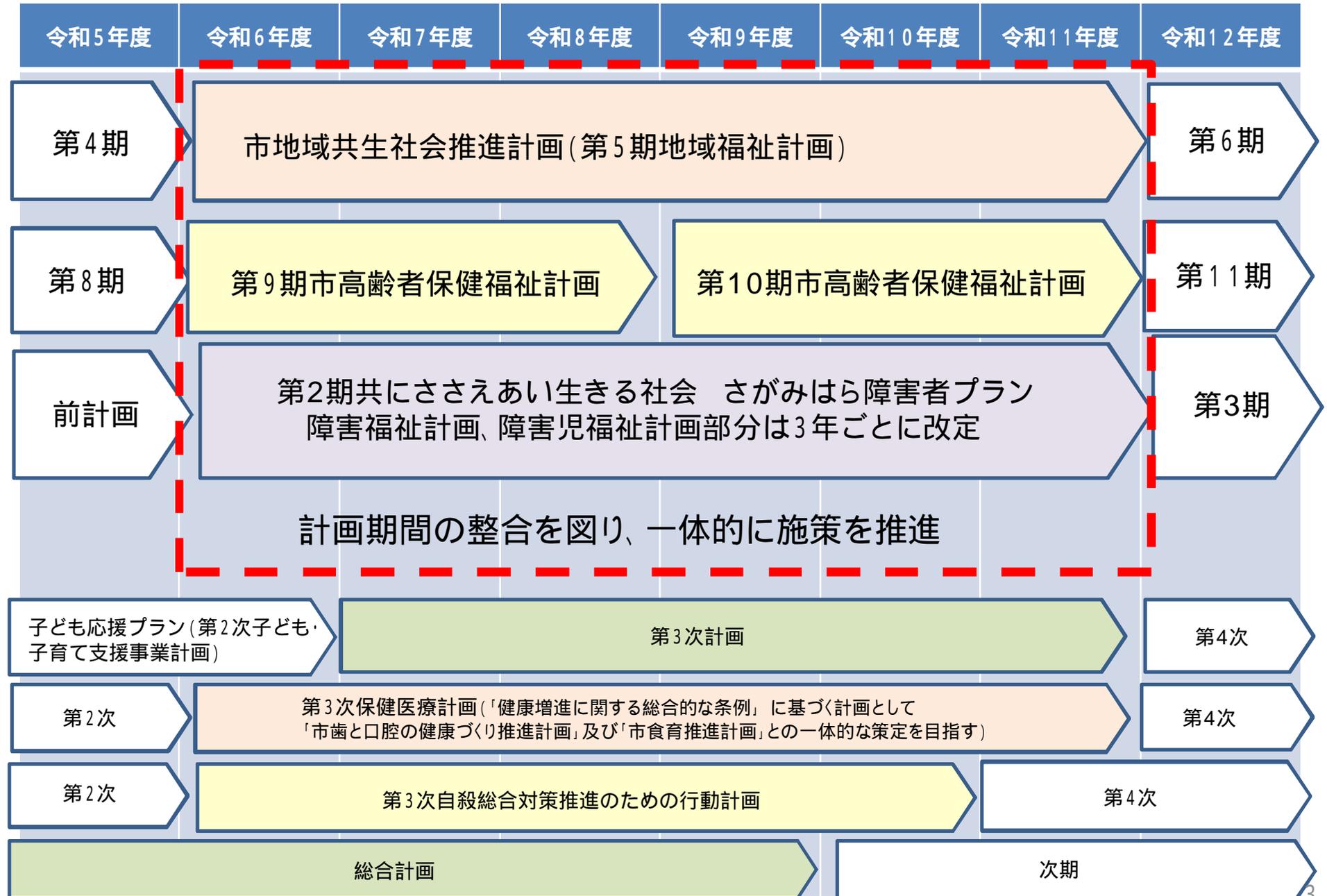
(国)平成28年 法制定 平成29年 再犯防止推進計画閣議決定 令和5年 第二次再犯防止推進計画閣議決定

計画の位置付け

計画名称を「地域共生社会推進計画」とし、権利擁護や包括的支援体制など、各分野の横断的な取組の連携を図る。
社会福祉協議会が策定する「第10次地域福祉活動計画」と連携を図り、本市の地域福祉を一体的に進める。



計画期間



基本理念と基本目標

- ・基本理念については、第4期計画から継続して「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」とし、「地域共生社会の実現」に向けた施策を推進する。
- ・基本理念実現のために必要な要素を包含する3つの項目を基本目標として掲げ、計画の推進を図っていく。

【基本理念】みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら

【基本目標1】 体制づくり

誰もが自分らしく地域で暮らしていくため、福祉サービスや支援体制を充実します。

【基本目標2】 人材づくり

地域福祉の担い手となる人材の確保・育成に取り組むとともに、福祉分野の専門的な人材の育成・支援を進めます。

【基本目標3】 関係づくり

住民相互の支えあいの関係づくりを促進し、ネットワークの力で地域を支えます。

重点的な取組事項

重点的な取組事項

【1】 包括的な支援体制の整備

相談支援、地域づくりへの支援、参加支援に一体的に取り組み、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進します。

相談支援

ア 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

イ コミュニティソーシャルワーカーによる横断的な支援の充実

地域づくりへの支援

ア 福祉コミュニティの形成の充実

イ 地域のプラットフォームの形成

参加支援

ア 相談支援・地域づくりと連携した参加支援の充実

イ 就労等の参加支援の推進

【2】 人材づくり（主な取組は基本目標2に記載）

地域福祉では、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画することが大切です。

身近な場所で福祉を学び、実践しながら経験を重ねることができる機会や場を提供し、地域を支える担い手を発掘します。

また、福祉課題やニーズは多様化、複合化しています。複雑な課題を抱えた人を受け止め、寄り添い、専門的な支援ができる人材の育成・定着を支援します。

【3】 成年後見制度の利用促進【第5章 市成年後見利用促進基本計画】

「地域共生社会」の実現に向けて、成年後見制度や権利擁護支援策の総合的な充実に取り組みます。

【4】 再犯防止の推進【第6章 市再犯防止推進計画】

再犯防止の推進に向けて、「地域の理解促進」と「行政や関係機関等による支援の実施」の両方を実施し、地域での様々な取組をつなげて、支援の輪を広げていきます。

施策の方向性（１）

基本 目標

1 体制づくり

施策の方向性

1 ひとりひとりが尊重され、誰にでもやさしく、暮らしやすい環境を整備します。

主な取組

- ・総合的な人権施策の推進
- ・子どもの権利保障の推進
- ・犯罪被害者支援体制の充実 等

施策の方向性

2 身近な地域で相談を受けることができる体制を充実します。

主な取組

- ・福祉コミュニティの形成の推進
- ・地域の相談機能の充実
- ・多機関が連携した支援の充実
- ・家族等の介護者への支援 等

施策の方向性

3 生活に困窮する人への支援体制を充実します。

主な取組

- ・生活困窮者自立支援施策の推進 等

施策の方向性

4 支援を必要とする人に対する福祉サービスを充実します。

主な取組

- ・専門性の高い福祉サービスの提供 等

方向性及び取組の根拠

- ・認知症や障害者等の支援を必要とする方が増加
人権施策、権利擁護の推進
- ・ひとり暮らし高齢者の増加や高齢者世帯の増加により、地域の身近な場所での相談支援が求められている。
また、8050問題など、世帯全体を課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことが必要。
相談体制の充実
福祉サービスの充実
- ・コロナ禍などによる社会環境の変化により、低所得者や非正規雇用労働者が増加、生活困窮者の早期の発見、自立支援が必要。
生活困窮者への支援体制の充実

施策の方向性（ 2 ）

基本
目標

2 人材づくり

施策の方向性 5 福祉について、知る、学ぶ機会を充実します。

主な取組

- ・福祉教育活動の促進 等

施策の方向性 6 地域で活動する担い手の確保に取り組みます。

主な取組

- ・ボランティア等地域の担い手の発掘、育成と組織化の促進
- ・認知症サポーターの養成、活動の促進 等

施策の方向性 7 専門的な福祉人材の育成・確保・支援に取り組みます。

主な取組

- ・コミュニティソーシャルワーカーによる横断的な支援 等

方向性及び取組の根拠

- ・高齢化の進行、生産年齢人口の減少や自治会加入率の減少など、地域の福祉の担い手を育成する必要。
- ・複雑化・複合化する課題に対応するため、専門的な福祉人材が必要

施策の方向性（3）

基本
目標

3 関係づくり

施策の方向性

8 地域の支えあいを促進して、支援を必要とする人を見守ります。

主な取組

- ・地域の団体や民生委員・児童委員による見守りの推進
- ・民生委員・児童委員活動への支援
- ・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援 等

施策の方向性

9 地域住民が交流できる機会を充実します。

主な取組

- ・地域資源の活用・ネットワーク化の推進 等

施策の方向性

10 地域での様々な取組をつなげて、支援の輪を広げます。

主な取組

- ・ふれあいいいきサロン、ふれあい・子育てサロンへの支援 等

方向性及び取組の根拠

- ・誰一人取り残さない社会を目指し、地域での支え合いやネットワークなどの関係づくりを促進する必要。

指標の設定について（１）

- 各基本目標に基づき実施する施策の効果を測定するひとつとして、基準値や目標値を定めた指標を基本目標に対して設定し、毎年度、評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画への反映を行う。
- 指標の設定に当たっては、事業等の実施件数（アウトプット指標）とするのではなく、可能な限り、事業等の効果を測定できる指標（アウトカム指標）とした。

基本
目標

1 体制づくり

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	指標の説明・目標設定の考え方
地域で互いに助け合い、支えあっていると 感じる市民の割合 【計画策定にかかる市民アンケート】	31.4%	41.4%	地域での支え合いを測定する指標 （「あまり身近に感じない」という回答の 方30%の1/3を「感じる」へ移行するこ とを目標）
相模原市内で障害のある人に対し、障害を 理由とする差別や偏見が「ほとんどない」 と思う人の割合 【共にささえあい生きる社会さがみはら障 害者プラン策定にかかる市民アンケート】	17.7%	33.4%	地域共生社会の実現に向けて、障害の ある人が暮らしやすいかどうかを測定 する指標（3人に1人以上が「ほとんどな い」と回答することを目標）
相談窓口から各支援に結びついた生活困 窮者の割合	61.5%	71.5%	生活に困窮する方を必要な支援につな げられているかを測定する指標（前年度 実績の3%増で設定）
利用している福祉サービスの満足度 【計画策定にかかる市民アンケート】	高齢：58.9% 障害：57.8% 児童：58.3% 困窮：47.6%	66.7%	必要な人に十分な福祉サービスが提供 できているか測定する指標 （少なくとも2/3の方に満足いただける サービスとすることを目標）

指標の設定について（２）

基本
目標

2 人材づくり

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	指標の説明・目標設定の考え方
地域で支え合い・助け合いの活動に参加したいと思う市民の割合 【計画策定にかかる市民アンケート】	22.2%	30.0%	地域への理解の深まりと、担い手の育成状況を測定する指標 （「参加したくない」「どちらとも言えない」と回答した方76.1%の約1割を「参加したい」に移行することを目標）
市社会福祉協議会に登録のある福祉ボランティア者数	594人	750人	担い手であるボランティアの増加数 （コロナ禍以前のピーク時の水準を目標）
福祉専門研修に参加した人数	311人	350人	市職員が福祉に係る専門知識を得るために研修に参加した人数（相談支援を行う職員（約500名）のうち7割が専門研修を受講することを目標）
自殺対策ゲートキーパー養成者数	8,725人	12,000人	自殺対策ゲートキーパーの養成者数 （市民や関係機関、市職員等を対象に毎年600人程度を養成することを目標）
認知症サポーター、 キャラバン・メイト養成者数	58,551人	80,000人	地域や職域等で認知症の正しい知識と理解を広げるための指標（令和7年度の人口のピーク時（約728,000人）の1割（72,800人）からその後も年約2,500人の養成を目標）

指標の設定について（３）

基本
目標

3 関係づくり

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	指標の説明・目標設定の考え方
制度の狭間の福祉課題を抱える人の早期発見や支援について身近な地域の福祉関係者との連携でうまくいった支援があると回答した民生委員・児童委員の割合 【民生委員・児童委員アンケート】	30.4%	37.0%	地域内の連携・協力が促進され、ネットワークの構築が進んでいるかを測定する指標 (「なし」と回答した約1割を「あり」に移行することを目標)
市が多様な主体と協働により取り組んでいる事業などの数	176件	244件 (令和9年度)	協働に対する意識の醸成と取組の推進が図られているかを見る指標 (市総合計画策定時(令和2年)に設定した目標)
市社会福祉協議会が把握している居場所(サロン等)の数	299箇所	330箇所	高齢者や子ども、障害者などの居場所づくりが促進されているかを測定する指標(年6か所以上の増加促進を目標)
市内のNPO法人、労働者協同組合数	274団体	324団体 (令和9年度)	市内で活動する非営利団体の数の増加により地域活動が促進されているかを測定する指標 (市総合計画策定時(令和2年)に設定した目標)

成年後見制度利用促進基本計画（第5章）

重点的な取組

- (1) 成年後見制度の理解促進
【主な取組】
 - ・成年後見制度の周知・啓発
 - ・任意後見制度の利用促進に向けた仕組みづくり
- (2) 中核機関のコーディネート機能の強化
【主な取組】
 - ・意思決定支援等による支援体制の整備
 - ・権利侵害の回復支援体制の整備
 - ・連携・協力機能の強化
- (3) 担い手の確保・育成等の支援
【主な取組】
 - ・市民後見人等の複数受任及びリレー受任体制の整備
 - ・親族後見人の支援体制の整備

成果指標

指標	基準値 (令和4年12月時点)	中間評価 (令和7年12月時点)	目標 (令和10年12月時点)
成年後見制度利用者数	1,583人	1,865人	2,167人
対象者における上記の割合 (対象者数の見込み)	2.70% (58,628人)	2.85% (65,427人)	3.00% (72,221人)

第9期高齢者保健福祉計画及び第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランより引用。(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を対象とした推計値)

再犯防止推進計画（第6章）

主な取組内容

- (1) 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支援する取組について、広く市民の関心と理解を醸成します。
 - 社会を明るくする運動の推進
 - 理解を深めるための研修やセミナーの実施
 - 刑事司法関係機関等の連携強化

- (2) 支援を必要とする対象者に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化します。
 - 関係機関とのネットワーク連絡会議の運用
 - 民間協力者や国の機関等への支援及び活動の推進

- (3) 関係機関の適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を実施します。
 - 【就労・住居の確保】
 - 住宅確保要配慮者に対する居住支援の実施
 - 生活困窮者に対する相談支援の実施
 - 就労が困難な人への就労支援の実施

 - 【保健医療・福祉サービスの利用の促進等】
 - 様々な課題に応じた支援を必要とする人等に対する支援の実施
 - ・高齢者や障害者及びその家族への支援
 - ・認知症のある人及びその家族への支援
 - ・依存からの回復支援(相談・回復プログラム等)の実施
 - 生活困窮者に対する相談支援の実施(再掲)
 - 成年後見制度等の公的制度の利用促進

 - 【学校等と連携した就学支援・非行防止活動の実施等】
 - 民間協力者や国の機関等への支援及び活動の推進(再掲)
 - 関係機関と連携し、非行の未然防止のための支援の実施
 - 薬物乱用防止に係る普及啓発活動

再犯防止推進計画（第6章）

成果指標

「再犯防止」は「生きづらさ」や「社会的孤立」によって追い詰められ、本来取らなくてもよいはずの「犯罪」という手段を取ってしまう人を減らす取組で、本市だけでなく、国や都道府県を含めた行政機関、関係団体や民間協力者、地域に戻った人を受け入れる地域住民、それぞれができることを実施することが重要です。

そのため、目標としての位置づけとして、国の第二次再犯防止推進計画の成果指標の設定と同様に具体的な数値は設定せず、基準からの向上を図ることとします。

指標：本市の刑法犯検挙者における再犯者率（ 1）

基準：51.4%（令和3年）

指標：「社会を明るくする運動」の認知度

基準：20.9%（令和4年）

（ 1）「刑法犯検挙者」であるため覚醒剤取締法違反等は含まず、相模原市民か否かは問わない。また、神奈川県警察からの統計上、少年は含まず、前科又は前歴を有する者を集計しており、同一罪名による再犯とは限らない

参考指標：本市の刑法犯検挙者のうち高齢者（65歳以上）における再犯者率

基準：31.0%（令和3年）

参考指標：本市の薬物事犯（覚醒剤取締法・麻薬等取締法・大麻取締法）における再犯者率（ 2）

基準：76.1%（令和3年）

参考指標：保護司の定員充足率

基準：87.9%（令和5年）

（ 2）（ 1）と同様に相模原市民か否かは問わない。また、少年は含まず、同一罪名による再犯とは限らない

第 9 期相模原市高齢者保健福祉計画(案)の概要

令和 5 年 1 0 月

計画の位置付け

高齢者がいきいきと充実した生活をおくれるよう、超高齢化社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを目的とした計画

第9期計画から、老人福祉計画、介護保険事業計画及び高齢者居住安定確保計画に加え、令和5年6月に公布された「共生社会の実現を推進するため認知症基本法」に基づく「**認知症施策推進計画**」を包含し、一体的に策定

市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8の規定に基づく必須計画）

確保すべき老人福祉事業の量の目標を設定
老人福祉事業の量の確保のための方策を設定
介護保険法に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを勘案
身体上、精神上的の障害により日常生活に支障がある老人の数、障害の状況、養護の実態その他の事情を勘案
社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画その他の法律で老人福祉の事項との調和

市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条の規定に基づく必須計画）

区域(日常生活圏域)の設定
各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
各年度における必要定員総数(区域毎)
認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
各年度における地域支援事業の量の見込み

市町村高齢者居住安定確保計画（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条の2の規定に基づく任意計画）

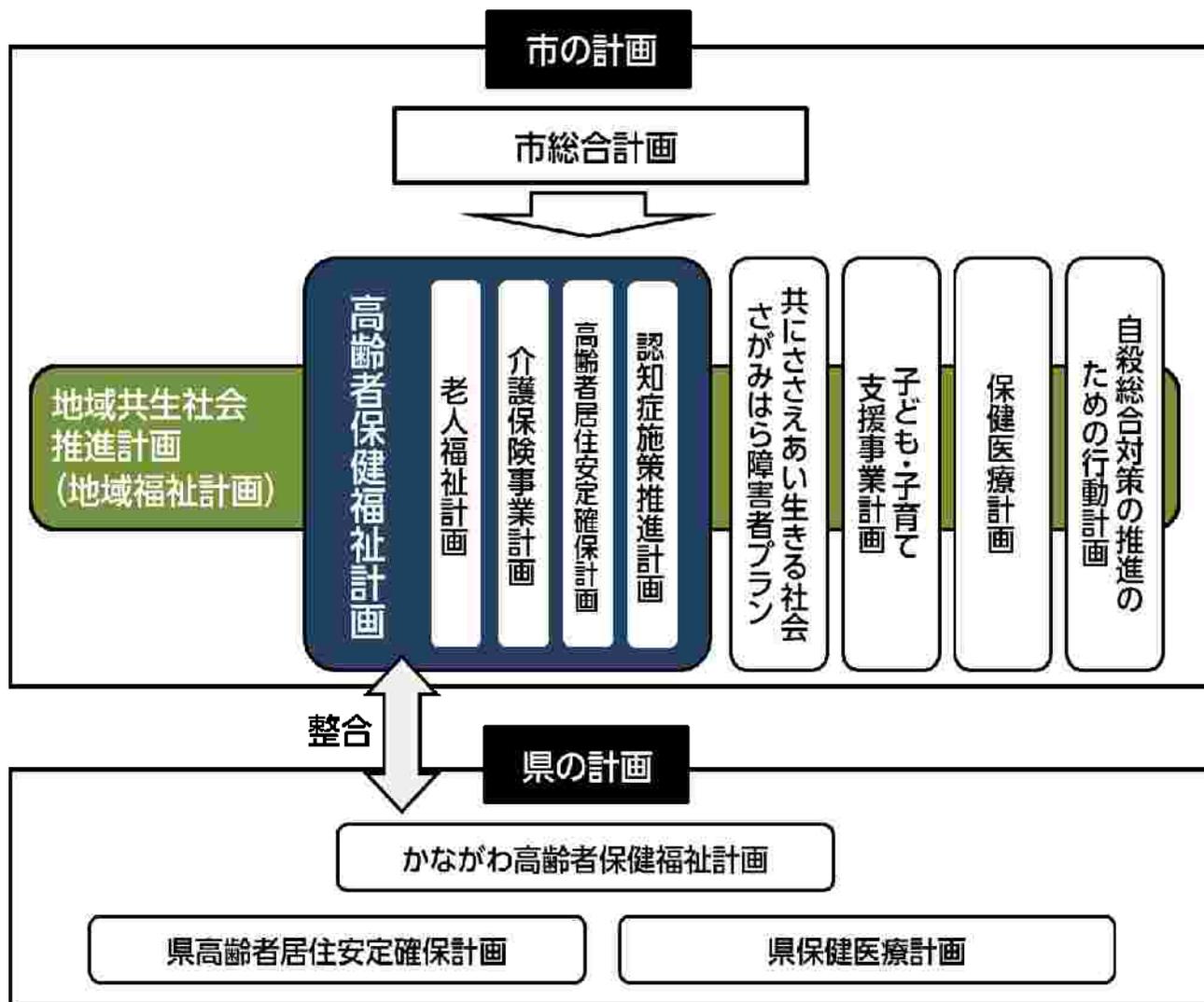
高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標
高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項
高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項
高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項
高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設(デイサービス事業等)の整備促進に関する事項
高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項

市町村認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条の規定に基づく任意計画）

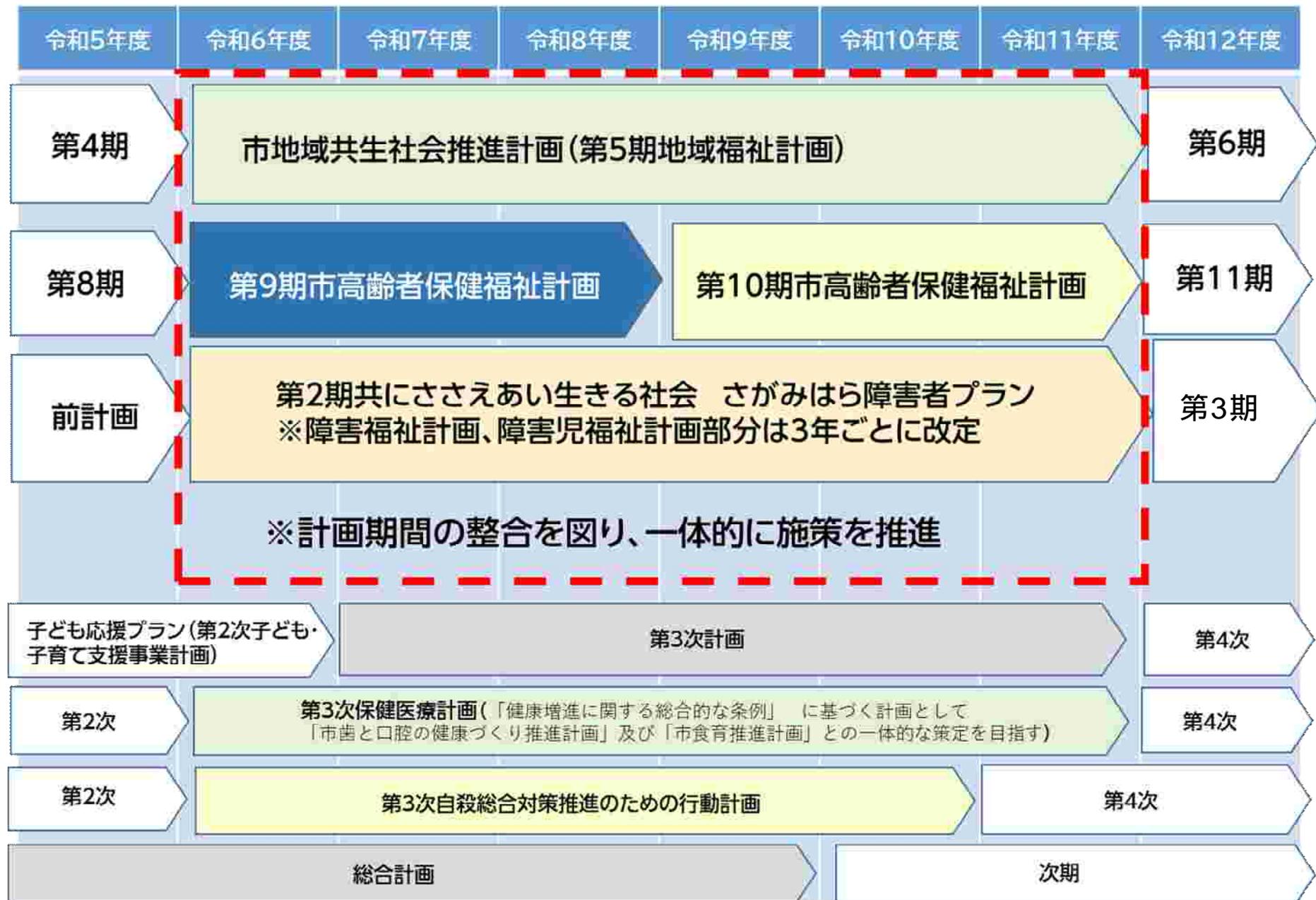
政府が策定する認知症施策推進基本計画等を基本として、市町村の実情に即した計画を策定
市町村地域福祉計画、市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画等の認知症施策に関連する事項を定めるものと調和を保つ

計画の位置付け

- ・本計画の内容は、上位計画である「市総合計画」、部門別計画で関連のある「共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」等の福祉関連計画と調和を保つものとし、「かながわ高齢者保健福祉計画」や「県保健医療計画」等の県の関連計画と整合を図る。



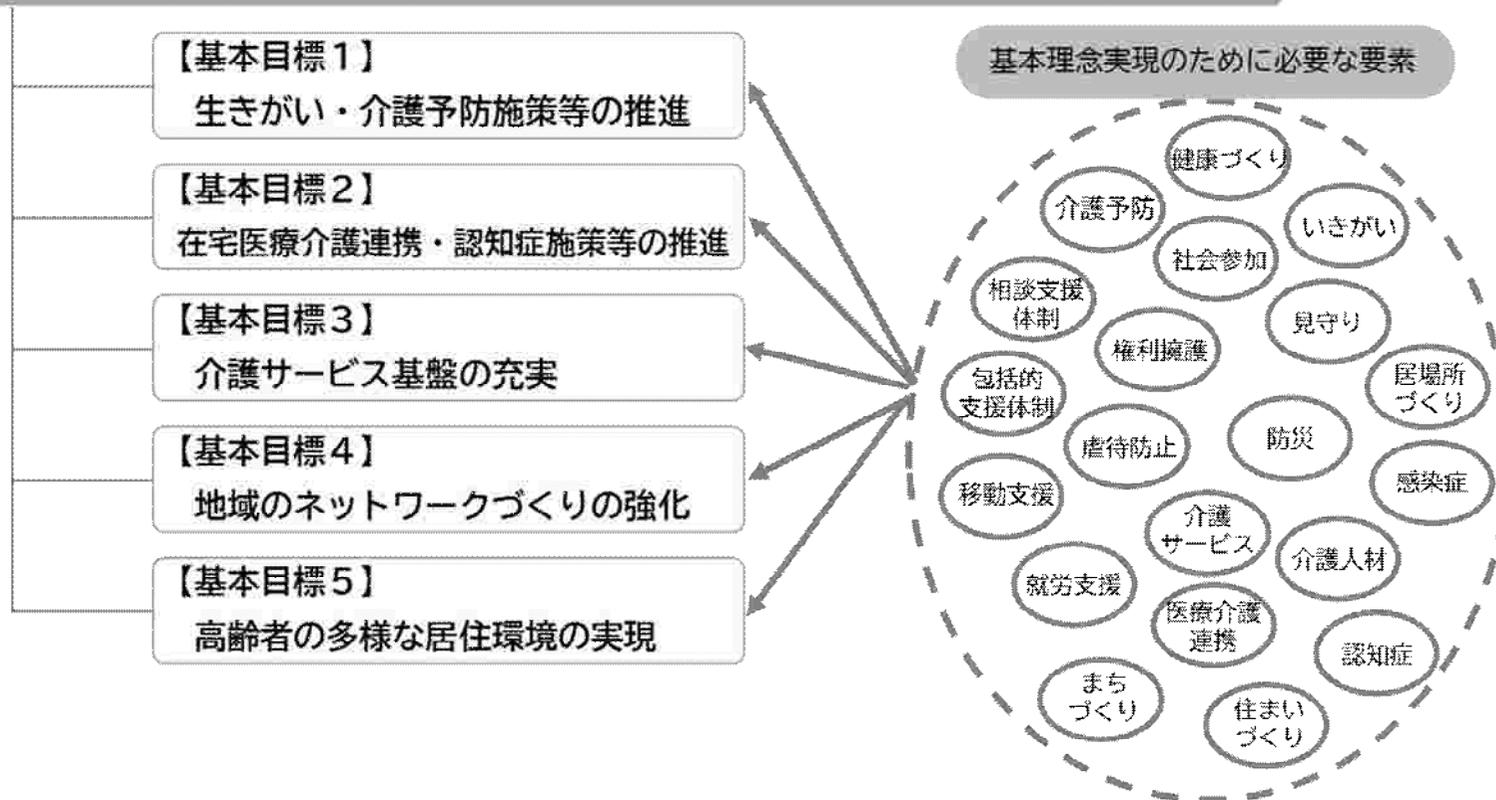
計画期間



基本理念と基本目標

- ・基本理念については、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生に尊厳をもって、自立した日常生活を営むことができる社会を実現するため、「**地域包括ケアシステム**」を推進するとともに、地域の住民が抱える多様かつ複合的な課題の解決を図るため、包括的な支援体制の構築を進め、「**地域共生社会**」の実現に向けた取組を進めるべく、**相模原市地域共生社会推進計画（第5期相模原市地域福祉計画）**と同一の基本理念を掲げる。
- ・基本目標については、基本理念実現のために必要な要素を包含する**5つの基本目標を設定し**、計画の推進を図っていく。

【基本理念】 みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら



重点的な取組事項

- ・第9期計画では、高齢者保健福祉に関する総合的な計画として、多くの施策に取り組むが、市の特性や国等の法制度の背景を勘案して、以下の4つを重点的な取組事項として位置付け、施策を推進する。

介護予防・健康づくりの取組

- ・自らの力で生きがいのある自分らしい生活ができるようにリエイブルメント（再自立）に向けた支援や、希望する生活が継続できるように短期集中予防サービスを充実するとともに、ボランティア活動や就労的活動による高齢者の社会参加の促進などを行う。
- ・相模原市健康づくり推進条例の下、運動、歯と口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者の身近な場所での介護予防・健康づくりへの参加を促し、高齢者のオーラルフレイル・フレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることにより、疾病予防・重度化防止等を促進する。

在宅医療・介護連携と認知症施策の推進

- ・在宅医療・介護連携については、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護従事者の多職種が協働・連携して、在宅医療・介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の構築を行う。
- ・認知症施策については、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定された趣旨を踏まえ、認知症の人やその家族ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく希望をもって暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深めるための普及啓発や本人からの発信支援、若年性認知症の人への支援、社会参加の充実等に取り組む。

高齢者を支える基盤の整備

- ・現行の介護サービス等の整備状況を踏まえつつ、居宅サービス及び地域密着型サービスの拠点の整備促進を基本に介護サービス等の基盤を整備する。
- ・介護サービス等に携わる質の高い人材を安定的に確保するため、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成を図るとともに、定着促進に向けた資質向上と働きやすい職場づくりへの取組を推進する。
- ・住宅施策と介護保険・高齢者福祉施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえて高齢者向けの住まいを確保するほか、市、不動産団体及び居住支援団体の連携による民間賃貸住宅への入居支援等の施策を推進する。

包括的な支援体制の整備

- ・8050問題をはじめとして、高齢者に関する支援だけでは解決できないような、複合化・複雑化した課題が増加しており、「包括的な支援体制の整備」が必要であることから、【相談支援】【地域づくりへの支援】【参加支援】の3つを一体的に実施し、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進する。

施策の方向性（１）

【現状及び課題】

加齢による身体的・精神的な衰えにより、筋力や認知機能等の心身の活力が低下した状態である「フレイル」になる割合が高まる。

新型コロナウイルス感染症の流行は、通いの場等の中止、外出自粛など、高齢者を取り巻く環境に様々な影響を与えたが、低下した心身の機能や社会活動の機会を多様な方法により回復させる必要がある。今後、生産年齢人口（担い手）が減少していくことが見込まれるため、高齢者の社会参加を促進し、人手不足分野での就業機会の開拓や地域における支援の担い手など、活躍の場を広げていく必要がある。

基本目標 1

生きがい・介護予防施策等の推進

施策の方向性	取組
介護予防・健康づくり等の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス（総合事業）の充実 (2) 一般介護予防事業（総合事業）等、介護予防の推進 (3) リハビリテーション提供体制の充実 (4) 地域における担い手の確保・育成・支援 (5) 健康づくりと疾病予防・対策の推進
高齢者の社会参加の推進	(1) 高齢者が活躍できる機会の創出 (2) 就業等の促進
高齢者の生きがいづくりの推進	(1) 生きがいづくりと交流活動の推進 (2) 生涯学習、スポーツ活動の推進

施策の方向性（２）

【現状及び課題】

高齢化の進行とともに、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が見込まれ、それに伴い、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者も増加していく。

令和５年６月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、その趣旨等を踏まえ、認知症への理解を深めるための普及啓発や認知症本人からの発信支援等の各種施策を推進する必要がある。認知症高齢者等の増加とともに、権利擁護支援が必要な方も増加することが見込まれるため、早期の段階で必要な支援につなげられる仕組みづくりや成年後見制度の利用促進を図る必要がある。

今後も全国的に高齢者虐待の相談・通報件数の増加が見込まれることから、多様な主体との連携による虐待の早期解決を図る必要がある。

基本目標 2

在宅医療介護連携・認知症施策の推進

施策の方向性	取組
在宅医療・介護連携の推進	(1) 在宅医療・介護連携の取組の推進 (2) 在宅医療・介護連携に関する人材の確保・育成等、市民への普及啓発
認知症施策の推進	(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発と本人からの発信支援の推進 (2) 医療・ケア・介護サービス、介護者への支援 (3) 若年性認知症の人への支援、社会参加支援、認知症の備え、認知症バリアフリーの推進
高齢者の権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用促進 (2) 高齢者虐待の防止

「認知症施策推進計画」として位置付け

施策の方向性（３）

【現状及び課題】

後期高齢者人口が更に増加することで、今後ますます要介護認定率の上昇が予想され、介護給付費の増加が見込まれる。

介護人材は、増大する介護ニーズに対応するため必要量が増加するが、生産年齢人口の減少等により確保が容易ではなくなることが見込まれる。そのため、幅広い人材の発掘と活用を目指すとともに、ICTの活用や介護予防の推進等による、必要量の増加を抑えるための対応も必要となる。

サービス需要のピークアウトなども見据え、介護保険制度の持続可能性を多面的な観点から十分に考慮し、居宅サービス、居住系サービス、地域密着型サービス、施設サービスをバランスよく整備していくことが重要である。

基本目標 3

介護サービス基盤の充実

施策の方向性	取組
介護人材の確保・定着・育成	(1) 多様な人材の参入促進に向けた取組の推進 (2) 職員の資質向上と働きやすい職場づくり (3) 介護への理解促進と魅力発信
介護サービスの質の向上	(1) 介護サービスの質の向上 (2) 介護給付適正化事業の推進
業務効率化の取組の強化	(1) 要介護認定の体制の整備 (2) 介護現場の生産性の向上
介護サービス基盤の適切な整備	(1) 地域密着型サービスの拠点の整備 (2) 特別養護老人ホーム等の適切な整備

施策の方向性（４）

【現状及び課題】

8050問題などの複合化・複雑化した課題が増加し、地域包括支援センターの業務負担が増えている中、地域包括ケア体制の中核機関として期待される役割を担えるよう、地域包括支援センターにおける体制整備等に係る介護保険法の改正が行われた。

地域の社会資源を活用した包括的な支援体制を整備し、地域ケア会議の充実を図ることで介護サービス事業者や医療機関、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会、地域のボランティア等のネットワークづくりを強化していく必要がある。

制度の狭間にいる人などへの支援など、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカー等と各種専門の相談窓口や地域団体等が連携・協働し、他分野を含めた包括的な相談支援体制の整備及び強化について検討していく必要がある。

基本目標 4

地域のネットワークづくりの強化

施策の方向性	取組
地域のネットワークづくりの推進	(1) 地域ケア会議を通じた地域支援体制の充実 (2) 互助による地域包括ケア体制の構築と推進 (3) 地域における見守りのネットワークづくりの推進
包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実	(1) 分野を超えた包括的な相談支援体制の整備 (2) 地域包括支援センターの機能の充実 (3) 家族等の介護者への支援の充実

施策の方向性（５）

【現状及び課題】

高齢者の持ち家率は約８割と高く、また、高齢者等実態調査では、６割以上の方が「引き続き在宅（自宅や家族の家）で介護を受けたい」と回答している。また、要介護状態になっても高齢者などが地域で安心して生活が送れるよう、居宅のバリアフリー化の取組みを推進していく必要がある。温暖化の影響による大型台風・ゲリラ豪雨などの災害や感染症に備え、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築しておく必要がある。



基本目標 5

高齢者の多様な居住環境の実現

施策の方向性	取組
高齢者の居住安定に係る施策の推進	(1) 高齢者向けの住まいづくりの推進 (2) 高齢者等が安心・安全に暮らし、参加できるまちづくりの推進
災害や感染症への備え	(1) 災害に対する備えと支援 (2) 感染症に対する備えと支援

指標の設定について（１）

- ・各基本目標に基づき実施する施策の効果や成果を測定するひとつとして、基準値や目標値を定めた指標を基本目標に対して設定し、毎年度、評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映を行う。
- ・指標の設定に当たっては、事業等の実施件数（アウトプット指標）とするのではなく、可能な限り、事業等の効果を測定できる指標（アウトカム指標）とした。

基本目標 1

生きがい・介護予防施策等の推進

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢の延伸	80.6歳	81.4歳	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の取組の推進を測る指標 ・要介護・要支援認定の新規申請者の平均年齢を年0.2歳以上延伸
短期集中予防サービスを利用する新規要支援認定者等の増加	2.6%	20.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の取組の推進を測る指標 ・新規要支援認定者等のうち5人に1人以上が短期集中予防サービスを利用
社会参加を行う高齢者の割合	65.1%	68.1% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加の推進を測る指標 ・アンケート結果において、社会参加していると回答した高齢者を3年間で3%以上増加 《高齢者等実態調査（一般調査・介護予防調査）》
生きがいがあると感じている高齢者の割合	76.5%	79.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいづくりの推進を測る指標 ・アンケート結果において、生きがいがあると回答した高齢者を4年間で3.2%以上増加 《市総合計画の進行管理のための市民アンケート》

指標の設定について（２）

基本目標 2

在宅医療介護連携・認知症施策の推進

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
介護職員等の医療従事者との連携の しやすさ	4.7ポイント	6.0ポイント (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携の推進を測る指標 医療従事者との連携のしやすさに関するアンケート結果（10点満点）において、評価の平均点を6.0ポイント以上に増加 《介護職員等に対する就労意識調査》
認知症に関する相談先の認知度の増加	23.7%	25.0% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 認知症施策の推進を測る指標 アンケート結果において、高齢者の4人に1人以上が相談窓口を知っていると回答 《高齢者等実態調査（一般調査）》
成年後見制度の認知度の増加	38.6%	50.0% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の推進を測る指標 アンケート結果において、高齢者の2人に1人以上が成年後見制度を「利用している」または、「知っているが、利用したことはない」と回答 《高齢者等実態調査（一般調査）》

指標の設定について（3）

基本目標 3

介護サービス基盤の充実

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
介護人材の充足感	39.8%	40.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・介護人材の確保・定着・育成に係る施策の推進を測る指標 ・介護サービス事業所等に対するアンケート結果において、「足りている」と回答する割合を年0.2%以上増加 《介護保険施設・介護サービス事業所従業者調査》
介護サービス事業所等における業務効率化に取り組んでいる割合	29.6%	35.0% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の向上及び業務効率化の取組の強化を測る指標 ・介護サービス事業所等に対するアンケート結果において、「既存業務の見直し等による業務効率化」または、「IT機器等の導入による業務効率化」を実施していると回答した割合を35.0%以上に増加 《介護職員等に対する就労意識調査》
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所数の増加	36事業所	44事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤の適切な整備を測る指標 ・(看護)小規模多機能型居宅介護事業所数を4年間で8事業所以上増加

指標の設定について（４）

基本目標 4 地域のネットワークづくりの強化

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
地域ケア会議（個別事例部会）の開催数	43回	87回	<ul style="list-style-type: none"> 地域のネットワークづくりの推進を測る指標 29の日常生活小圏域において年間3回以上個別事例部会を開催
家族や友人・知人以外で、何かあった時に相談できる相手がいる人の割合	49.7%	66.7% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 包括的支援体制・相談支援ネットワークの充実を測る指標 アンケート結果において、高齢者の3人に2人以上が相談できる相手がいると回答 <p>《高齢者等実態調査（一般調査）》</p>

基本目標 5 高齢者の多様な居住環境の実現

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	3.5%	4.0%	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の居住安定に係る施策の推進を測る指標 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を4年間で0.5%以上増加
災害時の「情報の取得」の安心感	65.5%	70.5% (令和7年度)	<ul style="list-style-type: none"> 災害や感染症への備えに係る取組を測る指標 アンケート結果において、高齢者が災害時に不安に思うこととして「情報の取得」を選択しなかった高齢者の割合を5%以上増加 <p>《高齢者等実態調査（一般調査）》</p>

認知症施策推進計画に係る指標

- ・ 認知症施策推進計画における、認知症施策の推進に係る毎年度の目標達成度を測定し、その結果について評価・検証・分析を行い、次年度事業及び次期計画へ反映するため、次の指標を設定。

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	指標及び目標値の説明
認知症本人発信支援	2回	6回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症への理解を深めるため、認知症の人が自身の思いや希望を自らの言葉で発信する場(機会)の拡充を目標とする。
認知症サポーター、 キャラバン・メイト養成者数	58,511人	75,000人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や職域等で認知症の正しい知識と理解を広げるため、認知症サポーター等の拡充を目標とします。 ・ 総人口に占める割合の全国平均値(10.8%)を目標とする
若年層向けの認知症サポーター養成講座実施回数	20回	60回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症への理解を幅広く地域に定着させるため、認知症の人と接する機会の少ない若い世代に対する認知症サポーター養成講座の拡充を目標とする。 ・ 概ね各地域包括支援センターが2回程度の実施を目標とする。
認知症カフェの設置数	28か所	50か所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人や家族の社会参加を図るため、認知症カフェを拡充することを目標とする。 ・ 設置箇所数は減少しているが、第8期計画の目標を継続する

高齢者の居住安定に係る施策の推進

- ・住宅施策と介護保険・高齢者福祉施策の連携を図り、高齢者の多様なニーズを踏まえて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向けの住まいを確保。
- ・市、不動産団体及び居住支援団体の連携による民間賃貸住宅への入居支援など、高齢者の安定した居住を確保するための施策を推進。

高齢者向け住宅等の整備実績・目標

		第8期計画実績			第9期計画目標			第10期計画目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養護老人ホーム (定員)	年度末整備数	80	80	80	現状維持 					
	増定員数	0	0	0						
軽費老人ホーム (定員)	年度末整備数	218	218	218	現状維持 					
	増定員数	0	0	0						
サービス付き高齢者向け住宅(戸数)	年度末住戸数	1,581	1,581	1,696	1,811	1,926	2,041	2,156	2,271	2,386
	増戸数	66	0	115	115	115	115	115	115	115
有料老人ホーム (定員)	年度末整備数	3,917	4,466	4,717	4,968	5,219	5,470	5,721	5,972	6,223
	増定員数	277	549	251	251	251	251	251	251	251
高齢者向け市営住宅(戸数)	年度末住戸数	522	522	503	485	467	433	397	379	359
	増戸数	0	0	19	18	18	34	36	18	20

有料老人ホームは、介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの合計数で、サービス付き高齢者向け住宅を含まない。
また、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅のうち、住宅型有料老人ホームは、令和5年度までの整備実績の傾向から令和6年度以降を推計。

介護施設等の整備目標数

地域密着型サービスの整備実績・目標

		第8期計画実績			第9期計画目標			第10期計画目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認知症対応型共同生活介護（床）	年度末整備数	1,337	1,319	1,400	1,400	1,454	1,508	1,562	1,616	1,670
	増床数	0	18	81	0	54	54	54	54	54
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（箇所）	年度末整備数	8	9	10	10	11	12	13	14	15
	新規整備数	1	1	1	0	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護（箇所）	年度末整備数	30	30	30	30	32	34	36	38	40
	新規整備数	1	0	0	0	2	2	2	2	2
看護小規模多機能型居宅介護（箇所）	年度末整備数	4	6	7	8	9	10	11	12	13
	新規整備数	1	2	1	1	1	1	1	1	1

認知症対応型共同生活介護の不足が想定される日常生活圏域（橋本、津久井、中央、大野南、相模台、東林）を中心に、整備を促進する。

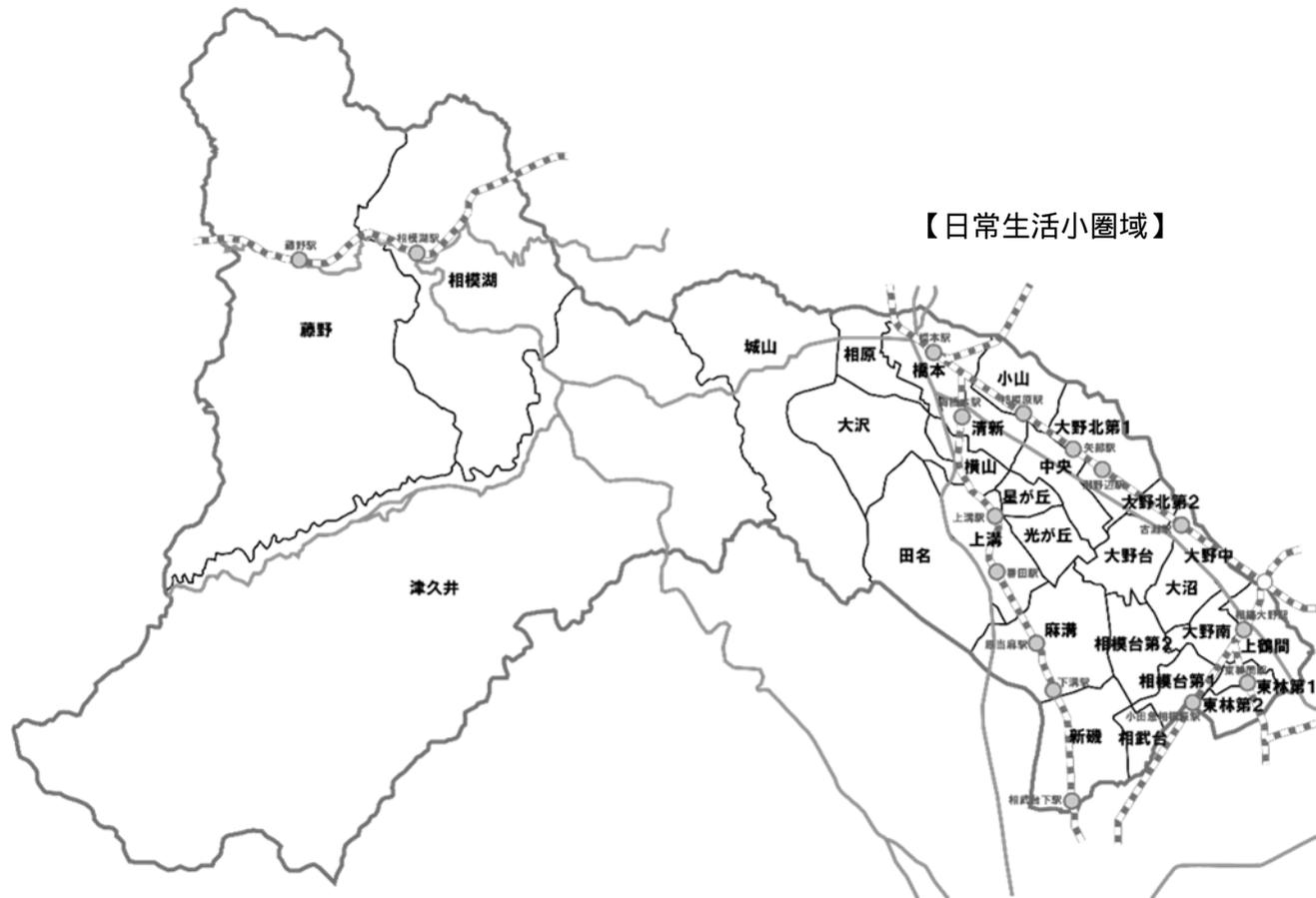
特別養護老人ホーム等の整備実績・目標

		第8期計画実績			第9期計画目標			第10期計画目標		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）（床） ¹	年度末整備数	3,314	3,314	3,343	現状維持					
	増床数	90	0	29						
介護老人保健施設（床）	年度末整備数	1,231	1,231	1,231	現状維持					
	増床数	0	0	0						
介護療養型医療施設（床） ²	年度末整備数	80	80	0	現状維持					
	増床数	235	0	80						
介護医療院（床） ³	年度末整備数	308	308	388	388	444	444	現状維持		
	増床数	219	0	80	0	56	0			
特定施設（介護付き有料老人ホーム等）（床）	年度末整備数	2,283	2,235	2,235	現状維持					
	増床数	0	48	0						

- 1 地域密着型介護老人福祉施設を含む。
- 2 介護療養型医療施設は、令和6年3月末で設置期限を迎え廃止となる。
- 3 新規整備は見込まず、医療療養病床からの転換予定床数を目標値とする。

日常生活圏域の設定について

- ・医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保され、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、日常生活圏域を設定する。本市の設定する22の「まちづくり区域」（地区ごとのまちづくりを進める上で基礎的単位とする区域）との整合を図るため、22の日常生活圏域を設定する。
- ・また、当該圏域の高齢者人口が1万人を超える場合にはこれを分割して、29の日常生活小圏域とする。



分割している圏域	
・橋本圏域	橋本小圏域 相原小圏域
・大野北圏域	大野北第1小圏域 大野北第2小圏域
・大野中圏域	大沼小圏域 大野台小圏域 大野中小圏域
・大野南圏域	上鶴間小圏域 大野南小圏域
・相模台圏域	相模台第1小圏域 相模台第2小圏域
・東林圏域	東林第1小圏域 東林第2小圏域

介護保険事業量及び介護保険料

介護保険事業計画に盛り込む内容

各年度(令和6年度～8年度)の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量

各年度の地域支援事業の見込量

第9期における第1号被保険者の保険料

2040年度(令和22年度)の推計(見込量・保険料)

- 1 各サービスの実績
(利用者数・回数、給付費)
- 2 要介護認定者数の推計
- 3 施設・居住系サービスの推計
- 4 在宅サービスの推計
- 5 地域支援事業の推計
- 6 将来の保険料の推計

制度改正事項等を反映

予定される主な制度改正事項

- ・利用料の負担割合に係る判断基準の見直し
負担能力に応じた負担となるよう「一定以上所得」の判断基準の変更(2割負担者の増加)
- ・所得段階別保険料の見直し
国の標準段階の多段階化(9段階→13段階)、標準乗率の変更(高所得者引上げ、低所得者引き下げ)

介護報酬の改定案(令和6年1月頃公表)

令和6年3月定例会に提案(令和6年4月1日施行)

条例案等について、別途、令和6年1月下旬、庁議に諮る。

第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン（案）の概要

令和5年10月

計画の位置付け

「第2期共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン」として、**第4期相模原市障害者計画、第7期相模原市障害福祉計画、第3期相模原市障害児福祉計画**を一体的に策定

平成30年に、第3期障害者福祉計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画を策定
令和2年に、第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定（障害者プランとしては改定）

市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項の規定に基づく必須計画）

国及び県の障害者基本計画を基本としつつ、障害者のための施策に関する基本的な計画を定める。
障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

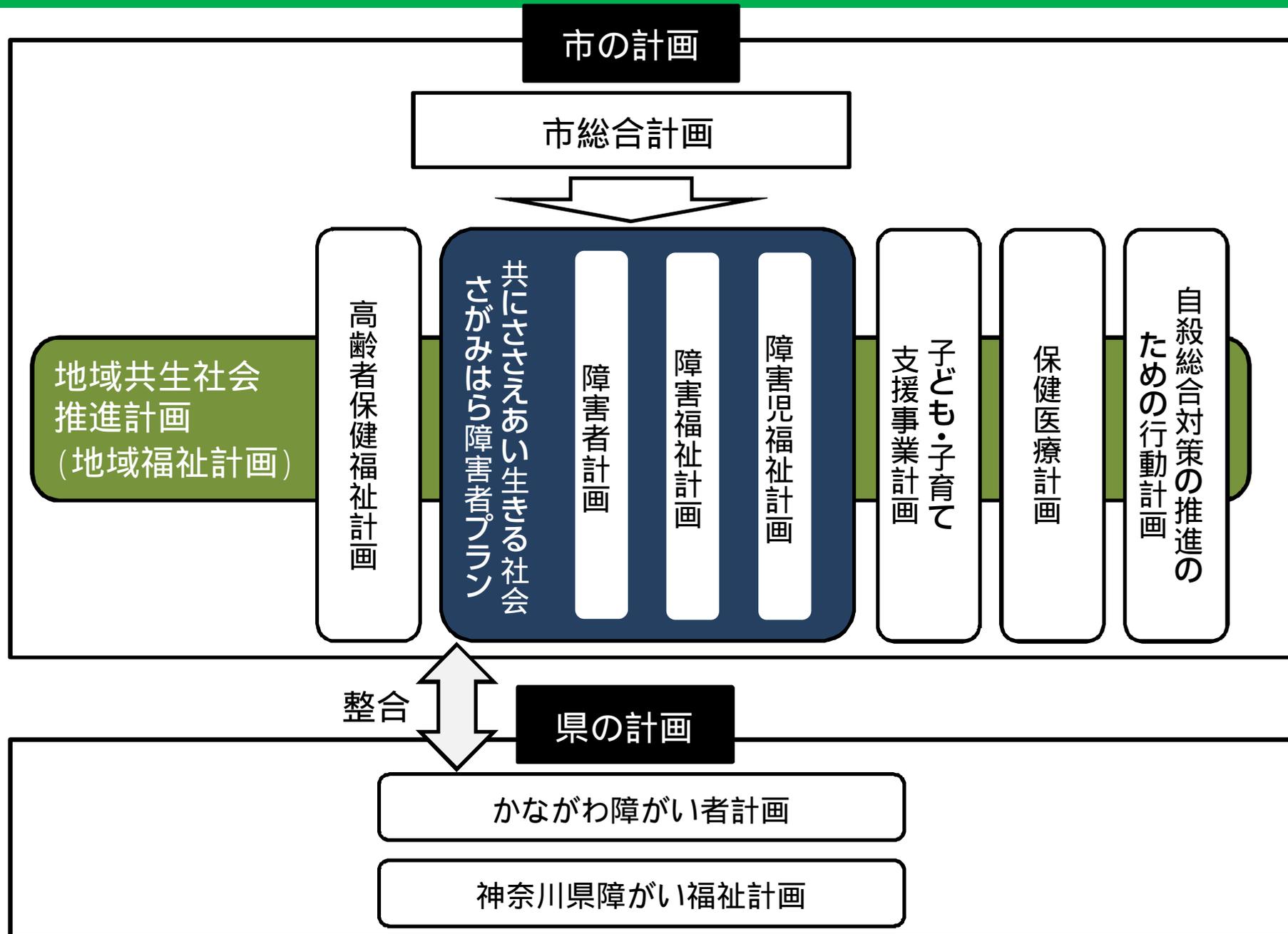
市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条の規定に基づく必須計画）

国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める。
障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和。
自立支援協議会を設置している場合、その意見を聴くよう努める。

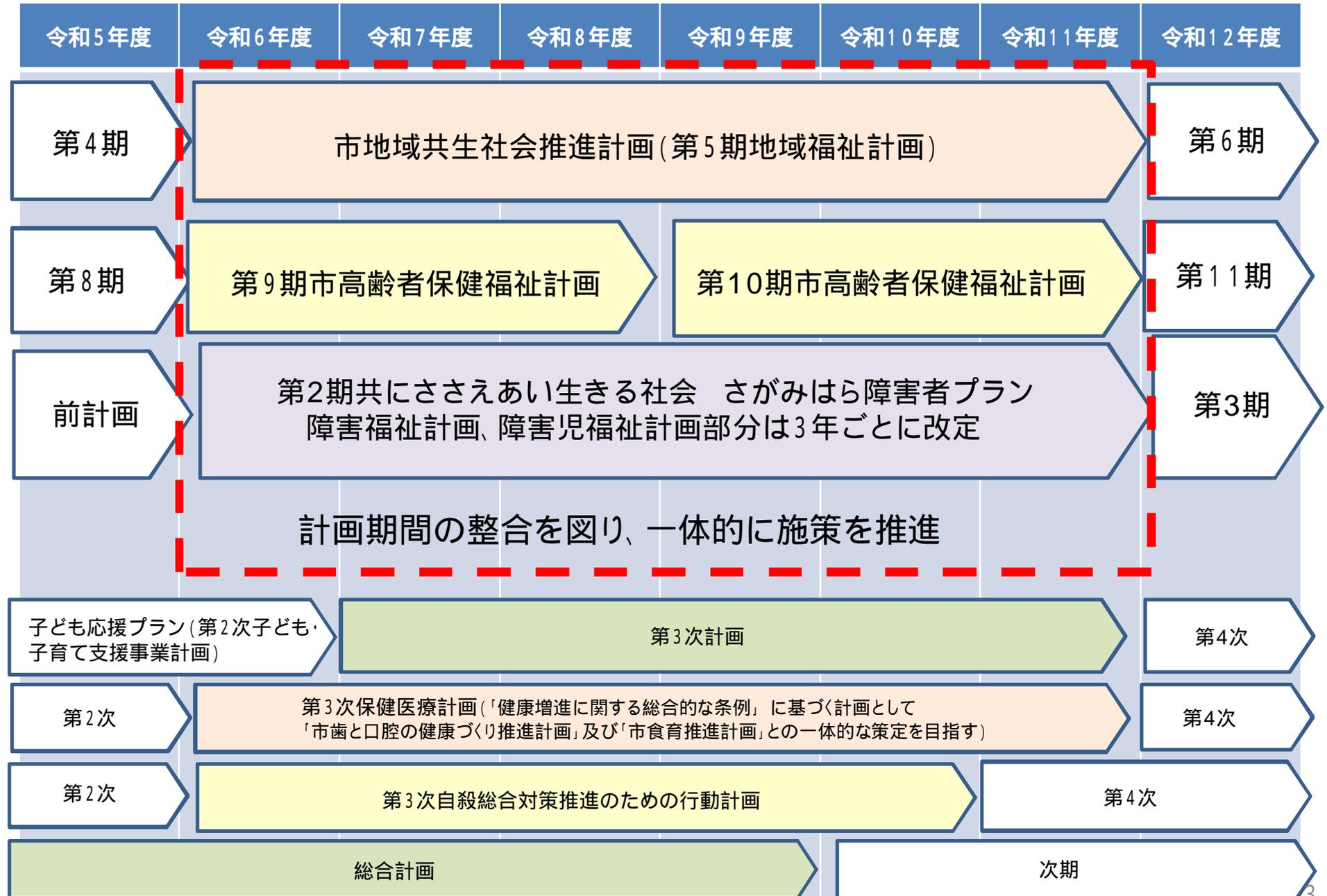
市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20の規定に基づく必須計画）

国の基本指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定める。
市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和。
自立支援協議会を設置している場合、その意見を聴くよう努める。

計画の位置付け



計画期間



基本理念と基本目標

- ・基本理念については、現行プランから継続して「共にささえあい 生きる社会」の実現とし、「共生社会の実現」に向けた施策を推進する。
- ・基本理念実現のために必要な要素を包含する5つの項目を基本目標として掲げ、計画の推進を図っていく。

【基本理念】「共にささえあい 生きる社会」の実現

【基本目標1】障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持

障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害に対する理解を深めるとともに、社会のあらゆる場面においての障害を理由とした差別の解消を目指します。

【基本目標2】地域生活支援の充実

自らの望む暮らしの実現に向けて、必要なときに必要な場所で、適切な支援が受けられるよう、身近な地域での相談支援、地域生活移行の支援などを進め、安全に暮らせる地域社会の実現を目指します。

【基本目標3】ライフステージに応じた児童への支援体制の充実

ライフステージに応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めます。

【基本目標4】障害のある人の就労環境の充実

障害のある人がその適性に応じて能力を発揮できるよう、雇用・就業、経済的な自立の支援に向けて、総合的な就労支援、経済的自立の支援を進めるとともに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、地域での質の高い自立した生活の実現を目指します。

【基本目標5】障害のある人の社会参加、いきがいくりの推進

障害のある人が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し、利用し、意思疎通を図るための支援を進めるとともに、地域社会における様々な活動に参加するための環境の整備と必要な支援を目指します。

重点的な取組事項

重点的な取組事項

【1】障害等に関する理解促進

障害の有無にかかわらず、あらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる共生社会の実現に向け、広く市民に対して、障害等に関する理解を促進します。

【2】重度の障害のある人の地域生活支援の充実

重度の障害のある人が、安心して地域生活を送ることができるよう、障害特性等に応じた支援の充実を図るほか、本人の意思を尊重した支援が提供できるような取組を進めます。また地域における相談支援体制の充実強化を図ります。

【3】福祉人材の確保とサービスの質の向上

良質な福祉サービスが提供されるよう、福祉サービス事業所等における福祉人材の確保、定着に取り組むとともに、研修等を通じた人材の育成を進めます。

【4】障害のある児童への一貫した支援

ライフステージに応じて、福祉、保健、医療、保育、教育、雇用などの関係機関の連携により、切れ目のない支援の実施に向けた取組を進めます。また医療的ケア児等支援法の施行により、医療的ケア児等に対する支援体制の充実を図ります。

【5】障害のある人の就労環境の充実

障害のある人が適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を送ることができるよう、一般就労に向けた取組を推進するとともに、就労継続支援等の利用者の工賃の向上を進めます。

【6】包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向けて、分野横断的に多様な支援ニーズに対応した支援体制を構築することが求められています。本市では、「相談支援」と「参加支援」、「地域づくりへの支援」を一体的に実施し、地域の課題解決力の向上を図り、誰もが地域で安心して暮らしていくことができる体制づくりを推進します。

【7】障害者施策の持続可能性等の確保

高齢化の進行と、本格的な人口減少を迎える中、共生社会の実現に向けた取組を将来にわたって取り組んでいくための施策の持続可能性の確保や、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという障害の社会モデルに基づく施策の推進をするため、(1)から(6)までの取組などの福祉の基盤整備のための施策を推進します。

基本目標 1 の施策の方向性

基本目標

1 障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持

施策の方向性

1 障害等に関する理解促進

<主な取組>

障害者週間でのイベント等の開催
障害等に関するマーク（ヘルプマーク等）の周知啓発
広報やホームページを活用した広報活動などの実施
パラスポーツ体験などを通じた交流活動などの推進
人権・福祉研修などの充実

施策の方向性

2 権利擁護の推進

<主な取組>

障害者差別解消法に関する普及啓発
成年後見制度の理解促進
高齢者・障害者虐待ネットワーク協議会を通じた障害者虐待防止に関する施策の推進

施策の方向性

3 障害者団体などの地域での活動の支援

<主な取組>

障害者団体等への活動支援
障害者団体の情報の発信
ボランティア活動の支援
ボランティア活動を行う人の養成

基本目標 2 の施策の方向性

基本目標

2 地域生活支援の充実

施策の方向性 1 相談体制の充実

<主な取組>

何でも気軽に相談できる相談体制の充実
専門性のある相談体制の充実
障害のある人のニーズに合わせた福祉情報の提供

施策の方向性 2 福祉サービス基盤の充実

<主な取組>

重度の障害のある人の地域生活への支援の充実
地域活動支援センターの運営
障害福祉サービス事業者などの機能の充実

施策の方向性 3 保健・医療サービスの充実

<主な取組>

相談事業等の充実
医療費の助成等の実施
救急医療体制の確保

施策の方向性 4 福祉人材の確保・定着・育成

<主な取組>

多様な人材確保に向けた就業促進
福祉従事者を対象とした研修の実施
福祉従事者を対象としたメンタルヘルス相談の実施

施策の方向性 5 精神保健福祉施策の充実

<主な取組>

精神保健福祉相談の充実
社会参加支援の充実

施策の方向性 6 療育体制の整備

<主な取組>

乳幼児健康診査や育児相談の実施
障害児の療育・支援施設の整備

施策の方向性 7 バリアフリーのまちづくり

<主な取組>

障害のある人が利用できるトイレ、エレベーター、
視覚障害者誘導用ブロックなどの整備

施策の方向性 8 住まいづくり

<主な取組>

障害のある人の世帯や高齢者世帯の居住支援

施策の方向性 9 防犯・防災対策の推進

<主な取組>

災害時要援護者の把握

基本目標 3 の施策の方向性

基本
目標

3 ライフステージに応じた児童への支援体制の充実

施策の方向性

1 乳幼児期における保育・教育の充実

<主な取組>

認定こども園、保育所、幼稚園における支援保育・教育の実施
教職員・職員等への研修の実施
支援保育事業の実施
育児情報の提供及び育児相談の実施

施策の方向性

2 学齢期における支援の充実

<主な取組>

通常の学級における支援の充実
特別支援学級における支援の充実
支援教育の体制整備
校内支援体制の構築
相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実
インクルーシブ教育の推進
（県立特別支援学校との連携）
（通級指導教室による支援）
（交流及び共同学習の推進）

基本目標 4 の施策の方向性

基本
目標

4 障害のある人の就労環境の充実

施策の方向性

1 就労の支援

<主な取組>

雇用促進のための取組の推進
職業相談などの充実
職場定着などの支援
企業などへの理解促進
就労環境の整備などへの支援

施策の方向性

2 就労の機会の確保

<主な取組>

就労支援の充実
福祉的就労の場の充実
一般就労への移行の促進
工賃向上の支援

施策の方向性

3 職業訓練及びリハビリテーションの充実

<主な取組>

就労のための訓練の充実
職場適応のための訓練の充実

基本目標 5 の施策の方向性

基本
目標

5 障害のある人の社会参加、いきがいくりの推進

施策の方向性

1 スポーツ・レクリエーションの支援

<主な取組>

スポーツ・レクリエーションの環境づくり
スポーツ・レクリエーション団体などへの支援
障害に対応する技術・知識習得のための研修の支援

施策の方向性

2 文化活動への支援

<主な取組>

障害のある人が参加しやすい事業の検討
障害のある人の作品展などの開催支援

施策の方向性

3 生涯学習機会の充実

<主な取組>

公民館等における各種講座・教室の開催
点字・録音図書、視聴覚資料などの情報提供の充実

指標の設定について（1・2）

・指標の設定に当たっては、事業等の実施件数ではなく、可能な限り、事業等の効果を測定できる指標とした。

基本
目標

1 障害等に関する理解促進と個人の尊厳の保持

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	指標の説明・目標設定の考え方
相模原市内で障害のある人に対し、障害を理由とする差別や偏見が「ほとんどない」と思う人の割合	17.7%	33.4%	3人に1人以上が「ほとんどない」と回答することを目標とします。

基本
目標

2 地域生活支援の充実

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	指標の説明・目標設定の考え方
生活介護事業所における重症心身障害児者の新たな受入れ定員数の確保	-	_____人 市内の状況を調査中	令和4年度から起算して、主に重症心身障害児者を支援する新たな生活介護事業所の整備又は既存事業所における重症心身障害児者の受入れを目的とした定員増等による、定員数の確保を目標とします。
相模原市障害者自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討への参加 (グループスーパービジョン(GSV)の参加機関数)	307箇所	396箇所	3区において、年間12回(月1回)の開催を見込み、1回あたり11箇所の相談支援事業所が参加することを目標とします。
障害者支援センター松が丘園が実施する研修を受講した障害福祉サービス事業所等従事者数	1,340人	1,700人	1年毎に、約50人ずつの増加を目標とします。

指標の設定について（3・4）

基本
目標

3 ライフステージに応じた児童への支援体制の充実

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	指標の説明・目標設定の考え方
18歳未満の障害のある人のうち、今の生活で特に困っていることはないと回答した人の割合	42.2%	55.8%	令和4年度障害者アンケート調査時に「生活全般について相談できる人がいない」「余暇を過ごす場や機会がない」「生活するうえで必要な情報が得られない」「必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない」のいずれかを回答した人の割合(27.2%)の半数を「特に困っていることはない」へ移行させることを目標とします。

基本
目標

4 障害のある人の就労環境の充実

指標	基準値 (令和3年度)	目標値 (令和11年度)	指標の説明・目標設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行等に関する目標	132人	192人	障害福祉計画の成果目標にもなっている項目になりますが、国の基本指針では令和6年度の一般就労移行者数について、令和3年度実績の1.28倍の実績(169人)を目標としています。ここでは令和11年度の目標を同伸率で設定しています。1年で7.4人の増加

指標の設定について（５）

基本
目標

５ 障害のある人の社会参加、いきがいつくりの推進

指標	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	指標の説明・目標設定の考え方
<p>時間があるときの過ごし方として、趣味や学習活動、スポーツ、読書、地域の行事に参加する、ボランティア活動のいずれかを希望する人の割合</p> <p>< 該当選択肢 > 「趣味や学習活動(29.8%)」 「スポーツ(7.7%)」 「読書(7.4%)」 「地域の行事に参加する(1.5%)」 「ボランティア活動(1.4%)」 ()内は令和4年度実績</p>	47.8%	55.4%	令和4年度障害者アンケートにおいて、「特に何もしない3.7%」「無回答3.9%」のいずれかを選んだ人を、左記5項目のいずれかに移行させることを目標とします。

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた新たな項目に関する成果目標の設定

国の基本指針に即して、7つの項目に関する目標を設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障害児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（１）

成果
目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【現行プランの進捗状況】

項目	令和5年度末の目標	令和4年度末の実績	令和4年度末の進捗率
入所施設からの地域移行	22人	6人	27.3%
施設入所者	356人	348人	102.3%

【次期プランの目標設定】

項目	令和8年度末の目標等	目標値等に関する説明
令和4年度末時点の入所者数(A)	348人	
【目標】 地域生活移行者数(B)	目標 21人	(A)のうち、令和8年度末までに地域移行する目標人数
新たな入所施設利用者数(C)	4人	令和8年度までに新たに入所施設利用が必要な人の見込数
【目標】 施設入所者数(D)	目標 331人	令和8年度末の施設入所者見込数 (A - B + C)
施設入所者の削減数(E)	17人	施設入所者の削減見込数(A - D)

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（２）

成果
目標

２ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現行プランの進捗状況】

項目	令和5年度末の目標	令和4年度末の実績	令和4年度末の進捗
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進連絡会議の開催回数	3回/年	2回/年	未達成
上記の関係者の参加者数	90人/年	64人/年	未達成
上記における目標設定及び評価の実施回数	1回/年	1回/年	達成
(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを題材とした)障害者自立支援協議会(全体会)の開催回数	3回/年	0回/年	未達成
上記の関係者の参加者数	54人/年	0人/年	未達成

【次期プランの目標設定】

項目	令和8年度末の目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者の参加者数	60人/年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年
心のサポーター養成研修の開催回数	2回/年

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（3）

成果
目標

3 地域生活支援拠点等の整備

【現行プランの進捗状況】

項目	令和5年度末の目標	令和4年度末の実績	令和4年度末の進捗
運用状況の検証	1回/年	0回/年	未達成

【次期プランの目標設定】

項目	令和8年度末の目標
地域生活支援拠点等を整備するとともに、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回以上/年

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（４）

成果
目標

４ 福祉施設から一般就労への移行等

【現行プランの進捗状況】

	令和5年度末の目標	令和4年度末の実績	令和4年度末の進捗率
一般就労移行者数	187人	163人	87.2%
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合	70.0%	27.0%	38.6%
就労定着率が8割以上の事業所の割合 (事業所数)	70.0% (7事業所)	100.0% (10事業所)	142.9%

【次期プランの目標設定】

項目	令和8年度末の目標等	目標値等に関する説明
令和3年度の一般就労移行者数	132人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標】一般就労移行者数	169人	令和8年度に福祉施設を退所し、一般就労する人数
就労移行支援事業に係る一般就労移行者数	127人	
就労継続支援A型事業に係る一般就労移行者数	19人	
就労継続支援B型事業に係る一般就労移行者数	19人	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%	一般就労へ移行した5割以上の事業所の割合を5割を目標とする。
【目標】就労定着支援事業利用者数	212人	就労定着支援事業を利用する人数
【目標】就労定着率が7割以上の事業所の割合	25.0%	就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所の割合

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（5）

成果
目標

5 障害児支援の提供体制の整備等

【現行プランの進捗状況】

項目	令和5年度末 の目標	令和4年度末 の実績	令和4年度末 の進捗
児童発達支援センターの運営支援	運営支援	運営支援の実施	達成
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進	利用促進	利用促進	達成
主に重症心身障害児を支援する新たな放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	2箇所	達成
主に重症心身障害児者を支援する新たな生活介護事業所の整備	3箇所	0箇所	未達成
小児在宅移行支援会議等の協議の場の取組の推進とともに、構成員の拡充	推進及び構成員の 拡充	実施	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	2名配置	達成

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（5）

成果
目標

5 障害児支援の提供体制の整備等

【次期プランの目標設定】

項目	令和8年度末 の目標
児童発達支援センターの運営支援	運営支援
認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等関係機関との連携強化を図り、利用の促進	利用促進
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	9箇所(うち新規1)
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	8箇所(うち新規1)
生活介護事業所における重症心身障害児者の新たな受入れ定員数の確保	____人 市内の状況を調査中
医療的ケア児等支援地域協議会等の協議の場の開催回数	2回/年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3人
移行調整に係る協議の場を設置	設置

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（6）

成果
目標

6 相談支援体制の充実・強化等

【現行プランの進捗状況】

項目	令和5年度末の目標	令和4年度末の実績	令和4年度末の進捗
基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーテーションにおける地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、情報提供の件数	160件/年	195件/年	達成

【次期プランの目標設定】

項目	令和8年度末の目標	目標値に関する説明
基幹相談支援センター及び障害者相談支援キーテーションにおける地域の相談支援事業者に対する専門的な助言、情報提供の件数	220件/年	令和4年度実績195件に対して、毎年度3%程度増加

障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けた成果目標（7）

成果
目標

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【現行プランの進捗状況】

項目	令和5年度末の目標	令和4年度末の実績	令和4年度末の進捗
障害福祉サービス事業所等に対する実地指導	150事業所/年	40事業所/年	未達成
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回/年	0回/年	未達成
包括的に検討や意見交換できる体制構築のための市職員研修の回数	1回以上/年	3回/年	達成

【次期プランの目標設定】

項目	令和8度末の目標
障害福祉サービス事業所等に対する実地指導	200事業所/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1回/年
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	38人/年

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月26日

案件名	障害者施策の見直し及び転換について							
所管	健康福祉	市区	地域包括ケア推進	部	地域包括ケア推進	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	(1) 障害者施策の持続可能性の確保 (2) 障害の社会モデルに基づく社会整備 (3) 社会状況の変化に応じた施策の実施						
	効果測定指標				施策番号			
		R5	R6	R7	R8	R9		
	事業効果 年度目標							

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	(1) 事業の廃止及び縮小について ・市重度障害者等福祉手当の廃止について ・重度障害者医療費助成制度における年齢制限及び所得制限の導入について (2) 事業の開始及び拡充 ・令和6年度実施事業(26事業)の実施の是非について ・令和7年度以降の実施予定の事業(19事業)に係る財源を確保することについて
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、上部会議に付議する。

事案概要	
障害者施策の見直しを実施し、従来型の個別給付から福祉の基盤整備へと施策の転換を図ることで、障害者施策の持続可能性の確保、障害の社会モデルに基づく社会整備及び社会状況の変化に応じた施策の実施を行う。 (1) 事業縮小等の内容 市重度障害者等福祉手当の廃止 重度障害者医療費助成制度における所得制限及び年齢制限の導入 (2) 新規拡充事業の内容 福祉の基盤整備等に係る事業55事業(既に意思決定済のものを含む。)	

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	庁内調整及び意思決定 団体等との意見交換 議会説明(民生部会)及び条例改正	庁内調整及び意思決定(R7分)	庁内調整及び意思決定(R8分)	同左			
	改正条例の施行(事業の廃止及び縮小) R6.10.1施行以後段階的に縮小						
	新規事業の開始(令和6年度以後順次開始)						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		97,798	1,500,833	896,808	1,137,478	1,375,715	1,375,715	1,375,715
うち任意分		97,798	1,500,833	896,808	1,137,478	1,375,715	1,375,715	1,375,715
特財								
国、県支出金		67,616	869,231	132,048	132,063	289,160	289,160	289,160
地方債			332,846	126,000	99,000	179,831	179,831	179,831
その他		1,236	2,019	2,121	2,226	2,327	2,327	2,327
一般財源		28,946	296,737	636,639	904,189	904,397	904,397	904,397
うち任意分		28,946	296,737	636,639	904,189	904,397	904,397	904,397
捻出する財源 ²			54,000	812,000	1,266,000	1,708,000	1,759,000	1,804,000
一般財源拠出見込額		28,946	242,737	175,361	361,811	803,603	854,603	899,603
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要	・市重度障害者等福祉手当の廃止 ・重度障害者医療費助成の年齢制限及び所得制限の導入							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A	0	3	6	6	6	6	6
局内で捻出する人工	B	0	0	0	0	3	3	3
必要な人工	C=A-B	0	3	6	6	3	3	3

新規拡充事業の実施に当たっては、人事・給与課への要求を継続しつつ、ICT等の活用その他の局内捻出人工等によって取り組む。

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1 貧困	2 健康と福祉	3 持続可能な開発目標	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を推進する	6 安全な水とトイレを世界中に	7 持続可能なエネルギー	8 働きがい、経済成長、雇用	9 産業とインフラの高度化、持続可能な消費と生産
	○		○	○					○
	10 人や国の不平等をなくす	11 住み続けられるまちづくりを	12 つぶやみ・資源循環	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 公正で包摂的な社会	17 パートナーシップで目標を達成しよう	
○	○							○	○

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
	パブリックコメント	なし			時期		議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
部内計画連絡調整会議WG	地域包括ケア推進部内において取組内容の検討(R4.4~)
社会保障施策等検討部会(庁内会議)	取組状況の報告(R5.5~)
障害者団体等との意見交換	具体的な取組内容に係る意見交換(R5.8~) (重度障害者等福祉手当の見直しについてはH30~)
市障害者施策連絡協議会委員	委員からの意見聴取(R5.8~)
市地域保健医療審議会委員	委員からの意見聴取(R5.8~)

備考

庁議におけるこれまでの議論

【意思決定について】

(総務法制課長) 今回の庁議の位置付けについて、中身については行財政構造改革の社会保障施策等検討部会で進められており、意思決定のプロセスとして、今ここで諮られているということでしょうか。

(政策課長) そのとおりである。

(総務法制課長) 廃止縮小は二つであるが、新規拡充のメニューがかなり多い。令和7年度以降も含め、別で庁議に諮ることはないのか。

(健康福祉総務室長) 令和7年度以降の事業については、障害者団体等との意見交換を引き続き行いながら、別に庁議に諮る予定である。今回は、令和6年度については、事業レベルで決定をいただき、令和7年度以降については財源を確保させていただきたいという提案である。

【議会説明について】

○(総務法制課長) 部会の説明資料は2ページ程となるが、どのように考えているか。廃止事業については、3月に条例が出るため説明すると思われるが、新規事業について、令和6年度事業は説明するとして、令和7年度事業の出し方はどうか。

(健康福祉総務室長) 障害者団体とは、事業例として出している状況で、今後も意見交換をして中身を詰めていく。令和7年度以降の一覧については、検討段階の新規事業、拡充事業例であり、必要経費は現時点での試算値である。

(地域包括ケア推進課長) 削減するのと同規模の事業費を確保していただくことで、障害のある方たちの理解を得たいという意図がある。

(健康福祉総務室長) 一般財源としては、特定財源を見込む中で8億円の効果額を考えている。

(総務法制課長) 部会資料については別途調整させていただきたい。

【対象者への影響について】

○(人事・給与課長) 重度障害者医療費助成について、今回の見直しで所得制限と年齢制限を設けるということであるが、1万6,000人程の対象者のうち、所得制限により受給できなくなる人はどれくらいいるのか。

(高齢・障害者支援課長) 約400人、割合では約2%である。年齢制限による影響も約400人である。

(地域包括ケア推進課長) 事業費の削減額としては市重度障害者等福祉手当と比較して少ないが、対象から外れる人にとっては影響がかなり大きい。現在、重度障害者医療費助成により自己負担分全額が助成されているが、例えば月8万以上の負担になる人もいる。令和8年の10月までを周知期間とし、その間に家計の変更を検討してもらうなど、準備期間としてもらえるよう、慎重に実施したいと考えている。

調整会議の

主な議論

【団体との調整について】

(経営監理課長) 事業費の伸び率のグラフを見ると、へこんでいるところがあり、これまでも見直しをしてきた経過が見取れるが、ここまで大きな見直し、対象者への影響が大きいものは初めてか。団体との調整状況はどうか。

(10/18)

(地域包括ケア推進課長) 一部の精神障害関係の団体からは反対意見がほとんどである。精神障害のある人は、働きたくても働けなかったり、働いても安定して働けなかったりと、所得が少ない層が多く、半年に1回支給される中で、例えば、冠婚葬祭費であるとか、メインの生活費ではないが、臨時的な支出に充てている状況がある中で、これがなくなると困ってしまうという話である。激変緩和の部分については、当初、現在提示している期間よりも短いものを提示していたが、そういった話を聞いた中で変更している。

今後、法改正により障害者雇用率を引き上げる流れもある中で、週20時間以下の就労機会の確保など、より働きやすくなるような就労支援等の新規拡充で実施していくことで理解を得たいと考えている。

【予算について】

○(財政課長) 事業費について、令和6年度は削減より拡充の方が大きくなっており、例えば、この令和6年度の26事業を一部令和7年度から実施するなど、予算査定の中で調整させていただく可能性がある。

○(地域包括ケア推進課長) 令和6年度事業については、施設の老朽化対策の改修費補助の部分が大きいので、そういった対応ができるか、別途調整させていただきたい。

原案のとおり上部会議に付議する。

障害者施策の見直し及び転換について

- 1 本市の状況
- 2 見直し及び転換の必要性
- 3 見直し及び転換の検討経過
- 4 見直し及び転換の実施
- 5 スケジュール

令和5年10月25日 決定会議資料
地域包括ケア推進部

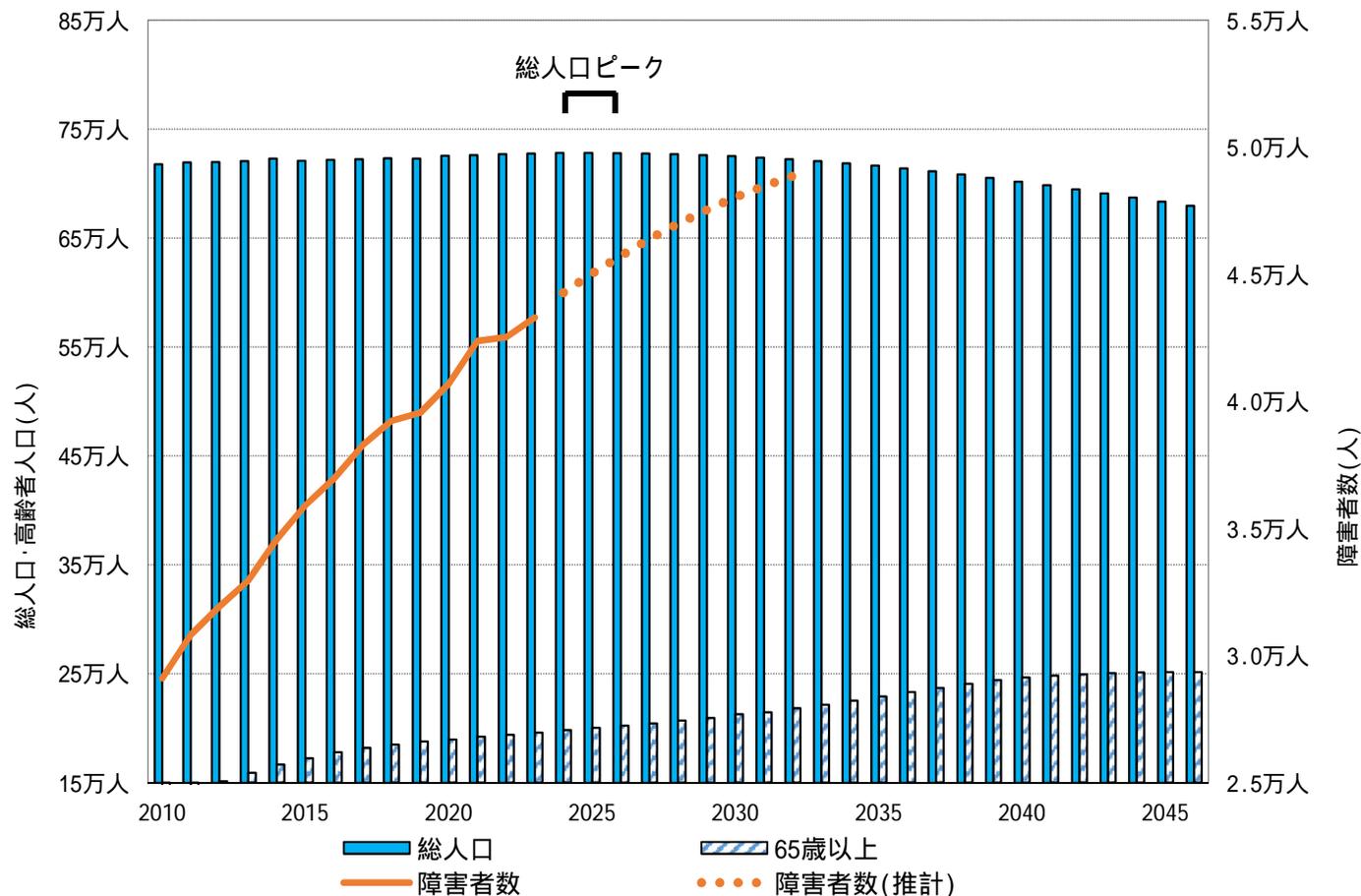
総人口等と障害者数の推移

令和7年に総人口ピーク
を迎えた後
約20年間高齢者人口は増加

障害者数も同様に
増加していくことが
見込まれる。

令和5年4月1日時点の障害者数

身体障害者	19,546人
知的障害者	6,810人
精神障害者	17,067人
障害者数(合計)	43,423人

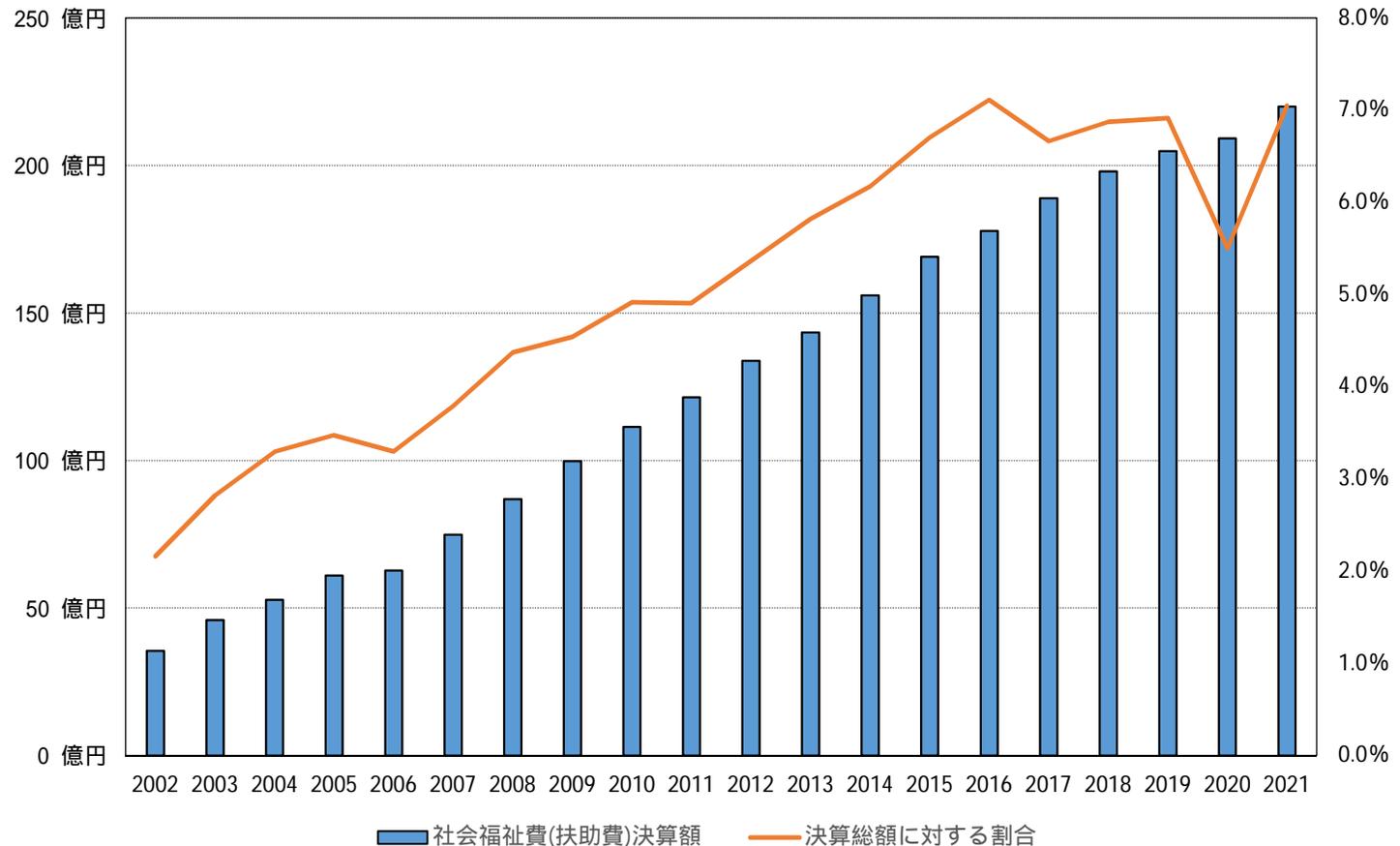


- 1 総人口及び高齢者人口については、2020年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計(令和4年相模原市)の中位ケース推計
- 2 障害者数(推計)については、過去10年の障害者数の推移から想定値を算出

社会福祉費(扶助費)決算額の推移等

過去20年で
社会福祉費(扶助費)の
決算額は6倍以上に増加

決算総額に
対する割合も
増加を続け
3倍以上となっている。



- 1 地方財政状況調査結果(総務省)から作成
- 2 社会福祉費とは、総務省の決算統計上の分類であり、本市の予算科目上の社会福祉費とは異なる。なお、令和3年度決算額のうち、市民税非課税世帯等臨時特別給付金事業(約55億円)は、障害者施策に係る扶助費の経年変化をみるため控除しており、控除した残りの経費の98%以上が障害関係経費である。
- 3 令和2年度決算額における割合の低下は特別定額給付金事業(約725億)等による決算総額の増加による。

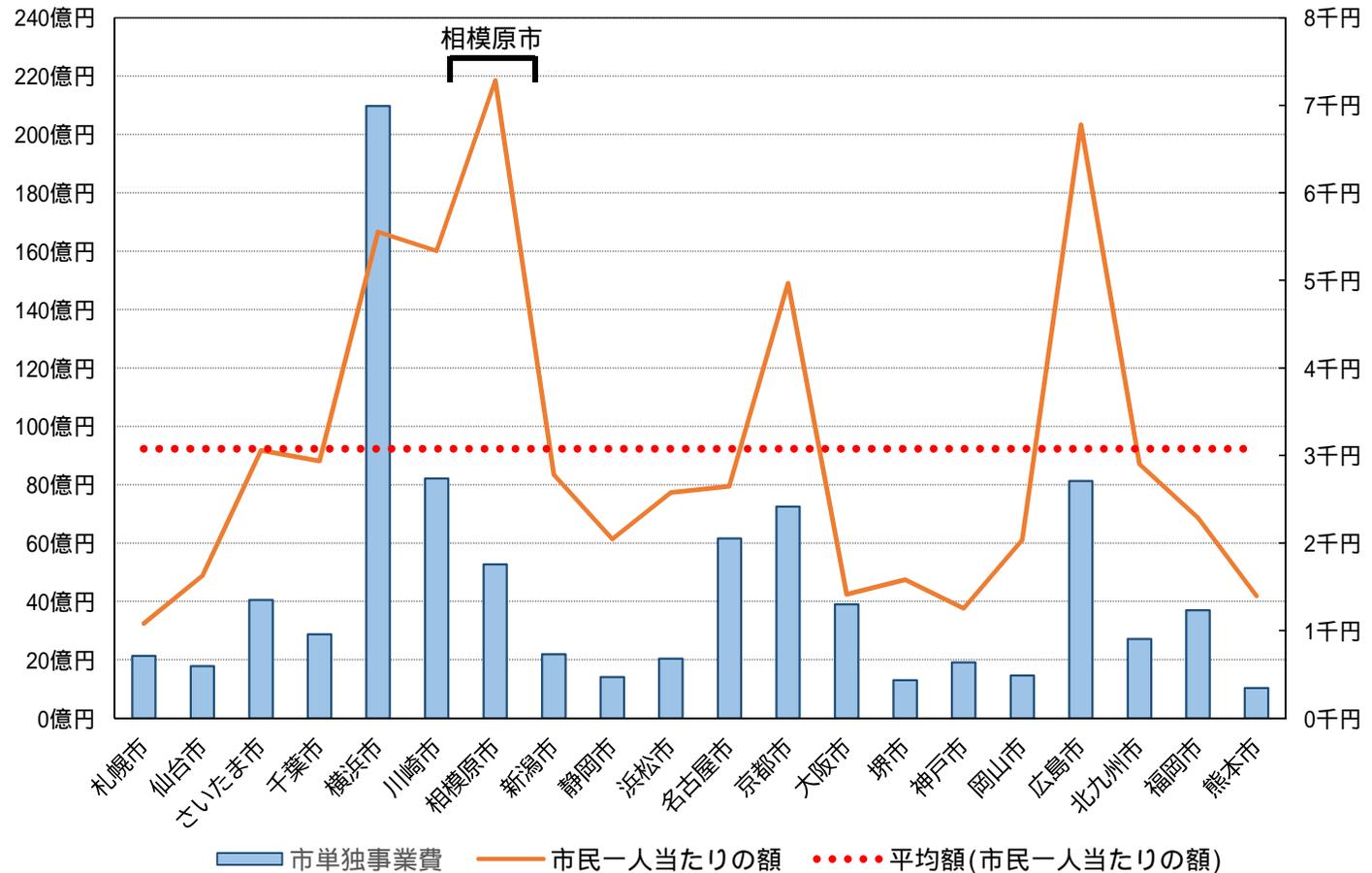
1 本市の状況

他の指定都市との比較

社会福祉費(扶助費)のうち、市単独事業の決算額(一般財源)と比較すると

本市は、人口一人当たりの額が最も高く指定都市平均の**2倍以上**となっている。

仮に指定都市平均の水準にするには**約30億**の、横浜市及び川崎市の水準にするには**約14億**の減額が必要な計算になる。



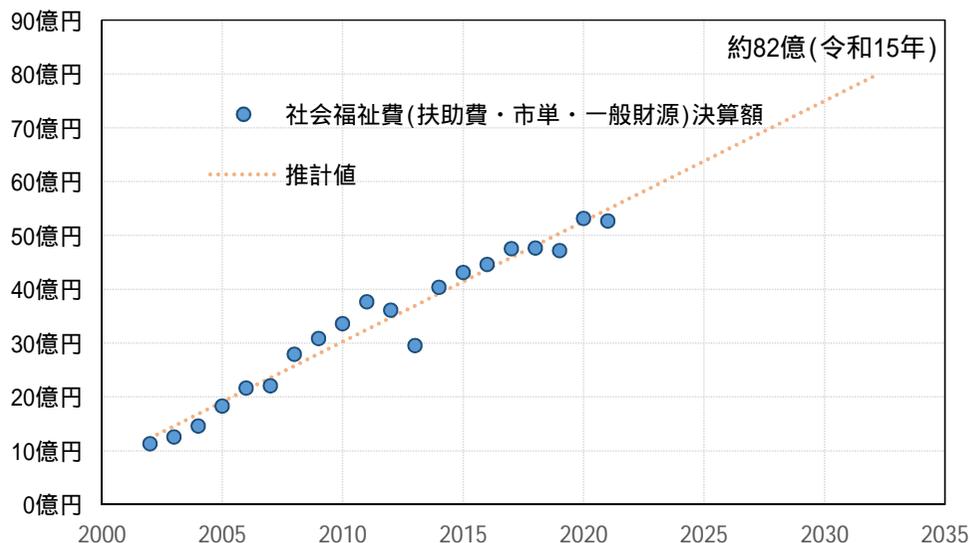
地方財政状況調査結果(総務省)(令和3年度決算版)及び本市決算額から作成

1 本市の状況

社会福祉費における市単独事業(扶助費・一般財源)の決算額の推移、内訳等

本市の社会福祉費における市単独事業(扶助費・一般財源)の決算額について

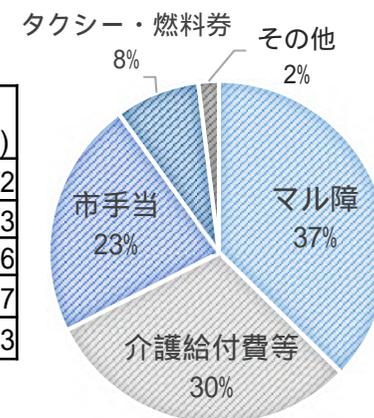
増加傾向が続いており
今後も同様に続いた場合
令和15年には約82億となり
令和3年度決算の1.5倍以上
となる見込みである。



本決算額は、右の内訳表の3事業に掛かる経費がその90%を占めている。

内訳表

事業名	令和3年度決算額(千円) (扶助費・市単・一般財源)
重度障害者医療費助成(マル障)	1,925,172
障害児者介護給付費等(介護給付費等)	1,606,263
市重度障害者等福祉手当(市手当)	1,190,976
福祉タクシー利用料助成等(タクシー・燃料券)	426,877
その他	103,293



2 見直し及び転換の必要性

市単独事業の事業費の9割を占める3事業のうち、2事業は対象者の増加に伴って経費が増加する従来からの個別給付施策であり、本格的な人口減少を迎える中、このまま継続すると、新規の事業はおろか既存の事業を継続することも困難な状態となることが見込まれる。

また、医療技術の進展に伴って増加する医療的ケア児者への支援ニーズへの対応や、8050問題等の複合化・複雑化した課題への対応、ICTを活用した新たな取組等、社会状況の変化に対応した障害者施策を実施する必要がある。

障害者施策の見直しについては、これまでも絶え間なく取り組んできたが、人口減少を目前に控えた中、**共生社会の実現に向けた取組を後退させることなく進めるため**、より抜本的な見直しを行い、**施策の手法を変化(転換)させていく必要**がある。

(転換によって図る効果)

・ 障害者施策の持続可能性の確保 ・ 障害の「社会モデル」に基づく社会整備 ・ 社会状況の変化に応じた施策の実施

(施策の転換の考え方)

・ 限られた対象者への給付
・ 対象者の増加に比例して経費が増加する施策
・ 社会状況が変化する前の施策

より広い範囲の対象者の支援に繋がる施策
一定の経費である程度柔軟な対応ができる施策
現在の社会状況に対応した施策

個別給付から**福祉の基盤整備**へと施策を転換するとともに、社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応を行う。なお、転換に当たっては、全ての個別給付を転換するのではなく、現在の社会状況に応じた適切なバランスを図る。

障害の「社会モデル」

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方。従来は、「障害」は、心身の機能の障害のみに起因するものとする、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものであった。この「社会モデル」の考え方は障害者の権利に関する条約で採用され、日本ではこれを2014年に批准している。

3 見直し及び転換の検討経過

(1) 障害者施策全体の検討

既存の障害者施策を 12の施策に分類	(1) 現金給付制度 (2) 移動支援 (3) 相談支援 (4) 障害福祉サービス	(5) 生活支援 (6) 社会参加支援 (7) 理解促進 (8) 医療に係る支援	(9) 施設運営 (10) 福祉人材の育成 (11) 意思疎通支援 (12) 精神障害者に対する支援
-----------------------	--	---	---

分類ごとの分析	(1) 国の動向その他の社会状況の変化に即したものが。 (2) 対応すべき要望等はないか。 (3) 事務執行上の課題はないか。 (4) 他市水準と比較して理由なく逸脱したものはないか。
---------	---

次の視点に基づき、施策ごとに取組内容を検討

- ・ 障害者施策の持続可能性の確保及び障害者の社会モデルを踏まえた社会整備
- ・ 社会の変化に伴う障害児及び障害者のニーズへのきめ細かな対応

福祉の基盤整備のための新たに検討すべき事業例を作成して整理

福祉の 基盤整備	相談支援の基盤	(取組の方向性)
	支援を必要とする人が必要な支援を受けられる体制の強化	・ 相談支援の拡充・アウトリーチの強化 ・ 情報アクセシビリティの向上
	福祉サービスの基盤	(取組の方向性)
	支援の質、利便性の向上等の社会資源の強化	・ 障害福祉サービスの質の向上・福祉人材の確保 ・ 施設の整備
	地域生活の基盤	(取組の方向性)
	地域で安心して生活するための地域づくりに向けた取組の推進	・ 理解促進・差別解消・地域生活の支援
	社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	(取組の方向性)
	医療的ケア児者への支援ニーズへの対応や、8050問題等の複合化、複雑化した課題への対応、ICTを活用した新たな取組等、社会状況の変化に対応した障害者施策を実施します。	・ 医療的ケア児者等に係る支援 ・ 若年性認知症に係る支援 ・ その他のニーズに応じた支援

3 見直し及び転換の検討経過

(2) 縮小事業の検討

障害者施策における市単独事業の事業費の9割を占める3事業を重点的に検討

ア 重度障害者医療費助成

<p>(ア) 概要</p> <p>次の障害程度に該当する者が医療機関を受診した際の保険診療による医療費の自己負担分を助成するもの(自己負担なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1及び2級 ・知能指数35以下 ・身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級 	<p>(ウ) 近隣市の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>内容(本市との差異)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td>精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外</td> </tr> <tr> <td>町田市</td> <td>市制度なし(都制度により1割負担)</td> </tr> </tbody> </table> <p>全ての指定都市が実施</p>	都市名	内容(本市との差異)	横浜市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外	川崎市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外	町田市	市制度なし(都制度により1割負担)
都市名	内容(本市との差異)								
横浜市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外								
川崎市	精神1級は通院のみ対象、精神2級は対象外								
町田市	市制度なし(都制度により1割負担)								
<p>(イ) 令和4年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者数(人)</th> <th>決算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>16,774</td> <td>2,520,904</td> </tr> </tbody> </table>	受給者数(人)	決算額(千円)	16,774	2,520,904	<p>(エ) 現状等</p> <p>a 昭和49年制度開始。障害者数の増加に伴って事業費が増加し続けており、障害者施策における市単独事業としては、最も高い事業費となっている。</p> <p>b 指定都市のうち、現在精神2級を無条件に対象としているのは本市のみ、所得制限、年齢制限等も導入していないことから、最も支給範囲が広い。</p> <p>c 神奈川県制度において、制度見直しの検討(精神1級(入院)及び精神2の対象化を含む。)の動きがあるが実施時期や是非は未定である。</p>				
受給者数(人)	決算額(千円)								
16,774	2,520,904								

個別給付施策ではあるが、障害者の健康の保持のための重要な役割を担う制度である。
継続する必要があるが、本制度自体の持続可能性を確保するためにも一定の縮小が必要

年齢制限の導入	生まれながらに障害のある者等と比較して、加齢によって障害者手帳を取得した者は生活基盤の形成に差があるとして、65歳以上で初めて手帳を取得した者(本制度の対象要件を備えた者)は制度の対象外とすることを検討する。ただし、導入前に対象者となっていた者は引き続き対象とする。
所得制限の導入	一定の所得がある者は、ない者と比較して支援の必要性に差があるとして、本人所得が一定の所得基準(特別障害者手当の基準を準用)を超える者を対象外とすることを検討する。

3 見直し及び転換の検討経過

(2) 縮小事業の検討

イ 市重度障害者等福祉手当

<p>(ア) 概要 次の障害程度に該当する者(施設入所者、特別障害者手当等が支給されている者を除く。)に対して手当を給付するもの</p> <table border="1"> <tr> <td> 重度 月額 5,000円 年間 60,000円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級 ・知能指数 3 5 以下 ・身体障害者手帳 3 級で、かつ知能指数 5 0 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級 </td> </tr> <tr> <td> 中度 月額 3,000円 年間 36,000円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3 級 ・知能指数 4 0 以下 ・身体障害者手帳 4 級で、かつ知能指数 5 0 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 3 級 </td> </tr> </table> <p>(イ) 令和 4 年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者数(人)</th> <th>決算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度</td> <td>19,058</td> <td>1,051,115</td> </tr> <tr> <td>中度</td> <td>5,753</td> <td>185,352</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>23,766</td> <td>1,236,467</td> </tr> </tbody> </table>	重度 月額 5,000円 年間 60,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級 ・知能指数 3 5 以下 ・身体障害者手帳 3 級で、かつ知能指数 5 0 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級 	中度 月額 3,000円 年間 36,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3 級 ・知能指数 4 0 以下 ・身体障害者手帳 4 級で、かつ知能指数 5 0 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 3 級 	区分	対象者数(人)	決算額(千円)	重度	19,058	1,051,115	中度	5,753	185,352	合計	23,766	1,236,467	<p>(ウ) 近隣市の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市名</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>横浜市</td> <td></td> <td>平成 2 2 年制度廃止</td> </tr> <tr> <td>川崎市</td> <td>重複障害者のみ</td> <td>平成 2 4 年制度見直し</td> </tr> <tr> <td>町田市</td> <td>制度なし</td> <td>市制度なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定都市では、現在 1 2 市が手当の給付事業を実施</p> <p>(エ) 現状等</p> <ol style="list-style-type: none"> 昭和 4 7 年の制度開始以後、障害基礎年金、障害福祉サービスの拡充等障害者施策全体が大きく変化している。 他の指定都市では既に廃止又は縮小がされ、本市の事業は対象範囲、事業費共に最も高い水準にある。 障害者数の増加に伴って年々事業費が増えており、他の障害者施策の事業費を圧迫している。 	都市名	内容	備考	横浜市		平成 2 2 年制度廃止	川崎市	重複障害者のみ	平成 2 4 年制度見直し	町田市	制度なし	市制度なし
重度 月額 5,000円 年間 60,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級又は 2 級 ・知能指数 3 5 以下 ・身体障害者手帳 3 級で、かつ知能指数 5 0 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級又は 2 級 																												
中度 月額 3,000円 年間 36,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 3 級 ・知能指数 4 0 以下 ・身体障害者手帳 4 級で、かつ知能指数 5 0 以下 ・精神障害者保健福祉手帳 3 級 																												
区分	対象者数(人)	決算額(千円)																											
重度	19,058	1,051,115																											
中度	5,753	185,352																											
合計	23,766	1,236,467																											
都市名	内容	備考																											
横浜市		平成 2 2 年制度廃止																											
川崎市	重複障害者のみ	平成 2 4 年制度見直し																											
町田市	制度なし	市制度なし																											

従来型の一律の個別給付施策として、福祉の基盤整備へと転換を図る。

事業の廃止を検討	本件制度開始以後、障害基礎年金や障害福祉サービスの拡充等障害者施策全体が大きく変化していること、本市の障害者施策において、個別給付施策から福祉の基盤整備へと手法を転換していく必要があることから制度の廃止を検討する。
----------	---

ウ 障害児者介護給付費等

<p>介護給付費等に掛かる経費は、市が独自に加算して障害福祉サービス事業所等に支出している市単加算に係る経費と、国の国庫負担基準を超えて支給決定した障害福祉サービスに係る経費に区分される。</p> <p>【市単加算に係る経費】国の報酬体系に上乗せで実施されているものであるため、3年に1度の国の報酬改定(令和6年度)に合わせた検討が必要</p> <p>【国庫負担基準を超過した経費】国の制度によるところが大きいいため、国における制度改正等も必要</p>
--

3 見直し及び転換の検討経過

(3) 意見交換の実施

(1)及び(2)の検討案を基に関係団体等との意見交換を実施

年月日	対象
令和5年 8月23日(水)	意見交換会(市内障害者団体14団体)
9月6日(水)	個別意見交換(身体障害関係)
9月13日(水)	意見交換会(市内障害者団体13団体)
9月15日(金)	市障害者施策推進協議会(附属機関)委員
9月17日(日)	個別意見交換(精神障害関係)
9月20日(水)	市障害者自立支援協議会委員、市事業所協会構成員
10月2日(月)	市地域保健医療審議会(附属機関)委員
10月14日(土)	個別意見交換(精神障害関係)
10月23日(月)(予定)	市内障害者団体14団体(想定)

主な意見

新規拡充関係	個別の新規拡充事業例ごとに更なる拡充、賛成等の意見あり(各障害者団体等)
縮小関係	<p>【市重度障害者等福祉手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者にとって重要な収入源であり、廃止には反対(精神障害関係団体)(同団体会員等から同様の趣旨に基づく意見多数(別紙1のとおり)) ・廃止ではなく半額等での継続を求める。(精神障害関係団体) ・廃止による障害者への影響を懸念(関係団体構成員) <p>【重度障害者医療費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得制限について、既存受給者への影響が大きいこと等から導入には反対(身体障害関係団体) ・所得制限について、既存受給者への激変の影響を緩和すべき。(医療関係者) <p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止縮小の影響を受ける者へのサポート体制が重要(関係団体構成員) ・他の地域と大きく差があるようなことなく、適切なバランスで社会保障施策を行っていくことが必要(医療関係者)

4 見直し及び転換の実施

(1) 新規拡充事業

福祉の基盤整備及び社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応のための事業として、別紙2の新規拡充事業案及び新規拡充事業例のとおり実施及び実施に向けた検討を行う。なお、令和7年度以降の必要経費は現時点の試算のものであるが、本件意思決定をもってこれを確保した上で、障害者団体等との意見交換及び検討を継続して行い、実施すべき事業内容を検討していく。

ア 福祉の基盤整備の概要

相談支援の基盤 【536,165千円(一般財源 502,137千円)】 括弧内の経費は令和9年度時点の試算額。以下同じ。 支援を必要とする人が必要な支援を受けられるようにするための体制強化	
相談支援窓口の拡充	中央障害者相談支援キーテーションの設置 就労援助センターの各区への設置(R7以降) 等
アウトリーチの強化	包括的相談支援体制における自立支援相談窓口の強化 相談支援包括化推進員等の多機関連携によるアウトリーチ機能の強化
情報アクセシビリティの強化	ICTを活用した申請手続等の利便性向上 遠隔手話通訳サービスの本格実施 等
福祉サービスの基盤 【554,743千円(一般財源 121,938千円)】 障害福祉サービスの質、利便性の向上や、人材の確保など、支援のための社会資源の充実にに向けた取組	
障害福祉サービスの質等の向上	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施(R7以降) 夕方以降の利用サービスに係る地域生活支援事業の整理及び見直し等
福祉人材の確保	土日休日における措置診察を行う指定医の確保拡大 障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助 等
施設の整備	障害者支援施設の老朽化対策に係る改修費の補助 医療的ケア者等に係る医療型短期入所施設の拡充(R7以降) 等
地域生活の基盤 【60,765千円(一般財源 59,280千円)】 障害者が地域で安心して生活するための地域づくりに向けた取組	
理解促進・差別解消	共生社会推進サポーター認定事業 ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進 等
地域生活の支援	救急搬送時の手話通訳者派遣 障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業の実施 等

イ 社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応の概要

社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応 【224,042千円(一般財源 221,042千円)】	
医療的ケア児者等に係る支援	人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助 医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置
若年性認知症に係る支援	若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実
その他のニーズに応じた支援	通学を対象とした移動支援事業の実施(R7以降) デジタル補聴援助システムに係る助成(R7以降) 等

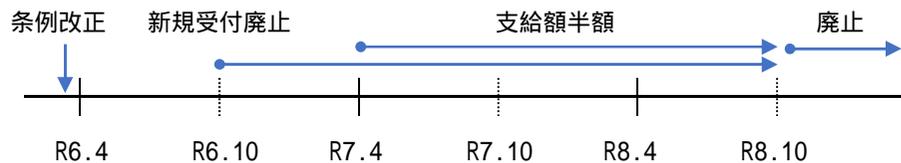
4 見直し及び転換の実施

(2) 縮小事業

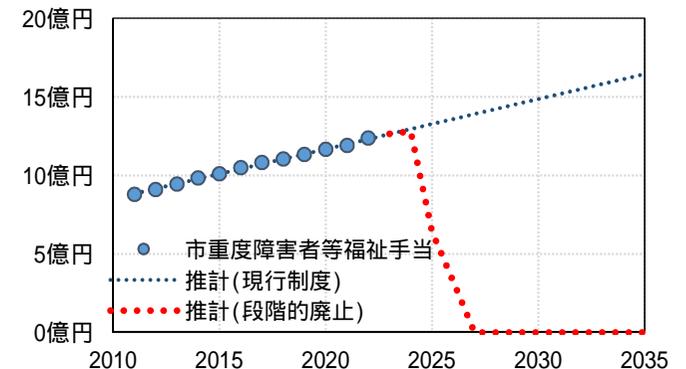
ア 市重度障害者等福祉手当

意見を踏まえた検討	縮小内容
<p>・生活保障としての役割の重要性を理由とした廃止反対意見</p> <p>・受給者への影響を懸念する意見</p> <p>令和4年度障害者計画等策定に係る基礎調査では、主に生活費(衣食住)に使用している受給者が最も多く(57.3%、n=637)、意見交換においても精神障害関係団体から生活のための重要な収入の一部であることを理由とした反対意見が多数寄せられている。</p> <p>しかしながら、本件手当は元々生活保障のための制度ではないこと、また、収入の確保のための支援として一律の現金給付により支援を継続していくことは持続可能性を確保していく上で困難と判断していることから、就労支援のほか、福祉の基盤整備による様々な支援により、本件手当の従来目的であった「福祉の増進」をより効果的に実施していくものとする。</p> <p>なお、対象者にとって長年収入の一部となってきた経緯等を踏まえ、廃止による影響を極力緩和するための措置が必要である。</p>	<p>【段階的廃止】</p> <p>現金の一律の給付という個別給付施策は、手法の転換を図っていく必要があるとして、制度を廃止する。なお、既存受給者への影響を極力緩和するため、段階的な廃止とし、フォロー体制を整える。</p> <p>R6.3 条例改正 R6.10 新規受付廃止 R7.4 支給額半額 R8.10 支給廃止</p>

段階的廃止



事業費への影響推計



4 見直し及び転換の実施

(2) 縮小事業

イ 重度障害者医療費助成

意見を踏まえた検討	縮小内容
<p>・ <u>既存受給者への影響を理由とした所得制限反対意見</u></p> <p>・ <u>所得制限の既存受給者への影響を懸念する意見</u></p> <p>所得制限超過者は本人に一定の所得があること、国の高額療養制度等により、医療費が高額となる者についても本人負担を抑える制度があることから、制度の持続可能性の確保のため、一定の制限としての所得制限は必要とする。なお、既存受給者への影響が大きいため、影響を極力緩和するための措置が必要である。</p>	<p>【年齢制限及び所得制限の導入】 制度そのものの持続可能性を図っていく必要があるとして、年齢制限及び所得制限を実施する。なお、既存受給者への影響を極力緩和するため、十分な周知期間及び手続の説明等に関するフォロー体制を整える。</p> <p>R6.3 条例改正 R6.10 年齢制限開始 R8.10 所得制限開始</p>

年齢制限

65歳以上で初めて障害者となった者(重度障害者医療費助成の障害要件に該当した者)を対象外とする。ただし、令和6年10月1日前に65歳以上で障害者となった者(既存の受給者等)は引き続き対象とする。

所得制限

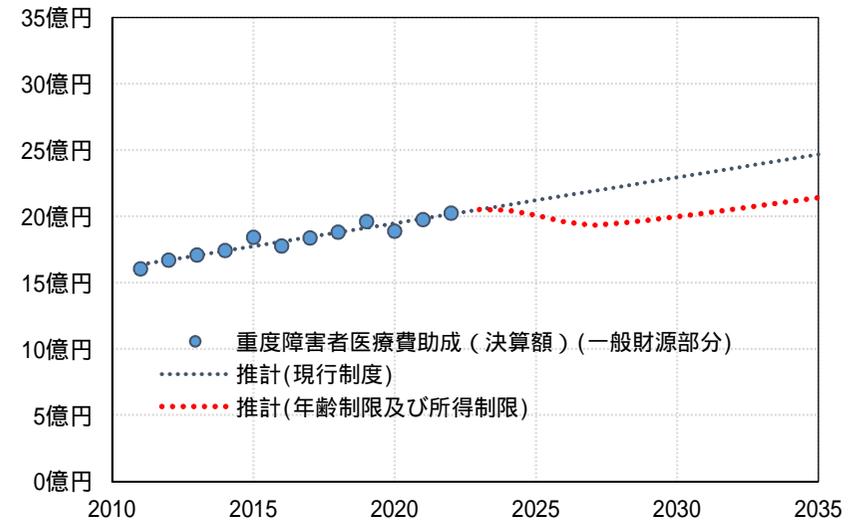
本人所得が次の所得額を超える者を対象外とする。

扶養親族の数	所得額(円)	(参考)収入額の目安(円)
0	3,604,000	5,180,000
1	3,984,000	5,656,000
2	4,364,000	6,132,000
3	4,744,000	6,604,000
4	5,124,000	7,027,000
5	5,504,000	7,449,000

特別障害者手当の所得制限の基準(厚生労働省HPから。令和3年8月以降適用分)

- 所得額は、地方税法の都道府県民税についての非課税所得以外の所得等から、医療費控除、障害者控除及び寡婦控除等の額を差し引いた額
- 収入額の目安は、給与所得者を例として給与所得控除額を加えて表示した額

事業費への影響推計(一般財源部分)



4 見直し及び転換の実施

(2) 縮小事業

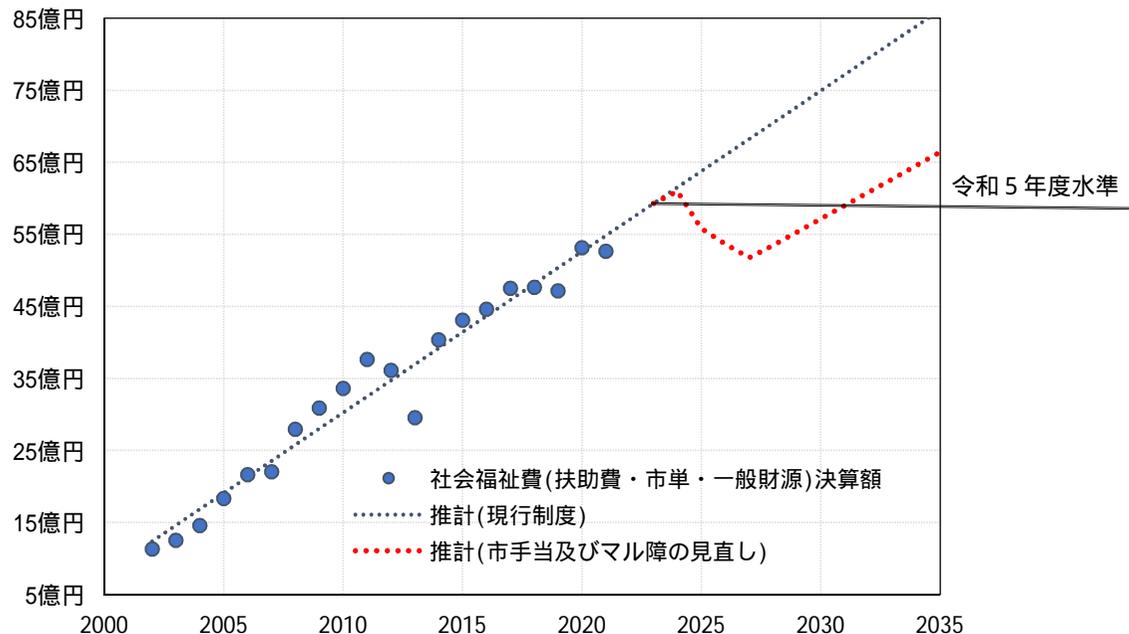
ウ 障害児者介護給付費等

ア及びイに記載の廃止縮小を行なった場合においても現状の増加率が続くと
およそ10年以内に
市単独事業の扶助費は、
令和5年度の水準まで増加することが見込まれる。

今回の障害者施策の見直し及び転換においては、個別給付施策から福祉の基盤整備への転換を図るものであるが、

障害児者介護給付費等についても、
今後、障害者施策の持続可能性を確保していく上で、見直しが必要とし、次のとおりとする。

市重度障害者等福祉手当及び重度障害者医療費助成の見直しを行った場合における障害者施策の市単独事業(扶助費・一般財源)の決算額推計



障害者施策の見直し及び転換における新規拡充事業に係る経費は含めていない。
なお、新規拡充事業に係る経費のうち、約15%が扶助費となることを想定している。

【市単独加算に係る経費】

令和6年度に国の報酬改定を踏まえた見直しを実施する。

【国庫負担基準を超過する経費】

国庫負担の制度改正に向けた国への要望等を行なっていくとともに、抑制方法について検討する。

4 見直し及び転換の実施

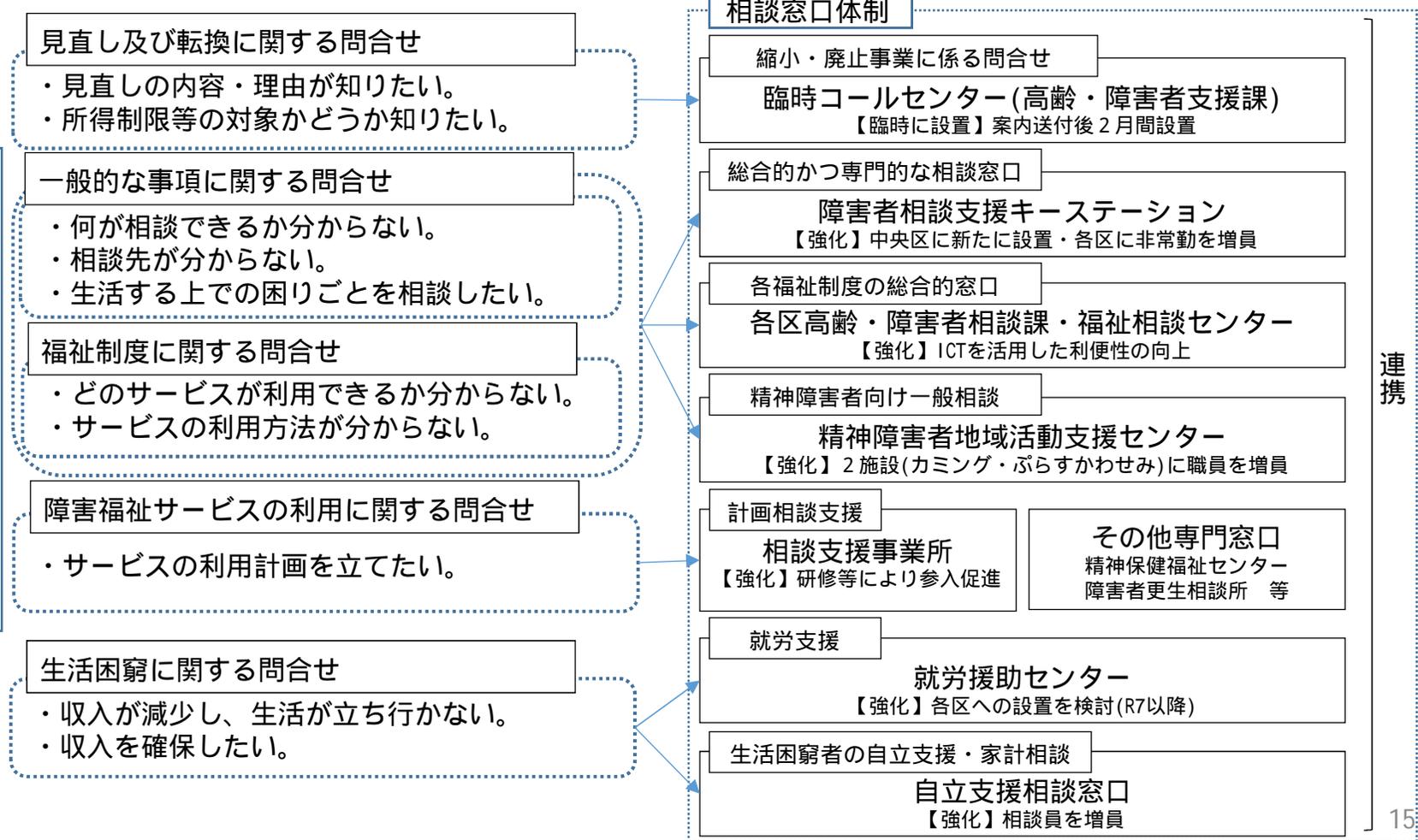
(3) 見直し及び転換におけるフォローアップ体制

- ・見直し及び転換の影響は大きく、その影響を受ける者のフォロー体制を強化する必要性がある。
- ・アンケート(令和4年度障害者計画等策定に係る基礎調査)結果から、福祉サービスについて「どこで情報を得るかわからない」方が43.9%(N=1777)で最も多く、現在、支援に繋がっていない者もいることが見込まれる。

廃止・縮小事業の対象者に対する案内と併せてケース別相談窓口を周知。また、それぞれの相談窓口を強化

事業の廃止・縮小の周知だけでなく、これまで支援に繋がってこなかった者も支援に繋ぐ体制を構築
障害者施策の見直し及び転換の影響によって受給者を取り残すことがない体制を徹底する。

市重度障害者等福祉手当受給者：約24,000人
 重度障害者医療費助成受給者：約16,000人
 (影響を受ける者は所得制限の対象となる約2%)



連携

4 見直し及び転換の実施

(4) 予算影響額

障害者施策の見直し及び転換による影響額

(単位 千円)

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	一財
必要経費	1,500,833	296,737	896,808	636,639	1,137,478	904,189	1,375,715	904,397
新規拡充事業に係る経費	1,422,833	218,737	886,808	626,639	1,117,478	884,189	1,375,715	904,397
事業の縮小に必要な経費	78,000	78,000	10,000	10,000	20,000	20,000	0	0
縮小事業による影響額	-54,000	-54,000	-812,000	-812,000	-1,266,000	-1,266,000	-1,708,000	-1,708,000
合計	1,446,833	242,737	84,808	-175,361	-128,522	-361,811	-332,285	-803,603

このうち、次の事業については既に意思決定済

- ・中央障害者相談支援キーステーションの設置
- ・就労的支援活動コーディネーターの配置
- ・医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置
- ・若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実

	令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財	全体経費	うち一財
合計(千円)	125,878	63,032	125,878	63,032	125,878	63,032	125,878	63,032

個別給付施策から福祉の基盤整備への施策の転換として、令和8年度の時点で約14億円の予算規模となることが想定される事業の廃止等を行い、令和9年度時点で約14億円の新規拡充事業を実施することを検討

なお、特定財源の確保等により、令和9年度時点で約8億円の一般財源の縮減を見込む。

市重度障害者等福祉手当を現行どおり継続した場合の令和8年度予算想定額(扶助費) 1,413,316千円

同程度の予算規模となる新規拡充事業を実施

5 スケジュール

令和5年12月	民生部会説明
令和6年2月	市議会3月定例会議に廃止及び改正条例案を提案
3月	廃止及び改正条例の公布
4月	新規拡充事業(令和6年度分)の開始
6月以降	廃止及び縮小事業の対象者に個別案内 (コールセンターの設置等のフォローアップ体制の開始)
令和6年10月	市重度障害者等福祉手当の新規受付廃止 重度障害者医療費助成の年齢制限の開始
令和7年4月	新規拡充事業(令和7年度分)の開始 市重度障害者等福祉手当の支給額半額の開始(要システム改修)
令和8年4月	新規拡充事業(令和8年度分)の開始
令和8年10月	廃止及び縮小事業の対象者に個別案内 市重度障害者等福祉手当の廃止 重度障害者医療費助成の所得制限の開始(要システム改修)

別紙 1 市重度障害者等福祉手当の廃止案に対する主な反対意見

1 収入が減少することに関するもの

- (1) 障害者にとって手当は生命線の一つであり、廃止は死活問題である。
- (2) 物価高騰等が続く中、廃止には反対である。
- (3) 自転車や家電の買換え、冠婚葬祭などに使用していたがそういった出費に対応できなくなる。
- (4) 手当が廃止された場合、食費を削り、趣味や交際を控えることとなり、社会参加の機会を奪われる。
- (5) 手当による生活の安定が、精神の安定につながっている。
- (6) 精神障害者は安定して働くことができず、その分を手当で補填しており、なくなると非常に困る。
- (7) 就労支援 B 型作業所等で働いたとしても収入が低く、手当による収入がないと非常に困る。

2 市の政策に関するもの

- (1) 障害者の生活を分かっていないのではないか。
- (2) 現在生活が苦しい者には個別給付施策が必要ではないか。
- (3) 福祉の水準が低い他市のレベルに合わせるのではなく、相模原市がモデルとなるべきである。
- (4) 市は少子化対策に力を入れていると聞いたが、手当を廃止し、少子化対策に力を入れるのは優性思想に基づくのではないか。
- (5) 駅前の開発や、キャッシュバックキャンペーンなどを行わず、障害者施策に回すべきである。
- (6) SDGS が目指す誰一人取り残さない社会に反するのではないか。
- (7) 廃止する前に障害者の自立や経済的に安定した生活を整えることが先である。
- (8) 中長期的には必要なことかもしれないが、今現に生活が困っている人にとっては説得力がない。
- (9) 手当の削減ではなく、職員給与の削減等の歳出削減策に取り組むべきである。

番号	実施時期	区分	庁議	大項目	中分類	小分類	要望等 議会 団体	事業	事業説明	対象				経費区分	必要職員数 (常勤) (人/年)	必要職員数 (非常勤) (人/年)	担当課	令和5年度		令和6年度		R6増額分(対R5)		R7試算値		R7増額分(対R5)		R8試算値		R8増額分(対R5)		R9試算値		R9増額分(対R5)							
										身体的	知的	精神的	障害者等					必要経費 (千円)	一般財源 (千円)																						
										○	○	○	○																												
20	R7	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	04障害福祉サービスの質等の向上	34	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業の実施	重度障害者等の就労支援策を充実させるため、通勤や就労時において企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても更なる支援を必要とする場合や、自営業者等として働く場合に同行援護サービス等の支援を行うことを検討するもの					経	0.05	-	高齢・障害者支援課			0	0	0	0	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500	50,000	12,500								
21	R6	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	04障害福祉サービスの質等の向上	74	夕方以降の利用サービスに係る地域生活支援事業の整理及び見直し	共働き世帯や、ひとり親家庭からのニーズに対応するため、生活介護、放課後等デイサービス事業所等において、夕方以降も利用できるよう、日中短期入所等の活用も含めた制度の整備をするもの	○	○	○	○	-	0.05	-	高齢・障害者支援課 福祉基盤課			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
22	R6	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	04障害福祉サービスの質等の向上		相談支援事業の運営に関する研修の実施	市内の相談支援事業所の参入促進及び充実のため、安定的な事業運営を行うためのノウハウや相談支援事業の在り方について、研修を実施するもの	○	○	○	○	経	0.10	-	高齢・障害者福祉課			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500								
23	R6	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	04障害福祉サービスの質等の向上	3	障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化	障害福祉サービス事業所に対する指導及び監査体制を強化するため、監査の外部委託を導入するもの	○	○	○	○	経	-	-	福祉基盤課	2,647	2,647	9,747	9,747	7,100	7,100	9,747	9,747	7,100	7,100	9,747	9,747	7,100	7,100	9,747	9,747								
24	R6	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	04障害福祉サービスの質等の向上	69	障害福祉サービス事業所の質の向上のための研修等の取組	事業者のサービスの質の向上を図るための研修等の取組の充実(福祉研修センター事業のカリキュラムの見直しを含む。)と当該研修を受講させる仕組みを確立し、数の整備から質の向上へと施策を移行するもの	○	○	○	○	経	-	-	福祉基盤課			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000								
25	R6	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	04障害福祉サービスの質等の向上		障害福祉サービスの支給決定時の資料の整理(内部事務の整理)	就労継続支援B型などの訓練等給付の更新等に係る認定調査等について、その位置付けの明確化や、簡素化を実施するもの					-	-	-	高齢・障害者支援課			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
26	R6	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	05福祉人材の確保		土日休日における措置診察を行う指定医の確保拡大	土日及び休日における措置診察を行う指定医の確保のため、市内の精神科診療所等の指定医の処遇改善を図るもの					経	-	-	精神保健福祉課			6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840	6,840								
27	R6	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	05福祉人材の確保	69	障害福祉サービス等職員のキャリアアップのための補助	障害福祉サービス事業所における職員の質の向上のため、当該事業所職員のキャリアアップを図るための研修に係る経費を助成するもの(介護サービス事業を行う法人に対する同様の市補助制度あり)	○	○	○	○	経	0.20	-	福祉基盤課			3,000	3,000	3,000	3,000	3,300	3,300	3,300	3,300	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600								
28	R7	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	05福祉人材の確保	58	福祉有償運送運営団体への運営費等助成	福祉有償運送事業の担い手確保のため、事業を行う団体に運営費の補助することを検討するもの、運営費の補助については、広く利用者の受入れを行う団体に限定する。					経	0.05	-	高齢・障害者支援課			0	0	0	0	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400								
29	R6	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	05福祉人材の確保		担い手確保のための手話講座の拡充	手話通訳者の担い手確保のため、障害者支援センターにおいて行っている手話講座のカリキュラムを充実させるもの中級(応用編)を本格実施					経	0.01	-	高齢・障害者支援課			600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600								
30	R6	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	05福祉人材の確保	25	市民後見人に対する活動費の増額	市民後見人の担い手確保のため、活動費を増額するもの					経	-	-	高齢・障害者福祉課	11,715	0	12,631	0	916	0	12,751	0	1,036	0	12,871	0	1,156	0	12,991	0	1,276	0						
31	R6	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	06施設の整備	20	障害者支援施設の老朽化対策に係る改修費の補助	障害者支援施設等の環境改善及び従事者の処遇改善のため、築30年が経過した施設の建替え又は大規模修繕工事を実施する場合の工事費等の一部を補助することを検討するものです。	○	○	○	○	経	0.30	-	福祉基盤課			1,248,174	83,212	1,248,174	83,212	0	0	0	0	0	0	0	0	235,617	15,708	235,617	15,708						
32	R7	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	06施設の整備		特別養護老人ホームの老朽化対策に係る改修費の補助	築30年が経過した特別養護老人ホームにおいて、建替え又は大規模修繕工事を実施する際に、工事費等の一部について補助金を交付するもの	○	○	○		経	-	-	福祉基盤課			0	0	0	0	157,500	31,500	157,500	31,500	123,750	24,750	123,750	24,750	146,250	29,250	146,250	29,250						
33	R7	拡充		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	06施設の整備	86	けやき体育館体育室における冷暖房機器の整備	けやき体育館体育室の冷暖房機器について、老朽化等に併い快適な気温調整が不可能になっていることから、改修を行うことを検討するもの	○	○	○	○	単	0.10	-	高齢・障害者福祉課			0	0	0	0	56,000	56,000	56,000	56,000	0	0	0	0	0	0	0							
34	R7	新規		福祉の基盤の整備	福祉サービスの基盤	06施設の整備	49	相模原療育園、ワケン療育病院長竹の医療型短期入所の拡充(医療的ケア者等に係る医療型短期入所施設の整備)	短期入所枠を拡充し、医療的ケア者のレスパイト先を確保するため、受入施設(相模原療育園及びワケン療育病院長竹)に看護師の人員費を補助することを検討するもの					経	0.10	-	高齢・障害者福祉課			0	0	0	0	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360	39,360							
35	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消	18	共生社会推進サポーター認定事業	民間事業者による合理的配慮の徹底と障害者理解促進を図るため、障害理解に係る研修を開催し、受講した民間事業者を「共生社会推進サポーター」として認定するもの	○	○	○	○	経	0.20	-	高齢・障害者福祉課			500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500							
36	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消		ヘルプマーク及びヘルプカードの普及促進	ヘルプマークの使用対象者に認知症の人を含めるとともに、ヘルプカードの発行を行うもの	○	○	○	○	経	-	-	高齢・障害者福祉課	300	75	300	75	0	0	300	75	0	0	300	75	0	0	300	75	0	0						
37	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消		ユニバーサルデザインの促進に関する取組	ユニバーサルデザインの普及促進のため、ガイドブックの作成等により、その啓発事業を行うもの	○	○	○	○	経	0.10	-	地域包括ケア推進課			1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000								
38	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	07理解促進・差別解消		(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく取組	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例に基づく市の取組を推進するため、啓発事業等を行うもの					-	-	-	高齢・障害者福祉課			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
39	R7	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	35	相談支援体制の充実と併せた居場所づくり支援の実施	居場所づくり支援として、令和5年度から地域生活支援事業の地域活動支援センター機能強化事業のメニューに追加される「地域活動支援センター型(フリースペースの設置や居場所における相談支援等を実施)」を整備することを検討するもの(相談支援体制の充実を図るため、同センターの事業実施要件として、計画相談支援を実施するものとする。)	○	○	○		経	0.20	-	高齢・障害者福祉課			0	0	0	0	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000							

番号	実施時期	区分	庁議	大項目	中分類	小分類	事業	事業説明	対象				経費区分	必要職員数(常勤)(人/年)	必要職員数(非常勤)(人/年)	担当課	令和5年度		令和6年度		R6増額分(対R5)		R7試算値		R7増額分(対R5)		R8試算値		R8増額分(対R5)		R9試算値		R9増額分(対R5)							
									身体的	知的	精神的	障害児					必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)	必要経費(千円)	一般財源(千円)
									○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	R7	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援		共同受注窓口の設置及び優先調達の利用促進	障害者の工賃の向上、就労の促進のため、様々な発注ニーズに対応することができる「共同受注窓口」を設置することを検討するもの	○	○	○	○	○	○	高年齢・障害者福祉課					0	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000					
41	R7	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援		地域生活支援拠点等及びその他の施設における緊急時受入用のベッドの確保(虐待防止シェルターの確保を含む。)	・地域生活支援拠点等の機能である「緊急時の受入・対応」機能を担う短期入所等の空きがない場合に備え、本市においてベッドを1床確保することで、地域における生活の安心感の向上を図ることを検討するもの ・GH、施設事業者等との間で、虐待保護支援協定の締結等を行うことで、緊急時の受入れに係る仕組みや情報ネットワーク及びルール作りを行うことを検討するもの	○	○	○	○	○	○	(地域生活支援拠点等)高年齢・障害者福祉課 (シェルター)中央高年齢・障害者福祉課					0	0	0	0	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800				
42	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援		障害者の短時間雇用創出事業	週20時間未満で働く障害者の求人企業側に働きかけるとともに、求職者とのマッチングや定着に向けたサポートを行うことで、障害者雇用の拡大を図るもの	○						高年齢・障害者福祉課					5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951	5,951					
43	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	33	救急搬送時の手話通訳者派遣	救急搬送により緊急に手話通訳が必要となった場合の支援体制を整えるため、閉庁時の手話通訳者派遣体制を整備するもの(委託により実施)							高年齢・障害者支援課					1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495	1,980	495						
44	R7	拡充		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	21	地域生活支援拠点等の連携強化	地域で安心して生活を送るための取組として、地域生活支援拠点の機能を担う受入事業所との調整により体制づくりを行うことを検討するもの	○	○					高年齢・障害者福祉課					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
45	R6	新規		福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援	32	けやき体育館における障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業の実施	障害者のリハビリテーションの促進するため、けやき体育館において障害者の身体機能・生活能力の維持・向上に関する事業を実施するもの。さらに、事業の実施を通して、市内における障害者のリハビリに関するニーズの把握を行う。	○	○					高年齢・障害者福祉課					534	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534	534						
46	R5	新規	(参考)令和5年度から実施	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援		マイ・タイムラインわかりやすい版の作成・配布	災害対策として、障害者向けの「マイ・タイムラインわかりやすい版」の作成・配布を行うもの	○	○					高年齢・障害者福祉課					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
47	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	福祉の基盤の整備	地域生活の基盤	08地域生活の支援		ミライロIDの活用促進	市の機関において、障害者手帳の提示が必要な手続きについて、ミライロIDの提示でも可能とし、障害者の利便性の向上を図るもの	○	○					高年齢・障害者福祉課					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
48	R6	新規		社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	医療的ケア児者等に係る支援	09医療的ケア児者等に係る支援	1	人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の非常用電源に係る補助	人工呼吸器等を利用する医療的ケア児者の支援のため、災害時等の非常用電源の購入費を補助するもの							高年齢・障害者福祉課					6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000						
49	R7	拡充		社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	医療的ケア児者等に係る支援	09医療的ケア児者等に係る支援	77	重症心身障害児者に対する福祉タクシー利用券の追加支給	福祉タクシー利用料助成により在宅の重度障害児等に交付している福祉タクシー利用券(36,000円分/年)について、重症心身障害児者に対して追加で支給するもの(合計60,000円分/年を支給)							高年齢・障害者支援課					0	0	0	0	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672	3,672						
50	R6	拡充	庁議済(20221114決定会議)	社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	医療的ケア児者等に係る支援	09医療的ケア児者等に係る支援		医療的ケア児等コーディネーターの中央区への設置	医療的ケア児等への支援体制を強化するため、中央区への障害者相対支援キーテーションの設置と併せて、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを中央区に配置するもの							高年齢・障害者福祉課	4,300	1,730	7,900	5,330	3,600	3,600	7,900	5,330	3,600	3,600	7,900	5,330	3,600	3,600	7,900	5,330	3,600	3,600						
51	R6	新規	別庁議(20230802決定会議)	社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	若年性認知症に係る支援	10若年性認知症に係る支援		若年性認知症に係る相談支援体制の整備等の認知症施策の充実	若年性認知症に関する相談窓口を明確化し、包括的支援体制を整備するため、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、関係課等の関係機関での協働及び連携をするもの	○	○					在宅医療・介護連携支援センター					6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000	6,000	3,000								
52	継続検討	新規		社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	その他のニーズに応じた対応	11その他のニーズに応じた対応	13	精神障害者に対する神奈川中央交通の路線バス運賃割引実現に向けた検討	精神障害者の市内路線バス運賃の割引実現に向けた取組を検討するもの。神奈川中央交通等の協力が前提となる。(他市では補助金等を交付)							高年齢・障害者福祉課 高年齢・障害者支援課					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
53	R7	新規		社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	その他のニーズに応じた対応	11その他のニーズに応じた対応	22	通学を対象とした移動支援事業の実施	障害児の通学の支援のため、保護者が就労している場合等に利用可能な移動支援事業の実施を検討するもの。追加のサービスであるため無償で無制限な利用等ができないような制度を検討							高年齢・障害者支援課					0	0	0	0	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000						
54	R7	拡充		社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	その他のニーズに応じた対応	11その他のニーズに応じた対応		軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業におけるデジタル補聴援助システムの助成対象への追加	障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児への支援のため、聴覚障害児のデジタル補聴援助システム(ロジャー、エデュマイク等)の購入費を助成することを検討するもの							高年齢・障害者支援課					0	0	0	0	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770	4,770						
55	R5	拡充	(参考)令和5年度から実施	社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応	その他のニーズに応じた対応	11その他のニーズに応じた対応	78	日常生活用具給付事業の対象品目の見直し	社会や技術の変化に対応した制度運用をするため、日常生活用具給付事業の対象品目の見直しを行い、視覚障害者用ウェアラブル読書器その他の要望等のある品目を追加するもの	○						高年齢・障害者支援課					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月26日

案件名	第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画(案)について						
所管	健康福祉局	地域包括ケア推進部	精神保健福祉課	担当者		内線	
事業効果 総合計画との関連	事業効果	本行動計画の更なる推進によって、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に寄与するとともに、市民の心の健康づくりを推進できる					
	効果測定指標	ゲートキーパーの養成者数、精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合			施策番号	10	
		R5	R6	R7	R8	R9	R10
	事業効果 年度目標	自殺死亡率：11.8以下（R4：17.2） ゲートキーパー養成者数（累計）：12,000人（R4：8,725人） 精神疾患に関する相談窓口の認知度：60.5%（R4：57.1%）					

審議事項 （庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論）	○第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画の策定について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事案概要

- 自殺対策基本法第13条第2項及び相模原市自殺対策基本条例第9条に基づく法定計画。
- 計画の基となる国の自殺総合対策大綱が概ね5年で見直しされる(次回見直しは令和9年夏頃の予定)ことから、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間。
- 現行動計画に掲載されている取組を継続するとともに、国や県計画を踏まえ、子ども・若者、女性に対する支援・取組を強化(取組は現行動計画同様、市自殺対策基本条例で掲げる11の推進施策に沿って整理)
- 国の目標値等を踏まえ、令和10年に自殺死亡数を11.8以下(平成27年比30%以上減)にすることを目標とする。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	第2次行動計画の取組推進 庁議 民生部会(12月)で説明 パブコメ実施 計画検討会議および市自殺対策協議会へ報告 3月策定	第3次行動計画の取組推進 パブコメは12月～1月に実施予定			国大綱公表予定	次期計画準	

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(費)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 ²									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	

局内で捻出する人工概要		SDGs 関連ゴールに (は3つまで)								
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	10	11	12	13	14	15	16	17		
	○						○			

日程等調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年12月～令和6年1月	議会への情報提供	部会			

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
調整会議(R3.11.4)	計画策定に向けた庁内検討組織(計画検討会議)の設置及び計画期間について(決裁処理)
計画検討会議(R4.5.19)	計画策定に向けたスケジュール、自殺者の状況の情報共有
自殺対策協議会(R4.7.7)	計画策定に向けたスケジュール、自殺者の状況の情報共有
自殺対策協議会(R4.11.10)	計画策定を市から諮問、基本方針の方向性の検討
計画検討会議(R5.1.23)	基本方針案の検討
自殺対策協議会(R5.2.7)	基本方針案の審議・確定
計画検討会議(R5.6.9)	具体的な取組の検討
自殺対策協議会(R5.7.10)	具体的な取組の審議
計画検討会議(R5.8.1)	自殺対策行動計画素案(答申案)の検討(書面開催)
自殺対策協議会(R5.8.24)	自殺対策行動計画素案(答申案)の審議・確定
答申(R5.9.14)	市へ答申

備考	

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/18)</p>	<p>【自殺者の状況について】 (政策課長)統計データを見ると、男性の方が割合が高いが、説明で女性の方を特出ししているのはなぜか。 (精神保健福祉課長)男女比としては女性の方が割合が少ないが、女性の自殺者数が増えてきているというのが全国的な傾向なためである。</p> <p>【具体的な取り組みについて】 ○(総務法制課長)今回の計画で新たに取り組む内容は資料5ページ以降か。 (健康福祉総務室長)今回の計画を作るに当たり、国の見直しポイント等を踏まえ、全庁的に自殺対策に資する取り組みを調査し、2次の計画には反映してなかった各課の取り組みを位置づけたものであり、新規の取り組みというわけではない。 (総務法制課長)そこが伝わりやすいよう修正いただきたい。 (健康総務室長)修正する。</p> <p>< 原案のとおり上部会議に付議する。 ></p>
-----------------------------------	---

第3次相模原市 自殺総合対策の推進のための 行動計画について

令和5年10月25日（水）

精神保健福祉課



第3次行動計画の概要について

相模原市
自殺対策キャラクター
リブちゃん



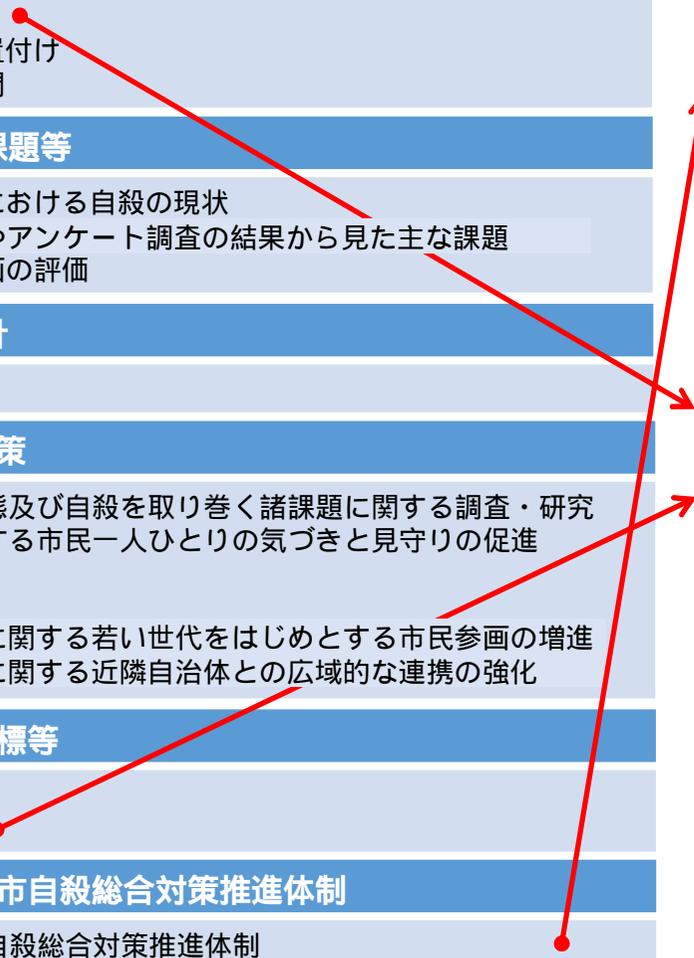
第3次行動計画は、現行動計画の章立てを整理し、第1章から第4章及び資料編で構成。構成を整理するが記載項目については大きな変更はなし。

現行動計画（第2次）

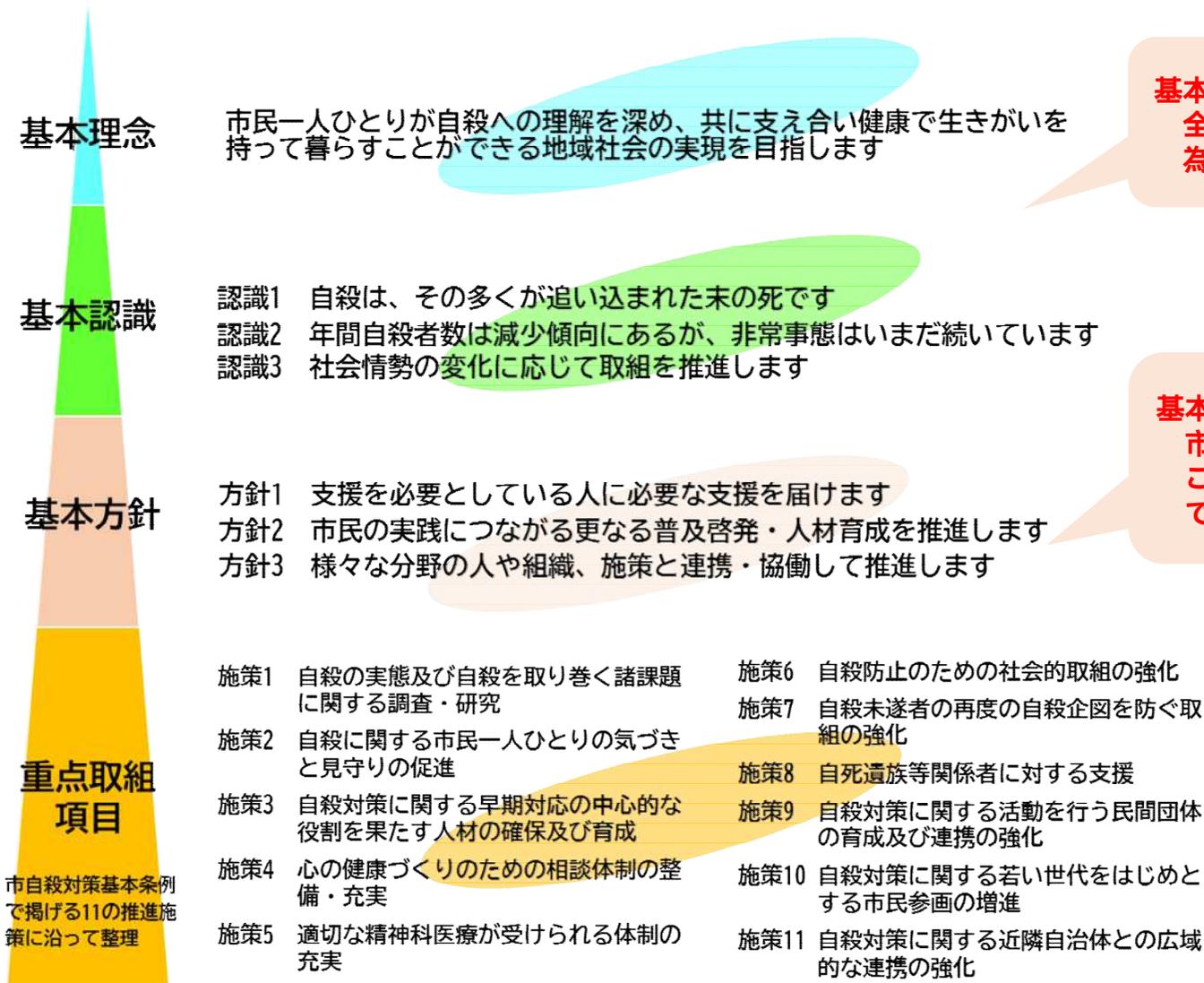
第1章 計画の策定に当たって	
1-1	計画の趣旨
1-2	基本認識
1-3	計画の位置付け
1-4	計画の期間
第2章 現状と課題等	
2-1	相模原市における自殺の現状
2-2	統計調査やアンケート調査の結果から見た主な課題
2-3	第1次計画の評価
第3章 基本方針	
3-1	基本方針
第4章 重点施策	
4-1	自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究
4-2	自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
	{
4-10	自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進
4-11	自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化
第5章 数値目標等	
5-1	数値目標
5-2	評価指標
第6章 相模原市自殺総合対策推進体制	
6-1	相模原市自殺総合対策推進体制

第3次行動計画

第1章 計画の策定に当たって	
1-1	計画の趣旨
1-2	計画の位置付け
1-3	計画の期間
1-4	計画の推進体制・進行管理
第2章 現状と課題等	
2-1	統計結果から見る本市の自殺の現状
2-2	アンケート調査の結果から見る本市の主な課題
2-3	自殺の現状・課題のまとめ ~これまでの取組の評価~
第3章 取組の方向性	
3-1	基本理念
3-2	基本認識
3-3	基本方針
3-4	数値目標等
第4章 重点施策	
4-1	自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究
4-2	自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
	{
4-10	自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進
4-11	自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化



令和4年10月に公表された自殺総合対策大綱や県の計画、これまでの取組経過を踏まえ、基本理念、基本認識・方針等を設定。



基本理念・認識
全国統一的な取組の推進を図る為、国や県と整合を重視

基本方針
市の課題や現状を踏まえ、どこをポイントとして取り組んでいくかをわかりやすく表現

第3次行動計画の目標値は、国の目標値や現行動計画の目標値「令和4年の自殺死亡률을12.5以下」を達成できなかったこと等を踏まえ、令和10年までに自殺死亡률을11.8以下にする（平成27年と比べて30%以上減少させる）ことを目標とする。

また、目標値の達成状況及び計画の着実な推進を評価するため、基本方針ごとに評価指標を設定。

○目標値

	現行動計画（第2期）	第3次行動計画
国大綱	自殺死亡률을令和8年までに13.0以下（H27年比30%以上減）	同左
県計画	自殺死亡률을令和3年に12.4以下（H28年比15%減）	自殺死亡률을令和8年に10.2以下（H28年比30%減）
市計画案	自殺死亡률을令和4年に12.5以下（H27年比26%減）	自殺死亡률을令和10年に11.8以下（H27年比30%以上減）

○評価指標

基本方針	指標	基準値	目標値
方針1 支援を必要としている人に必要な支援を届けます	自殺対策特設サイト「リブちゃんネル」の年間閲覧件数	101,012件 （令和4年度）	115,000件 （令和10年度）
方針2 市民の実践につながる更なる普及啓発・人材育成を推進します	市が実施したゲートキーパー養成者数（累計）	8,725人 （令和4年度）	12,000人 （令和10年度）
方針3 様々な分野の人や組織、施策と連携・協働して推進します	精神疾患や心の健康に関して市に相談の窓口があることを知っている市民の割合	57.1% （令和4年度）	60.5% （令和10年度）

具体的な取組は市自殺対策基本条例に定める11の推進施策をもとに整理。
 また、施策ごとに重点取組項目、行動目標を設定。

新たな自殺総合対策大綱における当面の重点施策	
1	地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2	国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4	自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6	適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7	社会全体の自殺リスクを低下させる
8	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9	遺された人への支援を充実する
10	民間団体との連携を強化する
11	子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12	勤務問題による自殺対策を更に推進する
13	女性の自殺対策を更に推進する

現行動計画施策体系（市自殺対策基本条例第9条）	
1	自殺の実態及び自殺を取り巻く諸課題に関する調査・研究
2	自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進
3	自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成
4	心の健康づくりのための相談体制の整備・充実
5	適切な精神科医療が受けられる体制の充実
6	自殺防止のための社会的取組の強化
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組の強化
8	自死遺族等関係者に対する支援
9	自殺対策に関する活動を行う民間団体の育成及び連携の強化
10	自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進
11	自殺対策に関する近隣自治体との広域的な連携の強化



○取組数

現行動計画（第2期）	第3次行動計画
165	196



施策体系別取組数（ ）内は現行動計画取組数			
4-1	3 (3)	4-7	5 (4)
4-2	9 (14)	4-8	9 (7)
4-3	15 (14)	4-9	3 (3)
4-4	26 (23)	4-10	21 (2)
4-5	8 (5)	4-11	3 (5)
4-6	94 (85)		

自殺時対策は継続的な取組が効果を生むことから、現行動計画の取組は、原則、第3次行動計画でも取り組むほか、国の見直しポイントや県計画等を踏まえ、本市の関連計画に掲載されている自殺対策に資する事業等を取組に追加。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化に応じて、取組の追加や変更など柔軟に対応。

施策	重点取組項目	取組名	取組概要	取組機関
4-2 自殺に関する市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	自殺に関する正しい知識の普及や互いを認め合う意識の醸成を図ります	人権週間における家庭、学校、地域への取組	子どものいじめ防止等について、広報さがみはらへの記事掲載、庁舎への横断幕掲出、街頭啓発活動の実施等を行います。	人権・男女共同参画課
	心の不調を抱える人に気づき、寄り添い、見守る意識の醸成を図ります	心のサポーター養成事業	うつ病などの心の病気を学び、心の不調に悩む人をサポートする「こころサポーター」を神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4県市協調により養成します。	精神保健福祉課
4-3 自殺対策に関する早期対応の中心的役割を果たす人材の確保及び育成	学校と連携し、教職員等に対する研修、普及啓発を行います	ヤングケアラーの理解についての周知	人権・福祉教育担当者会にて、ヤングケアラーの理解について周知します。児童虐待対応担当者会にて、国からの情報や他機関との連携について周知します。学校訪問研修にて研修を実施します。	学校教育課
		性犯罪・性暴力の理解やいのちの安全教育の周知	人権・福祉教育担当者会にて、性犯罪・性暴力の理解やいのちの安全教育について周知します。	学校教育課
4-4 心の健康づくりのための相談体制の整備・充実	職場におけるメンタルヘルス対策を推進します	男女共同参画研修等支援事業	市内の事業所等が開催するハラスメント防止等をテーマに含む男女共同参画の推進に関する研修や学習会等へ専門家を講師として派遣する取組を実施します。	人権・男女共同参画課
	大規模災害等における被災者の心のケア等の推進を図ります	かながわD P A Tへの参画	かながわD P A Tに参画し、災害時の精神科救急医療の体制の整備を推進します。	精神保健福祉課

施策	重点取組項目	取組名	取組概要	取組機関
4 - 5 適切な精神科医療が受けられる体制の充実	地域の医療、保健、福祉等の施策の連携を進めるため、関係機関等による情報共有、連携等の強化を図ります	包括的支援体制の整備	包括的支援体制を整備し、属性や世代にとらわれず、多機関の連携により課題の解決を図ります。	地域包括ケア推進課 精神保健福祉課
4 - 6 自殺防止のための社会的取組の強化	地域における各種相談体制の充実を図ります	ひとり暮らし高齢者等電話訪問サービス	60歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみ世帯の方で心身が虚弱、傷病等のため常時注意の必要な方に対し、地域包括支援センターから週1回以上定期的に高齢者宅へ電話をかけ、安否確認、生活や健康に関する相談等及び助言を行います	高齢・障害者支援課
		かながわ子ども家庭110番相談LINE	子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、子どもにかかわる相談にLINEで対応します。	こども家庭課
		地域リハビリ相談事業	65歳以上の者で運動、口腔、栄養等に課題がある者に対して、生活機能の維持、向上に向けて相談・助言を行います。	高齢・障害者支援課
		おやこひだまり相談室	継続的にきめ細かな指導が必要な児童と保護者に対し、心理相談員、保育士、保健師が相談を受け、児童の発達促進及び育児支援を実施します。	子育て支援センター
		外国人相談	さがみはら国際交流ラウンジにおいて、外国人市民の相談を受け付けるほか、定期的にボランティアによる相談会や行政書士による相談会を実施します。	国際課
		法的問題を抱えた方へ必要な支援を届けます	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害に遭いお困りの方に対し、被害後に直面する様々な問題について相談をお受けし、情報提供や各種支援を実施します。
女性の自殺対策を更に推進します	ふたばRoom	若い世代の女性が公的な機関に繋がりにくく、支援を受けづらい状況を受け、10代、20代の女性を対象とした「居場所」、つながりづくりの場を提供します。	市社会福祉協議会	

施策	重点取組項目	取組名	取組概要	取組機関
4 - 6 自殺防止のための社会的取組の強化	ひとり親家庭に対する支援の充実を図ります	ひとり親家庭等訪問相談事業	ひとり親家庭等学習支援を受けるひとり親家庭を対象に、子どものしつけや進路、就業等の悩みに対し、必要な助言や支援を行います。	子育て給付課
		母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭の母・父子家庭の父及び児童、父母のいない児童、寡婦及び寡婦が扶養している子等に対し、修学資金、就学支度資金など12種類の資金の貸し付けの実施をします	子育て給付課
	児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実を図ります	オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン	児童虐待問題やその総合的な支援に関する啓発活動を集中的に実施し、児童虐待問題に対する関心と理解を得ます	こども家庭課
	孤立を防ぐ居場所づくりを推進します	高齢者あんしん相談ネットワーク事業	市内の介護保険事業者の協力により、高齢者やその家族等が、住み慣れた地域において安心して生活することができるよう、介護保険制度や介護の悩み等について、身近な場所で相談を行います。また、必要に応じ地域包括支援センターを案内します。	高齢・障害者支援課
		認知症カフェ等支援事業	認知症の人やその家族が安心して過ごし、地域の人や専門職と交流・相談できる場として、認知症カフェの支援を行います。	地域包括ケア推進課
		若年性認知症の人及び家族の交流会	認知症の人とその家族、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減を図ります。	地域包括ケア推進課
		性的少数者への支援体制の充実	性自認や性的指向に関する相談体制を充実させるとともに、当事者の視点に立った支援を行います。	人権・男女共同参画課

施策	重点取組項目	取組名	取組概要	取組機関
4 -10 自殺対策に関する若い世代をはじめとする市民参画の増進	若い世代を対象とした自殺対策の啓発活動やメンタルヘルス対策を推進します	いじめ防止強化月間における取組	いじめ防止啓発ポスターやリーフレットの配布、クリアファイルの配布等、いじめ防止の啓発活動を実施します	学校教育課
	学校における自殺予防教育を推進します	いじめ防止フォーラムの開催	小・中学校の代表児童生徒がグループ討議や他校の取組等を今後の活動に生かします。	学校教育課
	子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を図ります	児童支援専任教諭連絡会の開催	市立小学校等の児童支援専任教諭が集まり、児童指導や個別支援等、児童支援専任教諭の効果的な役割について、実践報告及び関係機関からの情報提供を実施します。	学校教育課
		市寄附講座「地域児童精神科医療学」児童精神科相談事業の周知・活用	児童生徒を指導する中で精神科医師の助言を求めたい事項について、電話または来所で相談を行う事業を小中学校等に周知し、実施します。	こども家庭課 青少年相談センター
	緊急時における学校緊急支援チームによる学校支援	事件事故等の発生により非常事態となった学校に対して学校の対応を支援するとともに児童生徒、教職員、保護者のケアを行い、学校の正常化を図ります。	学校教育課	

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月26日

案件名	相模原市感染症予防計画(案)について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	疾病対策	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	感染症法の改正に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、本市の感染症予防計画を策定することで、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えることができる。						
	効果測定指標					施策番号		
	事業効果 年度目標	R5	R6	R7				

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	相模原市感染症予防計画案の承認
決定会議 審議結果 (政策課記入)	原案を一部修正し、承認する。

事案概要

感染症法の改正により、保健所設置市も感染症の予防計画を策定することが義務化され、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えて、平時から、保健所及び検査体制の強化を図るとともに、職員への研修実施や外部の専門職員の支援体制等を整えるもの。
 なお、県においては従来より予防計画の策定が義務化されており、今回の改正で新たに、医療機関との協定締結による病床確保や宿泊施設との協定締結による有事の際の宿泊療養施設の確保等を図ることとなっている。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール	
実施内容	<p>○5/26国指針公表</p> <p>骨子案作成 (6~7月)</p> <p>素案作成 (8~9月)</p> <p>関係団体意見聴取 (9~10月)</p> <p>庁議 (10月)</p> <p>県感染症対策協議会 (7/27 8/31 10/19 11月)</p> <p>○ 計画策定</p>

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)								
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
			○						
									

日程等 調整事項	条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
保健衛生部内関係課	計画案文について照会し、修正
市内医療関係団体	計画策定について説明し理解を得た
市地域保健医療審議会	計画策定について説明するとともに、意見を聴取
県感染症対策協議会	計画策定について県及び県内保健所設置市の計画案について協議(継続中)
関係課長打合せ会議	計画策定及び計画案について了承を得た(一部記載表現等について意見あり)

備考	市内医療関係団体(医師会、歯科医師会、看護協会、病院協会、薬剤師会)
----	------------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/19)</p>	<p>【検査体制について】 (総務法制課担当課長)検査機器保有数4台で1日240件ということであるが、新型コロナウイルス感染症の時はフルに稼働していたのか。 (疾病対策課長)第6波を想定して算出している数字であるが、その時期は当初より民間に検査を委託することが増えていたので、フルで稼働することはなかった。 (総務法制課担当課長)流行初期とその後で常に4台とあるが、さらに件数が増えたような場合には、リース等で台数を増やすのではなく、民間に委託するという考えか。 (疾病対策課長)そのとおりである。検査場の確保の問題もあり、台数を増やしての対応は難しい。 (総務法制課担当課長)有事にすぐに民間に委託する体制は整っているのか。 (疾病対策課長)県が協定を締結する予定である。 (経営監理課長)初期と流行初期以降では、どちらの件数が多くなるのか。 (疾病対策課長)初期は検査の対象を幅広に行うため、初期の方が多くなる。</p> <p>【人員確保数について】 (人事・給与課総括副主幹)流行開始から1か月間において想定される業務量に対する人員確保について、第6波の実績にプラスアルファで380人ということだが、この数字に強制力はあるのか。 (疾病対策課長)第6波を想定しての数字を算出しているが、その時の感染状況に応じて判断することになる。 (人事・給与課総括副主幹)委託なども含めた人数か。 (疾病対策課長)流行開始1か月程の時期は委託が難しく、含めることができないと思われる。 IHEAT要員は即座に対応可能なため、人数に含めることができる。 (政策課長)IHEAT要員の定義は、 (疾病対策課長)事前に本人の意思により登録を行っている、医師、看護師、薬剤師等で有事の際に保健所等の仕事を担う者のことである。 (政策課長)380人について、職種の想定はあるのか。 (疾病対策課長)内々に案は持っているが、感染症予防計画には示していない。感染症予防計画を実行するためのマニュアルのようなものとして、今後、地域保健課や衛生研究所で健康危機対処計画を策定していくため、その中で応援体制の組織的なあり方を検討していき、人員と合わせ職種についても整理していきたいと考えている。</p> <p>【計画の位置づけについて】 (政策課長)市の計画の体系図としては、どこに当てはまるのか。今回は新規の策定ということで、単独の方が分かりやすいとも思うが、将来的には統合するような考えはあるか。 (疾病対策課長)保健医療計画は健康増進を主たる目的としている一方、感染症予防計画は危機管理という視点を持っている。 (健康福祉総務室長)保健医療計画と一体という考え方もあれば、今後策定する健康危機対処計画と一体という考え方もあると思われる。今後検討していく。</p> <p>【部会説明の実施について】 (総務法制課担当課長)国や県で定められた方針を落とし込んだ形であり、市として個別に設定したものは目標値のみか。 (健康福祉総務室長)そのとおりである。 (政策課長)法定計画であるものの、あまり裁量の余地がない計画についてはパブリックコメントや部会説明を行わないこともあるので、どのような取り扱いとするか整理いただきたい。</p> <p><原案のとおり上部会議に付議する。></p>
--	---

令和5年10月26日 決定会議

相模原市感染症予防計画(案)について

本市は「予防計画」を「感染症予防計画」と称して策定します。

保健衛生部 疾病対策課



予防計画について

計画策定の背景

令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」)が改正され、それまで都道府県に策定が義務付けされていた予防計画が、保健所設置市等にも義務付けされました。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時から医療体制や保健所体制などの整備を行い、有事に備えるため。

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抜粋)

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。)を定めなければならない。

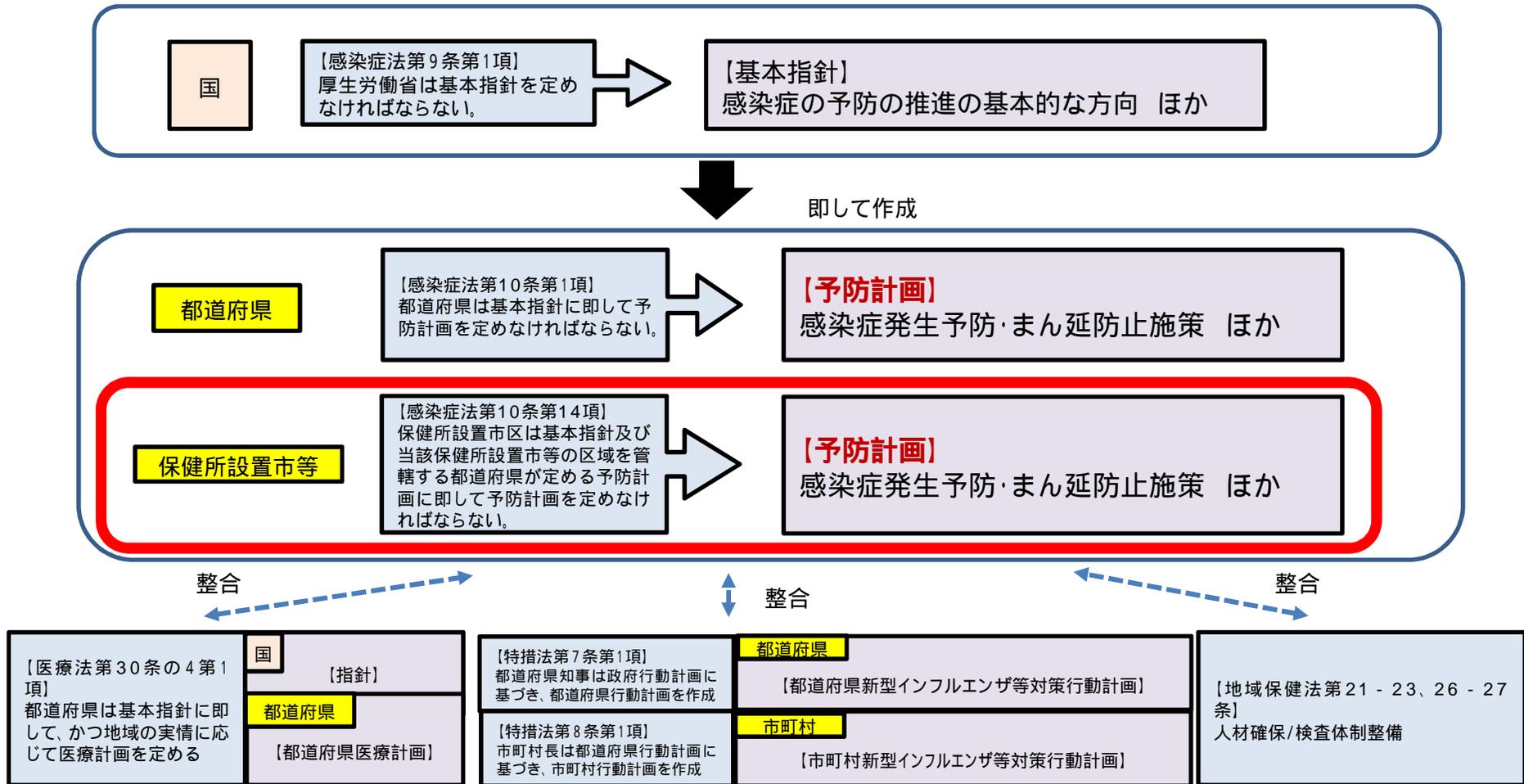
2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 二 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 三 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

予防計画の位置づけ



相模原市感染症予防計画の策定について

策定のポイントなど

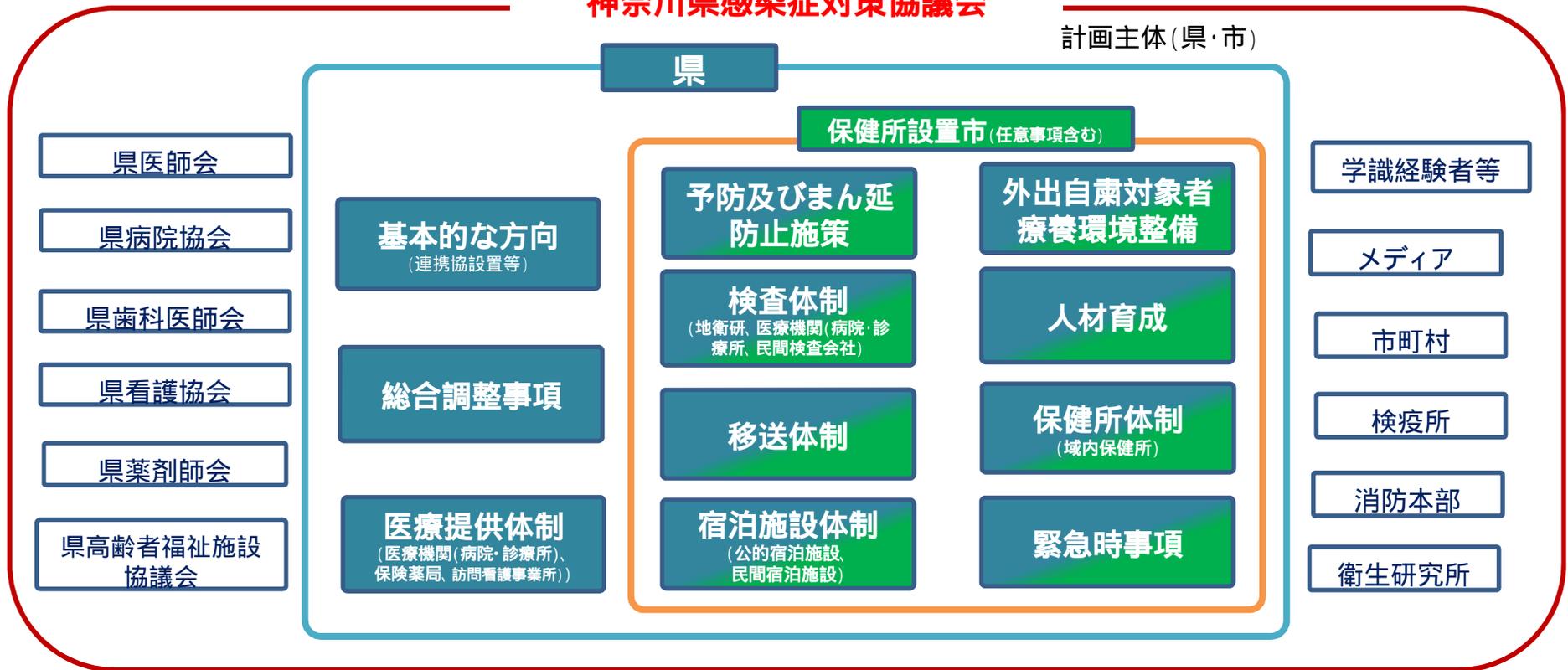
- 保健所設置市においても予防計画を策定。(R6.4.1施行、R5年度中策定)
- 県予防計画に即した計画とすること等を共有するため、県連携協議会(県感染症対策協議会)へ県内保健所設置市も保健所長が参加。
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて計画を策定。
- 検査体制、人材育成、人員体制等について数値目標の設定。
医療提供体制等は県が数値目標を設定。
- 計画期間は、令和6年度～令和11年度(6年間)
ただし、国基本指針や県予防計画の改訂等により、必要に応じて見直し。

計画における県と設置市の取組

計画策定等において、法で定める「都道府県連携協議会」を本県では以下の会議体が担います。

神奈川県感染症対策協議会

計画主体(県・市)



相模原市感染症予防計画の構成

相模原市感染症予防計画について

- 第1 感染症対策の推進の基本的な方針
- 第2 感染症の発生の予防に関する事項
- 第3 感染症のまん延防止に関する事項
- 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項
- 第9 宿泊施設の確保に関する事項
- 第10 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 第11 法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項
- 第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項
- 第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質向上に関する事項
- 第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
- 第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策に関する事項
- 第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
- 第17 特定の感染症への対応

市が定める数値目標

1 衛生研究所の検査実施能力・検査機器保有数

項目	目標値	
	流行初期	流行初期以降
衛生研究所の検査実施能力	240件/日	240件/日
衛生研究所の検査機器保有数	4台	4台

上記の表は、本計画策定時点において想定する検査実施能力等を記載しています。
新興感染症が発生した場合には必要に応じて、民間の検査機関の能力を活用します。

2 保健所職員等の研修・訓練回数

項目	目標値(年間)
保健所職員等に対する研修実施回数	1回以上

国、県等が実施する研修へ参加した場合も含みます。

市が定める数値目標

3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT要員の確保数

項目	目標値
流行開始から1ヶ月間において想定される業務量に対する人員確保数	380人

人員確保数の算出は、国のガイドラインに基づいて、新型コロナウイルス感染症の第6波と同規模の感染拡大が起こった場合を想定しています。

- ・本市の新型コロナ第6波時従事職員数より、約50～60人の増加を見込んでいます。
- ・主な要因は、疫学調査対応職員の増加です。約2年の経過があるコロナの第6波時とは異なり、新しい感染症拡大の場合、初期の疫学調査がまん延防止のためには、非常に重要であるため調査対象者を全数としています。但し、今後のシステム化の進行により一定数が自己申告できるとして対象者から除いていることや、コロナの経験を踏まえて職員1人あたりの対応効率も向上すると考えて減員としていることを含んでいます。

項目	目標値
即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)	7人

神奈川県でのIHEATの活用実績を参考に算出しています。

今後のスケジュール(案)

令和5年10月19日	調整会議
令和5年10月26日	決定会議
令和6年3月	計画策定(決裁)

以上

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
事業費(費)									
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他									
一般財源		0	0	0	0	0	0	0	
うち任意分									
捻出する財源 2									
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
実施に係る人工	A								
局内で捻出する人工	B								
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに (は3つまで)									
			○	○		○			
									

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年3月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		あり		時期	12～1月	議会への情報提供	部会

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
調整会議(令和3年4月15日)	次期計画の一体化及び検討体制等について承認
地域保健医療審議会	相模原市保健医療計画(第3次)について(6回開催) 令和5年10月10日に答申
保健医療計画推進部会	地域保健医療審議会の部会として計画の改定の内容を検討(5回開催)
食育推進委員会	次期相模原市保健医療計画に盛り込む食育分野の施策について(5回開催)
歯科保健事業推進審議会	次期相模原市保健医療計画に盛り込む歯科保健分野の施策について(5回開催)
市民総ぐるみ健康づくり運動推進会議(課長会議)	次期相模原市保健医療計画(第3次)の策定、実態調査等について(1回開催)
保健医療計画推進会議(課長会議)	保健医療計画推進部会の資料の調整について(2回開催)
総務法制課	附属機関の一体化に係る条例改正について個別調整
情報公開・文書管理課	附属機関の一体化について個別調整

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論

(10/18)

【附属機関条例の改正について】

(総務法制課長) 地域保健医療審議会、歯科保健事業推進審議会、食育推進委員会の3つを廃止し、保健医療審議会を新たに作るということであるが、議案として、歯と口腔、食育を廃止し、保健医療審議会に統合するよう見えかねないので、附属機関条例の設置目的のところに、おろそかにしていないことを伝えるため、歯と口腔、食育について明記し、条例上も見えるようにした方が良いと思うがいかがか。

(地域保健課長) 審議会において、歯と口腔と食育の審議会の委員には、決して希薄にならないような形で運営を進めるために、臨時委員を置くことや、部会を置いて議論を深めていくことを伝え、了承いただいている。

(健康増進課長) 地域保健医療審議会の設置目的は地域保健と地域医療になるが、保健を幅広く捉えると、食育も歯と口腔も運動も心もすべて保健となるため、食育や歯と口腔を別に明記すると二重になるのではないかという話もあるので、調整させていただきたい。

【審議会の運営について】

○(財政課長) 審議会は、今まで何人の構成だったものが今回どうなったのか。部会ではその辺りの説明はするのか。

(地域保健課長) 各委員数は20人以内であり、単純に足すと60人になる。複数に所属している団体もあるので、精査して30名とした。

(財政課長) その精査の仕方について、気にされる方がいると思うので、庁議資料でもすべてとは言わないが、少し説明があった方がいいと思われる。実際の運営として、例えば、歯と口腔の関係を審議してもらいたいときに、30人集まるかなど、報酬の話にも関わるので気になる点である。

(地域保健課長) そういった場合には部会を置くなど、フレキシブルな形での運営を考えている。

【計画期間について】

○(政策課長) 国の中間見直しがある令和11年度に合わせ、令和11年度までの計画期間にするという説明であったが、他の計画では、国の結果が出た1年後といったように、国の計画を見てから作り込むものがあるが、時期を一致させた場合に、国の内容を次の計画にすぐ反映できるのか。

(健康増進課長) 国の計画の概要は1年前から徐々に示され、年度末には完成しているので、情報として出てくるのは早い。

(地域保健課長) 指標などの材料は策定時には示されているものと考えている。

(原案のとおり上部会議へ付議する。)

令和5年10月25日

決定会議 資料

相模原市保健医療計画(第3次)(案)について

健康福祉局 保健衛生部 地域保健課



I 相模原市保健医療計画の経緯

- ア 平成12年10月 「さがみはら健康都市宣言」制定
- イ 平成14年 3月 「相模原市保健医療計画」策定
(計画期間：平成14年度～22年度) →のちに24年度まで延長
- ウ 平成25年3月 「相模原市保健医療計画」策定
(計画期間：平成25年度～29年度)
- エ 平成30年3月 「相模原市保健医療計画（第2次後期）」策定
(計画期間：平成30年度～令和4年度)
- オ 令和3年6月 「相模原市保健医療計画（第2次後期）」の計画期間を
令和5年度まで延長することを決定
※国・県の関連計画の期間延長（1年間）と整合
- カ 令和6年3月 「相模原市保健医療計画（第3次）」策定予定

2 相模原市保健医療計画（第2次後期）の評価結果（1）

現保健医療計画では重点指標2項目で3目標、指標12項目で16目標の数値を設定しており、これらの目標の達成状況について、ベースライン(平成28年度)と現況(令和3年度)を比較し評価した。

【評価結果】

現計画策定時の平成28年度をベースライン値として令和3年度に実施した「市民生活習慣実態調査」などの結果から評価したもの。

- ・達成度を目標値に達した「A」 ⇒ 8目標
- ・目標値に達していないが改善傾向にある「A'」 ⇒ 1目標
- ・数値に変化がない(ベースライン値と現況値の差が±1%未満含む)「B」 ⇒ 5目標
- ・悪化傾向にある「C」 ⇒ 5目標

3 相模原市保健医療計画（第2次後期）の評価結果（2）

(1)重点指標

No.	内 容	ベースライン値 【平成28年度】	目標値 【平成33年度】 (令和3年度)	現況値 【令和3年度】	達成度
1	健康寿命※1の延伸(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の延伸)	平均寿命の増加分 男性0.68歳 女性0.54歳 健康寿命の増加分 男性0.77歳 女性1.05歳 (27年度)	平均寿命の増加分 を上回る健康寿命 の増加	平均寿命の増加分 男性0.31歳 女性0.09歳 健康寿命の増加分 男性1.15歳 女性2.44歳 (R2年度)	男性A 女性A
2	主観的健康感※2の向上(自分が健康であると感じている人の割合の増加)	78.0%	81%	76.1%	C

※1 健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

※2 主観的健康感:自分が健康であると感じていること

<相模原市の平均寿命>

厚生労働省 令和2年都道府県別生命表(簡易生命表)より

男性:81.55歳(平成27年比0.31歳の増加)

女性:87.44歳(平成27年比0.09歳の増加)

4 相模原市保健医療計画（第2次後期）の評価結果（3）

（2）指標

No.	内 容	ベースライン値 【平成28年度】	目標値 【平成33年度】 （令和3年度）	現況値 【令和3年度】	達成度
1	地域で行っている自主グループ活動やサークル活動へ参加している人の割合の増加	14.6%	21%	14.2%	B
2	健康のために何か続けていることのある人の割合の増加	53.6%	56%	58.0%	A
3	適正体重を維持している人の割合の増加 （20歳代女性やせの人の減少）	18.8%	15%	18.4%	B
	（20～60歳代男性の肥満の人の減少）	28.3%	27%	32.3%	C
	（40～60歳代女性の肥満の人の減少）	18.2%	14%	18.4%	B
4	1週間の中で家族、友人等と食事をする回数の増加	9回	10回	8回	C
5	運動習慣※3を持つ（30分以上の息のはずむ程度の運動を、週に2回以上している）人の割合の増加	32.2%	35%	28.9%	C
6	たばこを吸う人の割合の減少	16.0%	13%	12.9%	A
7	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒※4（1日平均純アルコールで約40g（日本酒換算で約2合）以上）している人の割合の減少	16.8%	16%	16.7%	B
8	40歳代で進行した歯周炎※5（歯と歯肉の境目が4mm以上の病態）に罹患している人の割合の減少	43.6%	38%	56.7%	C
9	睡眠による休養が十分に取れていない人の割合の減少	34.2%	28%	34.4%	B
10	こころの病気に関する相談場所を知っている人の割合の増加	46.6%	49%	54.6%	A
11	1年間に健康診断を受けた人の割合の増加	67.0%	73%	69.0%	A
12	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の保有割合の増加	医師63.3% 歯科医師65.7% 薬局47.3%	増加	65.7% 68.6% 52.3%	A A A

5 相模原市保健医療計画(第3次)の考え方及び方針等

相模原市保健医療計画(第2次後期)

健康づくり推進条例を踏まえた考え方

- 令和5年4月に施行された「相模原市健康づくり推進条例」第9条に定める「健康づくり計画」として位置付ける。
- 条例の各施策を具体的に推進するための計画とする。
- 「自らの健康は自らがつくる」ことを基本とし、子どもから高齢者まで全ての市民が心身に応じた健康づくりに積極的に取り組む計画とする。
- 市・市民・関係者が連携・協力し、市全体で健康づくりに取り組む計画とする。

保健医療計画(第2次後期)の結果を踏まえた検討すべき課題

- 健康に関心が薄い者を含めた健康づくり施策を更に進めていくための方策
- 適正体重を維持している人の割合を増加させるための方策
- 新型コロナなど新興・再興感染症対策の強化など

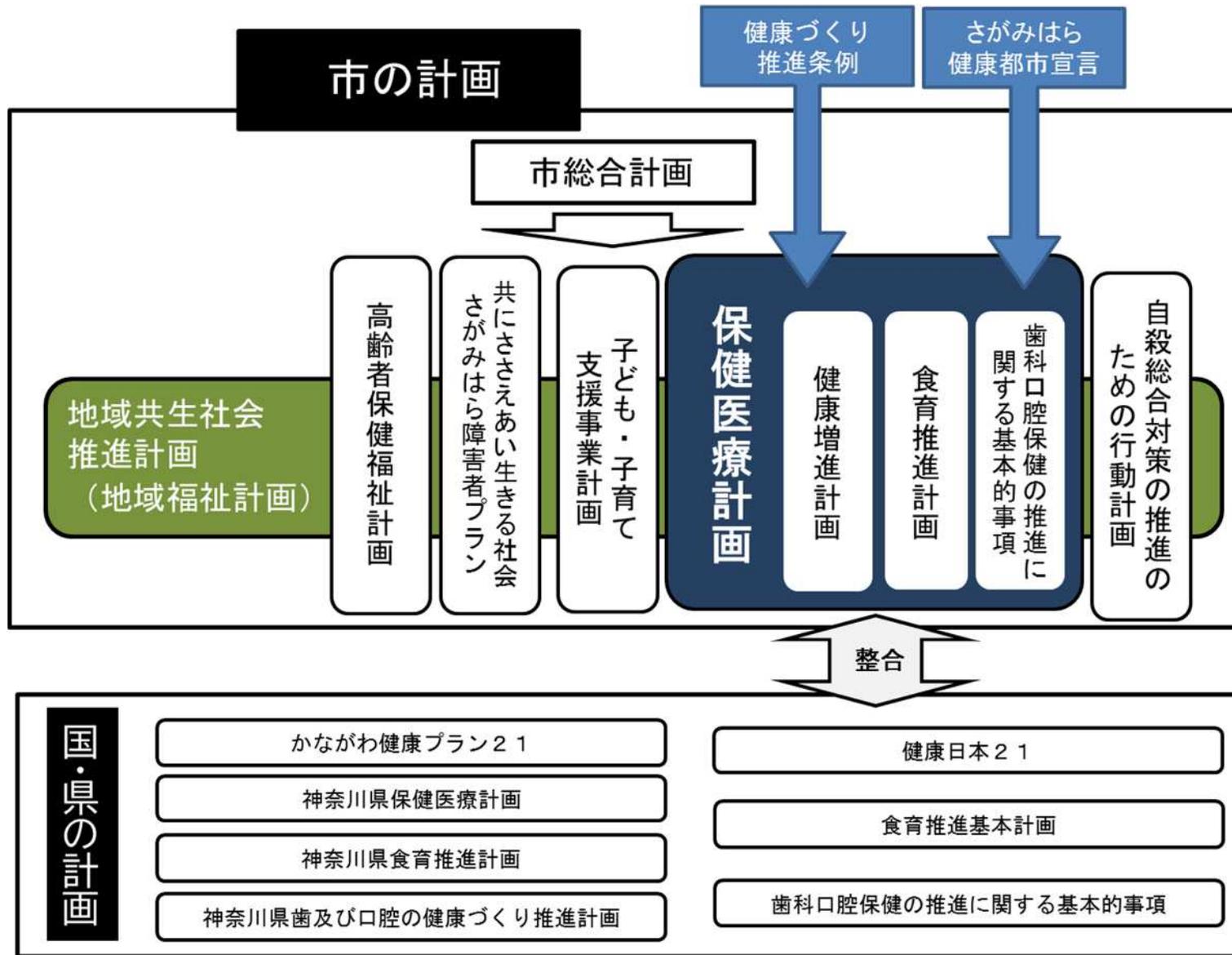
関連計画等との整合・調和

- 健康増進法に定められている市町村健康増進計画として策定する。
- 健康増進法のほか、医療法に基づく国及び県の方針や計画と整合、調和を図る。
- 市の関連計画との整合を図る。

相模原市保健医療計画(第3次)

「相模原市保健医療計画」及び「相模原市食育推進計画」、
「相模原市歯と口腔の健康づくり推進計画」と一体的に策定する。

6 相模原市保健医療計画（第3次）の位置づけについて



7 他市の状況について

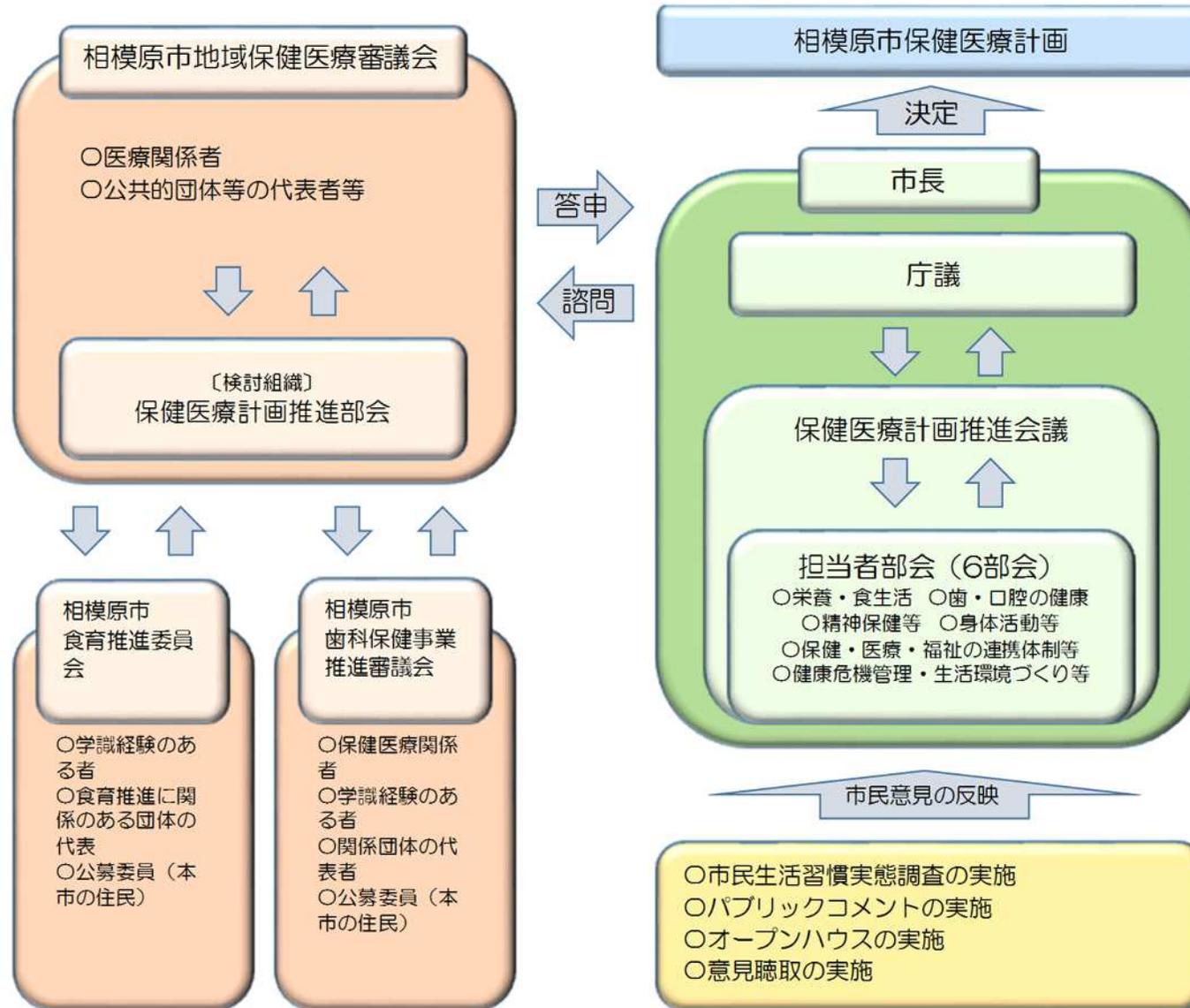
- ・健康増進計画
- ・食育推進計画
- ・歯科口腔保健の基本的事項

を一体的に策定する他市
(予定を含む)

- ・さいたま市
- ・横浜市
- ・川崎市
- ・浜松市
- ・京都市
- ・堺市
- ・熊本市

出典:令和5年度政令指定都市成人保健主管課長会議

8 次期計画の策定に係る組織図について



9 計画の期間

○国の次期プラン「健康日本21(第3次)」の期間は、令和6～17年度までの12年間。

○相模原市保健医療計画(第3次)は、関連計画の計画期間との整合性及び国の次期プランの中間見直し(令和11年)に合わせ、計画期間を令和6～11年度の6年間とする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
市計画	保健医療計画(第2次後期)	保健医療計画(第3次)						次期計画
	第2次 歯と口腔の計画	保健医療計画(第3次)						次期計画
	第3次 食育推進計画	保健医療計画(第3次)						次期計画
	第4期	地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)						第6期
	第8期	第9期高齢者保健福祉計画			第10期高齢者保健福祉計画			第11期
	前計画	第2期共にささえあい生きる社会 さがみはら障害者プラン						第3期
	子ども応援プラン(第2次子ども・子育て支援事業計画)	第3次子ども応援プラン(第2次子ども・子育て支援事業計画)						第4次
	第2次	第3次自殺総合対策の推進のための行動計画				第4次		
		スポーツ推進計画				次期		
		総合計画				次期		
県計画	第2次	かながわ健康プラン21(第3次)(~令和17年度)						
	第7次	第8次保健医療計画						次期
	第2次	歯及び口腔の健康づくり推進計画(~令和17年度)						
		食育推進計画(第4次)				次期計画		
国計画	第二次	健康日本21(第三次)(~令和17年)						
	第1次	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)(~令和17年度)						
		第4次食育推進基本計画			次期計画			

10 計画の構成

基本理念のもと3つの基本方針を設定し、さらに「取組方針」、「取組の視点」、「取組の方向性」、「取組の内容」を定め、効果的に計画を推進する。

項目	内容
基本理念	計画全体の理念
基本方針	基本理念に基づき取り組む分野
取組方針	基本方針を計画的に進めるために定める骨子
取組の視点	取組方針に沿った目指すべき姿
取組の方向性 (目標)	目指すべき姿を達成するための目標 それぞれに成果指標を設定
取組の内容	<p>取組の内容を、「市の取組」、「市民の取組」、「関係者の取組」に分け、それぞれの役割において取り組む内容をわかりやすく表記することで、市民の健康を地域社会全体で支える計画とします。</p> <p>*「関係者」…事業者、保健医療関係者、健康づくり関係者の総称</p> <p>●市の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりに関する総合的な施策の策定、実施。 健康づくりの気運の醸成、健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備。 健康づくりに資する情報の提供。 <p>●市民の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 適度な運動、栄養に配慮した食生活、歯と口腔の健康の保持等、自らに適した健康づくりへの取組。 健診の定期的な受診等、保健医療関係者の指導及び助言の活用等による自らの心身の状態の把握。 <p>●関係者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者…従業員の健康づくりへの取組。健康づくりに取り組みやすい職場環境づくり。 保健医療関係者…市民の健康づくりに対する必要な保健医療サービスの適切な提供等。 健康づくり関係者…市民の健康づくりに資する情報及び活動機会の提供等。

11 基本理念について

健康づくりには長期的な視点を持って健康づくりを進めていくことが必要であり、さらに相模原市健康づくり推進条例では、市民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、市、事業者、保健医療関係者及び健康づくり関係者が連携及び協働し、市全体で市民の健康づくりに取り組むことを基本理念と規定していることから、相模原市保健医療計画(第2次後期)の基本理念「健康を自らつくり、みんなで支えあう『健康都市』さがみはら」を引き続き踏襲する。

基本理念

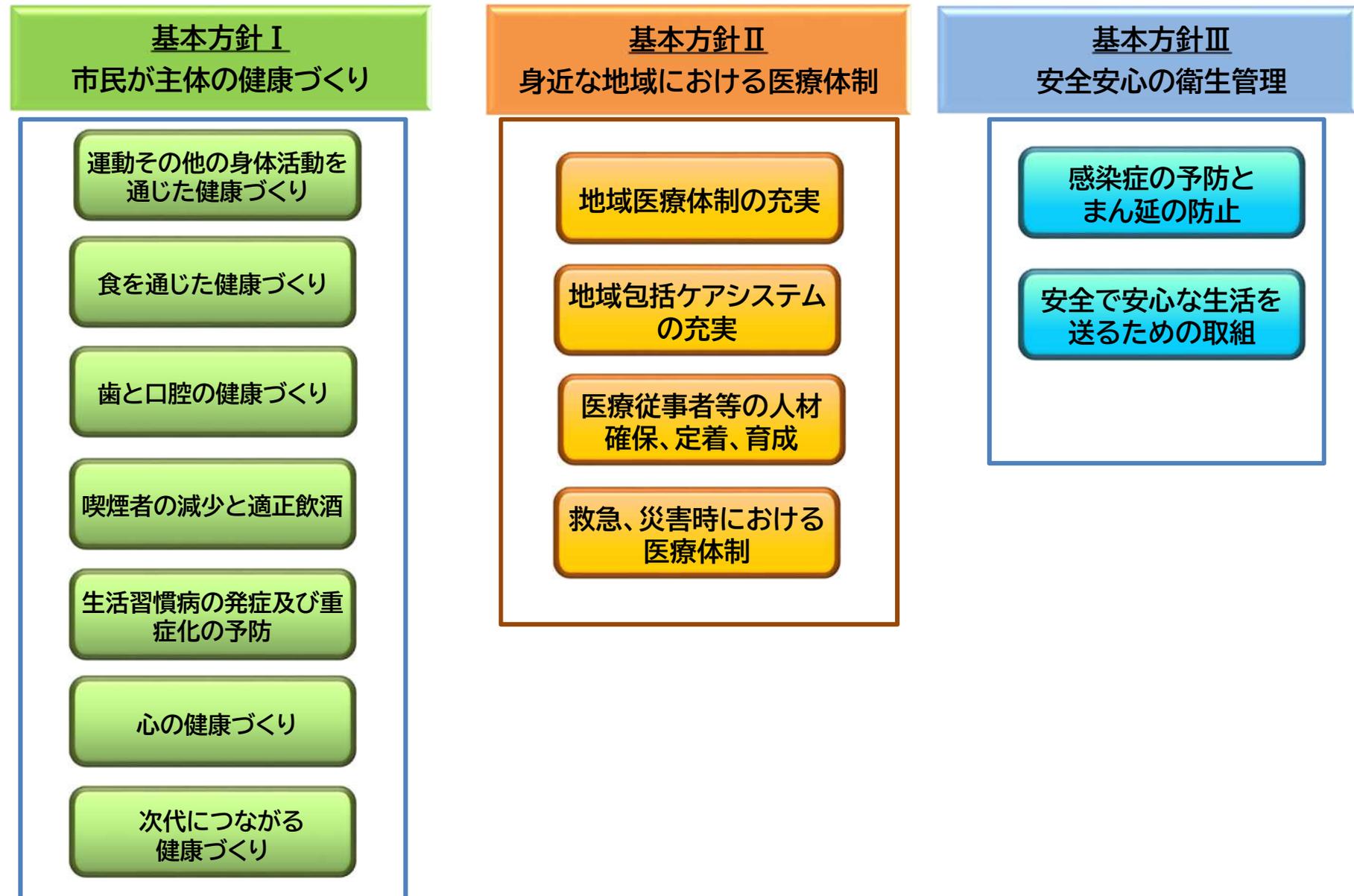
●健康を自らつくり、みんなで支えあう「健康都市」さがみはら
～個人 家庭 地域社会が一体となった生涯にわたる健康づくり～

基本方針Ⅰ
市民が主体の
健康づくり

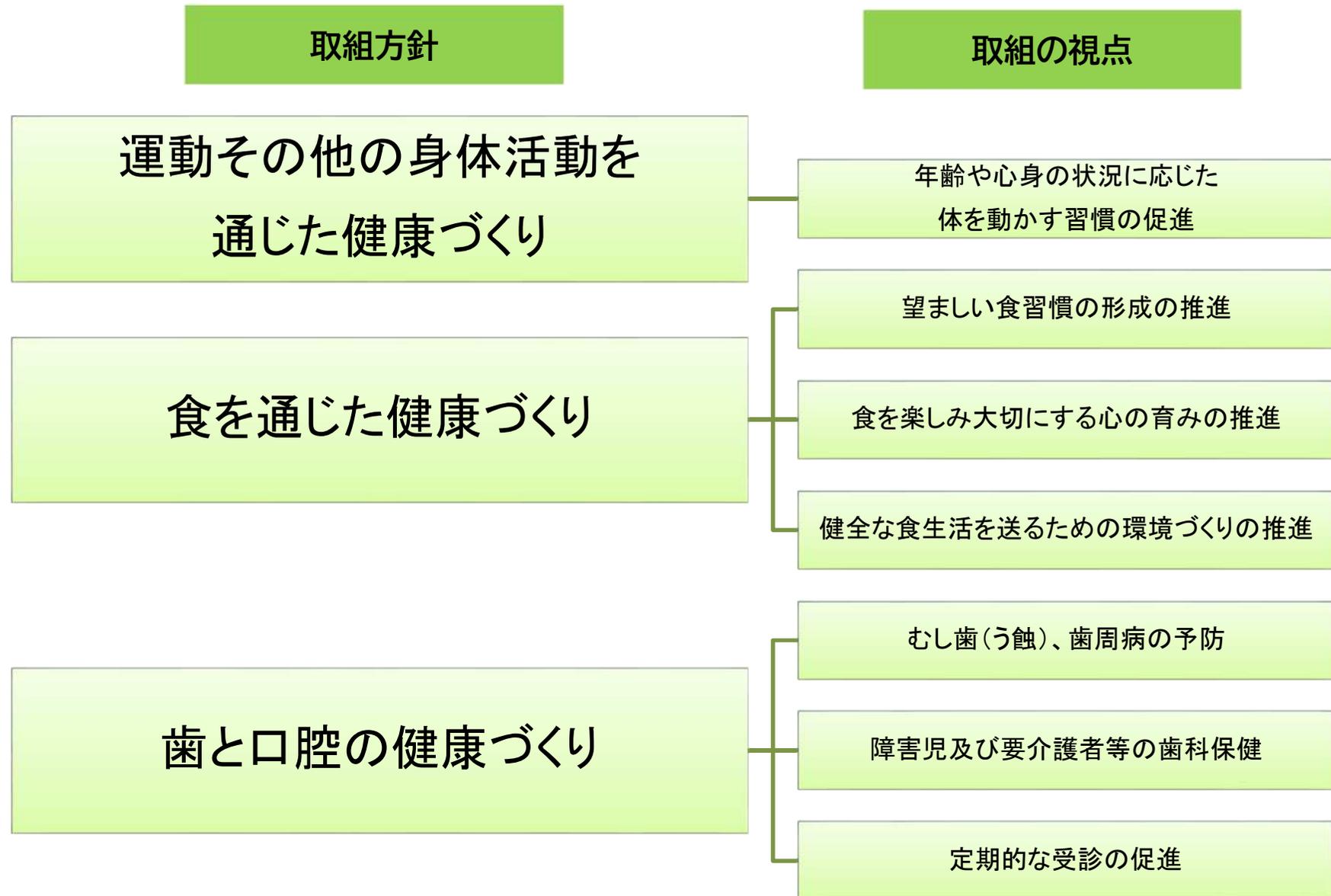
基本方針Ⅱ
身近な地域に
おける医療体制

基本方針Ⅲ
安全安心の
衛生管理

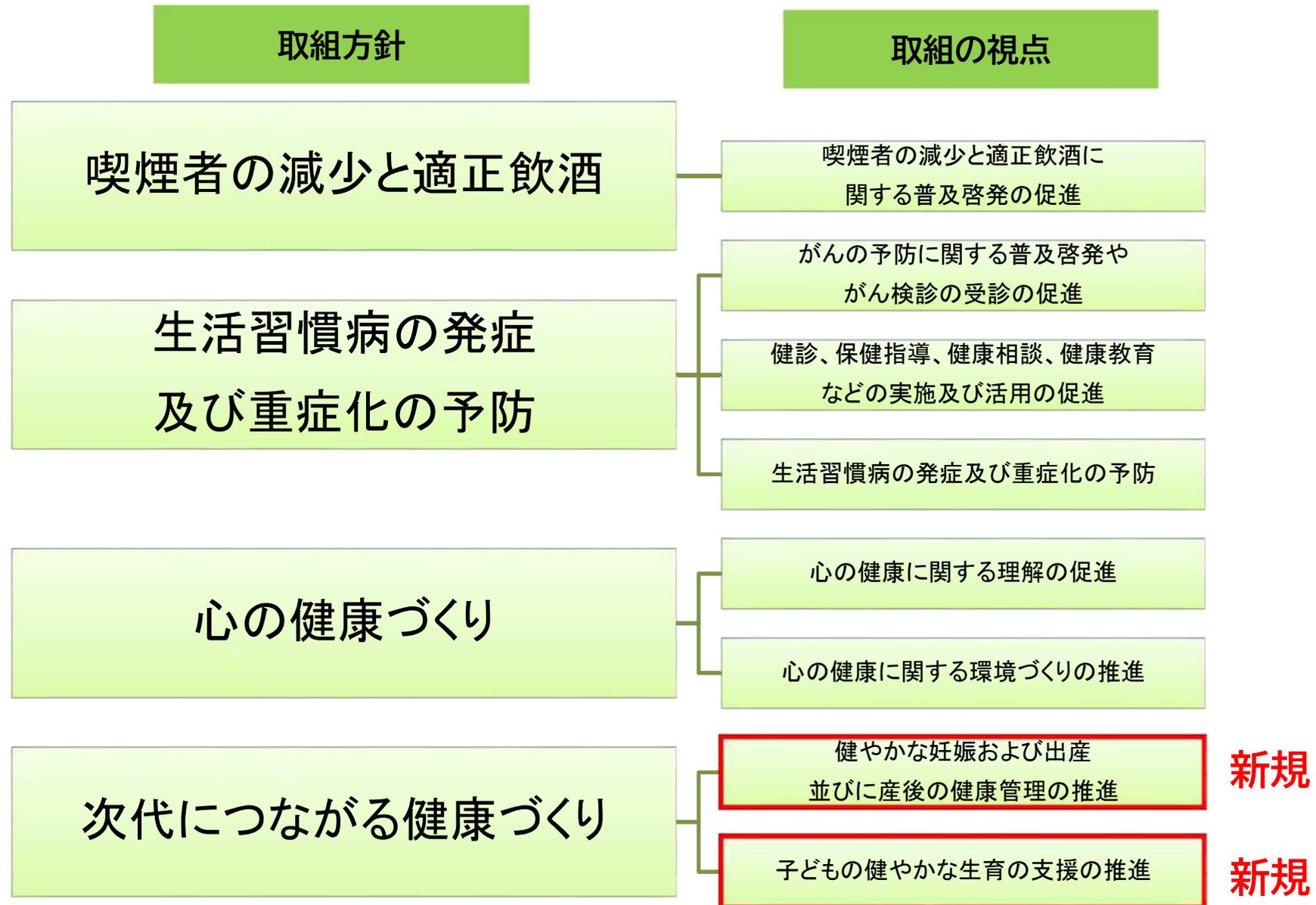
12 基本方針について



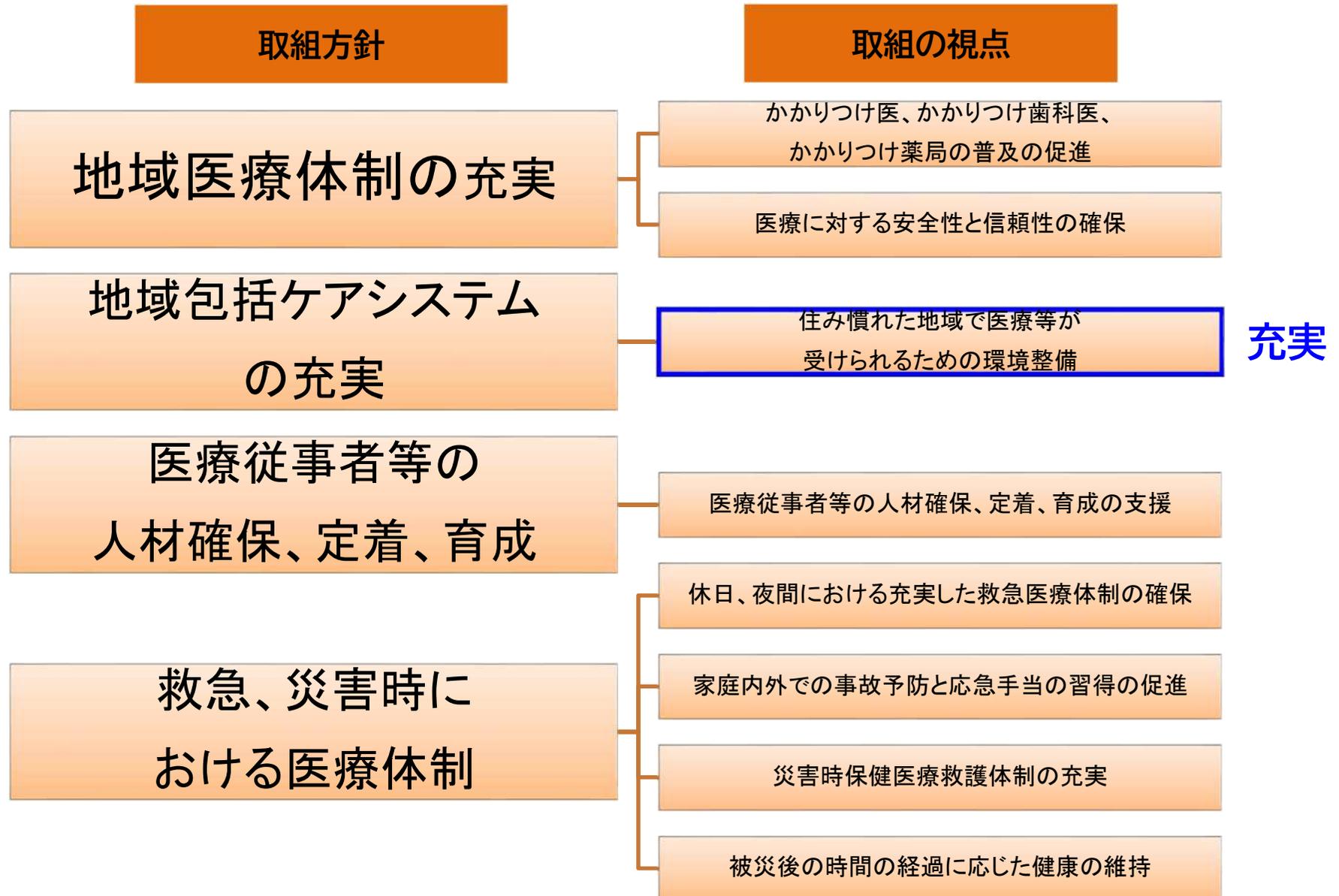
13 基本方針 I 市民が主体の健康づくり①



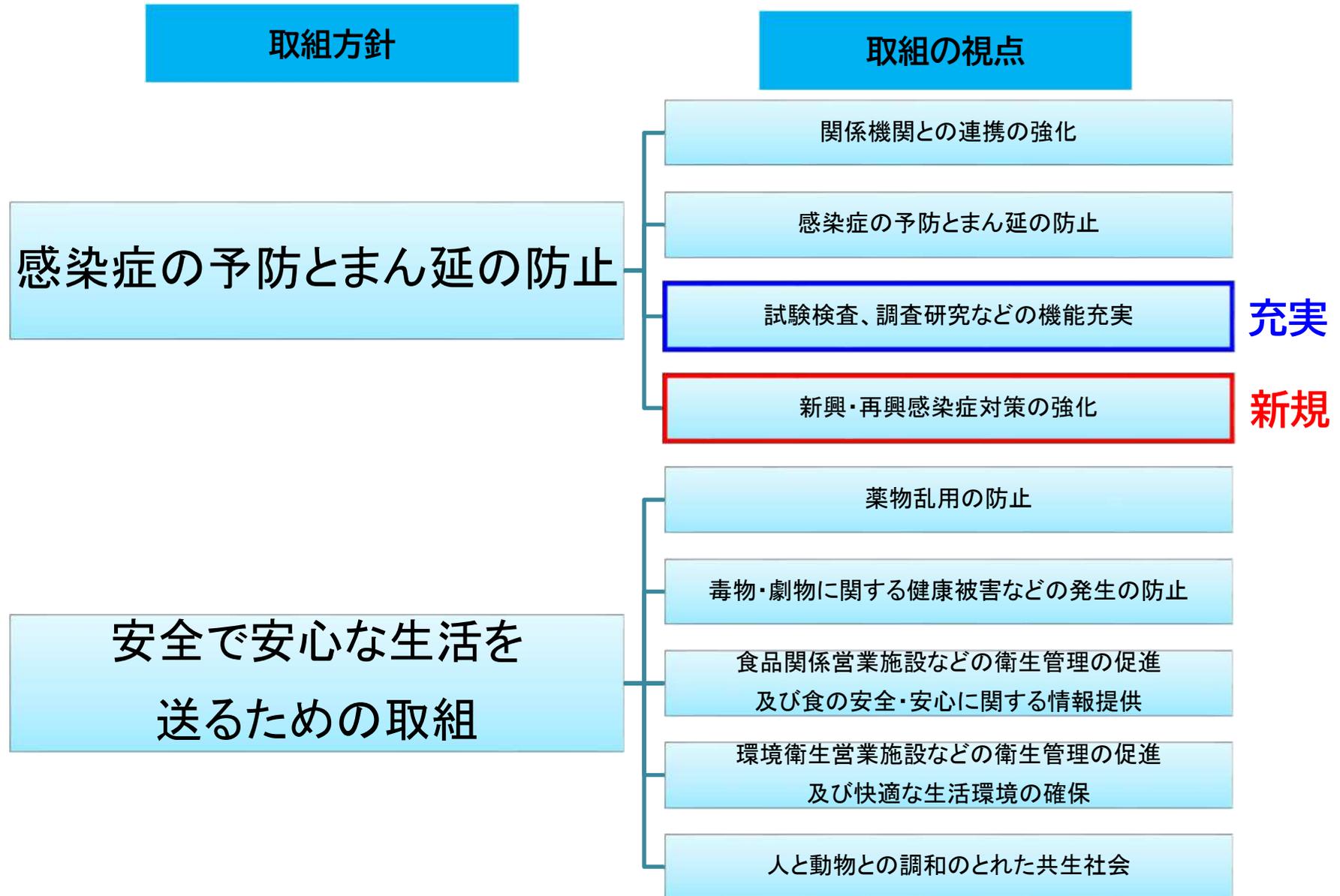
14 基本方針 I 市民が主体の健康づくり②



15 基本方針Ⅱ 身近な地域における医療体制



16 基本方針Ⅲ 安全安心の衛生管理



17 指標一覧

現保健医療計画では、指標を12項目設定していましたが、次期計画では、取組の内容に沿って指標を設定することとし、継続性・実効性をもって計画を推進いたします。

h	区分	指標	区分	指標	区分	指標		
1	I-①-1-(1)	身体活動が1日1時間以上の人割合	31	I-④-1-(2)	中学生・高校生の飲酒経験割合(高校生)	61	I-⑦-1-(3)	妊娠届出時の妊娠・出産への気持ち「うれしい・楽しみ」または「心配はあるが楽しみ」と回答した妊婦割合
2	I-①-1-(2)	週2回以上1回30分以上の運動習慣を持つ人の割合	32	I-④-1-(3)	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	62	I-⑦-1-(3)	妊娠22週以降の母子健康手帳交付の割合
3	I-②-1-(1)	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている市民の割合(全年代)	33	I-⑤-1-(1)	がん検診の受診率(胃がん)	63	I-⑦-2-(1)	子どもの健康を守るために体を動かすことを心がけている人の割合(幼児)
4	I-②-1-(1)	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上、ほぼ毎日食べている市民の割合(20~30歳代)	34	I-⑤-1-(1)	がん検診の受診率(肺がん)	64	I-⑦-2-(1)	子どもの健康を守るために体を動かすことを心がけている人の割合(小学生)
5	I-②-1-(1)	20~30歳代女性のやせの人の割合	35	I-⑤-1-(1)	がん検診の受診率(大腸がん)	65	I-⑦-2-(2)	地域子育て支援拠点事業の実施箇所数
6	I-②-1-(1)	20~60歳代男性の肥満の人の割合	36	I-⑤-1-(1)	がん検診の受診率(子宮頸がん)	66	II-①-1-(1)	かかりつけ医がいる人の割合
7	I-②-1-(1)	40~60歳代女性の肥満の人の割合	37	I-⑤-1-(1)	がん検診の受診率(乳がん)	67	II-①-1-(1)	かかりつけ歯科医がいる人の割合
8	I-②-1-(2)	朝食を食べない市民の割合(小学生)	38	I-⑤-1-(2)	20歳以上の喫煙率	68	II-①-1-(1)	かかりつけ薬局がある人の割合
9	I-②-1-(2)	朝食を欠食する市民の割合(20~30歳代)	39	I-⑤-1-(2)	生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合	69	II-②-1-(1)	重症心身障害児者訪問看護事業年間実利用人数
10	I-②-1-(3)	食品の安全性に関して基礎的な知識を持ち、安全な食生活を送ることについて判断している人の割合	40	I-⑤-2-(1)	特定健康診査の受診率の向上	70	II-②-1-(1)	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所数
11	I-②-2-(1)	1週間の中で朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(中学生)	41	I-⑤-2-(2)	特定保健指導の実施率	71	II-②-1-(2)	市所管の診療所における電子カルテ導入割合
12	I-②-2-(1)	1週間の中で朝食や夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(一般市民)	42	I-⑤-3-(1)	20~30歳代女性のやせの人の割合【再掲】	72	II-②-1-(2)	地域ケア会議地域づくり部会と直接的に連携している市所管の診療所の割合
13	I-②-2-(2)	食品ロスを軽減するために何らかの行動をしている市民の割合	43	I-⑤-3-(1)	20~60歳代男性の肥満の人の割合【再掲】	73	II-③-1-(1)	中山間地域で勤務する育成した医師の数
14	I-②-2-(3)	地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継いでいる若い世代の割合	44	I-⑤-3-(1)	40~60歳代女性の肥満の人の割合【再掲】	74	II-③-1-(1)	運営費等の補助を通じて、市内の看護師養成施設における毎年の市内就職率を80%に維持する。
15	I-②-3-(1)	食育への関心がある人の割合	45	I-⑤-3-(2)	収縮期血圧が130以上の人の割合	75	II-③-1-(2)	介護人材の不足感
16	I-②-3-(2)	栄養成分表示を参考にして食品や料理を選ぶ人の割合	46	I-⑤-3-(3)	HbA1c 8.0%以上の者の割合	76	II-③-1-(2)	介護職員等の医療従事者との連携のしやすさ
17	I-②-3-(2)	学校給食の全使用品目のうち地場農産物等(神奈川県産)が占める割合(品目ベース)	47	I-⑥-1-(1)	睡眠で休養がとれている者の割合(全体)	77	II-③-1-(2)	難病患者等ホームヘルパー養成研修受講者数
18	I-③-1-(1)	むし歯がある子どもの割合(12歳児)	48	I-⑥-1-(1)	睡眠で休養がとれている者の割合(59歳まで)	78	II-④-1-(2)	救急隊員からの収容依頼3回以内で受け入れられた救急搬送者の割合
19	I-③-1-(1)	多数のむし歯(未処置歯4本以上)がある3歳6か月児の割合	49	I-⑥-1-(1)	睡眠で休養がとれている者の割合(60歳以上)	79	II-④-1-(2)	救急救命士の養成数
20	I-③-1-(2)	中学校3年生で歯肉に炎症がある人の割合	50	I-⑥-1-(1)	適切な睡眠時間が確保できている人の割合(全体)	80	II-④-2-(1)	不慮の事故による搬送者数
21	I-③-1-(2)	進行した歯周病(歯周炎)がある人の割合(40歳代)	51	I-⑥-1-(1)	適切な睡眠時間が確保できている人の割合(59歳まで)	81	II-④-2-(1)	熱中症の搬送者数(5月~9月)
22	I-③-1-(3)	補助的清掃用具をほぼ毎日使用している人の割合(19歳以上)	52	I-⑥-1-(1)	適切な睡眠時間が確保できている人の割合(60歳以上)	82	II-④-2-(2)	応急手当普及講習会の開催回数と受講者数
23	I-③-2-(1)	定期的に歯科医療機関を受診している障害児者(未就学~高校生)の割合	53	I-⑥-1-(2)	心の病気は誰でもなる可能性がある事を知っている人の割合(19歳以上)	83	II-④-2-(2)	応急手当実施率
24	I-③-2-(2)	定期的に歯科医療機関を受診している要介護者等の割合	54	I-⑥-2-(1)	精神疾患や心の健康に関して市に相談窓口があることを知っている市民の割合	84	II-④-3-(1)	難病患者要援護者支援台帳作成率(対象は医療機器を使用しているランクI・II患者)
25	I-③-2-(2)	60歳代で何でも噛んで食べることができると感じている人の割合	55	I-⑥-2-(2)	ゲートキーパー研修受講者数	85	II-④-3-(1)	災害発生時の不安/災害発生時の自宅以外の避難場所の有無・避難場所の認知度
26	I-③-3-(1)	歯と口腔の健康を保つために定期的に歯科医療機関を受診している人の割合(19歳以上)	56	I-⑦-1-(1)	妊娠12週未満の母子健康手帳交付の割合	86	II-④-3-(1)	救護所の開設訓練実施率
27	I-④-1-(1)	20歳以上の喫煙率	57	I-⑦-1-(1)	産後4週間での産婦健康診査受診の割合	87	III-①-2-(1)	結核患者の接触者健診が必要とされた人のうち、健診を受けた人の割合
28	I-④-1-(2)	中学生・高校生の喫煙経験の割合(中学生)	58	I-⑦-1-(2)	妊娠届出書の提出時の妊婦喫煙者の割合	88	III-①-4-(1)	市内医療機関等との合同訓練実施率(年1回開催) ※新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度までは毎年実施
29	I-④-1-(2)	中学生・高校生の喫煙経験の割合(高校生)	59	I-⑦-1-(2)	妊娠届出書の提出時の妊婦飲酒者の割合	89	III-②-4-(1)	公衆浴場等における改善率(レジオネラ症の発生防止に係る改善率)
30	I-④-1-(2)	中学生・高校生の飲酒経験の割合(中学生)	60	I-⑦-1-(2)	20~30歳代女性のやせの人の割合【再掲】	90	III-②-5-(1)	ペットの所有明示を行っている飼い主の割合

18 新たな審議会の運営体制について

計画の一体化に伴い、各計画を所管する附属機関も一体化し、計画の進捗管理等について新たな附属機関で行う。また、専門的事項を検討する際には、**臨時委員**を置くことや、部会を置くことができるものとする。

メリット

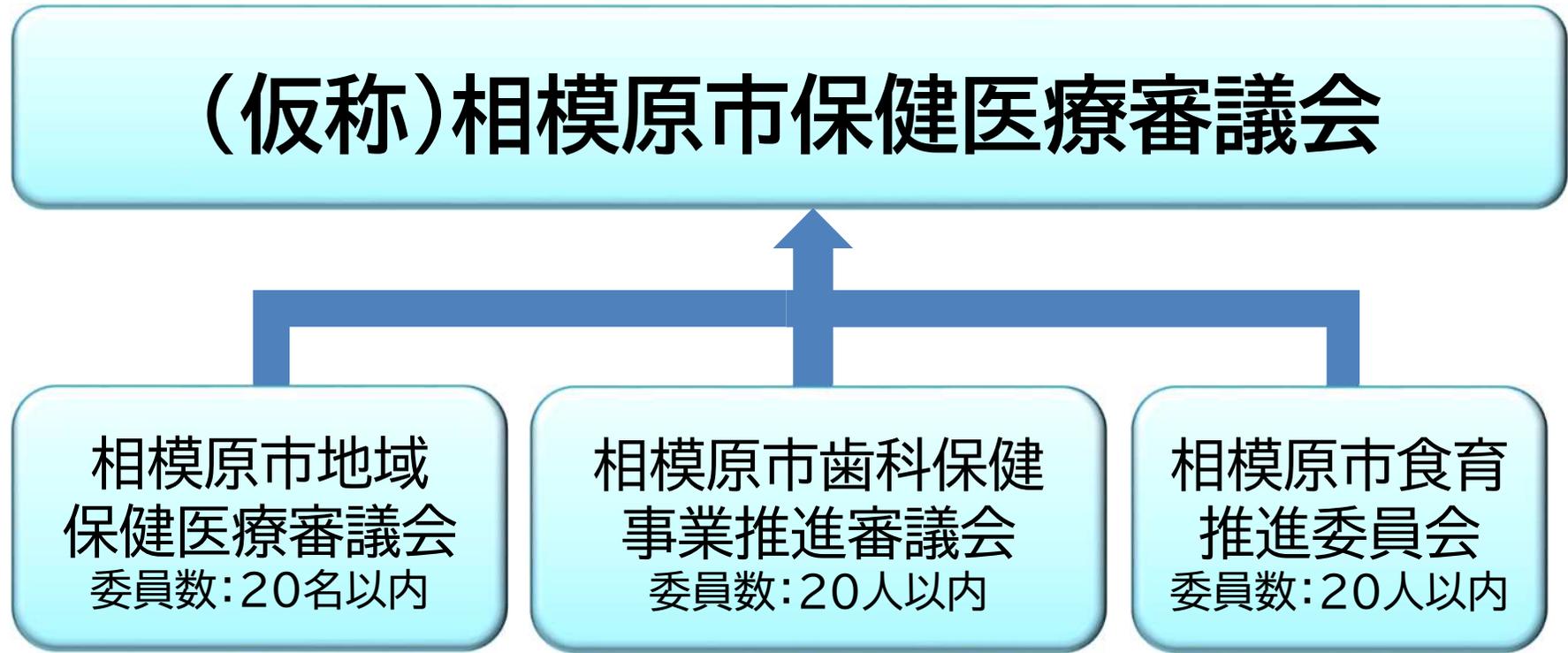
- 健康づくりを総合的に推進する「健康づくり推進条例」とリンクした一体的・横断的な審議ができる。
- 運営がより効率的となる。

デメリット

- 所管事項が幅広くなるため、審議内容が薄くならないように留意する必要がある。

↳ 部会設置や委員構成、審議の進め方などの工夫により審議内容を充実する。

19 新たな運営体制について



委員数	委員	その他
30人以内	<ul style="list-style-type: none">・保健医療関係者・関係団体から推薦された者・学識経験がある者・市の住民・市長が特に必要と認める者	<ul style="list-style-type: none">○特別の事項を調査審議するため必要があるとき、臨時委員を置く○所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため部会を置く

20 現状の運営体制について

	1 市医師会	2 市病院協会	3 市歯科医師会	4 市薬剤師会	5 市栄養士会	6 県看護協会相模原支部	7 県歯科衛生士会相模原支部	8 自治会連合会	9 社会福祉協議会	10 相模原地域連合	11 健康づくり普及員連絡会	12 獣医師会	13 男女共同参画さがみはら	14 相模原環境衛生協会	15 相模原食品衛生協会	16 わかな会	17 県立学校長会議 地区別会議相模原地区	18 市立小中学校長会	19 市幼稚園・ 認定こども園協会	20 市私立保育園・ 認定こども園園長会	21 市障害福祉事業所協会	22 市高齢者福祉施設協議会	23 市農業組合	24 神奈川つくい農業協同組合	25 市立小中学校 PTA連絡協議会	26 さがみはら消費者の会	27 学識経験者	28 公募
地域保健 医療 審議会 20人	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													○
歯科保健 事業推進 審議会 18人	○		○		○	○	○			○							○	○	○	○	○					○	○	
食育推進 委員会 18人	○		○		○						○			○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○	

21 実施スケジュール

12月 民生部会へ説明

12～1月 パブリックコメントの実施

3月 計画策定

議会に議案を提出

- 附属機関の設置に関する条例の改正
- 相模原市食育推進委員会条例の廃止
- 相模原市健康づくり推進条例の改正

事案調書(決定会議)

審議日 令和5年10月26日

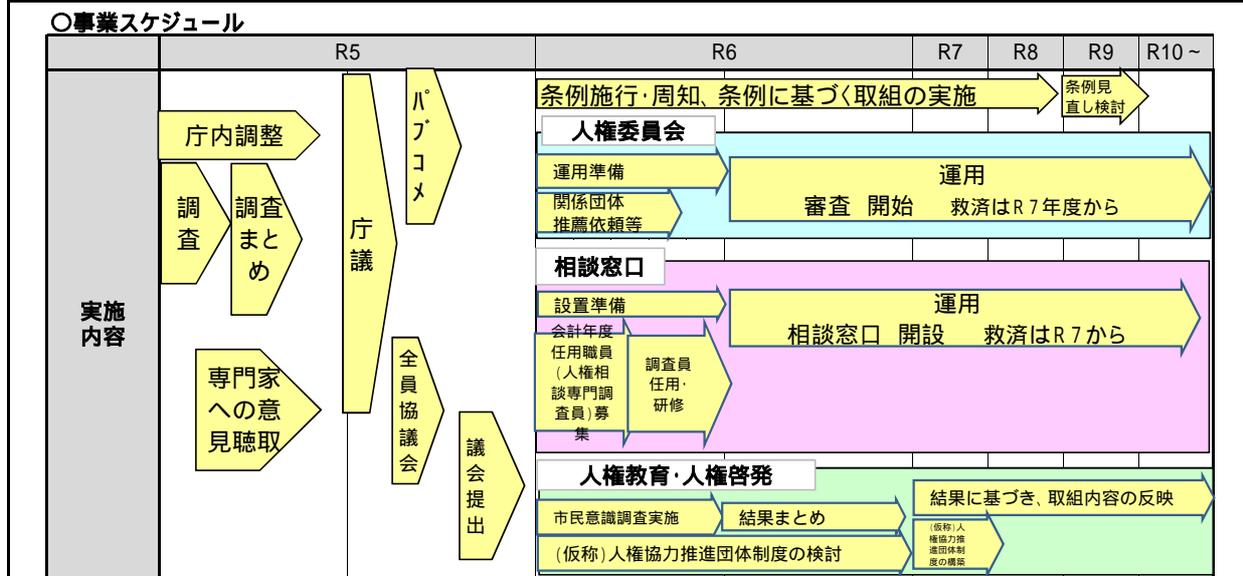
案件名	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について						
所管	市民	局区	部	人権・男女共同参画	課	担当者	内線
事業効果 総合計画との関連	事業効果	人権施策を推進することにより、多様性を認め合い、不当な差別の解消につながり、人権尊重のまちづくりをより一層進めることができる。					
	効果測定指標	人権が尊重されていると思う割合				施策番号	13
		R5	R6	R7			
	事業効果 年度目標	条例の制定	条例に基づく取組の実施 条例の施行、周知 相談窓口開設 運用準備 審査開始 意識調査実施 調査まとめ (仮称)人権協力推進団体 制度の検討		(仮称)人権協力推進 団体制度の構築 救済開始		

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の制定について 条例制定に伴い実施する事業について
決定会議 審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事案概要

一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現に向け、条例を制定するもの。また、人権侵害を受けた者に対する相談・支援体制の充実、差別の解消に向けた対応、不当な差別的言動を行わせない仕組みを設けるなど、人権施策の充実を図るもの。

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工



○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
事業費(費)		6,690	14,578	13,685	13,685	13,685	13,685	13,685
うち任意分			会計年度短時間勤務任用職員経費については調整中					
特財								
国、県支出金		1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674	1,674
地方債								
その他								
一般財源		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		5,016	12,904	12,011	12,011	12,011	12,011	12,011
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入) (人工)

項目		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
実施に係る人工	A		3	3	3	3	3	3
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	3	3	3	3	3	3

局内で捻出する人工概要

SDGs 関連ゴールに (は3つまで)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
					○				
	○						○		

日程等 調整事項	条例等の調整		議会提案時期	定例会議	報道への情報提供
	パブリックコメント	あり	時期	令和5年11月	議会への情報提供

事前調整、検討経過等

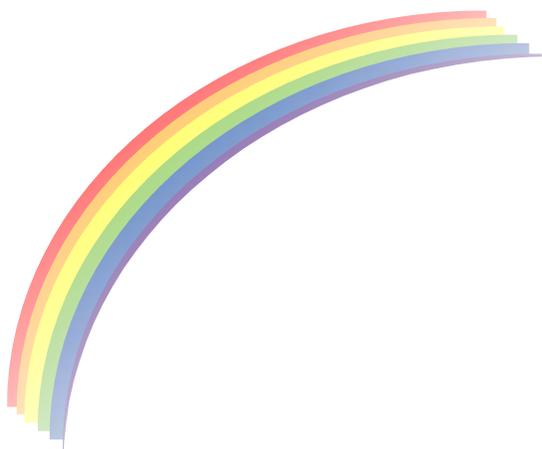
調整部局名等	調整内容・結果
人権施策審議会	令和元年11月～令和5年3月(全23回開催)
人権施策推進会議(R5.4.14)	答申の説明
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.14)	不当な差別的言動への対応について(公の施設の利用制限)
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.20)	人権教育・人権啓発、相談支援体制
関係課長打ち合わせ会議(R5.7.25)	人権委員会・救済
人権施策推進会議(R5.7.31)	人権教育・人権啓発、相談支援・救済
人権施策推進会議(R5.9.25)	不当な差別的言動への対応について
調整会議(R5.10.6、R5.10.12)	

備考	
	アンケート調査の実施
	専門家による意見聴取の実施
	関係課との打ち合わせ(公の施設の利用制限、禁止措置、人権委員会の設置について)

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (10/6)</p>	<p>【条例の内容について】 ○(総務法制課長)今回表現の自由を規制しており、それに対する立法事実については2通りあると認識している。本市において実際に見ておけない差別が生じているため、又は現在の社会情勢を踏まえて本市として差別を断固として許さないという姿勢を示すため、どちらの立法事実に基づいて提案しているのか。 (人権・男女共同参画課長)規制をする部分においては、市の実態からである。答申経過では、津久井やまゆり園の事件があったことをどのように捉えるかなどが議論になった。こうした中で、国において障害者や部落差別、性的少数者に関する法律ができるなどの動きがあり、差別の解消や理念の浸透といったものが法律の主な内容になっており、本市だけでなく全国どこにでも適用となるものである。一方で、今回の条例はこれまで指針で取り組んできたことに実効性を持たせる必要があるとしたときに、市において実際に起こっているものに対処しなければならないという視点を強く出している。 ○(総務法制課長)大阪市のヘイトスピーチ条例における最高裁の判例では3年半で164件のデモ等があったことも踏まえ合憲となった。大阪市の件数と比較すると本市の実態だけだと弱いと思われるので、市としての姿勢という視点も盛り込んだ方がいいのではないか。 (人権・男女共同参画課長)件数で見ると差があることは承知をしている。市の実態だけではなく、今回条例に指針の内容も盛り込み、実際に調査等を実施するなど諸々の施策の一つのものとし、市としての人権施策を充実、推進していくという視点についても当然に含まれている。 ○(総務法制課長)拡散防止措置について、本邦外出身者に対する措置は既に争いがあると承知している。本市については、障害に対する差別も対象としているが、障害に対する差別的言動に関する判例はなく、おそらく本市が初となる。対象として、あえて障害に対する差別的言動を設けた理由については、具体的な事例があったという理由からか。 (人権・男女共同参画課長)様々な団体に照会をした中において、インターネット上の事案があり、内容としては津久井やまゆり園の事件に係るものが多くあった。 ○(総務法制課長)人権委員会については様々な捉え方がある中で、人権施策審議会からの答申では、人権委員会は非常に強固な権限を持ち、市長から独立した機関としている。一方で、今回条例に定める人権委員会は、附属機関として定めるとのことだが、条例にも附属機関として設置する旨を示した方がよいのではないか。 ○(総務法制課長)不当な差別への対応として、障害の属性は拡散防止措置にのみ含まれている。障害が含まれた理由として、インターネット上での書き込みがあったことを立法事実としているとのことだが、どちらかといえば、本市において障害に対する差別が存在したということが立法事実になるのではないかと。インターネットで書き込みがあったことを理由に拡散防止措置だけ障害を含むというのは、制度として安定していないように思われる。 (人権・男女共同参画課長)表現の自由を規制することになるので、まずは本当に小さな範囲で規制することを基本的に考えている。これから将来にわたり予防的に規制するというのは、表現の自由をより一層狭くしてしまうおそれがある。今後、条例制定後に市民の意識調査を行ったり、人権委員会での状況や人権施策審議会から意見をもらいながら検討する中で、規制の範囲を広げるべきということも提案する又はされる場合もあるため、基本的には3年後の見直しの際に、施策全体を検討し対応していくものと考えている。 ○(総務法制課長)勧告や命令から6か月行っはならないという規定だが、逆に捉えると、6か月でリセットされてしまうという考えもある。表現の自由との兼ね合いはあるが、条例の趣旨に照らすと期間を設けなくてもよいのではと思うが、どのような認識か。 (人権・男女共同参画課長)表現の自由を制限する内容であるため、一度行ったことに対して永久的に制限をすることは難しい。6か月という期間が妥当であると認識している。 ○(総務法制課長)第12条の申立において、第4項で対象外になる事案が列挙されている。例えば、行政不服審査については、市が行った処分に対してそれが合法か違法かを判断する方法である。公の施設の利用制限があり不服があった場合には、○か×かだけの判断となるが、この条例は○×だけではなく、説示や助言を行うことができるものである。対象外とすることで、そういった行政としての救済ができなくなるので、両立してもよいのではないか。両立することで、より市民のためになると考えるため検討してもらいたい。 ○(総務法制課長)第18条の声明において、市長は深刻で不当な差別の事案が発生したと史料する場合とあるが史料という表現では不安定ではないか。また、声明の目的を条文に加えていただきたい。 【各施設への影響について】 ○(総務法制課長)公の施設の利用制限について、各施設の管理条例の改正は伴わないという認識でよいのか。 (人権・男女共同参画課長)今後調整が必要な部分もあるので、確認する。 (総務法制課長)基本的には個別の管理条例の中で、ガイドラインに則って運用する形だと思うが、人権委員会に諮った上で利用制限を行うという手続きについては、ガイドラインだけでなく条例に規定した方がよいのではないか。管理条例が個別であるため、表現が難しいとは思いますが、手続きの内容が見えるような形にした方がよいのではないかと。 ○(経営監理課長)公の施設において、指定管理者による運営が行われている施設が150程度あり、現在指定管理者はこの条例がない中で現在管理を行っているが、条例化された場合は、指定管理者にとってもかなり重いものだと考える。ただ一方で、各施設の管理条例の改正は必要ない場合には、今の利用制限に加えてこの条例による制限がかかってくるという考え方でよいのか。 (人権・男女共同参画課長)施設の管理運営上支障があるという規定等があったと思うが、それを適用し判断していただく形になる。判断の仕方などについてはガイドラインの中には盛り込み、フローに基づいて対応することとしたい。 継続審議とする</p>
--	---

<p>調整会議の 主な議論 (10/12)</p>	<p>【条例の内容について】 ○(総務法制課長) 条例前文における本市の状況に、障害だけでなく他属性に関する差別やインターネットを利用した人権侵害についても言及するよう構成を変更した方がよい。 (人権・男女共同参画課長) 構成変更について検討する。 ○(総務法制課長) 第12条第4項における申立の対象外となる事案について、対象外とせず残すことで、この条例による救済の可能性を残した方がよいのではないかと、市民サービスの向上につなげるためには、両立することを含めて上部会議においても検討を進めてもらいたい。 ○(総務法制課長) 第14条の趣旨として、あっせんにより合意し成立した内容に従わない場合に勧告をするというものであれば、表現を整理した方がよい。現行の表現で解釈すると、仲裁の話し合いにすら応じない場合に勧告をするといった内容に見えてしまう。 (人権・男女共同参画課長) 表現を調整する。 ○(総務法制課長) 差別的言動の禁止の対象場所については、市設置施設だけではなく、広く一般の不特定多数の方が利用する場所も含まれることについて、市民にわかりやすく周知してもらいたい。 ○(総務法制課長) 条例制定に伴い、指針を見直す必要があるかと考えるが、見解を伺う。 (人権・男女共同参画課長) 附則において3年を目途に見直しをすることを示しており、市民意識調査や審議会等の意見などを踏まえて見直しを行った結果、指針を改定するということが想定される。</p> <p>【各施設への影響について】 ○(総務法制課長) 公の施設の利用許可等の基準で、条例改正の必要性がある施設が市民会館と市体育館、総合体育館の3施設とのことだが、人権尊重のまちづくり条例と併せて、令和6年3月議会で条例改正の提案をした方がよいのではないかと。 (人権・男女共同参画課長) この3施設のほか、福祉会館についても条例改正の必要性がないかなど調整中である。条例改正にあたっては、人権尊重のまちづくり条例策定後に作成するガイドラインの内容を踏まえる必要もあると考えており、議会提案のタイミングについては調整が必要である。 (政策課長) 所要の改正という扱いでよいと考えるが、上部会議に上がるまでに議会提案の時期など、課題を整理することができるか。局内で検討し、決定会議の際に検討結果を報告することで、条例改正についての庁議は不要と判断する。 ○(経営監理課長) 今後ガイドラインを策定するということだが、ガイドラインの内容についての説明会等を行ってもらえるとありがたい。</p> <p>【その他】 ○(総務法制課長) 全庁に影響を及ぼす条例であるため、庁議の進捗状況等について、関係各課に随時情報提供してもらいたい。 ○(人事・給与課) 人権相談専門調査員の配置にあたっては、勤務要件など詳細について、引き続き調整をおねがいしたい。</p> <p>原案を一部修正し、上部会議に付議する</p>
-----------------------------------	--



自分色 認め合い すべての人へ！
～ 人権尊重のまち・さがみはら～



（仮称）相模原市人権尊重のまちづくり条例の 制定について

令和5年10月26日
決定会議

1 本市における人権施策の取組状況

本市では、平成14年に相模原市人権施策推進指針を策定し、人権尊重のまちづくりを推進。

国においては、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」などの人権に関する法令の整備が進み、人権に関する施策の充実が図られる一方で、世の中では、外国人や障害のある人に対する差別的言動、インターネット等を利用した人権侵害、性自認及び性的指向に関する偏見など、新たな人権課題が生じている。

このような状況から、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するため、『相模原市人権施策推進指針』を平成31年に改定し、基本理念「一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」を掲げるとともに、人権施策の取組に、より実効性を持たせるため、相模原市人権施策審議会へ「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について」を令和元年11月に諮問し、令和5年3月に答申を受けた。

< 答申の主な内容 >

○不当な差別的取扱いの禁止について

- ・何人も、あらゆる属性を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならないこと

○人権教育・人権啓発について

- ・市は、市職員、市民及び事業者への人権教育及び人権啓発を行うこと

○相談・支援体制の充実及び救済機関について

- ・市民の相談を受けるため、ワンストップ窓口を設け、総合的な相談・支援体制を整備すること
- ・関係者等への調査や調整、加害者への説示などを行う救済機関(相模原市人権委員会)を新設すること

○不当な差別的言動について

- ・表現の自由に配慮しつつ、声明、公の施設の利用制限、拡散防止措置、不当な差別的言動の禁止を盛り込むこと
 - ・著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動については、勧告、命令、公表及び罰則を設けること
- 罰則は、秩序罰と行政刑罰の選択、当該罰の適用には、2~3年程度凍結期間もあり

2 条例制定の基本的な考え方

答申内容を踏まえつつ、本市の実態を把握した上で、法的な課題とも整合を図り、本市にふさわしい具体的な制度等を構築する。

<本市の条例（施策）の特徴・ポイント>

本市にふさわしい人権施策を推進

- ・人権尊重のまちづくりの実現に向け、人権教育・人権啓発の充実、相談支援体制の充実、救済措置の実施などといった取組を総合的に講じ、人権尊重の理念を広く浸透させていくことにより、社会における人権意識を変革していく。

○津久井やまゆり園事件を前文に記載(前文)

- ・「津久井やまゆり園事件」が決して風化することのないように、条例の前文に記載する。

○相談・支援体制の充実(第9条)

- ・既存の各課・機関に加え、人権侵害に関する相談を受け付ける「総合相談窓口」を新たに設置するとともに、各課・機関の連携強化により、全庁の相談・支援体制を充実する。

○不当な差別的言動を規制(第20条)

- ・不当な差別的言動への対応は、規制的手法を採用するものの、本市の実態や憲法の保障する「表現の自由」を踏まえ、「罰則」までは導入しない。

○「声明」の発出を全国で初めて条例化(第27条)

- ・「差別は決して許されない。」との立場を明確にするため、市長が「声明」を発出する仕組みを設ける。

○「相模原市人権委員会(附属機関)」の新設(第28条)

- ・「不当な差別的取扱いを受けている人の救済」や「不当な差別的言動への対応を図るための審査」を担う法律面などの専門性に特化した委員構成とする「人権委員会」を新設する。

3 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の構成・概要

1 前文		2 目的(第1条)		3 基本理念(第3条)	
これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきたが、人権問題は依然として存在し、発生している中、共生社会の実現に向け取り組んでいくこと		一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現すること		人権尊重のまちづくりは、誰もが一人ひとり異なる存在であることを踏まえ、多様性を認め合い、不当な差別を解消し、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施されなければならない	
4 市の責務(第4条)				5 市民等及び事業者の責務(第5条)	
<ul style="list-style-type: none"> 基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関する施策を推進 あらゆる施策の策定及び実施に当たって、人権尊重の視点をもって取り組む 				市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策への協力	
6 不当な差別的取扱いの禁止(第6条)			7 市人権施策推進指針(第7条)		
何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない			<ul style="list-style-type: none"> 人権尊重のまちづくりに関する施策を推進するための指針を策定する。(人権施策推進指針) 指針にのっとり、施策を具体的かつ計画的に推進するため、必要な措置を講ずる 		
8 人権施策の推進(第8条~)					
人権教育・人権啓発		市職員、市民等及び事業者に対し、人権教育及び人権啓発を行う。多様な主体と連携した取組を行う			
相談・支援・救済		<ul style="list-style-type: none"> 「総合相談窓口」の新設など、人権侵害に対する全庁の相談・支援体制の強化 相談対応で解決が困難な人権侵害があった場合、救済を図るための施策を実施 			
取組の推進 「不当な差別的取扱い」の解消に向けた	声明	深刻で不当な差別事案が発生したと認める場合で、必要があると認めるとき、声明を発出する			
	公の施設の利用制限	市が設置する公の施設において、不当な差別的言動が行われるおそれのある場合に利用制限を行うことができるよう基準を定める			
	拡散防止措置	不当な差別的言動に係る表現の市民間への拡散を防止するため、必要な措置を講ずるとともに公表する			
	禁止措置	公共の場所で、特定の手法により、人権等の属性を理由に不当な差別的言動を行ってはならないこととし、違反者に対し、勧告、命令、公表を行う			
「人権委員会」の設置		不当な差別的取扱いを受けている人の救済及び不当な差別的言動の解消を図るための審査を担う			

4 条例の概要

(1) 前文

条例制定の背景、趣旨、理念、目的などを明らかにするため、前文を設ける。

- ・近年、国においては、人権に関する法令の整備が進み、本市においても、人権尊重を基調とした市政を推進してきた。
- ・本市においては、神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起きた。この事件が決して風化することがないよう、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められる。
- ・人権問題は依然として存在し、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権課題も発生している。
- ・本市としては、人権尊重の理念が行き渡り、一人ひとりがかげがえのない個人として尊重され、互いの人権を認め合う共生社会を実現する必要がある。

(2) 不当な差別的取扱いの禁止

何人も、不当な差別的取扱いをしてはならない。(なお、罰則規定は設けない。)

「人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない」という、基本的な取り組み姿勢を示すものである。

また、「何人も」は、外国人や法人などを含めた「誰でも」という意味で、条例で用いる場合は、条例の属地主義により、区域内の住民、区域内の滞在者、区域内の法人、団体に適用される。

本条例における「不当な差別」への対応の整理

人権侵害

「相談・支援」で対応

他人の権利を侵害する行為をいう。

不当な差別

「声明」で対応

人種、民族、国籍、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障害、疾病、出身その他の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。

不当な差別的取扱い

「救済」で対応

正当な理由なく特定の属性や特性を理由として、サービスの提供等を拒否すること、制限すること、条件を付与すること等をいう。

不当な差別的言動

「公の施設の利用制限」、
「拡散防止措置」、「禁止措置」で対応

特定の属性や特性がある者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的や、特定の属性や特性があることを理由として地域社会から排除することを煽動する目的などで、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は著しく侮蔑するなどの言動をいう。

(3) 相談・支援体制の充実

《取組の基本的な考え方》

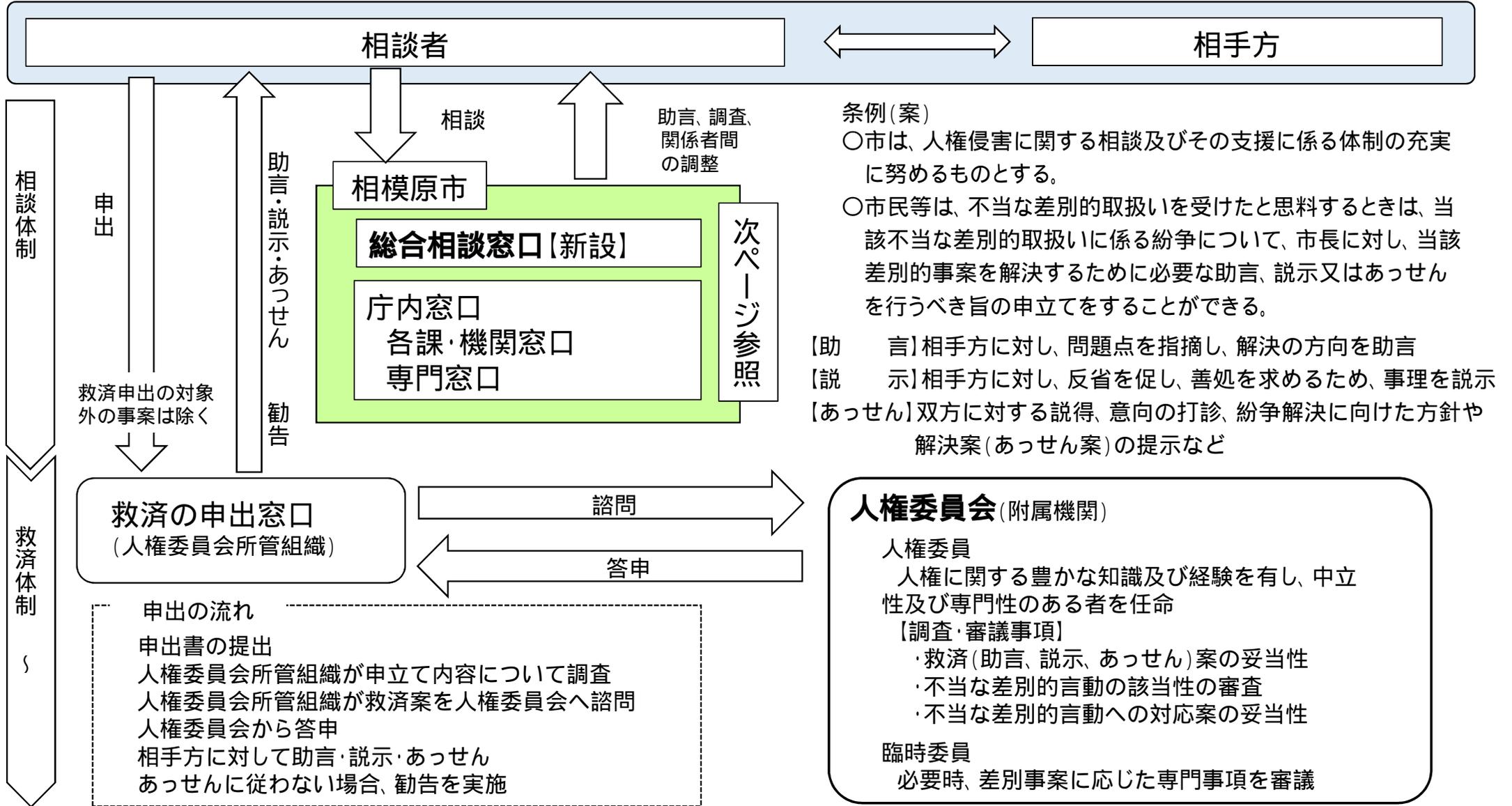
市政のあらゆる施策に人権尊重の理念が関わっていることから、差別の解消に向けて、全庁一丸となって対応を図る。

既存の各課・機関における窓口だけではなく、市民にとって気軽に相談しやすくコンシェルジュ的な機能を有する窓口として、『総合相談窓口』を設置する。

人権侵害に関する相談は多種多様であることから、全ての相談への対応を特定の窓口で担わせるのではなく、各分野の専門的知見を有効に活用することにより、的確な対応を図る。そのため、既存の各課・機関における相談機能を充実するとともに、各課・機関間の連携を強化する。

相談対応では解決が困難な人権侵害があった場合、救済を図るための仕組みを設ける。

相談・支援及び救済体制のイメージ



相談者

相手方

相模原市

総合相談窓口【新設】

庁内窓口
各課・機関窓口
専門窓口

次ページ参照

相談

助言、調査、
関係者間の調整

相談体制

救出

救済申出の対象
外の事案は除く

助言・説示・あっせん

勧告

救済の申出窓口
(人権委員会所管組織)

諮問

答申

人権委員会 (附属機関)

人権委員

人権に関する豊かな知識及び経験を有し、中立性及び専門性のある者を任命

【調査・審議事項】

- ・救済(助言、説示、あっせん)案の妥当性
- ・不当な差別的言動の該当性の審査
- ・不当な差別的言動への対応案の妥当性

臨時委員

必要時、差別事案に応じた専門事項を審議

救済体制

申出の流れ

- 申出書の提出
- 人権委員会所管組織が申立て内容について調査
- 人権委員会所管組織が救済案を人権委員会へ諮問
- 人権委員会から答申
- 相手方に対して助言・説示・あっせん
- あっせんに従わない場合、勧告を実施

条例(案)

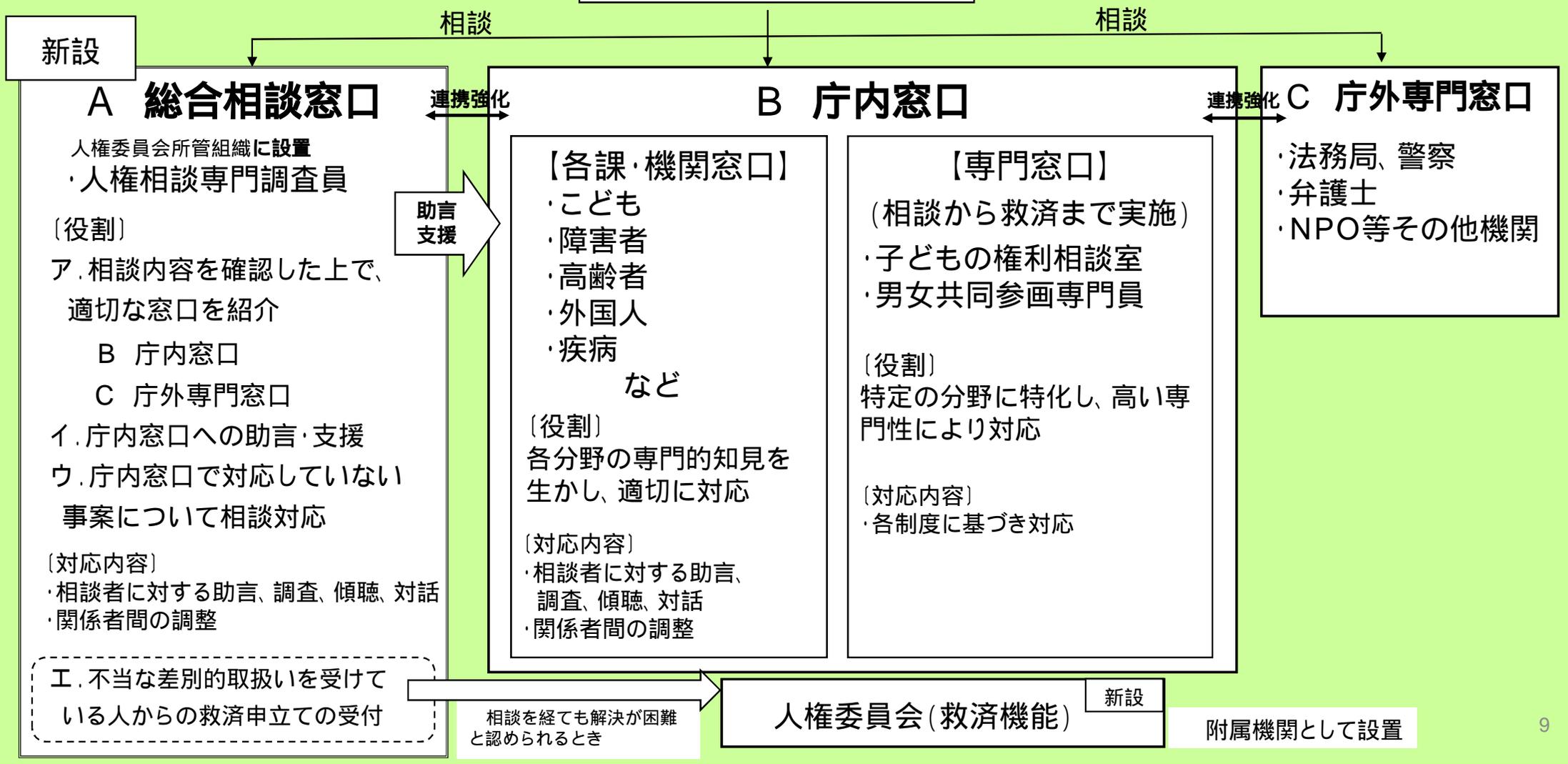
- 〇市は、人権侵害に関する相談及びその支援に係る体制の充実に努めるものとする。
- 〇市民等は、不当な差別的取扱いを受けたと思料するときは、当該不当な差別的取扱いに係る紛争について、市長に対し、当該差別的事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

- 【助言】相手方に対し、問題点を指摘し、解決の方向を助言
- 【説示】相手方に対し、反省を促し、善処を求めるため、事理を説示
- 【あっせん】双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けた方針や解決案(あっせん案)の提示など

相談・支援体制のイメージ

《考え方》人権侵害に対する全庁の相談・支援体制を充実・強化

人権侵害を受けた市民等



(4) 不当な差別への対応

《取組の基本的な考え方》

○インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害、不当な差別的言動といった、人権課題が本市においても発生していることなどを踏まえ、相談・支援の充実に加え、差別の解消に向けた対応や不当な差別的言動を行わせない仕組みを設ける。

不当な差別的言動を行わせないような仕組みを導入するにあたっては、日本国憲法が保障する、「表現の自由」に十分配慮する。

事案に応じて「**声明**」、「**公の施設の利用制限**」、「**拡散防止措置**」、「**禁止措置**」の4つの手法で対応する。

具体的な取組の実施に当たり、恣意的な運用とならないよう、また、正当な表現行為を萎縮させることがないよう、専門的な見地から意見をもらうことが必要となるため、新たな附属機関「**人権委員会**」を設ける。

(4) - 1 不当な差別への対応【声明】

(1) 役割

市が、深刻で不当な差別事案が許されないものであるとの姿勢を明確にし、差別を許さない社会規範を醸成し、差別感情の広がりを抑えるために実施するもの。

(2) 対象

深刻で不当な差別の事案。市長が必要と認めるときに発出する。 要件は、『解釈指針』で示す。

(3) 方法・発出内容

事案に応じて、報道発表、記者会見にて実施。

発出内容：発生事案の概要 / 発生事案に対する市の認識 / 発生事案に関する分野における本市の取組等

(4) 解釈指針で示す想定例（声明を発出する想定）

ア 災害時、重大事件発生時の人種等の属性を理由としたデマの否定 大震災時、外国人窃盗団の発生

イ 行為者が不明な差別的な落書きなどの犯罪 公共施設のトイレでの差別落書き

ウ ア・イのほか、法令、条例の規範に反する行為で不当な差別に該当するもの（主には次に示すもの）

（ア）市内で発生し、又は市民等が対象となっている事案であること。

（イ）多数の市民等が存在を知り得る状態にある事案であること。

（ウ）市民等に深刻な悪影響を及ぼす可能性が高い事案であること。

（エ）言動の禁止措置や拡散防止措置の対象となる行為でないこと。

(4) - 2 不当な差別(不当な差別的言動)への対応【公の施設の利用制限】

(1) 役割

市が設置する公の施設で、不当な差別的言動が行われるおそれのある場合に、「利用不許可」・「利用承認の取消し」・「条件付き許可」といった利用制限を行うこととし、施設利用の安定を図るもの。対象とする属性は、「人種・民族・国籍」とする。

(2) 対象

市が設置する公の施設(約800)を対象
(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設で、市設置以外のものは対象外)。

(3) 方法・内容

人権条例に「利用制限の基準を定める」旨を規定し、具体的な基準等はガイドラインに定める。

ア 運用方法

各施設の設置条例の利用承認、利用承認の取消の条項に基づき利用制限を行うこととし、その解釈、手続等の基準をガイドラインに定める。なお、利用制限を行う場合、人権委員会に意見を聴く。

イ ガイドラインに定める利用制限の基準(例) 条例制定後に具体的に検討し制定

(ア) 当該施設利用において、不当な差別的言動が行われることにより、人格権をはじめとする基本的人権を侵害することが、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測される場合

(イ) 不当な差別的言動が行われる蓋然性が高いことによる紛争のおそれがあり、施設の管理上支障が生じるとの事態が、客観的な事実を照らし、具体的に明らかに予測され、警察の警備等によってもなお混乱を防止できないことが見込まれるなど特別な事情がある場合

(4) - 3 不当な差別(不当な差別的言動)への対応【拡散防止措置】

(1) 役割

街宣、インターネット等で拡散された不当な差別的言動を、市民間への拡散を抑制するための手法。
対象とする属性は「人種・民族・国籍・障害」とする。

(2) 対象行為等

市の区域内又は市の区域外(市民等を対象)において、本邦外出身者及び障害者に対し、差別的意識を助長する目的を持って、不当な差別的言動をインターネットの配信、看板の掲示、プラカードの提示、デモや街宣の手法等により行われた表現を、市民間に拡散しないように対応するもの。

本邦外出身者...ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下、「本邦外出身者」という。

(3) 対応方法・内容

ア 削除要請

インターネット上の動画の削除や看板の撤去の要請などを行うこと。

配布されていたビラやDVDを回収する要請をすること。

デモ・街宣活動中の中止要請は行わない。

イ 公表 街宣等の表現活動の内容が不当な差別的言動に該当すること / 講じた措置の内容

(4) 効果・課題

- ・ 拡散の防止が図られ、不当な差別的言動である旨の周知が図られ、市民の関心・理解向上となる。
- ・ 削除要請を行っても、全ての削除要請が実行されるとは限らない。

(4) - 4 不当な差別(不当な差別的言動)への対応【禁止措置】

(1) 役割

不当な差別的言動を禁止するための手法。対象とする属性は「人種・民族・国籍」とする。

(2) 対象行為等

市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所(例：市内の駅頭、公園など)において、本邦外出身者に対し、差別的意識を助長する目的を持って、不当な差別的言動を拡声器を使用し、看板・プラカードなどの掲示、ビラ・パンフレットなどの配布等の手法により行われたものが、再び行われないように対応するもの。

(3) 対応方法・内容

上記の対象行為等に対し、次のとおり対応する。

- ア 勧告 一度目の不当な差別的言動の事案が発生後、二度目の事案の発生が見込まれるときに、「再度行わないように」との趣旨(6カ月間/同じ地域で/同一理由の事案)。
- イ 命令 上記の「勧告」に従わず、同一事案を行った場合に、「再度行わないように」との趣旨(命令の日から6カ月間/同じ地域で/同一理由の事案)。
- ウ 公表 上記「命令」に従わず、同一事案を行った場合に、「制裁的」な趣旨で、公表する。
公表内容は、「氏名、命令内容」とする。

(4) 効果・課題

- ・罰則規定(秩序罰・行政刑罰)は設けないが、氏名の公表という制裁的な措置により、不当な差別的言動の抑止が図られる。
- ・勧告、命令、公表の実施にあたっては、氏名等を特定する必要がある。

○禁止措置への罰則規定の導入について

前提

- ・本市において、不当な差別的言動の実態が数件程度あった。
- ・「公共の福祉」と「表現の自由」とのバランスに留意する必要がある。
- ・答申では、著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動については「秩序罰を科す」「秩序罰又は行政刑罰を科す」の両論があり、また、「罰則の適用は、2～3年程度凍結することもあり得る。」ともあり、本市の実情に踏まえて対応することが必要である。

<効果・課題>

行政刑罰の効果

- ・先例団体では、条例制定後には、条例に該当するようなヘイトスピーチが発生していないと評価している。
- ・行政刑罰を設けた場合、市として「不当な差別的言動は許さない。」という強い姿勢が表れ、人権尊重を推進する先進市として強力なアピールとなる。

憲法上の課題

- ・本市における差別的言動は、人種・民族・国籍に基づく事案を複数確認できたものの、罰則条項を採用する「川崎市」における状況（不当な差別的言動の程度・頻度、集住地区の有無）と比べると、立法事実の観点から低い状態にあるため、罰則規定を設けた場合に違憲となる可能性がある。
- ・予防的措置として罰則規定を置くことは、罰則に該当する表現内容の明確な基準を示すことが難しいため、どんな言動が罰則規定の対象であるか判断が付きづらく、表現行為の萎縮効果をもたらすおそれがある。

訴訟可能性

- ・行政刑罰を設けなくとも、規制的手法を規定することで、憲法上の「表現の自由」を不当に制約するもので、憲法に違反する規定ではないかと条例自体を違憲とする訴訟を起こされる可能性がある。（例：大阪市）

検討

立法事実（本市における各種実態調査）を踏まえ、憲法の保障する「表現の自由」を制約するまでの必要性は少ないものと判断し、制定時点では罰則規定を設けない。なお、今後、3年程度の期間における本市の立法事実の状況に応じて、必要な場合には、罰則規定を設けることとする。

○本市における不当な差別の実態について（調査結果）

本市における不当な差別の状況について、令和5年5月、関係団体・街頭アンケート調査を実施した。

様々な回答があった中、法務省作成のヘイトスピーチ解消法に関する資料等を参考に本市独自で判断した結果、「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由とする不当な差別的言動(侮辱、排除、犯罪扇動)」に該当する可能性の高いものは次のとおり。

1 関係団体への調査結果

	該当あり	疑義あり	属性
ア 街宣活動（侮蔑、排除する旨の表現）	4件	数件	人種、民族、国籍
イ 看板等の掲示（排除する旨の表現）	1件	0件	人種、民族、国籍
ウ ア、イのほか、自宅へのDVD(内容が外国人差別のもの)の投函事案、インターネット上での事案	16件	34件	人種、民族、国籍、障害
エ 公の施設での不当な差別的言動	0件	1件	人種、民族、国籍

該当あり...法務省作成のヘイトスピーチ解消法にあてはめると該当ありとなる件数。立法事実。 疑義あり...人権委員会による審査により、該当となる可能性がある。

2 街頭アンケートの結果

公の施設での不当な差別的言動を見聞きしたことがある	38人（454人中）
不当な差別的言動の拡散防止措置対象となるものを見聞きしたことがある	44人（422人中）
公共の場所で不当な差別的言動が実施されていることを見聞きしたことがある	27人（418人中）

3 平成28年度以後の「不当な差別的取扱い」の相談状況について庁内各課へ調査

- ・理由なく習い事を辞めさせられた
- ・病気を理由に、業務の配慮をしてもらえなかった
- ・店舗などで、必要ではないと思われる事項（病気や障害、家族構成などの状況）を確認された など

(5) 人権委員会

「不当な差別的取扱いを受けている人の救済」及び「不当な差別的言動の解消を図るための審査」を担う「人権委員会」を、地方自治法第138条の4の規定に基づく附属機関として設置。

役割	内容	
救済	市民等から救済の申立てが市長にあったとき、市長からの諮問に応じて、調査審議し、答申	
審査	次の事項について、市長からの諮問に応じて、調査審議し、答申。	
	声明	不当な差別事案であるか否かの審査、声明の発出を講ずるか否かの審査
	公の施設の利用許可等の基準	不当な差別的言動であるか否かの審査、「利用不許可」「利用承認の取消し」「条件付き許可」などの利用制限を講ずるか否かの審査
	拡散防止措置	不当な差別的言動であるか否かの審査、拡散防止措置を講ずるか否かの審査
	禁止措置	不当な差別的言動であるか否かの審査、勧告、命令、公表を講ずるか否かの審査
その他	人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長からの諮問に応じて調査審議し、答申	

(5) 人権委員会

委員体制	内容
位置付け及び定数	附属機関委員（非常勤特別職） <u>7名以内</u> 当初は <u>5名</u> を委嘱予定（2名は予備）
属性	人権に関する豊かな知識及び経験を有し、中立性及び専門性のある者・法曹実務者 具体的には、 <u>弁護士、学識経験者</u> を想定
臨時委員	不当な差別的取扱いに関する救済では、様々な属性の案件が見込まれることから、必要に応じて <u>臨時委員</u> を任用。 定数の枠外で任用し、その任期は特定の調査審議が終了するまで。
守秘義務	個人情報扱うことから守秘義務を規定（罰則はなし）
報酬	日額 15,000円

人権委員会は、不当な差別事案の解消のために法律面など専門性に特化した視点から調査審議することが役割であるため、既存の附属機関「人権施策審議会」と役割が異なる。

【参考】人権施策審議会の役割（附属機関の設置に関する条例）

設置目的：人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。

構成員：関係団体代表者、公募市民

人権施策全般に関して幅広く意見をもらう場合に諮問

(6) 人権相談専門調査員の配置について

相談・調査業務を担う「人権相談専門調査員」を配置する。

ア 具体的な役割（主なもの）

（ア）相談業務

新たに設置する総合相談窓口で相談を受け、関係各課・機関への案内・取次ぎ、庁内窓口への助言・支援、人権侵害に係る相談・助言、救済申立ての受付を行う。

（イ）調査業務

人権委員会へ申し出られた救済事案について、当事者へ聞き取りなど調査を行う。

救済方針に基づき、人権委員会所管組織（市職員）とともに救済を実施する。（あっせん等）

イ 位置付け及び人数

会計年度任用職員 3名（週4日×7時間）

ウ 資格

精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理士のいずれかの資格を有する者で、相談業務に従事した経験を有する者
公的機関で人権相談業務に従事した経験のある者

エ 報酬額

本市の他の会計年度任用職員及び他市の事例を基に算定

オ 勤務形態

職員 \ 曜日	月	火	水	木	金
A					
B					
C					

相談業務や調査業務に関して情報共有等を行うため、全員出勤の日を設ける。

(7) 附則について

見直し規定を条例の附則に設ける。

附 則

(検討)

市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

< 課題 >

- ・インバウンドや外国人労働者の増加、AIに代表されるITの発展などによる急激な社会情勢の変化
- ・市民意識の変化に伴う、新たなる差別や人権侵害の顕在化の可能性

条例施行後3年の社会情勢、市民意識、差別や人権侵害の現況、審議会等の意見などを踏まえて、条例改正も含め必要な措置を講ずる旨を規定

➡ 社会情勢の変化への柔軟な対応の実施

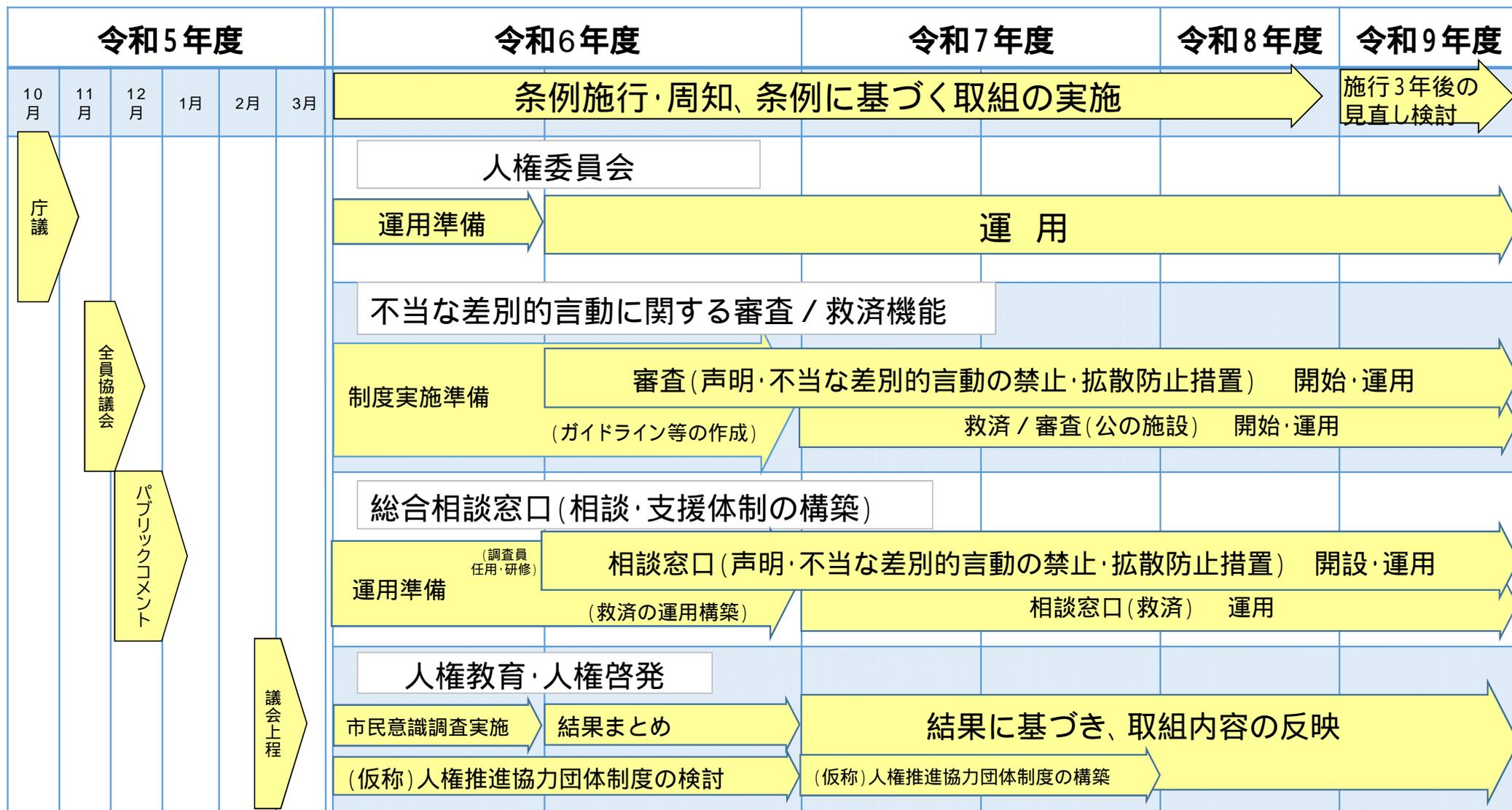
➡ 市の現状を踏まえることによる、施策の範囲(属性の変更)や規制の強度(罰則の導入)、新たな施策の導入などの市民に寄り添った対応の実施

4 予算

(単位：千円)

	R5	R6	R7以降	
人権啓発推進経費 (推進プログラム事業)	6,690	6,690	6,690	
条例関係施策経費		4,188	3,404	リーフレット、横断幕作成等啓発経費 拡散防止措置対応経費
市民意識調査経費		968		郵便料、消耗品(R6年度上半期に実施)
人権委員会経費		1,970	2,789	報酬、費用弁償等
条例関係相談業務経費		報酬 + 311	報酬 + 572	会計年度任用職員報酬、旅費等
備品・消耗品経費		451	230	
計	6,690	報酬 + 14,578	報酬 + 13,685	

5 今後のスケジュール（予定）



1 第3次相模原市環境基本計画の中間改定について

【環境経済局 ゼロカーボン推進課】

(1) 主な意見等

(総合政策・少子化対策担当部長) 本計画は環境分野の総合計画になるが、各個別計画を本計画に盛り込むことはできないのか。

(ゼロカーボン推進課長) 環境審議会でも指摘されており、行財政構造改革プランにおいても、個別計画の整理が必要だということは認識している。今回は中間改定なので、次期の計画策定の際に、個別計画の統合について検討していきたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 「炭素半減社会」という言葉は、2030年度の二酸化炭素削減目標が50%削減ということから理解できるが、一般的に使用されているのか。

「脱炭素社会の実現」などの言葉でも良いのではないか。

(ゼロカーボン推進課長) 環境審議会でも様々な意見をいただいたが、「炭素半減社会」という言葉を選択した。東京都においては、「カーボンハーフ」といった言葉を用いている。

(財政局長) 「低炭素社会の実現」から「脱炭素社会の実現」へ移行したということだが、説明資料の「炭素半減社会」という言葉がどういうことなのか、分かりづらい。

(ゼロカーボン推進課長) 今回改定する計画本文においては、「令和12(2030)年度の炭素半減社会、そして、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指していきます。」と表記する形で説明している。

(総務法制課長) 本計画を確認したところ、「ネイチャーポジティブ」や「グリーンインフラストラクチャー」、「サーキュラーエコノミー」など聞きなれない言葉があったため、欄外に解説など入れた方が良いのではないか。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) 現計画でも巻末資料として用語集を付けており、引き続き用語集を掲載する。

(市長公室長) 緑地面積の指標については、目標値を再設定せず、基準値の状況を維持することとしているが、開発行為や区画整理事業での緑地は計画に考慮しないのか。今後、新しく緑地を整備しないように見えるが良いのか。

(ゼロカーボン推進課長) 開発事業者に確保を求めている「緑」については、当該指標において定義している緑地には含まれておらず、緑地面積の基準値の状況を維持するという目標が市の姿勢を問われるものではないと考えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

2 第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について

【環境経済局 廃棄物政策課】

(1) 主な意見等

(総合政策・少子化対策担当部長) ごみ総排出量の減少について、どのような要因があると分析しているのか。また、家庭からの食品ロス排出量については、計画策定時より排出量の推計が増加しているため、取組が進んでいないように見えるが、どう考えているか。

(廃棄物政策課長) ごみ総排出量とは、一般ごみ、粗大ごみ、事業系ごみ及び資源の総量になるが、この10年間は減少し続けており、その要因としては、市の環境教育の成果が根付いてきていることに加え、製品の包装に使われる素材の減量化、販売事業者による自主回収及びコロナ禍における事業活動縮小・営業時間の短縮などが要因としてあると考えている。また、家庭からの食品ロス排出量については、一般ごみのごみ質測定調査をもとに、サンプルの食品ロス混入割合から推計値として算出しており、平成29年度に実施した調査により9,326tとなった。調査に用いたサンプルは、複数の地区から無作為に抽出したものであるが、推定される排出量と差が生じることは考えられる。ここ数年、食品ロス排出量は徐々に減少しているものの、目標値とは乖離が生じている状態である。なお、国及び県において、2030年度までに2000年度の食品ロス排出量から半減させることを目標としていることから、様々な施策を通じ、少しでも目標値に近づけるよう取組を進めたい。

(財政局長) 目標値の設定については、各施策を行うことにより、どのように目標値に近づけることができるのかを説明できるようにしてもらいたい。

(財政担当部長) 家庭からの食品ロス排出量の推移については、初期値に偏りがあつたかもしれないが、排出量が増えていることについて、因果関係を説明できるようにしてもらいたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 近隣市では、家庭ごみの有料化や戸別収集に取り組んでいるが、本市の検討状況はどうか。

(廃棄物政策課長) 本計画において、戸別収集の導入を含めて、市民ニーズに対応したごみ収集の検討を行うこととしている。戸別収集の実施に当たっては、収集運搬経費や収集運搬体制が大きな課題と考えている。令和6年度から、社会経済情勢を踏まえながら、家庭から排出される一般ごみの有料化と併せて具体的に検討を進める。

(脱炭素社会・資源循環推進担当部長) まずは今年度にシミュレーションを行い、どのくらいの規模の経費を要するのか算出する予定である。一番の課題は収集運搬体制で、現在の直営の収集業務を更に増やすことは難しいと考えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

3 相模原市市営墓地基本計画の中間見直しについて

【環境経済局 公園課】

(1) 主な意見等

○(財政局長)一般墓所の応募倍率はどのくらいあるのか。残りの計画期間において、一般墓所を整備しないことは妥当なのか。

(公園課長)応募倍率は約10倍である。残りの計画期間においては、合葬式墓所のみを整備するが、一般墓所については、墓じまいをする人もおり、随時再応募を行っている。

(財政局長)合葬式墓所の需要が多いというのは理解できるが、一般墓所の空きを待っている市民に対してはどのように説明するのか。

(公園課長)一般墓所を求める人には、民営墓地が多数あるのでそちらも案内したいと考えている。

(財政局長)墓地整備の方針転換が一番大きな論点であるが、案件名が「中間見直しについて」とあるので、論点が分かりづらくなっている。

(地域経済政策課長)墓地の土地が限られている中で、市民墓地としての需要に応えるために、残りの計画期間においては、合葬式墓所のみを整備する計画とした。次期計画において、市民墓地の土地を新たに探し、一般墓所を整備するかどうかは、今後の判断になる。

(公園課長)現計画において、市営墓地には、民営墓地に配慮しながら担うべき墓地供給量とその時期を見通し、計画的に実行することや、福祉的な視点として、承継者がいなくても安心して墓地を取得できる仕組みの構築などを取り入れる必要があると示しており、中間改定において、需要に応じて合葬式墓所を中心に整備することは適切だと考えている。

(市長公室長)「中間見直しについて」という案件名だが、一般墓所は新たに整備をしないという施策の転換なので、案件名もよく考えないといけない。中間見直しの内容が、現計画を補足しているような内容だと受け取らないようにしてもらいたい。

(総務法制課長)市民生活に影響のあることについては、しっかりと示してもらいたい。議会提供資料に関しては別途調整させてもらいたい。

(南区役所副区長)民営墓地についてはどのような状況なのか。

(公園課長)平成25年度から市内で2,500区画増えている。町田市には40,000区画、八王子市にも84,000区画ある。

(市長公室長)決定会議において承認するが、案件名については、整備の話なので、「相模原市市営墓地基本計画における整備の考え方について」に修正してもらいたい。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認する。

4 相模原市ICT総合戦略(第2期)(案)について

【市長公室 DX推進課】

(1) 主な意見等

(財政担当部長) 本件は、令和2年からの計画期間内での改定なのか、それとも第2期を新たに策定するのか、どちらか。

(総務法制課長) 現行のICT総合戦略は今年度までの計画であり、本件は新規に計画を策定するものと認識している。

(DX推進課担当課長) 新規の策定であるが、現行計画を踏襲した内容であるため、感覚的に改定としていたが、文言については修正する。

(南区副区長) この分野は変化が早く、最近ではICTという言葉もあまり使われていない。所属名もDX推進課であり、策定を検討している条例の名称も仮称とはいえDX推進条例ということであれば、本計画の名称も検討してはどうか。

(DX推進課担当課長) 当該条例に基づく見直しに合わせ、新たな名称の検討も必要になると考える。今回については、ICT総合戦略という名称を踏襲する。

(政策課長) ICT戦略調整会議でも同様の意見があった。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認する。

5 (仮称) 駐車場ビジョンにおける経営戦略部分の策定について

【都市建設局 路政課】

(1) 主な意見等

(財政担当部長) 令和3年の調整会議で本件を審議したが、状況は改善されており、経営戦略たる内容になっていると評価している。その上で、公営企業としての駐車場経営について、今後、適した管理形態に変える必要がある中で、独立財産が原則である。公営企業とすると決めた以上、公営企業会計にすべきである。一般会計に戻るとするのは、公営企業としての役割を終えているはずであり、その場合は普通財産に切り換え、貸付や売却をするべきではないか。今後、公営企業としての役割が終われば考えていくものと受けとめているが、そこは趣旨を間違えないようにしてもらいたい。また、公営企業とする必要性について、公営企業債を利用して整備したから公営企業として実施するというロジックではなく、そもそも公営企業だからこそ公営企業債を充てたものである。公営企業として駐車場を経営しているのであり、それが終わった後は市営の必要はなくなり、その後を考えれば良い。最後に、今後の収支見通しであるが、基準外繰入金がないと経営が成り立たない中で、一定の努力によって、それを減らしていき、令和15年度には黒字化できる。本来であれば、令和15年度から正常化した公営企業としてそこからスタートするものと考えるが、本市の場合、公営企業としての役割を終えるのかどうかを含めて考えるものである。引き続き、しっかりと議論してほしい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 計画期間が10年間という根拠は何か。

(路政課長) 国の指針で、10年間の計画を作ると定められている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 利用料金制度にすることで、メリットはあるのか。

(路政課長) 使用料では、指定管理者が努力した利益は、市の歳入となる。利用料金制度を導入することにより、指定管理者の努力によって得た利益は、現在の提案では8割が市、2割が指定管理者の収入となるため、指定管理者にとってもメリットがある。

(総合政策・少子化対策担当部長) シェアカー等の取組について、市としての考えはあるのか。

(路政課長) 相模大野立体駐車場について、伊勢丹が閉店し、利用率が減っている。需要と供給の中で供給過多になっていることから、制限がある都市計画駐車場という枠組みを外すことで、指定管理者が自由に運営できるようにしたい。例えば、月極駐車場の運用をすること等で、利用につなげていく取組を市としても進めていきたい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 利用料も柔軟に指定管理者が設定できるのか。

(路政課長) 条例上、30分150円という基準があり、その範囲内で指定管理者が設定できる。現在、1日最大料金1500円と設定しているが、今後の状況によって、変更する自由度がある。

(総合政策・少子化対策担当部長) 組織の見通しで、指定管理者制度の継続又は市有財産の貸付ということも視野に入れて検討ということでは、市有財産として貸付した方が市としてメリットがあるのか。

(路政課長) 黒字化は前提であるが、民間に貸付等をした場合については、市の事務量が少なくなり、人的メリットがある。事業者側からすると、自由に運営できるというメリットがある。まだどうなるのか不明であり、今後検討を進めていく。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

6 相模原市自転車活用推進計画の中間見直しに伴う改定について

【都市建設局 道路計画課】

(1) 主な意見等

○(市長公室長) 計画に大西大通り線が位置付けられているが、相模原駅北口はどうか。

(道路計画課長) 明確になった時点で必要に応じて見直し等行う。

○(財政局長) 考え方として、道路整備に合わせていくのは理解するが、路線名を計画に記載する必要はあるのか。また、計画に追加する基準はあるのか。都市計画決定された道路を記載するのであれば、全部載せるべきなのではないか。

(道路計画課長) 自転車の走行環境の整備の基本的な考え方であるが、総合都市交通計画に自転車通行環境ネットワークについて記載されている。駅前等では事故が多く、自転車の需要が高い駅など主要部を起点として、自転車の交通量が多い地域間ということで歩行者と自転車などを分離する環境を整備していくものである。通勤、通学時の事故が多いことから駅を中心とし、順に整備していくというのが基本的な考え方である。本計画では、19kmの整備を予定しているが、現状の幅員の中で、矢羽根マークの設置など整備できる箇所を優先整備区間とし、それとは別に、新設道路などで、事業認可を取るといった見通しがある程度立っているところを、道路の整備に合わせて整備する区間ということで計画に含めている。主に新道路整備計画に記載されているものや、関連事業箇所としてある程度認知されたものというところを計画に載せている。

(市長公室長) 整備は社会資本整備総合交付金の対象となるのか。

(道路計画課長) 対象となる。

(財政局長) これから新設する道路については記載が難しい。特に、大西大通り線は、注目されている路線であり、これから整備を進めていく中で、本計画に記載される。一方、これから整備する可能性がある道路について、記載されていない道路もあり、基準が曖昧である。どのように判断しているのか。

(道路計画課長) 都市計画決定し、事業認可を受ける見込みがある道路が対象である。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 成果指標の進捗状況について、令和4年度の自転車の交通事故件数が基準値より減っているが、成果の分析について伺いたい。

(道路計画課長) 交通事故件数について、基準値771件に対し、令和4年度は627件と大きく下がっているが、令和3年度は、703件であった。なお、今年度に入ってから、件数が増えているという話も聞いている。市全体として、区役所が中心となり、啓発活動を行っている状況である。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 道路交通法の改正により、ヘルメットの着用や電動キックボード等が新たに反映するというところであるが、この内容が、施策7「市・地域・関係機関の連携・協働」に入るのはなぜか。

(道路計画課長) 施策7は、基本方針4「自転車等の交通ルール・マナーの周知・啓発活動の推進」に係る施策であるため、ここに位置付けている。

○(財政局長) 成果指標7の「入込観光客数」について、これは観光振興計画との整合を図っているのか。観光振興計画にも記載されているのか。

(道路計画課長) 観光振興計画と整合を図っており、総合計画の成果指標にもなっている。

○(市長公室長) 大西大通り線に係る事業認可の見込みについて、公表はされているのか。

(道路計画課長) 地域説明会の中では、事業認可を取っていくということは伝えている。

(市長公室長) 横断面も説明しているのか。

(道路計画課長) 説明している。

(市長公室長) それはコンセンサスが取れているのか。事業認可が見込まれているため、本計画に位置付けるということであれば、他にも事業認可を取っているものは多くある。また、総合都市交通計画が上位計画であるが、今回、見直していないのではないか。

(道路計画課長) 総合都市交通計画は、令和4年3月に見直しを行っている。

(市長公室長) その時には、まだ大西大通り線の話は出ていなかった時期だと思われる。
本計画に大西大通り線を位置付けるかどうかは整理した方が良くはないか。
(道路計画課長) 承知した。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認する。

7 身近な移動手段の確保に向けた実証実験の実施について

【都市建設局 交通政策課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 本件について、部会案件にはならないか。
(総務法制課長) グリーンスローモビリティの実証運行と同様に情報提供で良い。
- (市長公室長) 昨年度、地域交通活性化法の改正があり、法定計画の策定が求められているものと認識しているが、本市では計画は策定済みか。
(交通政策課長) 市総合都市交通計画がそれにあたるものであり、策定済みである。
- (財政担当部長) 実証実験の乗合タクシー等の「等」とは何か。
(まちづくり推進部長) 実証の結果を踏まえての検討となるが、コミュニティバスの小型版を含めて検討したいと考えている。
(財政担当部長) それが分かるように記載してほしい。
- (財政局長) 経費を踏まえ、財政局としても本件は進めてほしいが、議会への情報提供を含め、発表については、よく調整してほしい。元々、グリーンスローモビリティの実証運行や福祉施策との連携などについて、庁内横断的に議論しているが、本件を単体で発信するのか。ドア・トゥ・ドア輸送と聞くと、バス停まで行けない人への支援ということで福祉施策だと受け止める人もいる。交通不便地域以外ではどうするのかという話になることも懸念される。
(市長公室長) それがあって、冒頭に法定計画の確認を行った。交通施策は「あれもこれも」とならないように、今回の取組は、あくまで法定協議会での議論を踏まえて策定した法定計画に基づく取組であるという枠組みは崩さない方が良い。
(まちづくり推進部長) あくまでも総合都市交通計画に基づく取組である。高齢者だから必要というだけではなく、買物で荷物が多いことなどが想定される。
(財政局長) この他に、スクールバスの活用などがあり、複合的に施策検討しているのかという話になってしまうと混乱してしまうだろう。発表の仕方をよく調整してほしい。
(政策課長) 庁内横断的に議論する中で、実施する取組を決めており、現在は、実績を積み上げているところである。
(財政局長) 政策課の判断として、それぞれの立場で進められることは、進めてほしいということであったと承知している。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 内郷地区の乗合タクシーは何台で運行しているのか。
(交通政策課長) 運行は1台で、予備車両を1台確保している。
(総合政策・少子化対策担当部長) 実証運行について、良い取組である。利用者から希望する声があったのか。
(交通政策課長) 事業者ヒアリングで、そのような声があったと聞いている。
(総合政策・少子化対策担当部長) 道路運送法の許可について確認したいが、実証実験それぞれ許可は不要なのか。
(まちづくり推進部長) 実証実験は届出の提出が必要であり、実証実験では許可が必要となると確認している。
- (総合政策・少子化対策担当部長) 公共交通網もカバー率について、人口の9割をカバーしているとあったが、今年度の総合計画審議会でも意見があった点で、市民感覚からすると9割をカバーしているという点に疑義があるとのことであった。交通不便地域の設定の考えは、全国的なルールなのか、それとも本市としての定義なのか。
(交通政策課長) 市で定義している。なお、市民感覚と異なるという意見については、認識しており、今後、バスの本数などの概念も含めたものにすべきか、検討しているところである。
(総合政策・少子化対策担当部長) そのような見直しの結果、新しい交通施策を打ち出せるエリアが広がるということも考えられる。検討を進めてほしい。
- (財政担当部長) 実証実験は、交通不便地域の解消のためなのか。

(まちづくり推進部長) 乗合タクシーが、交通不便地域の解消のために導入しているものである。その上で、地域特性を踏まえ、より利便性が高い移動手段の確保策を検討するというものである。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 実証実験 について、担ってもらう相手方を伺いたい。

(まちづくり推進部長) 市内のタクシー事業者で構成する協会で調整している。

○(総合政策・少子化対策担当部長) 最近はライドシェアについて話題となっているが、参画する可能性はあるのか。

(まちづくり推進部長) 基本的にタクシー協会は、ライドシェアには反対の立場である。そのような背景があるため、市との協働について、比較的前向きに検討いただけているものと考えている。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

令和5年10月26日

8 地域共生社会推進計画(第5期地域福祉計画)(案)、第9期高齢者保健福祉計画(案)及び第2期共に支えあい生きる社会さがみはら障害者プラン(案)について
【健康福祉局 地域包括ケア推進課、高齢・障害者福祉課、生活福祉課、都市建設局 住宅課】

(1) 主な意見等

(総務局長) 人権条例が3月議会に議決された場合に、福祉や障害分野についての書きぶりをどうするかといった調整を市民局としているか。

(地域包括ケア推進課長) 当該条例の進捗については人権・男女共同参画課に適宜確認しており、記載内容についても調整中である。

(総務局長) 3月定例会議の最終日に議会に報告した後は変更できなくなるため、よく調整してほしい。

(総務局長) 高齢者保健福祉計画について、次の計画期間内で特別養護老人ホームを新たに建設しないとしている中で、主な取組として特別養護老人ホーム等の計画的な整備と記載しているのはなぜか。

(地域包括ケア推進課長) 長期的に見た際には、後期高齢者が増えていく中で、計画的に整備が必要となるものであるが、今期に関しては整備をしないので、記載については検討させていただく。

(総務局長) 障害者プランについて、例えば、中央障害者相談支援キーステーションは来年度開設するが、そういった具体的な記述はないのか。

(地域包括ケア推進課長) 現在の障害者プランは事業名レベルの記載が多いが、本来、計画においては、将来に渡っての予算の担保がないことから、具体的な表現は適切ではないという考えの中で見直している。中央障害者相談支援キーステーションについて記述するのであれば、中央区での障害者の相談支援機能の充実といった表現で記述する形を検討する。

(総務局長) 今後の方向性と実際の取組が少し合っていないように思われるので、よく整合を図ってほしい。

(総合政策・少子化対策担当部長) 給付型から支援体制の整備型へ転換していく方向性については承知しているが、相談支援体制が欲しいといった声は市民や関係団体から実際に挙がっているのか。

(地域包括ケア推進課長) 包括的な支援体制の整備が叫ばれる背景には、新型コロナウイルス感染症の影響等、同じ世帯の中で社会的な問題が複合化、複雑化している状況があり、各計画の対象者からも、どこに相談したらいいかわからないといった課題が見られる。

(総合政策・少子化対策担当部長) 福祉分野において、窓口の一本化に向けた検討はされているか。

(地域包括ケア推進課長) 包括的な支援体制の整備の三本柱の一つが相談支援体制であり、行政機関、外部機関、関係機関の相談支援機能を強化するという中で、中央障害者相談支援キーステーションの設置等、進めているところである。

(総合政策・少子化対策担当部長) ハード面を整備するような取組はあるのか。

(地域包括ケア推進部長) 現状ハード面の整備はないが、窓口機能の拡充は柱として考えているため、今後検討を進めていくべきものと考えている。

(総務法制課長) 調整会議の時になかった子供への意見聴取といった項目があるが、手段、場所、対象者をどのように考えているか。

(地域包括ケア推進課長) 新しい取組であり検討中であるが、子供にわかりやすい概要版を作成しての実施等を考えている。

(2) 結 果

原案を一部修正し、承認する。

9 第3次相模原市自殺総合対策の推進のための行動計画(案)について

【健康福祉局 精神保健福祉課】

(1) 主な意見等

(総合政策・少子化対策担当部長) 自殺者の増減について、年齢割合等からの分析について聞かせてもらいたい。

(精神保健福祉センター所長) 国と比較すると人口規模が違うため、増えたり減ったりといった波が出やすいが、それを除けば、基本的に国の動向と一致している。具体的には、コロナ禍初期においては、ステイホームによる孤立感から女性、その後遅れて、中小企業でぎりぎりの経営で苦しくなってしまった中高年の男性の自殺が増えたといった分析がされている。また、若い世代に関しては、もともと自殺対策が、中年男性向けのものが中心であったため、自殺がなかなか減らない状況である。若い世代の自殺は絶対値として少ないので、1例でもパーセントとしては大きな推移変動に見えてしまうが、県全体で見ると、現在の自殺対策が若い世代にあまり効果がないことがわかる。従来の自殺対策だけではなくて、ヤングケアラーなど、様々な境遇にある若い世代の人たちの生きづらさに対し、幅広く支援していくことが求められている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 本市は、例えば中小企業が多いといった特徴があるが、本市特有の傾向が現れているようなところはあるのか。

(精神保健福祉センター所長) 本市は大都市の傾向、山間部の傾向、又は一人暮らしが多いなど、様々な地域があり、結果として全国の傾向に一致している状況である。その中では、幅広い施策が必要になってくると考えている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 相談体制を拡充する取組として何があるか。

(地域包括ケア推進部長) ひきこもり支援センターの窓口の拡充などである。

(2) 結果

原案のとおり承認する。

10 障害者施策の見直し及び転換について

【健康福祉局 地域包括ケア推進課】

(1) 主な意見等

(財政局長) 今回、重度障害者医療費助成で所得制限を設定することだが、他にも所得制限を設定していない事業はあるのか。

(高齢・障害者支援課長) タクシー券のほか、一部所得制限がないものがある。

(財政局長) 将来的に、そういった事業を見直していく想定はあるか。

(地域包括ケア推進課長) タクシー券については、検討したものの、移動支援の充実といった動きがある中で、今回は見送った経過がある。

(財政局長) なぜ、今回本事業だけ所得制限を設定したのか、理由を説明できるようにする必要がある。

(財政局長) 相談支援の基盤については、他に比べて特定財源が少ないが、充てられるものがないのか。

(地域包括ケア推進課長) 基本的に人員体制の部分になるので、補助メニューがない状況である。

(財政局長) 市単独事業を見直すという考えの中で、特定財源の取れる事業を優先し、市単独事業を新規で実施する場合には、事業費を少し落としたような形で実施するという姿勢が必要と考える。

(総務局長) 例えば、相談支援窓口の拡充事業である相談支援キーテーションの運営経費は、国の補助率が2分の1以内となっているが、同一メニューの国の補助金総額が増えないため、結果的に3分の1も補助金が出ていない状況であり、完全な市単独事業はそう多くはないと思われる。

(総務局長) 対象者に個別案内を行うとあるが、現在所得制限を設けていない重度障害者医療費助成については、どのように案内するのか。

(高齢・障害者支援課長) 今回影響を受ける対象者だけでなく、全ての対象者に制度変更の案内を行うことを想定している。

(総務局長) 障害の事業所の不正受給が騒がれている中で、実地指導体制を強化していくことが盛り込まれているが、国が求める頻度で実施するための予算を確保できているのか。

(福祉基盤課長) 現状できていないが、委託件数を増やす、会計年度任用職員を採用するといったことにより対応していきたい。

(総務局長) 質の担保や不正受給をさせないためにも、国の求める体制を整えてほしい。

(財政担当部長) 障害児者介護給付費については、令和6年度の国の報酬改定を見ながら見直しを実施するものと思うが、障害者団体には説明しているのか。

(地域包括ケア推進課長) 加算の見直しについては、法の報酬改定に対応した見直しにより、適切な加算とする必要がある。これは定期的に行われているが、来年度がそのタイミングに当たる。主に事業所との関係になり、また、現状具体的なものも決まっていないことから、今回の意見交換の中では障害者団体には特段説明はしていない。

(総務局長) 新たな見直しではなく、今までも実施してきたことがわかるような表記にすると良い。

(財政担当部長) 社会保障施策の見直しの実施プログラムの中に、この部分が含まれていないが、こういった整理となるのか。

(政策課副主幹) 市単独加算については、ベースとなる国の基準があり、そこが動けば当然に変わるという考え方なので、スクラップアンドビルドの考え方とは違う視点になる。また、国庫負担基準の超過については、スクラップアンドビルドの見直しという観点で含めることは可能であるが、効果額を現時点で積算することは難しく、実施プログラムにおいては効果額を一つの軸にしている中では、含めない方が良いという判断があったが、指摘を踏まえて対応する。

(総合政策・少子化対策担当部長) 新規事業内容について、関係者にはどの程度説明をしてきているのか。

(地域包括ケア推進課長) 一覧表で概要を示しているが、元々障害者団体から挙げられている要望について、財源等の問題により、実施ができていなかったものから、実現可能性が高いものを取り上げている。個別の細かな要望はあるものの、内容については理解いただいていると考えている。

(市長公室長) ICTを活用した新たな取組とあるが、具体的にどのようなものか。

(地域包括ケア推進課主査) 障害者施策関連制度を案内する際に、今は主に福祉のしおりという冊子を使用しているが、例えば、公式LINEを使用し、自分の障害種別を入力すると、受けられるサービスが案内されるといったものを想定している。

(市長公室長) 新たなサービスというよりは、既存のインフラで対応したいと考えているのか。

(地域包括ケア推進課主査) そのとおりである。

(市長公室長) 読み上げアプリを導入する場合には、大幅に費用が掛かると思うが、どのように考えているか。

(地域包括ケア推進課主査) 公式LINEでの導入が困難な場合には、他のアプリの活用も検討しているが、見積もりでは、初期費用及び年間のランニングコストもそれぞれ1,000万以下で可能と見込んでいる。

(財政局長) その費用も事業費総額5億3,000万に含まれているということでしょうか。

(地域包括ケア推進課主査) そのとおりである。

(2) 結果

原案を一部修正し、上部会議に付議する。

1 1 相模原市感染症予防計画(案)について

【健康福祉局 疾病対策課】

(1) 主な意見等

(総務局長) 医療関係団体との意見交換を経て、計画の素案がまとまっているのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) そのとおりである。

(総務局長) 新型インフルエンザ等行動計画については改定等の予定はあるのか。

(疾病対策課長) 国から今後改定することが示されているので、合わせて改定する予定である。

(総務局長) 改定は今年度中か。

(疾病対策課長) 未定である。

(財政局長) 指標を作る際、現状があり、そこから目標を設定すると思うが、現状はどのようなのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 現状の数値を目標値として設定している。

(財政担当部長) 県の計画との関係について、整合を取るのには県との連携といった部分であるか。

(医療政策・感染症対策担当部長) そのとおりである。また、数量的な表記のある箇所についても整合をとっている。なお、県のみが実施するものは章立てから除外している。

(財政担当部長) 指標について、検査機器保有数等、感染症の初期と初期以降で同じ台数になっているが、分けている理由はあるのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 国から示されているフォーマットに合わせたものであり、本市としては最初から最大数で対応するため、同数となっている。

(総合政策・少子化対策担当部長) 新型コロナウイルス感染症の対応時は、県を經由せず、直接国とやり取りをしていた経過がある中で、県とは別に、保健所設置市として独立して本計画を作成するイメージでいたが、県の計画と一体的に作成するものなのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 県の計画に即して作成するものとされている。

(財政局長) 本案件は、部会説明を行わないのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 国から示されているものを忠実に記述したものであること、また、市民や事業者規制や義務を課す内容ではなく、関係団体等に意見を聴くのが有効・適切と判断されることから、パブリックコメントや部会説明は行わないものとした。

(政策課長) 公衆防疫の技術的な計画であり、医療機関等と調整をしていることから、市民に意見をいただくというよりは、内部的な統制計画という判断をした。しかし、新規の計画というところで、上部会議に諮らせていただいている。

(総務局長) 県は、パブリックコメントを実施するのか。

(医療政策・感染症対策担当部長) 実施する予定である。

(市長公室長) 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた一連の流れの中で新規の法定計画を策定するに当たり、他の自治体がパブリックコメントを実施する中で、本市のみが実施しない整理は難しいのではないか。

(医療政策・感染症対策担当部長) パブリックコメントを実施することとする。

(2) 結果

原案を一部修正し、承認する。

12 相模原市保健医療計画(第3次)(案)について

【健康福祉局 地域保健課、健康増進課】

(1) 主な意見等

○(総務局長)指標を12項目から90項目に増やすということだが、国や県、他の自治体もこうした傾向にあるのか、それとも本市独自のものか。

(保健衛生部長)指標を増やすことについては自治体によりけりだが、本市の第2次計画後期の12項目というのは、他自治体と比べかなり少ない。数値目標を立て、それを評価していくというのが健康日本21であり、その自治体計画として、ある程度細かく設定する必要があると考える。また、三つの計画を一つにしたことも指標が増えた要因である。

(総務局長)副題をつける予定はあるか。

(保健衛生部長)副題については、現行の「みんな元気がみはら健康プラン21」を踏襲することを考えている。

(総務局長)スケジュールについて、2月に議案を提出し、それを踏まえて3月に計画策定となるため、資料の表記の順序を修正いただきたい。

(総合政策・少子化対策担当部長)新たな取組はあるか。

(地域保健課長)新規という表記については、この計画に新たに位置づけたという意味であり、新規の取組はない。

(財政局長)相模原市保健医療計画は、医療法上の医療計画を兼ねているのではなく、県の保健医療計画と整合を図っているのみということでしょうか。

(保健衛生部長)そのとおりである。

(市長公室長)調整会議で議論されている附属機関設置条例の改正について改めて説明いただきたい。

(総務法制課長)廃止を含めた条例改正が3つ予定されており、今ある3つの審議会をすべて廃止する。食育だけは、附属機関条例でなく、相模原市食育推進委員会条例で規定されているため、まずこの条例が廃止される。残りの地域保健医療審議会、歯科保健事業推進審議会は附属機関条例の改正で削除され、新たに保健医療審議会を設置する形であるが、見た目は他の2つの審議会が保健医療審議会に飲み込まれたように見えるので、委員にはよく理解いただいているという話であるが、議会や市民にも、ただ飲み込まれるのではなく、内包していることが分かるように表現したらどうかという提案である。

(市長公室長)歯と口腔と食育について、対象はどこを設定しているのか。

(保健衛生部長)乳幼児から高齢者まで全員である。

(市長公室長)学校保健や給食などでも食育を前面に出しているが、この条例改正案を議会に出したときに、食育と歯と口腔が飲み込まれたように見えると、後退感が出るように感じる。

(総務法制課長)そうした危惧があり、附属機関設置条例の目的を記載する箇所があるため、例えば、地域保健に関する審議をすることといった内容であるが、そこに歯と口腔、食育というワードを入れたらどうかという提案である。

(2) 結果

○原案を一部修正し、承認する。

13 (仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について

【市民局 人権・男女共同参画課】

(1) 主な意見等

(総務局長) 条例制定の基本的な考え方において、答申の内容を踏まえるとしているが、答申の内容を反映していない部分もある。人権施策審議会を多数開催し、議論を重ねた中で、今回の提案資料では、答申に対して市がどのように検討したかを、示す必要があると考える。市の意思決定を行うにあたり、答申に対し、どのような検討を行ったのかが分からない中で、議論をすることに疑問を感じる。資料等で把握ができるようにしてもらいたい。

(人権・女性活躍担当部長) 資料について、検討する。

(財政局長) 相談・支援体制における庁外専門窓口として、法務局や警察といった機関を示しているが、誤解につながるため関係機関と表現した方が良いのではないかと考える。また、全ての属性に対して救済を図っていくものとするが、不当な差別への対応において、障害の属性が盛り込まれているのは拡散防止措置のみとなっている。各対応において属性を絞った理由を伺いたい。

(人権・男女共同参画課長) 不当な差別的取扱いでは、全てを対象としているが、不当な差別的言動については、表現の自由に規制をかけるものであるため、実態があった最小限の内容に留めたいと考えている。現に本市において、インターネット上で障害者に対する差別的な書き込みの事例があったため、対象としている。

(財政局長) 各対応における対象とする属性を限定していることについては、誤解のないように整理をお願いしたい。

(財政局長) 配置を予定している相談員や相談窓口の具体的な内容を伺いたい。また、人権委員会に係る経費について記載があったが、見込んでいる開催回数を伺いたい。

(人権・男女共同参画課長) 相談があった場合、当課の相談室を使用する予定である。

人権委員会の開催回数は、月に2回程度を見込んでいる。

(総合政策・少子化対策担当部長) 不当な差別への対応として4つの手法があるが、手続きに要する期間を伺いたい。

(人権・男女共同参画課長) それぞれ手続きが異なるが、できる限り迅速に対応できるようにしていく。

(総合政策・少子化対策担当部長) 公の施設の利用制限については、各施設の設置条例における利用承認及び利用承認の取消しの条項に基づき利用制限を行うとあるが、短期間のうちに各施設において対応を図ることは難しいと考える。

(人権・男女共同参画課長) 実際に制限を課すか判断するのは施設管理者等である。運用にあたって、十分な説明を行う予定である。全ての公の施設の条例を改正するのではなく、ガイドラインを作成し、当該ガイドラインを基に管理運営をしていただく。

(総務局長) 繰り返しになるが、議論を慎重に行う必要がある。人権施策審議会の意見において、不当な差別的言動の禁止としているところが、条文では言動の禁止となっている。そうした細かい部分の確認や議論が本日の資料ではできない為、用意する資料は配慮をお願いしたい。

(財政担当部長) 地方自治法上、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとある。利用許可されない場合は、審査請求等の手続きが用意されている。例えば不当な差別的言動を行うものに対して、市としてはガイドライン等に基づき利用承認の取消し等を行ったとしても、地方自治法を根拠に訴訟を起こされる場合や、敗訴する可能性もある。かなりリスクが大きいと感じるが、他市で同様の制限を設けている例はあるのか。

(人権・男女共同参画課長) 他市においては、条例中に基準を定める旨を規定しているところと、条例中に定めずガイドラインにおいて取扱いを示しているところがある。

(財政担当部長) その判断を施設管理者側が行うのは困難ではないか。

(人権・男女共同参画課長) 利用制限を課すかどうかについては、人権委員会から意見

を徴取した上で、施設管理者が判断することとなる。

(財政担当部長)施設利用の申請から実際の利用日までが短期間の場合、人権委員会における対応は間に合うのか。

(人権・男女共同参画課長)間に合わないケースが発生する可能性はある。

(財政担当部長)施設管理者等に過度な負担がかからないよう、配慮してもらいたい。また、声明に法的な効力はあるのか。

(人権・女性活躍担当部長)声明は行政処分ではないため、法的な効力はない。

(財政担当部長)人権相談専門調査員とは会計年度任用職員か。条例に定めのある職種なのか。

(人権・男女共同参画課長)会計年度任用職員である。今後、会計年度任用職員の規則に位置付ける予定である。

(財政局長)声明については、本条例に位置付けられ、人権委員会に諮った結果発出されるものであるため、一般的な市長コメントとの住み分けを整理しておいた方が良い。

(人権・女性活躍担当部長)今後調整する。

(総合政策・少子化対策担当部長)人権委員会は月2回の開催を想定しているとのことだが、事例が頻出した場合、2回を超えて開催することは可能なのか。

(人権・男女共同参画課長)オンラインでの開催等も想定し、対応を図っていく。

(総合政策・少子化対策担当部長)人権委員会の委員について、2名は予備としているが、表現を変えた方が良いと考える。また、総合相談窓口とあるが、人権に関する総合相談窓口となるため、他の類似の窓口と違いが分かるようにしておいた方が良い。

(市長公室長)インターネット上の書き込み等は一瞬で拡散していくが、削除等は技術的に可能なのか。

(人権・男女共同参画課長)市が直接削除することはできないので、プロバイダ等へ削除要請を行うが、削除要請した場合、必ず対応されるかは不明である。

(市長公室長)非常に多くのプロバイダがあり、拡散し続ける中では削除しきれないと思われる。専門業者への委託等をしないと実効性がないのではないか。

(財政局長)人権委員会へ諮問等をしている間にも拡散し続けるため、完全に削除することは難しいのではないか。

(南区副区長)市が差別的言動にあたと判断したにも関わらず、削除しきれずに書き込みが残っていることを指摘されることが想定される。

(財政局長)インターネット上の書き込みの削除を専門業者へ委託するにしても、明確な基準がない中では難しいのではないか。

(人権・女性活躍担当部長)インターネット上の書き込みが完全に消えていないという状態は想定されるが、市として、削除要請を行わないということではなく、そうしたことにも対応していくという姿勢を見せる必要がある。

(人権・男女共同参画課長)こうした事例において、法務局へ相談する手法がある。非常に数が多く、対応が難しい場合には、横浜地方法務局で専門的に判断してもらい、同法務局から削除要請等してもらおうことも考えられる。

(総務法制課長)精神的な自由に踏み込む内容のため、慎重に議論を行う必要がある。特に、憲法とのバランスは非常に重要と考えているが、当該内容に係る条文が第34条にあるため、冒頭に入れた方が良いと考える。

(人権・男女共同参画課長)検討する。

(総務法制課長)救済措置の中で、説示は、行政が相手方の内心に踏み込んで反省を促すという内容のため、今の段階で本条例に盛り込むことは難しいと考える。

(政策課長)調整会議において出された意見で今回の資料に反映されていない内容があるため、対応をお願いしたい。

(人権・男女共同参画課長)確認する。

(2) 結果

継続審議とする。

以上